令和４年第１回北中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　１月２４日（月曜日）
閉　会　　１月２４日（月曜日）　　会期　１　日間

月日	曜	会議別	開議時刻	摘　　要
１．24	月	本会議	午前１０時	開　会 会議録署名議員の指名　会期の決定　諸般の報告　施政方針 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉　会

令和４年第１回北中城村議会臨時会会議録

招集年月日	令和４年１月２４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和４年１月24日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	閉会	令和４年１月24日　午前11時13分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番		
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	４番議員	大城律也				
	５番議員	上間堅治				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	仲村静香				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則	教育長	徳村永盛		
	副村長	大田繁	教育総務課長	玉栄治		
	総務課長	喜納克彦	生涯学習課長	與儀光敏		
	企画振興課長	仲本正一	建設課長	安次嶺正春		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武のり子	学校教育指導主事			
	上下水道課長	伊佐秀樹				
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第１号

令和４年１月２４日（月曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第１号	令和３年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について	説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定
4	議案第２号	北中城村役場外構工事請負契約について	〃
5	決議第１号	在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議について	〃
6	意見書第１号	在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和４年第１回北中城村議会臨時会を開会します。

開　会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、大城律也議員及び上間堅治議員を指名します。

日程第２．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第２．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日１日間に決定しました。

日程第３．議案第１号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第１号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第７号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

議案第１号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について。

議案第１号

令和３年度北中城村一般会計補正予算（第７号）について

令和３年度北中城村の一般会計補正予算（第７号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和４年１月２４日　提出

北中城村長　　比　嘉　孝　則

令和３年度北中城村一般会計補正予算（第７号）

令和３年度北中城村の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３３，０８６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，０００，１２５千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		2,607,236	31,086	2,638,322
	2 国庫補助金	1,183,725	31,086	1,214,811
21 繰入金		515,034	2,000	517,034
	2 基金繰入金	514,704	2,000	516,704
歳入合計		9,967,039	33,086	10,000,125

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,795,493	27,591	1,823,084
	1 総務管理費	1,602,782	27,591	1,630,373
	3 戸籍住民基本台帳費	71,466	0	71,466
4 衛生費		1,124,310	△2,963	1,121,347
	2 清掃費	331,012	△2,963	328,049
5 農林水産業費		307,711	447	308,158
	1 農業費	302,331	447	302,778
6 商工費		241,464	709	242,173
	1 商工費	241,464	709	242,173
7 土木費		431,415	7,500	438,915
	2 道路橋梁費	94,793	7,500	102,293
9 教育費		1,458,975	0	1,458,975
	2 小学校費	481,172	0	481,172
13 予備費		31,707	△198	31,509
	1 予備費	31,707	△198	31,509
歳出合計		9,967,039	33,086	10,000,125

詳細については、副村長から説明をいたします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田　繁）

それでは、私より令和３年度一般会計補正予算（第７号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、12月補正予算計上承認後に、早急に実施すべき事業及び予算変更があった事業等について計上してあります。

まず、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

５ページをお願いします。

17款国庫支出金、２項国庫補助金、７目特定防衛施設周辺整備調整交付金2,125万4,000円の増につきましては、交付金確定に伴う各事業の減額補正、そして北中城小学校擁壁改修のための基金積立2,371万2,000円の増額補正であります。詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

８目地方道路改修費国庫補助金600万円の増につきましては、国の内定通知に基づく村道熱田渡口線（熱田渡口橋）の整備のための補正となっております。

26目総務費国庫補助金383万2,000円の増につきましては、社会保障・税番号制度システム改修費への10割補助及び沖縄観光防災力強化支援事業への追加交付分の補正となっております。

21款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金200万円の補正につきましては、財源不足を補うための繰入金であります。

次に、歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。６ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費、３目会計管理費、10節需用費20万5,000円の増につきましては、12節の委託料の入札残に伴う分を令和４年度より開始いたします税公金収納における納付書の印刷費となります。財源につきましては、地方創生臨時交付金となります。

続きまして、８目電算費277万2,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム改修に伴う補正となっております。

続きまして、10目防災諸費、10節需用費の110万7,000円の増につきましては、沖縄総合事務局の補助金を活用いたしまして、災害時の非常用備品等を購入するための補正111万8,000円と防災備蓄倉庫購入に伴う入札残による補正減となっております。

続きまして、33目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費2,371万2,000円につきましては、北中城小学校の擁壁改修を行うための積立てであります。令和５年度まで積立てを行い、改修工事を行う予定であります。

７ページをお願いします。

２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費の補正につきましては、13節の使用料から賃借料への組替え補正であります。

続きまして、８ページをお願いします。

４款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費296万3,000円の補正減につきましては、資源ごみ収集車購入に伴う入札残によるものであります。

続きまして、９ページをお願いします。

５款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費の44万7,000円につきましては、農を活かした健康福祉の里づくり事業に伴う内閣府への要請のための特別旅費及びＰＣＲ検査の検査手数料となっております。

続きまして、10ページをお願いします。

６款商工費、１項商工費、２目商工業振興費70万9,000円につきましては、令和４年度より商工会の会議室を村シルバー人材センターの事務所として使用するための修繕費となっております。

続きまして、11ページでございます。

７款土木費、２項道路橋梁費、２目道路新設改良費750万円につきましては、熱田渡口橋実施設計業務としての補正であります。財源につ

きましては、社会資本整備交付金となっております。

12ページをお願いします。

９款教育費、２項小学校費、１目学校管理費につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金確定に伴う財源組替えとなっております。

今回の主な補正予算の内容につきましては以上のとおりであります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは質問いたします。

10ページです。

６款商工費、１項商工費、２目商工振興費、10節の需用費、修繕費、これはシルバー人材センターのための予算ということなんですけれども、この工事はどこに依頼するのかということです。要するに、この本人なのか、シルバー人材センター本人なのか、それとも外注でほかの業者がやる予定なのか、お願いします。

それと今回、事務所の修繕費ということなんですけれども、今後またシルバー人材センターに対しては様々な支出が想定されています。もちろん機械類、車両、もしかしたら倉庫も必要になるかなというふうに、大変大きく予算が必要になってくるのかなと心配しているんですけれども、この辺の予算の見積りはできているのか。シルバーセンターのほうからどの程度かかるのかは見積りで来ているのか。それとも、村はしっかりそういった見積りがあるのか、考えがあるのか、どこまで出せるのかということです。

もう一つ、シルバー人材センターの会員、今現在何人いるのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質問にお答えします。

10ページ、６款１項２目10節の需用費、修繕費です。70万9,000円につきましては、まず外注に発注する予定となっています。それと、これの予算また別個の予算、これは12月頭だったと思いますけれども、村長に対して、シルバー人材センター準備会が発足になって、そこの見積りで金額要請が来ておりますので、当初予算で査定して補助金を決定する予定となっております。

それで、会員数ですが、今現在仮申込みをなさっている方が六十数名と聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

まず初めの工事なんですけれども、そもそもシルバー人材センターというのはそういった工事を本人なんかが請け負うんじゃないですか。逆に言えば、材料費をあげて工事をしてくださいという形でもいいのかなと思うんですけれども、なぜ外注なのか。本人たちで多分できると思うんですよ。仮登録60名もいるという話なので。その人たちが自分なんかで工事、材料費を持ってきてやれば、安く済むと思うんですけれども、なぜ外注なのかというのと、あと、これから準備会、そこが来ているというんですけれども、細かくちっちゃいのはいいんですけれども、さっき言った車両とか道具、機械類とか、そういった分でどのくらい金額が来ているのか。

それとまた、運営費ですよね。運営費、これからまた事務員とかも多分、この補助から出していこうと考えていると思うんですけれども、そういった運営費とかどのくらい来ているのか。会員はいいです。なぜ会員を聞いたかといったら、そういった人もいるからできるんじゃないかというので聞きたかったので。その２点です。

なぜ外注なのか、それとこれからかかる金額をしっかり示してください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、なぜ外注なのかということなんですけれども、シルバー人材センター自体、準備会ということで、まだ正式なシルバー人材センターにはなっていません。３月の後半に総会をして、初めて４月１日からシルバー人材センターとして動き出して、会員も県のシルバー人材保険があるんですけれども、それに加入した後にシルバー人材センターとしての発足となっておりますので、その間の準備等については村で対応するということになっております。

それと、すいません、詳細はちょっと持っていませんけれども、シルバー人材センターからの要請の内容ですけれども、まず備品費、多分80万ぐらいだったと思います。賃借料が120万あたりでしたか。あと人件費、３人分の人件費の要求がありまして、トータルで940万の要請が来ております。それを今、当初予算の査定の段階で精査していて、当初予算と同時に決定通知を示すことになっております。

また、運営費につきましても、この中から行うということになると思いますけれども、別途に県からの補助金として、３か年間ですけれども、約100万の運営費があるということを聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

今の話だと、まだ設立段階でちゃんと会にはなっていないと、しっかり説明されていましたけれども、そういったしっかり会にはなっていない団体に対して、なぜ補助金を出さないといけないのかというのを、もう前々から私は言っているんです。しっかり会を立ち上げてから、後にやるべきじゃないかというのを、ずっと前々から言っています。それができていないというのが一番の疑問になります。

保険に入っているか、入っていないかというのも、そうかもしれないんですけれども、保険は自分なんかで入れるんですよね、個人でも、そういったボランティア活動をやりますよという形であれば。農協さんでもあるし、また別の保険の会社もある。そういったのもできるんですよ。しっかりさせながらやるのが、何でもはいはいという形でやるというのが、自分はおかしいんじゃないかという話をしているんですけれども、それでもずっと、これからじゃ、やるのかというのと、それはいいです、もう。言いたいことは言ったので。

補助金に対して、これから出す金額を精査するという話でしたけれども、我々議会でも、令和２年度の決算において、附帯意見として補助団体に対してしっかりやりなさいというふうに出しました。監査でもそういった話はしています。しっかりやっていただけるのか。その辺、村長がしっかり精査してやりますよということでお答えください。人件費も今含めての話もしていましたので、その辺、やってくれるのかどうか。もうお手盛り状態というか、ざる状態のように、私のほうから見えるんですけれども、この辺をしっかり答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

補助団体につきましては、組織してから当然要綱にのっとって補助するのが常套手段だと考えております。もちろん、補助金の額についてもしっかり、今、上間議員からおっしゃられたことについては精査して、まずシルバー人材センターの立ち上げをどうするかということを、

そこに支援できると思っておりますので、これがざるの算定ではなくて、しっかりした査定根拠をもって査定してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

ちょっとお聞きいたします。

９ページ、５款１項３目なんですが、ここに補正として44万7,000円計上されております。そこで、８節、11節でお聞きをいたします。

費用弁償と特別旅費というのが計上をされております。この出張先はどちらなのか。それから費用弁償と特別旅費の違いみたいなのが、どういう形になるのか。僕の感じでは二重のような気がいたしますので、この辺をお聞きします。

それから、役務費で手数料、先ほどＰＣＲ検査ということの説明がございました。何名分の手数料なのか、それからこれは行くときなのか、帰ってきたときはどうするのか、その辺の説明をいただきたい。この特別旅費というのが29万ありますが、この特別旅費に該当する出張される方、どういう役職の方なのか、何名なのか。それからこの費用弁償についても同じようにお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

それでは、大城議員の御質問にお答えいたします。

まず、９ページの５款１項３目の８、旅費につきまして、費用弁償と特別旅費として、それぞれ計上しております。これにつきましては、３名、東京の本省のほうに、直接の官庁へお訪ねするということを予定しておりまして、費用を計上させていただいております。

費用弁償につきましては、今現在農林水産課で地域活性化アドバイザーが１名と、特別旅費は職員２名、私とあと担当係長の合計３名分の費用を計上しております。また、ＰＣＲ検査費用につきましては、県外から県内へ戻ってきたときの空港でのＰＣＲ検査、これの費用について、現在１人当たり4,000円の負担というふうにホームページでも出ておりましたので、その分の費用を計上させていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

ＰＣＲ検査なんですが、今空港では無料でやっているんじゃないかなというふうに、私は理解をしているんですけれども、それで行きはいいんですが、帰ってきた帰りの検査はないのか。今、県境を超えてできるだけ控えるようにというような通知もあるわけでして、そういう状況で行くわけですが、帰りは検査はないのか。

それと、これは研修なのか、実際にお聞きしたいんですが、この東京に行かれる目的、これは研修なのか、それから調査なのか、視察なのか、ここら辺を具体的にお聞きします。それによって、大分この旅費の支出の仕方が変わってくるんじゃないかなというふうに思いますが。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

先ほど、ちょっと大城議員が多分お聞き間違えになられたと思うんですけれども、出張としましては東京に行く予定でおります。ＰＣＲ検査の受診の時期としましては、東京から沖縄へ戻ってくる際の空港でのＰＣＲ検査の費用を計上しているところでございます。ただし、今おっしゃられていました県外から県内へ入ってくるときにＰＣＲ検査が無料になるというのは、

まだ期間がまん延防止期間中というようなお話もあったところから、以前11月に出張させていただきましたときに、各自費用は約１人当たり4,000円分の費用負担がありましたので。実際に今予定している時期としましては、２月の中旬から後半にかけてを予定しております。実際、費用が発生した場合には対応ができなくなりますので、まず費用がかかる場合として計上させていただいております。行く際にＰＣＲ検査ということでもございますけれども、現在、東京のほうへ入るときに、各地方から入ってくる際のＰＣＲ検査というのは、まだ義務づけ等はされておりませんので、現在は予算として計上しておりません。

今回、出張費として計上させていただいたのは、先ほど副村長からも説明がありましたとおり、農を活かした健康福祉の里づくり事業、これの補助交付金導入におきまして、実際の所管の国の機関であります内閣府のほうにお訪ねしまして、沖縄振興特定事業推進費という名称の補助金を頂きたいということで、伺いたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

特別旅費と普通旅費の違いを教えていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

普通旅費というのは費用弁償のことだと思いますので、費用弁償と特別旅費の違いについてお答えいたします。

まず、特別旅費については、職員に伴う旅費が特別旅費、県外旅費です。費用弁償については、非常勤の特別職、議員の皆さんも含めてそうなんですけれども、今回、参事がいますので、非常勤の特別職の旅費については費用弁償扱いという項目で分かれております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

まず初めに、本来は修正案を出して臨むべきものだというふうに思っていますけれども、今回、村当局の説明もしっかり聞いてから、この補正案、賛成するか、賛成しないか決めようかと、今日朝まで考えていました。また、修正案を出すにも、もう一人賛成者が必要ということで、またこの賛成者を説得するいとまがないということで、今回この反対、全部の補正に対して、また今回の補正案も、急ぎなものはないと私は判断していますので、問題ないと思っています。

それでは、反対討論にいきたいと思います。

今回の補正の中に、シルバー人材センター関係の予算が計上されていますが、シルバー人材センター設立に関しては、私は特段問題にするところはないです。しかし、前回の補正の部分もありました補助金、その支出根拠が全くない。

どこに根拠をもって出しているのか。先ほどの質問の中でも、村長はしっかりやってからやるべきだというふうにも発言していました。それからしてもそうであります。

また、今回の修繕費の件でも、本来は安くで済まそうと思えば、シルバー人材センターの中の会員、これから募集する会員になるであろう方々が、しっかりやっていただければ、村の持ち出しが少なくて済むはずである。そのことも鑑みて、これからのシルバー人材センターに対しての補助金の支出も膨らむおそれがあるようなことも危惧される。ここで反対をして、しっかり議員の皆さん、また村当局の皆さんも立ち止まって考えていただいて、しっかりした計画、また市場調査、そういったのもしっかり行ってから進めるべきだろうというふうに、私は思っています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

私は、今回の補正第７号の補正について、賛成の立場で討論したいと思います。

今、上間議員からもシルバー人材センターについては手続上、ちゃんと準備できていないんじゃないかというお尋ねで、反対をされていると思うんですが、私自身もほかの議員の皆さんも、このシルバー人材センターについてはいろいろ、僕は広報だよりを見たら、何名かの議員が二、三十年前から、これはシルバー人材センターの設立を要求して、今日までたっています。じゃ、シルバー人材センター、ちまたによると、やはり住民の声として、やはりシルバー人材センターの設立を求める村民がたくさんいるんですよ。いろいろ僕は伺っています。

それと、今定年が60歳、65歳、70歳というんですけれども、まだまだ頑張れる先輩です。高齢者がいるんですよ。ぜひ、シルバー人材センターを設置してほしいということの要望があります。これは、福祉とかあとは商工労働、まだまだ働く意欲のある人たちが、やはりそういう場を設けてほしいという声もたくさんあるんですよ。我々村議会としても、いろいろシルバー人材センターの設立を要求して今日までたっています。前の新垣邦男村長、そして比嘉孝則村長も、それはやっぱりシルバー人材センターはあるべきということを、確認の意味で今回に至っています。比嘉村長におかれましても、十分協議しながら、やっぱり比嘉村長もこれを御理解の上、自らの政治手腕ということもあるものですから、それを、これはすぐ今準備したということじゃなくて、昨年５月から発起人会を設立されております。そして、これも会を五、六回と７回つけまして、10月からは、そろそろ半年余り、準備会を設置したらどうかということで、やっぱり自治会長とかいろいろ老人会とか、小まめにやっていって、十七、八名が賛同して、準備会に至っています。

ただ、西原とか宜野湾あたりに、行政主導というのは本村は厳しいということで、発起人会形式でやっています。これ、やはり一文無しの発起人会、準備会の中でできるわけないし、これは村に御理解の上、ちょっと高齢者福祉の立場とか、商工労働の立場から、準備会の半年間のものについては補助を出していただいております。今回は、準備室ということ、準備室がないとできなくて、今企画振興課の一部を拝借してやっている段階です。それで、４月からのオープンとなると、やはり準備室が必要だということで、今回に至っています。

先ほど、上間議員からもありましたように、シルバー人材センター会員がやれば安上がりというんですが、これは４月後の話であって、今会員は希望者なんですよ。希望者を呼んで、説明会をして、十分に納得した上で会員を４月１

日から会費を徴収した運用ですので、これは４月１日以降に準備室をやった場合、到底準備ができないんですよ。いろいろ備品等々の予算も要求はしていますけれども、やはり、シルバーは本当に役場からも仕事をいただくということも要請を上げているので、４月１日以降だったら会員が動くんです。今、会員はいません。希望者が70名は超していますけれども、ここで何名会員になるかということなんですが、それだって正式な手続を踏まえて、県にもそれを出した後、シルバー人材センターを設置するものです。そういうわけで、今回シルバー人材センターに至っていることを御理解しているし、そして、やはり村の長い間の念願、30年超しています。これはそろそろもう、北中だけですよ。北中城村、草刈り場になっています。北谷シルバー、沖縄市、宜野湾、西原、中城からも来ています、草刈り場で。我が村、女性長寿日本一になりながら、シルバーがない事態に、この高齢者の居場所がないということも懸念して、やはり行政の支援もいただかんと、これはほかの市町村は行政主導でやっているところもあるし、こちらは民間主導、発起人会主導と行政にもお願いして、御理解していただいているので、今の村政の支援についても、本当に村民のために使っていい税金だと思っていますので、今回の補正７号については賛成いたします。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

これで討論を終わります。

原案に異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立多数です。したがって、議案第１号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第７号）は、原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第２号　北中城村役場外構工事請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第２号　北中城村役場外構工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第２号を御説明いたします。

議案第２号

北中城村役場外構工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第２条の規定により議会の議決を求めます。

記

１．契 約 の 目 的：北中城村役場外構工事

２．契 約 の 方 法：指名競争入札

３．契 約 金 額：￥５６，８５９，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥５，１６９，０００－）

４．契約の相手方：北中城村字島袋６０２番地１
有限会社　向陽技建
代表取締役　糸　満　俊　也

令和４年１月２４日　提出
北中城村長　　比　嘉　孝　則

契約書の写しを別添に添付してございます。御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

この工事を入札するときに、予定価格というのがあるわけです。一番後ろのほうです。それから最低制限価格というのがございます。設定されておりますね。これは、このコロナの状況の中で、以前からそういう問題は、これは法的にもしっかり認められた設定の仕方ではありますけれども、私は、今コロナで資材関係も高騰しているわけです。それから労務費も高騰しておりまして、かなり地元の企業、土木に関する建設に関する企業は、非常に厳しい思いで村内の雇用も守りながら頑張ってもらっております。

そこで、今この歩切りの範囲なんです。予定価格から、これ計算すると大体7.5％ぐらいがこの最低制限価格になっているわけですが、私はこれは、限定でもいいですから、このコロナが元に戻るまで、厳しい状況の中で現場管理も大変だろうというふうに思っておりますから、これをやっぱり５％以内ぐらいに期限限定でもいいし、村の判断でできるんじゃないかなというふうに思っております。今でも２％緩和すれば。それでも100万ぐらい計上して、それで会社の利益に反映することができるんです。意外と厳しい状況ということも、行政の執行部は調査をして、この限定でもいいですから、５％以内ぐらいに緩和してあげるとか、これは行政の判断で十分できるだろうというふうに思っております。そこを、行政、それから担当される、発注される側に立っている課長の皆さん方は、しっかり意見交換をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４２分　休憩
午前１０時４３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

大城律也議員の御意見はごもっともだと思います。ただし、私たちも、村財政も検討しながら工事も進めないといけません。予定価格をつくるときに、以前だと予定価格も全て、歩切りをしていた時期がありました。ただ、やっぱりそうすると事業者に対して不利益を被るということで、予定価格は丸々設計額を見ています。

設計額に関しても、昨今の経済状況を鑑み、適正に予定価格設定をしてございますので、今回の最低制限価格、村長が定めるものですが、92.5%、決して悪い数字ではないのかなと思っていますが、その辺、後は村長の判断になります。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

大変な判断をお願いしているわけでありまして、ぜひその辺は、やっぱりもうちょっと、いろんな情報収集をして、利益率なんですよ、会社経営は全て。その辺がやっぱり回転がいけるように。厳しい状況は間違いありませんから、ぜひその辺を緩和していただければなというふうな思いで質問させていただきました。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは質問いたします。

旧庁舎の解体工事が終わってすぐこの外構、駐車場も入るのかと思っていました。村民の方が何名からかも、いつできるの駐車場、年始がという話でありました。予算書を見ても、去年の９月の補正のあたり、外構工事ということで整備事業の中の一体の中で入ってきて、やっとやるのかなと思ったら、９月、10月、11月、12月、１月、今回の入札という形になっていますけれども、この遅れた理由、それと、３か月もずっと野ざらしにされている、やっていたという遅れた理由と、また一度、我々議員は駐車場がどういうふうに解体が終わって、新庁舎になったら駐車場もこういうふうになりますよというふうに、青写真をもらっていますけれども、そのような形になるのか。いわゆる後ろの駐車場、それも一体になってやるという図面も見ているんですけれども、その辺、どのような形で外構工事が行われるのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、工事が進まないという話がございました。少し経緯を説明しますと、まず解体工事の履行期間が８月15日です。設計の発注は、それより前に４月には設計を発注してございます。だから、決して設計が遅れたということはございません。ただし、設計をやっていく段階で、７月の後半ぐらいだったと思いますが、沖縄県との調整において、この工事が開発行為に該当するという旨の申出がありました。そのため、当初開発行為申請が不要だと考えて発注してございましたが、その後、県とのやり取りの中で開発行為の申請をさせていただきました。それが11月の申請になっています。そのため、工期も延長して、まず開発行為の資料づくりを設計者に依頼して、11月の申請。11月の申請から中部土木に一旦申請するんですが、中部土木のほうでは処理できず、県のほうに12月に行っています。今工事に着手できない理由は、開発行為の申請許可が下りていないというのが問題です。これは、県にも確認をしていますが、職員の異動だったりで、なかなか手がつけていられないという現状だそうです。

あと、工事の形なんですが、恐らくこの駐車場から上の駐車場にアクセスする道路が多分描かれていたと思うんですが、その当時、役場東側駐車場の入口、65平米ですが、賃貸借によって借りていました。平成28年頃に、地権者が所有地にブロックなどを設置し、入口が封鎖されました。何度かそのときの担当者が、村長もそうなんですけれども、地権者と交渉を行っていましたが、庁舎建設段階では開放には至らずになっていました。そのため、東側駐車場にアクセス道路を整備する計画で進んでいました。

しかし、令和２年８月に地権者側から入口を開放するとの連絡があり、その後、実際に現時点では開放されています。そのため、外構工事の設計においては、駐車場台数が減り、工事費も増加するアクセス道路を整備する必要がなくなっています。だから、現在アクセス道路は設けません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

開発行為があってということなんですが、ちょっと勉強のためにお聞きしたいんですけれども、このぐらいの規模で開発行為というふうになるのか。例えば、ちゃんと県のほうから来ているというんですけれども、県のほうで何平米というんですか、どのくらいの大きさが開発行為ですよということがあって、しっかりした法的なものがあって、村もそれにやっているのか。初めはないという話、じゃないだろうという話だったという話なので、私からしても、なぜこのぐらいの規模で開発行為なのかというのを、ちょっと疑問にあるので、どういった大きさ、どのぐらいまでが開発行為じゃないのか、どこまでが開発行為なのか、その辺詳しくちょっとお聞かせください。

それともう一点、後ろのほうまで駐車場をつなげないという話でしたけれども、今現在、出入口ができる、大丈夫だという話ではあるんですけれども、今後、借りている状態なんですよね。今後また、相続なり、今いっぱい相続の関係でごたごたしていますよね。村は何か所か。これからまた相続の関係で、いや使わせないよ、お金、これちょっと低過ぎるから、これだけ空くためにあんた方はあれだけ大きい駐車場を使えるんでしょう、もうちょっとちょうだいという話になったときに、そういった心配はないのか。そういったのもしっかり見越して考えているのか、この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

開発許可の細かい規模に関しては、すいません、手元にございませんで分かりませんが、当初の考え方としては、駐車場単独での面積であれば、開発申請は要らないという解釈でいました。いざ申請を出してみると、役場も近年整備されているし、一体として、一体の面積で捉えるというふうな申出があったものですから、開発許可に該当したということを聞いています。

それと、議員御指摘の駐車場入口についてはまだ借りている段階であるんですけれども、実は地権者のほうから買取りの申出がございます。今後、今現在建設中でございますが、機会を見て、地権者からこの土地を購入したいと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

開発行為に対して、ちょっとまだ疑問が残っているんですよ。じゃ、そもそも庁舎を新しく建てるときは、駐車場も一体として考えて申請というか、考えてやっていると思うんです。そういう流れでいくと、この庁舎を造るのも開発

行為に当たるから、駄目ですよと言われないですか、本来は。駐車場と一体というふうに考えているんだったら。この辺、なぜなのかお聞かせください。分かる方がいればお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

庁舎は、恐らく庁舎建設の段階では、土地の切り盛りが発生しなかったと思っています。規模と土地の切り盛り、恐らく切り盛りで1.5メーター、前後の切り盛りがあるんであれば開発許可に該当する。そういった条件があったと推定されています。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

同じく質問させていただきます。

この上のほうの駐車場、要するに地権者と、恐らくこれは売買が可能だというお話がありましたが、例えば本村の駐車場整備については、駐車面積が手狭で恐らく台数も限られていたと思うんです。じゃ、例えば上のほうから進入して入ってきたとして、のり面、斜面自体は全て利用しながら広めることも可能だと思うんですよ。これは一体型にした場合。一体型にした場合に、今上のほうから車が入ってくるんですが、その部分の入る進入路であったり、のり面の部分がありますよね。それは全部擁壁に垂直に直で落としていけば、駐車するスペースはもっと広がっていくと思うんですが、その辺の検討というのはなされていないんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

案の段階では検討してございます。ただ、アクセス道路を造るために、下の駐車場、大分削られます。トータルでいくと減という検討結果が出ていました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

整備する前の庁舎前の駐車場の台数と、できてこれから整備する駐車場の台数を確認したいんですが、これはアクセスを造ることによって、何台ぐらいのスペースが減になっていくのか、それを確認します。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。それは今検討した資料を手元にございませんので、明確な数字は分からないんですが、ただ、設計を委託した場合にお話をさせていただいたら、減になって、なおかつ工事が莫大に上がるということを聞いてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

工事が莫大に費用がかかるということでありますが、恐らく数字が出ているかどうか、確認したいと思います。

それと、こうして新しく庁舎を建てて、周辺もきれいに整備するわけですから、やはり２つにそれを分けるということは、利用者にとっては大変不便なんです。一旦その駐車場に入ってきて、いっぱいであればまた向こうに回っていくと。ですから、その整備とともに、本来であれば一緒に整備したほうが、私は役場の環境にも、また行政にとってもいい形にできるのかなと思うんですが、これから地権者と、もし土地を購入したとして、それは今の状況であるのか、

そこも整備をするのか、整備をきれいにするのか、その辺をお聞かせください。そして、台数は何台ぐらいになるのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

購入できた場合は、特に整備するという計画は現時点ではございません。整備後、今回の外構整備で整備できる駐車台数は34台の駐車台数を確保してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時５６分　休憩

午前１０時５６分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２号　北中城村役場外構工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第２号　北中城村役場外構工事請負契約については原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前１０時５７分　休憩

午前１０時５８分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

日程第５．決議第１号　在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議について

○議長（名幸利積）

日程第５．決議第１号　在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

150万沖縄県民の安全・安心、生命・財産を何と心得ているのでしょうか。米軍はよき隣人という証をぜひとも行動でお示しいただきたい。

復帰50年目、本来であれば150万沖縄県民皆さんで慶祝すべき寅年2022年記念の年であります。一向に変わることのない陸海空の全てが米軍支配下の現実であります。米軍のより一層の強化が着々と進行して、離着陸の激化、外来機飛来の既成事実化までレールを敷かれようとしています。

恒久平和を祈願する私たち150万沖縄県民は、またいつか来た道に誘導しようとしているのではないか。なぜ日本、とりわけ私たちの住む沖縄までもが巻き添えになって、占領意識丸出し、出入国の際の経緯、自由そのものの米国任せ、

このたびの新型コロナウイルス感染拡大第６波の新たな変異株、オミクロン株全国的感染爆発の最大の要因そのものが米軍ではないか。私たち150万沖縄県民の安全・安心、生命・財産を第一に考えるとき、まさにそのときが今ではないか。保守も革新も関係ない。沖縄は一つとなってワンチームで日本政府、米軍に物申す。まさにそのときではないか。

このような折も折、岸田首相は21日バイデン米大統領とテレビ会議形式で会談があったとの報道、だが、このたびの最大要因である在日米軍の新型コロナウイルス感染拡大をめぐり、根本的課題である日本の検疫法の適用を求める日米地位協定の改定について、岸田首相から一切発言がなかったことには、誠に残念というより、私たち沖縄県民、150万県民の失意、怒りはいかばかりか。またしても日本政府に裏切られたのかなと、強い怒りを禁じ得ない。

それでは、読み上げて提案とさせていただきますので、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

決議第１号

在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和４年１月２４日　提出

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者：北中城村議会議員
山　田　晴　憲

賛成者：北中城村議会議員
比　嘉　義　彦
比　嘉　次　雄
伊　集　守　吉
比　嘉　盛　一
大　城　律　也
比　嘉　義　弘
金　城　高　治
喜屋武　すま子
安　里　道　也
稲　福　恭　秀
上　間　堅　治

在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議（案）

令和３年１２月１７日、沖縄県は、米本国から米軍キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表し、また、同基地で働く日本人基地従業員が新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」であることも併せて発表した。

米軍キャンプ・ハンセンにおけるクラスターはその後も拡大し、大規模なクラスターとなっている。日本人基地従業員は米軍キャンプ・ハンセン内でオミクロン株に感染した可能性が強く疑われるが、米軍がゲノム解析を行っていないことから感染経路が判明していない状況である。

クラスターの発生が発表された後も金武町内の飲食店街にマスクを付けずに外出する海兵隊員の姿があり、県民は大きな不安を抱いている。また、このような状況のなか米軍キャンプ・ハンセン所属の上等兵が酒気帯び運転で逮捕されており、米軍の規律管理はずさんで疑問を抱かざるを得ない。さらに、米軍キャンプ・シュワブで働く男性がオミクロン株に感染するなどハンセン以外の基地でも同株の感染が広がっている。

沖縄県内においては、緊急事態措置期間を終え、県民一丸となって感染症拡大防止対策に取り組みながら地域経済の回復への歩みを進めているなか、今回のクラスターによって基地外に感染が広がり、再び地域経済に深刻な打撃を与えるような事態にならないか強く懸念されている。

日本政府は、新たな変異株「オミクロン株」の水際対策として外国人の入国禁止措置をとっているが、日米地位協定に基づき国外から米軍基地に直接入る米軍関係者は入国禁止措置の対象外となっている。ウイルスは国境に関係なく人の行動により持ち込まれるものであり、米軍関係者に対しても強い対策が求められる。

よって本村議会は、村民・県民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要求する。

記

１　すべての在沖米軍基地を直ちに閉鎖し、米国からの軍関係者の入国を禁止すること。
２　在沖米軍人・軍属のオミクロン株の検査を実施し感染者、濃厚接触者数及び行動履歴などの情報公開をすること。
３　基地従業員等のＰＣＲ検査、感染症対策を米軍・政府の責任で行うこと。
４　日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

令和４年（２０２２年）１月２４日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛　先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第１号　在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第１号　在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する抗議決議については可決されました。

日程第６．意見書第１号　在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書について

○議長（名幸利積）

日程第６．意見書第１号　在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

同じく読み上げて提案とさせていただきますので、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

意見書第１号

在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和４年１月２４日　提出

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者：北中城村議会議員
山　田　晴　憲

賛成者：北中城村議会議員
比　嘉　義　彦
比　嘉　次　雄
伊　集　守　吉
比　嘉　盛　一
大　城　律　也
比　嘉　義　弘
金　城　高　治
喜屋武　すま子
安　里　道　也
稲　福　恭　秀
上　間　堅　治

在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書（案）

令和３年１２月１７日、沖縄県は、米本国から米軍キャンプ・ハンセンに異動してきた部隊において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを発表し、また、同基地で働く日本人基地従業員が新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」であることも併せて発表した。

米軍キャンプ・ハンセンにおけるクラスターはその後も拡大し、大規模なクラスターとなっている。日本人基地従業員は米軍キャンプ・ハンセン内でオミクロン株に感染した可能性が強く疑われるが、米軍がゲノム解析を行っていないことから感染経路が判明していない状況である。

クラスターの発生が発表された後も金武町内の飲食店街にマスクを付けずに外出する海兵隊員の姿があり、県民は大きな不安を抱いている。また、このような状況のなか米軍キャンプ・ハンセン所属の上等兵が酒気帯び運転で逮捕されており、米軍の規律管理はずさんで疑問を抱かざるを得ない。さらに、米軍キャンプ・シュワブで働く男性がオミクロン株に感染するなどハンセン以外の基地でも同株の感染が広がっている。

沖縄県内においては、緊急事態措置期間を終え、県民一丸となって感染症拡大防止対策に取り組みながら地域経済の回復への歩みを進めているなか、今回のクラスターによって基地外に感染が広がり、再び地域経済に深刻な打撃を与えるような事態にならないか強く懸念されている。

日本政府は、新たな変異株「オミクロン株」の水際対策として外国人の入国禁止措置をとっているが、日米地位協定に基づき国外から米軍基地に直接入る米軍関係者は入国禁止措置の対象外となっている。ウイルスは国境に関係なく人の行動により持ち込まれるものであり、米軍関係者に対しても強い対策が求められる。

よって本村議会は、村民・県民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要請する。

記

1　すべての在沖米軍基地を直ちに閉鎖し、米国からの軍関係者の入国を禁止すること。
2　在沖米軍人・軍属のオミクロン株の検査を実施し感染者、濃厚接触者数及び行動履歴などの情報公開をさせること。
3　基地従業員等のＰＣＲ検査、感染症対策を米軍・政府の責任で行うこと。
4　日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和４年（２０２２）１月２４日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛　先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（新型コロナ対策・健康危機管理担当）
外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第１号　在沖米軍基地で発生

した新型コロナの集団感染に対する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第１号　在沖米軍基地で発生した新型コロナの集団感染に対する意見書については可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和４年第１回北中城村議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前１１時１３分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北中城村議会

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和４年第２回北中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　２月１０日（木曜日）
閉　会　　２月１０日（木曜日）　　会期　１　日間

月日	曜	会議別	開議時刻	摘　　要
２．10	木	本会議	午前10時	開　会 会議録署名議員の指名　会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉　会

令和４年第２回北中城村議会臨時会会議録

招集年月日	令和４年２月１０日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和４年２月10日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	閉会	令和４年２月10日　午前10時09分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番		
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	６番議員	金城高治				
	７番議員	比嘉盛一				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	仲村静香				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	大田繁		教育総務課長	玉栄治	
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長		
	企画振興課長			建設課長		
	会計課長			農林水産課長兼農委事務局長		
	住民生活課長			健康保険課長		
	税務課長			学校教育指導主事		
	上下水道課長					
	福祉課長					
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第１号

令和４年２月１０日（木曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第３号	北中城村立小学校管理備品購入事業の契約について	説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和４年第２回北中城村議会臨時会を開会します。

開　会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、金城高治議員及び比嘉盛一議員を指名します。

日程第２．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第２．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日１日間に決定しました。

日程第３．議案第３号　北中城村立小学校管理備品購入事業の契約について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第３号　北中城村立小学校管理備品購入事業の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第３号　北中城村立小学校管理備品購入事業の契約について。

議案第３号

北中城村立小学校管理備品購入事業の契約について

下記のとおり物件購入契約の締結について、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第３条の規定により議会の議決を求めます。

記

１　契約の目的：北中城村立小学校管理備品購入

２　契約の方法：指名競争入札

３　契約金額：￥７，１７８，６００－

（うち取引に係る消費税及び地方税の額：￥６５２，６００－）

４　契約の相手方：宜野湾市愛知３丁目１番１１号
有限会社　沖縄教育サイエンス
代表取締役　普久原　朝　英

令和４年２月１０日　提出
北中城村長　　比　嘉　孝　則

契約物品供給契約書の添付と、あとは入札の結果等について添付してあります。御査収よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

すいません、確認なんですけれども、ちょっとこの条例の中で700万の契約が必要ということなんですけれども、ぎりぎりなので、ちょっとこの辺を確認したいんですけれども、この予定価格というのは、消費税を含めての予定価格なのか、物だけを、物品、机とか、それだけの含めての700万、この条例には総額とか、そういった文面はないんですけれども、この辺、我々議会としてはどう理解していいのか。また、ほかの規定の中で、総額ということをしっかり示しているのか。もし、総額じゃなければ、もちろん六百幾らかになるので、議会の議決は必要ないですよね。この辺はちょっと確認したいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

予定価格とは、消費税を込んだ価格となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

規定とか規則とか、そういったものにはないけれども、村としてはそういう捉え方ですよということでよろしいですか。本来は、買うときとかいろいろ契約するとき、さっき言ったように条例、規則に基づいて当局は事務処理を行うと思うんですけれども、それをどういうふうに村としては解釈をしているかということです。お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

確かに、上間議員がおっしゃるように、総額とかそういう規定は設けてございませんが、予定価格そのものの意味として、国交省のほうでは当然消費税を含んでいる価格を予定価格としていると記載されておりますので、私どもも同様の考えでございます。

以上です。

すいません、ただいまの答弁、申し訳ございません、訂正をお願いします。

村の予定価格及び最低制限価格という項目がありまして、その中には総額という記載もございます。

以上です。先ほどの答弁を訂正させていただきます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

おはようございます。お疲れさまであります。

ちょっと確認をさせてください。

入札結果書の納入場所、それから物品供給契約書の納入場所について確認をさせていただきたいと思います。

納入場所、入札結果書では北中城村地内、それから供給契約書の中では村内とあるんですが、これは私は統一すべきであるというふうに思っております。地内と村内、これはかなり違うような気がするんです。地内といったら、僕の解釈ですが、島袋小学校、関連するわけですから島袋地内、それから北中城小学校であれば喜舎場地内という、そういう認識をするわけですけれども、村内といったらあやふやなような気がするわけです。基本的には入札結果書の内容で契約書も統一すべきではないかというふうに思っておりますので、御確認をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄　治）

お答えします。

実際のところは、北中城小学校と島袋小学校に備品は納入するんですが、これまでこの結果書の書き方として、北中城地内という書き方をずっと行っているものですので、そのように今は書いている状況ではあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

説明は分かってはいるんです。ただ僕は、公文書ですから統一すべきであるというふうに指摘をしているわけでありまして、どちらかに。ですから、僕は優先的に言えば、業者に説明をしたときの入札、案内の表示をすべきだろうというふうに思っておりますので、この辺はいかがですか、教育総務課長。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄　治）

この納入地について、ほかの課とも関連しますので、今後はどういった書き方にするかというのは少し検討させてください。ちょっと私の一存では、今ここで決めることはできないと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３号　北中城村立小学校管理備品購入事業の契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第３号　北中城村立小学校管理備品購入事業の契約については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字その他の整理を要するものは、会

議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。これをもって令和４年第２回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前１０時０９分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北中城村議会

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和４年第３回北中城村議会定例会会期日程表

開　会　　３月　４日（金曜日）
閉　会　　３月２４日（木曜日）　　会期　２１　日間

月日	曜	会議別	開議時刻	摘　　要
３．４	金	本会議	午前１０時	開　会 会議録署名議員の指名　会期の決定　諸般の報告 議員全員協議会　施政方針　議案説明
３．５	土	休　会		各　自　研　究
３．６	日	休　会		各　自　研　究
３．７	月	本会議	午前１０時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例､補正予算、報告等） 質疑、委員会付託（条例､当初予算等） ※一般質問通告締切（午後５時）
３．８	火	委員会	午前１０時	委員会審査　予算質疑事項の検討（抜き出し） 質疑事項各課へ通知
３．９	水	委員会	午前１０時	委員会審査　付託案件、陳情案件等審議
３．10	木	委員会	午前１０時	委員会審査　各課聞き取り
３．11	金	委員会	午前１０時	委員会審査　各課聞き取り
３．12	土	休　会		各　自　研　究　　（中学校卒業式）
３．13	日	休　会		各　自　研　究
３．14	月	委員会	午前１０時	委員会審査　各課聞き取り
３．15	火	委員会	午前１０時	委員会審査　各課聞き取り　　（幼稚園卒園式）
３．16	水	本会議	午前１０時	一般質問
３．17	木	本会議	午前１０時	一般質問
３．18	金	本会議	午前１０時	一般質問
３．19	土	休　会		各　自　研　究
３．20	日	休　会		各　自　研　究
３．21	月	休　会		各　自　研　究　　（春分の日）
３．22	火	委員会	午前１０時	委員会審査（委員長報告確認）
３．23	水	委員会	午後２時	議員全員協議会（合同審査） （北中城小学校、島袋小学校卒業式）
３．24	木	本会議	午前１０時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情案件等） 議員研修会等派遣決議・調査の申出及び閉会中の継続審査 閉　会

令和４年第３回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和４年３月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和４年３月４日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和４年３月４日　午後０時41分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武すま子	出
	２番	稲福恭秀	欠	９番		
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	欠
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員	喜屋武すま子				
	１０番議員	比嘉義弘				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	仲村静香				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則	教育長	徳村永盛		
	副村長	大田繁	教育総務課長	玉栄治		
	総務課長	喜納克彦	生涯学習課長	與儀光敏		
	企画振興課長		建設課長	安次嶺正春		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武のり子	学校教育指導主事			
	上下水道課長	伊佐秀樹				
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第１号

令和４年３月４日（金曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１		会議録署名議員の指名	
２		会期の決定	
３		行政報告	
４		令和４年度施政方針	
５	議案第４号	北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	説明
６	議案第５号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
７	議案第６号	北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について	〃
８	議案第７号	北中城村公営墓地基金条例の制定について	〃
９	議案第８号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	〃
１０	議案第９号	北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
１１	議案第１０号	北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	〃
１２	議案第１１号	北中城村通学バス基金条例の制定について	〃
１３	議案第１２号	北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について	〃
１４	議案第１３号	令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について	〃
１５	議案第１４号	令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について	〃
１６	議案第１５号	令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）について	〃

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１７	議案第１６号	令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について	説明
１８	議案第１７号	令和４年度北中城村一般会計予算について	〃
１９	議案第１８号	令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
２０	議案第１９号	令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
２１	議案第２０号	令和４年度北中城村水道事業会計予算について	〃
２２	議案第２１号	令和４年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
２３	議案第２２号	北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定について	〃
２４	議案第２３号	北中城村多目的広場（安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場）の指定管理者の指定について	〃
２５	諮問第１号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決
２６	報告第１号	令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について	報告
２７	報告第２号	専決処分事項の報告について（北中城村公営墓地納骨堂新築工事第一回変更契約）	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和４年第３回北中城村議会定例会を開会します。

開　会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程に入るに先立ち、会務の報告をします。

令和３年12月から令和４年２月までの会務報告。

12月３日から14日まで12月定例議会を開催しました。

３日、村功労者表彰選考委員会が開催され出席しました。

５日、西銘沖縄担当大臣北中城村視察が開催され参加しました。

11日、第27回北中城村文化協会主催の文化祭「展示部門」が開催され出席し、テープカットを行いました。

18日、第24回わかてだを見る集いが中城公園で開催され多くの議員が参加しました。

同日、福祉交流会第18回ボッチャ大会が開催され参加しました。

20日、12月臨時議会に向けての議会運営委員会を開催しました。

23日、12月臨時議会を開催しました。

同日、議会活性化調査特別委員会が開催されました。

令和４年１月４日、村役場で年始式が開催され出席し、訓辞を述べました。

９日、北中城村成人式が開催され副議長が出席しました。

11日、北中城村功労者表彰式が開催され副議長が出席し、祝辞を述べました。

24日、１月臨時議会を開催しました。

同日、県町村議会議長会臨時理事会が開催され出席しました。

２月７日、２月臨時議会に向けての議会運営委員会を開催しました。

裏面を御覧ください。

２月10日、２月臨時議会を開催しました。

17日、沖縄県町村議会議長会定例理事会及び定期総会が那覇市で開催され出席しました。

18日、北中城村公営墓地内覧会が開催され、多くの議員と共に出席しました。

22日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査が開催され。検査を行いました。

同日、ＤＸ（行政デジタル化）研修会が村役場で開催され、多くの議員と共に出席しました。

25日、沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会が読谷村で開催され、多くの議員と共に出席をしました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告事項として、令和３年12月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

村監査委員より、地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和３年12月から令和４年２月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので御参照ください。

また、村教育委員会より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による令和３年度北中城村教育事務点検評価報告書（令和２年度事業）が提出され、お手元にお配りしてありますので御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、喜屋武すま子議員及び比嘉義弘議員を指名します。

日程第２．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第２．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から３月24日までの21日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から３月24日までの21日間に決定しました。

日程第３．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第３．行政報告を行います。村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

行政報告をいたします。

令和３年12月から令和４年２月までの行政報告をいたします。

12月１日、中城城跡共同管理協議会を中城北中城消防本部のほうで行っております。

12月２日、令和３年度フラワーポット事業苗贈呈式を島袋公民館で行っております。島袋の有志と沖縄諸島が参加して行われました。

12月５日、沖縄担当大臣によるアワセゴルフ場跡地、ロウワー・プラザ住宅地区視察を行っています。その際、西銘担当大臣もいらっしゃいまして御案内しております。

12月11日、北中城村文化協会第27回文化祭「舞台部門」を中央公民館で開催され、オープニングに参加をしております。

同じく11日、北中城村キャリア教育フォーラム、これは那覇で行われまして、村長もパネラーとして参加しております。

12月14日、ＪＡおきなわ北中城支店による黒糖寄贈がございました。

12月18日、わかてだを見る集い、中城城跡で行われております。村長として乾杯の音頭を発声いたしました。

12月20日、年末・年始総合警戒及び交通安全県民運動出発式、沖縄市民小劇場あしびなー及び同所周辺で行われました。

12月22日、北中城中学校吹奏楽部沖縄県アンサンブルコンテスト金賞受賞報告がございました。小・中の吹奏楽部の活躍は目覚ましいものがありました。

12月23日、「執心鐘入」出演者意見交換会を役場のほうで行っておりまして、大変子どもたちの成長がうかがえた報告会でございました。

１月４日、年始式、役場のほうで行いまして訓示を述べました。

１月５日、村内児童・生徒英検１級合格者表敬訪問がありました。島袋の児童で大変優秀な生徒で、英検の１級を合格した報告がございました。

同じく５日、外務省の特命全権大使のほうで面会しております。

１月９日、令和４年成人式、コロナ禍でしたが簡素化をいたしまして、約20分程度で終えた成人式でございましたが、大変新しい新成人の成長が楽しみな成人式となりました。

１月11日、村功労者表彰式、これは副村長が対応しております。

それから、20日、市川参事官（総務省）との意見交換を村長室で行われ、副村長が対応しております。

１月24日、北中城村予防接種健康被害調査委員会委嘱状の交付を役場で行いました。

１月28日、沖縄振興会議及び市町村振興協議会をウェブ会議でございました。一括交付金の配分等で意見を述べました。

１月30日、健康マエストロ養成講座をあやかりの杜で行いました。

２月３日、村のゆいまーる作品展オープニングセレモニーで挨拶を述べました。身障協の共催での展示でございました。

２月４日、キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区地権者説明会を中央公民館で行いました。

２月８日、令和３年度北中城村青少年健全育成功労者表彰式を役場で行いまして、お２人の表彰を行いました。

２月15日、第７回大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会が県庁で行われ、県庁のＭＩＣＥ基本計画の説明がございました。

２月17日、第３回北中城村グッジョブ地域連携協議会を役場のほうで行っております。

２月21日から23日、農を活かした健康・福祉の里づくり事業に係る内閣府要請をしております。その際、西銘沖縄担当大臣、そして小渕沖縄振興調査会の会長等と面談をして、また事務方との調整も行っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第４．令和４年度施政方針について

○議長（名幸利積）

日程第４．令和４年度施政方針を行います。

村長から施政方針の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、令和４年度の施政方針を述べたいと思います。

令和４年度施政方針。

令和４年第３回北中城村議会定例会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表します。

令和４年度一般会計予算をはじめ、重要な議案審議をお願いするに先立ち、村政運営の基本方針と施策の概要を申し述べ、村民の皆さまをはじめ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

私は、令和２年12月に村長に就任し、村政のかじ取りという重責を担わせていただくこととなり１年が経過しました。依然として新型コロナウイルス感染症は変異を繰り返しながら世界中に猛威を振るい続けており、人との接触機会が制限され、村民の皆様との対話を望みながらも思い通りにいかない日々をもどかしく感じております。

さらには、昨年末からオミクロン株への置き換わりが急速に進み、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの方々への感染の広がりは、社会インフラが危機に瀕する事態を引き起こすなど、いまだに収束の兆しが見えない状況が続いております。

村民の皆さまにおかれましては、継続した感染防止対策に御協力をいただいていることに心から感謝申し上げるとともに、エッセンシャルワーカーの皆様が使命を持って日々の業務に取り組まれている姿勢に、改めて深く敬意を表します。

本村では、これまで村民の生命と健康を守るため、多くの関係機関の御協力並びに村職員の日々の奮闘の下、ワクチン接種を迅速に進めるとともに、感染者への食糧支援のほか、生活困窮世帯への家賃補助、村独自の事業者支援金の給付など、村民の暮らしに対する支援に尽力してきたところであります。

今後も国の感染症対策等を踏まえつつ、この困難を乗り越え、新たな生活様式と調和する社会経済活動を前進させることで、ポストコロナの未来を切り開き、安心と希望を村民、事業者の皆様と共有できるよう、機を逸することなく取り組んでまいります。

本年は、沖縄本土復帰50年の大きな節目を迎

えます。県内では様々な記念事業を通して、これまでの沖縄の歩みや将来に向けての情報発信が活発に行われます。戦後75年余りが経過し、戦争という悲惨な体験の記憶が薄れていく中で、沖縄戦の実相や米国の施政権下にあった沖縄の状況を正しく次世代に伝えなければなりません。

本村においても、米国統治下における当時の状況を後世に伝える取組や駐留軍用地の跡地利用に至るまでの歴史パネル展などを実施し、村独自の視点から沖縄が歩んだ歴史を伝えてまいります。

令和４年の県内経済は、持ち直しの動きが見られると予想されておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない今、社会保障関係費の増加や村税の減収が見込まれるなど、村の財政運営は依然として厳しい状況が続きます。

このような状況を踏まえ、「歳入に見合った柔軟かつ安定的な財政運営の確立」を最重要課題として、真に必要な施策の予算化を図り、将来的に持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

また、村政運営にあたっては、村民皆様の声をしっかりと聞き、私の思い描く「村民が主役のまちづくり」を進めてまいります。

それでは、これらの考えをもとに、令和４年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。なお、本施政方針は第四次北中城村総合計画に掲げる取組の推進を前提とし、同計画に示す「まちづくりの６つの目標」に基づきお示しいたします。

１、全村植物公苑づくり。

（１）秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成。

北中城村は、起伏に富んだ地形において農地を有しておりますが、遊休農地（耕作放棄地）が全農地面積の約50％（うち再生可能約30％、再生困難約20％）となっております。農業を最大限に生かし、地域活力の創出を図るため、農業振興地域整備計画の策定と、農業委員会と協力して農地の再生に関する問題の解消に努めてまいります。

令和６年度またはそれ以降とされるキャンプ瑞慶覧の一部返還について、ロウワー・プラザ住宅地区では、昨年に北中城村・沖縄市の地権者による地権者会が発足し、跡地利用に向けた取組が徐々に動き出しております。返還後の跡地利用が円滑に行えるよう、地権者支援に取り組むとともに、跡地利用計画の策定に向け、当地区が抱える課題等の整理・検討を行います。

また、喜舎場住宅地区についても、国の動向を注視し、様々な可能性を想定した跡地利用の検討を進めてまいります。

東海岸地域については、沖縄県が想定する津波浸水区域内にあることや、法による規制がしかれるなど、土地利用が難しい状況にあります。村の発展に資する土地利用の在り方について検討を進めてまいります。

また、平成24年度より進めてきました公営墓地整備事業が完了し、今後は公営墓地の適正な管理・運営に努めるとともに、適正な規制誘導による公営墓地への集約を図ることで、村内における墓地建設の散在化を防止します。

広域交流及び防災の拠点づくりの一つとして、ライカム地区に整備計画されている多目的アリーナ（仮称）につきましては、近隣自治体における同類施設の整備状況を踏まえ、本村にとって有効な活用が図られるよう施設内容及び施設規模等、事業計画を見直すとともに、これに関連した都市計画の再構築を図ります。

（２）みどりの保全創出と景観形成。

都市公園の安全・安心かつ快適な利用を図るため、若松公園の擁壁調査測量設計業務、しおさい公苑のバックネット改修工事、イームイ公園の遊具設置工事を行うとともに、各公園の適切な維持管理に努めてまいります。また、ライ

カム地区の都市公園について、早期整備が図られるよう取り組みます。

（３）暮らしを支える道路交通環境の形成。

村内の円滑な交通ネットワークを形成するため、中城公園アクセス線の用地取得を進捗させるほか、村道喜舎場荻道線歩道設計業務に取り組みます。また、既存道路については、村道北中城高校127号線の護岸改修に向けた調査測量設計業務、村道仲順ライカム線の改築に向けた調査測量設計業務、熱田地区排水路実施設計業務等を実施するとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

本村は中南部圏の交通の要衝として、国道330号沿線を中心に広域移動が充実しているものの、村内においては公共交通空白地域が多数存在しており、域内移動に課題があります。令和元年度から実施しているコミュニティバス実証実験の運行ルートを拡充することで村民の移動ニーズの把握に努め、持続可能な交通モードの検討を継続するとともに、既存の公共交通の役割と位置づけを整理し、それぞれが連携できる公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通計画の策定に取り組みます。

（４）上下水道の整備・環境衛生の推進。

水道事業については、給水区域内の安定供給と安心・安全な給水を図るため、ポンプ設備、貯水施設の点検・整備や水質検査を実施し、併せて有収率向上のため漏水調査を継続いたします。管路施設については、昨年度に引き続き県道改良工事に伴う配水管移設工事を実施いたします。

下水道事業については、中部流域の島袋地区公共下水道汚水枝線工事を実施するとともに、公共水域の保全及び清潔で快適な生活環境を確保するため、未普及区域の下水道整備を推進します。普及区域では下水道効果促進事業（公共下水道接続補助）による接続率向上のための戸別訪問による普及活動を実施いたします。

また、次年度以降のより一層の下水道整備促進を図るため、地域再生計画を策定することで、地方創生関連補助金等の活用による安定した財源確保に努めます。

２、生涯健やかで笑顔あふれる健康づくり。

（１）地域保健の充実と健康増進。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、村民の生命及び健康を守り、社会経済活動との両立を図るため、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に推進してまいります。

また、妊娠期から産後、乳幼児期を通して切れ目のない支援が行えるよう、母子保健サービスの充実を図り、誰もが安心して子育てしやすい環境づくりと体制整備に取り組むため、新たに新生児聴覚検査費用の助成を行います。

働き盛り世代の健康づくりの推進と本村の健康寿命の維持を目指すため、休日健診やナイト健診（夜間健診）、人間ドック等費用助成など、特定健診やがん検診を受診しやすい環境を整え、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組むとともに、食育ＳＡＴシステムを活用した健康教室や、乳幼児から高齢者に対する食生活指導を行います。

本村では、県内で先駆けて「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおり、75歳以上の後期高齢者に対し、地域特性を踏まえながら生活習慣病等の重症化予防とフレイル予防等の介護予防事業を一体的に推進します。

（２）国民健康保険の安定運営。

国民健康保険の運営主体が県に移行され、県全体での連携を図っていますが、今後は国民健康保険税の見直しを検討してまいります。

また、医療費の適正化を図るため、特定健診後の特定保健指導、重症化予防、未受診者対策の実施に加え、国保連合会や地域の医療機関と連携した「人工透析予防プロジェクト」や「肥満解決の食の研究会」で先駆的にモデル事業を推進します。

３、人と文化を育み時代を担う人づくり。

（１）学校教育の充実。

学力向上に向けた教育の充実を図るため、標準学力調査や質問紙調査を導入し、児童・生徒の学力向上や魅力ある学校づくり・学級づくりを推進します。

英語教育では、英会話指導員の配置やイングリッシュコンテストの開催等による充実を図ります。また、各学校に学習支援員を配置し、児童・生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな指導を実施いたします。

教育ＩＣＴ環境においては、児童・生徒一人一人に情報端末が整備されました。本年度は情報活用能力をよりよく高めるため、ＧＩＧＡスクールサポーターの配置、教師の研修等の充実、教材アプリを導入することでＧＩＧＡスクール構想を推進します。

あわせて、児童・生徒に必要な指導を行うためのツールとして校務支援システムを導入することで、校務情報を集約・共有することによる校務の効率化を図り、教育の質の向上及び労働環境の改善に取り組みます。

例年２月には北中城村「教育の日」式典を開催しております。模範となる児童・生徒や教育実践に精励している教職員、長年にわたって学校を支援していただいた地域の個人・団体等の功績をたたえ、教育表彰を実施いたします。

学校の環境整備に関しては、小学校の老朽化したトイレが課題となっています。本年度は北中城小学校において改修工事設計業務を実施し、順次改善を図ってまいります。

また、村立小・中学校に通う児童・生徒の通学の安全の確保と移動利便性向上を図るため、令和３年度より北中城村通学バス検討委員会を設置しております。スクールバスの現状と課題、今後の在り方ついて当委員会の答申を踏まえ、見直しに向け取り組んでまいります。

（２）生涯学習活動の充実。

時代の変化に伴いコミュニティー意識の希薄化が進む中、生涯学習に対する期待と役割はますます重要となっています。住民一人一人が「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができる生涯学習活動を推進するため、社会情勢への対応や住民ニーズの把握に努め、生涯学習推進計画を策定することで体系的に取り組みつつ、効果的な学習機会の提供に努めます。

また、各種団体活動への支援を継続するだけでなく、それぞれの課題を明確にし、団体だけでなく、地域や学校と共有しながら、課題解決に向けた幅広い活動が行えるよう、各小・中学校を中心としたコミュニティスクールを立ち上げ、地域教育力の向上に取り組みます。

人材育成においては、米国ワシントン州立大学との事業協定を活用したオンライン英会話講座を継続し、英語を活用した交流の促進に努めます。また、北中城村・中城村・南城市・東村の４市村で構成する海外短期留学実行委員会での事業を継続することで、国際性に富んだ人材の育成に取り組んでまいります。

「中央公民館」や「あやかりの杜」等の社会教育施設の利用方法を簡便化・デジタル化を推進し、村民利用を促進するとともに、社会教育主事を配置することで、村民に提供する学習活動を分かりやすく周知し、魅力ある講座やイベントの提供に努めます。

また、老朽化が進む社会教育施設や地域自治公民館といったコミュニティー活動の拠点となる施設の更新を検討し、安全・安心に活動が行えるよう支援を行います。

新型コロナウイルス感染症で活動が制限されている社会体育事業について、これまでの経験を生かしつつ、十分な安全対策を施しながら事業実施に努めてまいります。

さらに、オンライン講座を活用した自宅での運動や、学習支援動画の提供といったスポーツの機会創出に関する支援や中央公民館での集中

講座、各地域に出向いての出前講座など、多世代が交流できる事業の提供を各自治会と連携しつつ、地域内での学習やレクリエーション等の充実に向け取り組んでまいります。

（３）地域文化の振興と継承。

村内に所在する旧跡や祭祀等について、これらの保全継承を図り、村独自の歴史を踏まえたまちづくりに取り組むため、「歴史まちづくり計画（歴史的風致維持向上計画）」の策定に着手します。

また、戦時中から日本復帰までの本村の歴史的経過（集落復興、村行政の歩み、教育、産業等）を明らかにするため、関係者への聞き取り調査や関連資料の収集・整理を継続的に進めてまいります。

駐留軍用地内における文化財については、今後返還を控える地区の跡地利用の推進と文化財の保護を両立するため、域内における埋蔵文化財調査に早期から取り組んでまいります。

文化財保存団体等の育成については、伝統芸能振興基金を活用し、後継者育成等に取り組む関連団体の活動を支援してまいります。

（４）平和活動・国際交流の推進。

冒頭でも申し上げましたが、本年は沖縄本土復帰50年の節目となっております。戦後、米国統治下にあった沖縄の姿や駐留軍用地として接収された時代から、返還後の跡地利用に至るまでの変遷をパネル展として情報発信することで、平和の尊さを伝えてまいります。

また、平和思想の啓発・普及を図るため、「平和を守る北中城村民の会」が行う平和図書の贈呈や絵画・作文展の開催、青少年平和学習等の取組について連携・支援してまいります。

また、本年は「世界のウチナーンチュ大会」の開催が予定されております。本村は海外移民の多い村としても知られ、これまでも南米３か国から海外子弟研修生を受け入れることで交流を続けております。新型コロナウイルス感染症の影響が心配されるところではありますが、同大会を通して、本村出身関係者との国際交流を図り、ウチナーネットワークの拡大・発展に取り組んでまいります。

４、ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくり。

超高齢社会を迎えた本村における地域福祉は、コロナ禍により新たな施策の展開が求められています。新たな時代に対応し、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的かつ総合的に推進していくため、第５次北中城村地域福祉計画の策定に取り組みます。同計画では、今後増加すると見込まれる認知症高齢者や障害者の権利擁護支援の要でもある成年後見制度の利用促進を図るため「第２期北中城村成年後見制度利用促進計画」と一体的に策定します。

（１）児童福祉・子育て支援の充実。

子育てを取り巻く状況は、少子化・核家族化が進行しており、地域と一体となった子育て支援に取り組むことが重要です。とりわけ、児童館や放課後児童クラブ等による地域の子育て環境の整備を継続して進める必要があることから、放課後児童クラブ巡回支援事業による村内学童クラブの資質向上を目的とした支援を新たに実施いたします。

本村では、子ども・子育て支援計画に基づき、保育ニーズに対する施設整備を進めてきました。しかし、保育士の確保等の課題が顕在化する現状において、依然として待機児童解消には大きな課題があります。引き続き、保育士確保対策事業費補助金等を活用した宿舎借り上げや、県外保育士誘致支援による保育人材の確保に努め、待機児童解消に取り組んでまいります。

（２）高齢者福祉の充実。

高齢化の進展による社会保障費の増加や介護人材等の支え手が不足する中、介護保険における地域支援事業により、高齢者自身が健康で住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、介護

予防事業の拡充、住民同士や地域の支え合いの仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的または軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的に、北中城村シルバー人材センターへの支援を行います。

（３）障害者（児）福祉の充実。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、障害のある方の暮らしにより大きな影響が生じています。とりわけ、本人や家族が感染や濃厚接触者になった場合の支援体制が課題となっており、親亡き後を見据え、住み慣れた地域での生活を支える事業である地域生活支援拠点等の整備を進め、これらの事業を活用し感染症発生時の支援体制にも活用してまいります。

また、障害福祉サービス事業や地域生活支援事業を充実させ、ノーマライゼーション理念に基づく障害のある方の活躍の場の確保や作品展の開催等の普及啓発活動に取り組んでまいります。

（４）地域防災力の向上。

令和元年度より整備を進めてまいりました防災無線のデジタル化が令和３年度に完了し、供用を開始しました。今後とも災害時等における迅速な情報提供が実践できる環境整備に努めてまいります。あわせて、大規模災害に備え、非常食等の備蓄品や資機材の充実に取り組みます。

また、老朽化が進む消防庁舎を改築し、各種災害に対応した十分な訓練のできる施設とすることで、住民の安全・安心を守る消防庁舎の整備に取り組みます。

加えて、島袋地区浸水地域のさらなる被害軽減に向け、引き続き浸水対策事業を推進してまいります。

（５）人にやさしい環境づくり。

地域のつながりの希薄化など、社会環境の変化や担い手不足が加速するといった課題に加え、コロナ禍において社会的孤立がより深刻化・顕在化する中で、地域における「絆」や支え合いが重要となっております。

国では新たに「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を創設したことから、本村でも社会的弱者に対する地域づくりに取り組んでまいります。

５、地域の魅力を生かしたにぎわいある産業づくり。

（１）観光・商工業の振興。

北中城村の強みを生かした観光振興が図れるよう、多言語による観光情報・案内サービスの提供、ウェブやＳＮＳといったＩＣＴを活用した情報発信の強化など、新型コロナウイルス感染症の感染状況に左右されることのないプロモーションのＤＸを推進します。

また、アフターコロナを見据えた国外からの誘致も念頭に、観光案内や観光イベントでのプロモーションを実施するとともに、情報アクセスポイントの運営並びに観光誘客を目的としたデータの分析を行い、村内を訪れる観光客の利便性向上に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症による経済的ダメージを受けた地域経済の活性化を図る手段として、近場で過ごす旅のスタイル（マイクロツーリズム）が推奨されております。インバウンドに頼らない新たな観光コンテンツの需要が高まる中、本村では城（グスク）ヨガ等の健康コンテンツを新たなウェルネスプログラムとして再構築し、女性長寿日本一のブランド力を生かした観光誘客を促進します。

さらに、「地域通貨まーい」という村独自のお金を発行し、地域内消費喚起及びキャッシュレス化を図り、持続可能な経済循環を実現します。

また、アンテナショップしおさい市場は、昨年度より指定管理による民間事業者の活力とノ

ウハウを活かした運営に取り組んでおります。農家との生産品種や生産量の調整、販路拡大をさらに進めるとともに、移動販売による日常食料品等の買物に係る利便性向上にも積極的に取り組むことで、地元農産物の普及促進や特産品等の地域ブランド発信力の向上に取り組んでまいります。

（２）農業の振興。

荻道・大城地区では、民間活力を生かして「農を活かした健康福祉の里づくり」事業を進めています。

第一整備事業エリアでは、バイオマス発電施設整備に係る調査及び設計に着手し、第二整備事業エリアではプロポーザル方式にて公募した企業を地域再生法人に認定し、計画を進めてまいります。

将来的なエリアマネジメントについても参加事業者及び地元自治会と協力し取り組む必要があることから、本年度も地域活性化推進アドバイザーと地域おこし企業人を配置し、円滑な事業推進を図ります。

安谷屋第二地区におけるかんがい施設整備については、貯水施設の用地取得に取り組んでまいります。また、沖縄県が実施する渡口地区及び沖縄市与儀地区に係る灌漑施設整備計画についても村関係者に対する情報提供を含め協力することで、農業の生産基盤強化に努めてまいります。

（３）水産業の振興。

小笠原諸島の海底火山が原因とされる軽石が、令和３年11月30日に熱田・美崎海岸でも初めて漂着が確認・報告され、村の特産品であるアーサ（ヒトエグサ）収穫への影響が懸念されております。国や県へ早急な対応を要請しており、漁業組合と連携して今後の対応を進めてまいります。

また、同組合で策定・更新される「浜の活力再生広域プラン」に基づき、関係施設等への設備投資について協力するとともに、養殖環境の向上を目的としたアーサ養殖場環境モニタリング調査を実施し、生産基盤の強化と生産性向上を図ります。

６、村民と共に創造する夢のあるまちづくり。

（１）村民と協働のまちづくり。

住民参画による協働のまちづくりを推進するには、地域との対話は必要不可欠であり、地域懇談会は重要な取組の一つです。しかし、昨年度は新型コロナウイルスの蔓延により実施することができませんでした。本年度は、感染状況を見極めつつ、地域懇談会の開催に向け取り組んでまいります。

「村民参加による手づくりのまつり」をテーマに、「まつり」を通して村民が集う語らいの場を創出し、各種団体の育成や産業振興につなげるとともに、本村特有の伝統芸能の普及促進に取り組みます。

（２）効率的な行財政運営。

令和３年度から実施しております役場駐車場整備を早急に完了させ、利用者の利便性向上に努めるとともに、職員及び会計年度任用職員の能力・業績に基づく人事評価制度を本格的に実施し、人材育成と公務能率向上を図ります。

村税につきましては、自主財源の確保をするため、申告等による適正課税及び徴収強化に努めます。加えて、令和５年１月より開始される軽自動車税納税証明書（種別割）電子化及び令和５年度から共通納税対象税目の納付書へ全国統一ＱＲコードが印字されることに伴うシステム整備に取り組んでまいります。

申告業務においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び待ち時間解消のための予約制を導入しており、本年度も広報等による周知をしてまいります。

徴収業務においては、スマートフォンでの納税が開始され、納税手段が増えたことに伴い、期限内納付及び広報等による自主納税の意識高

揚を図ることで徴収強化に取り組んでまいります。

本年度の一般会計当初予算において、歳入面では地方交付税が令和２年度国勢調査の結果を受けて増額となる一方、国の地方財政対策の一つとして、臨時財政対策債の抑制により大幅に減額される見込みとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による村税の減収が見込まれ、厳しい財政状況が今後も少なからず続くものと予想されます。

歳出面においても、社会経済情勢の影響による扶助費等の社会保障関係費の増加、特別会計への赤字補填のための繰り出しなど、避けては通れない状況が続いております。

さらに、今後予定する一般廃棄物処理施設整備や、沖縄県町村土地開発公社に係る健康・スポーツ交流施設用地の取得に必要な財源を確保するため、基金を積み立てていく必要があります。こうした財政需要や多様な住民ニーズに対応すべく、国・県の予算編成の動向を注視しつつ、可能な限り国や県の補助金、交付金など特定財源の確保に努めてまいります。

あわせて、昨年度から本年度にかけて委託する行財政診断結果を参考に、効率的かつ効果的な機構の見直しを図るなど、持続可能な財政運営の構築に向け、中長期的な視点で行財政運営に取り組んでまいります。

終わりに、これまで申し上げました施策並びに諸事業を実施するため、令和４年度当初予算規模は次のとおりとなります。

一　般　会　計	8,060,000千円
国民健康保険特別会計	2,285,185千円
後期高齢者医療特別会計	224,591千円
下水道事業会計	592,575千円
水道事業会計	569,071千円
合　計	11,731,422千円

以上、本年度の村政運営の基本方針と重点施策の概要について申し上げましたが、これらの実施に当たっては、「協力一致で共生のまちづくり」を念頭に、本村の将来像である「平和で人と緑が輝く　健康長寿と文化のむら　きたなかぐすく」の実現を目指し、職員と共に力を尽くして邁進してまいります。

議員各位をはじめ、村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げて、私の施政方針といたします。

令和４年３月４日。

北中城村長　比嘉　孝則。

○議長（名幸利積）

以上で、村長の施政方針を終わります。

日程第５．議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第６．議案第５号　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第７．議案第６号　北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について

日程第８．議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定について

日程第９．議案第８号　北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第１０．議案第９号　北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第１１．議案第１０号　北中城村子ども

医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第１２．議案第１１号　北中城村通学バス基金条例の制定について

日程第１３．議案第１２号　北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１４．議案第１３号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について

日程第１５．議案第１４号　令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

日程第１６．議案第１５号　令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）について

日程第１７．議案第１６号　令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について

日程第１８．議案第１７号　令和４年度北中城村一般会計予算について

日程第１９．議案第１８号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

日程第２０．議案第１９号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第２１．議案第２０号　令和４年度北中城村水道事業会計予算について

日程第２２．議案第２１号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算について

日程第２３．議案第２２号　北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定について

日程第２４．議案第２３号　北中城村多目的広場（安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場）の指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから日程第24．議案第23号　北中城村多目的広場（安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場）の指定管理者の指定についてまでの20件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第４号を御提案いたします。

議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

議案第４号

北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

提案理由

地方自治法の一部が改正され、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準を定めることが可能となったことから、一部免責の基準を制定する必要があるため。

北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定に基づき、村長若しくは村の委員会の委員若しくは委員又は村の職員（同法第243条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「村長等」という。）の村に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第２条　村は、村長等の村に対する損害を賠償する責任を、村長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、村長等が賠償の責任を負う額から、村長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる村長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

（１）　村長　６

（２）　副村長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　４

（３）　農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営企業の管理者　２

（４）　村の職員　１

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の規定は、この条例の施行の日以後の村長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

別添、条例案が添付されております。１条の趣旨から２条一部免責があり、お目通しお願いしたいと思います。

続きまして、議案第５号　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

議案第５号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

提出理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等が廃止されることに伴って、関係条例の根拠法令を修正する必要があるため

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

第１条　北中城村情報公開条例（平成１６年北中城村条例第１５号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　省略	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　省略

（２） 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第２項に規定する個人識別符号をいう。	（２） 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第２条第３項に規定する個人識別符号をいう。
（３）～（７） 省略	（３）～（７） 省略
（８） 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第２条第９項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。	（８） 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
（９） 省略	（９） 省略

第２条 北中城村個人情報保護条例（平成１６年北中城村条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（公文書の公開義務） 第７条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。	（公文書の公開義務） 第７条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
（１） 省略	（１） 省略
（２） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる	（２） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる

情報を除く。 ア～エ　省略 オ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第９項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人という。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 （３）・（４）　省略	情報を除く。 ア～エ　省略 オ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人という。以下同じ。）の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 （３）・（４）　省略

第３条　北中城村特定個人情報保護条例（平成２７年北中城村条例第２５号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（保有特定個人情報の開示義務） 第13条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。 （１）　省略 （２）　開示請求者以外の個人に関する情報	（保有特定個人情報の開示義務） 第13条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。 （１）　省略 （２）　開示請求者以外の個人に関する情報

（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第９項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
（３）　省略	（３）　省略

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

別添、条例案を添付してございます。まず、第１条といたしまして、北中城村情報公開条例の一部を改正する内容でございます。第２条につきまして、また北中城村個人情報保護条例の一部を改正する内容でございます。そして、第３条が北中城村特定個人情報保護条例の一部を改正する内容でございます。

続きまして、議案第６号　北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について。

議案第６号

北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について

北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例（平成２５年条例第３０号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

提案理由

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の改正内容に合わせて、失効期間を延長する。

北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例

北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例（平成２５年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
附　則 １　省略 （この条例の失効） ２　この条例は、令和14年３月31日限り、その効力を失う。	附　則 １　省略 （この条例の失効） ２　この条例は、平成34年３月31日限り、その効力を失う。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

別添、条例改正内容がございまして、附則の改正でございます。附則におきまして執行期間が平成34年３月31日限りを、令和14年３月31日限りに訂正するものでございます。

続きまして、議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定について。

議案第７号

北中城村公営墓地基金条例の制定について

北中城村公営墓地基金条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

提案理由

現在村が進めている公営墓地の竣工に伴い、歳入予定となっている使用料等について、公営墓地に関する支出に充てるため、基金条例を制定する必要がある。

北中城村公営墓地基金条例（案）

（設置）

第１条　北中城村公営墓地及び付属施設（以下「公営墓地等」という。）の円滑な運営に資するため、北中城村公営墓地基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、公営墓地等の使用料その他収入金の全部又は一部とし、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、公営墓地等の運営に要する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）
第６条　基金は、公営墓地の運営に係る全ての費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分する事ができる。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

別添、条例案が添付されておりまして、１条に設置、２条に積立て、３条に基金管理、それから４条に基金運用益の処理、それから繰替え運用について、そしてまた処分、委任について７条立てで整備されています。お目通しお願いしたいと思います。

続きまして、議案第８号　北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

議案第８号

北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

北中城村手数料条例の一部を改正する条例（令和３年北中城村条例第１２号）の一部改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

提出理由
郵送請求に係る手数料改定基準を明確化する必要があるため

北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北中城村手数料条例の一部を改正する条例（令和３年北中城村条例第１２号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例

附　則 （適用区分） ２　この条例による改正後の北中城村手数料条例別表８の項、11の項、12の項、13の項、19の項、20の項、21の項、22の項、27の項及び36の項の規定は、郵送にて請求する場合において、請求に係る書面が令和４年４月１日以後に発送されたものに係る手数料について適用し、同年３月31日までに当該書面が発送されたものに係る手数料については、なお従前の例による。 （経過措置） ３　省略	附　則 新規 （経過措置） ２　省略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別添、北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案が添付されてございます。

続きまして、議案第９号　北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

議案第９号

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険税条例（昭和４７年北中城村条例第５９号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例（昭和４７年北中城村条例第５９号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　省略 ２　省略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額） 第４条　省略 （納税義務の発生消滅等に伴う賦課） 第９条　保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第17条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 ２～８　省略 （保険税の減額） 第17条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）	（国民健康保険の被保険者に係る　　所得割額） 第３条　省略 ２　省略 （国民健康保険の被保険者に係る　　資産割額） 第４条　省略 （納税義務の発生消滅等に伴う賦課） 第９条　保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第17条の規定による減額が行われた場合には、同条　　の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 ２～８　省略 （保険税の減額） 第17条　次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５　　に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５　　に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）

第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人につき　11,760円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　13,160円

（２）　特定世帯　１世帯につき　6,580円

（３）　特定継続世帯　１世帯につき　9,870円

ウ～カ　省略

（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万

第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人につき　11,760円

イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　13,160円

（２）　特定世帯　１世帯につき　6,580円

（３）　特定継続世帯　１世帯につき　9,870円

ウ～カ　省略

（２）　法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万

円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人につき　8,400円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じそれぞれに定める額

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　9,400円

（２）　特定世帯　１世帯につき　4,700円

（３）　特定継続世帯　１世帯につき　7,050円

ウ～カ　省略

（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人につき　3,360円

円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき28.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人につき　8,400円

イ　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じそれぞれに定める額

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　9,400円

（２）　特定世帯　１世帯につき　4,700円

（３）　特定継続世帯　１世帯につき　7,050円

ウ～カ　省略

（３）　法第703条の５＿＿＿に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人につき　3,360円

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　3,760円

（２）　特定世帯　１世帯につき　1,880円

（３）　特定継続世帯　１世帯につき　2,820円

ウ～カ　省略

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　2,520円

イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　4,200円

ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　6,720円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　8,400円

（２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

イ　国民健康保険の被保険者に係る＿＿＿世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯につき　3,760円

（２）　特定世帯　１世帯につき　1,880円

（３）　特定継続世帯　１世帯につき　2,820円

ウ～カ　省略

ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　750円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　1,250円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　2,000円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　2,500円	
３　村長は、保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により第１項第３号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。	２　村長は、保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項　第３号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。
（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第17条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第18条の２において同じ。）である場合における第３条及び前条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第17条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する	（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第17条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第18条の２において同じ。）である場合における第３条及び前条＿＿＿の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第17条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条＿＿＿第１号中「総所得金額＿＿」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する

金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）」とする。

附　則

１　省略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

２　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条第１項の規定の適用については、同条中「法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

３　省略

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第５条の２、第５条の３及び第17条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に

金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）」とする。

附　則

１　省略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

２　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条第１項の規定の適用については、同条中「法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

３　省略

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に

該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

５～９　省略

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第５条の２、第５条の３及び第17条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第17条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から

該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条　　中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

５～９　省略

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条　　及び第23条　　の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条　　において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から

法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第17条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条　　中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第５条の２、第５条の３及び第17条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第17条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第17条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条　　及び第23条　　の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条　　において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条　　中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
12～14　省略	12～14　省略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条、第９条第１項、第１７条及び第１７条の２の改正規定（「前条の」を「前条第１項の」に、「前条第１号」を前条第１項第１号）に改める部分に限る。）並びに附則第２項から第４項まで及び第１０項から第１１項までの改正規定は令和４年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

別添、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案改正内容が添付されています。今回の改正は法等の改正に伴い子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、国保制度において未就学児に係る保険税均等割額について、その５割を公費により軽減するものであります。内容としましては国が２分の１、県が４分の１、村が４分の１という負担割合になります。

以上でございます。

議案第10号　北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について。

議案第１０号

北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

北中城村子ども医療費助成条例（平成６年３月３１日条例第８号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

提案理由

子ども医療費助成の現物給付方式を中学校等卒業相当の児童に拡大することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため。

北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

北中城村子ども医療費助成条例（平成６年３月３１日条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規

（現物給付による助成） 第７条　村長は、助成対象児　　が保険診療を受けたときは、当該保険診療に関わる　保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して、一部負担金の額を支払うことにより助成するものとする。ただし、保険医療機関等が助成対象者から一部負担金の支払を受けている場合は、この限りではない。 ２　前項の請求は、助成対象児が医療を受けた日の属する月の翌々々月の初日から起算して３年以内に行わなければならない。	（現物給付による助成） 第７条　村長は、助成対象となる就学前児が保険診療を受けたときは、当該保険診療にかかわる保険医療機関等からの請求に基づき、当該保険医療機関等に対して、一部負担金の額を支払うことにより助成するものとする。 新規

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の北中城村子ども医療費助成条例の規定は、令和４年４月１日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

以上でございます。

議案第11号　北中城村通学バス基金条例の制定について。

議案第１１号

北中城村通学バス基金条例の制定について

北中城村通学バス基金条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

提案理由

村立幼小中学校に通学する児童生徒の交通の利便を図り、通学の安全を確保する通学バスを円滑に運営するため、地方自治法第２４１条の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

北中城村通学バス基金条例

（設置）

第１条　北中城村立小中学校に通学する児童生徒の交通の利便を図るとともに通学の安全を確保するための通学バス（以下「北中城村通学バス」という。）の運営に必要な経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、北中城村通学バス基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第５条　基金は、北中城村通学バスの運営に関する事業の財源に充てる場合に、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第６条　村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号　北中城村立中央公民館の設置、　　例について。
管理及び職員に関する条例の一部を改正する条

議案第１２号

北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和５７年４月１日条例第１４号）の一部を改正したいので地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

提案理由

北中城村立中央公民館の利用体系について、１時間単位での利用が行われているが料金は固定時間での設定料金となっており、利用実態に即していないため、施設予約システムの導入に併せ改正を行う。

また、施設利用での飲食について火気の使用や電力を使用する器機の利用などがあることから、予約時に施設管理者側で把握する必要があるため、使用条件の条項を追加する。

北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和５７年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正条例</th><th>現行条例</th></tr>
<tr><td>（使用の条件）
第７条　省略
２　施設利用において、飲食を伴う場合は事前に管理者より許可を得るものとする。
（使用料）
第８条　省略
２　施設使用料については村内在住者が申請し利用する場合、別表に示す料金の半額で利用することができる。
別表（第８条関係）
<table><tr><th>施設名/施設使用料</th><th>料金/1時間当</th></tr><tr><td>ホール</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>研修室等</td><td>500円</td></tr></table></td><td>（使用の条件）
第７条　省略

（使用料）
第８条　省略

別表（第８条関係）
<table><tr><td colspan="2">区分
＼
種別</td><td>午前</td><td></td><td>午後</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>９:00～12:00</td><td></td><td>12:00～17:00</td><td></td><td>17:00～22:00</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>村内</td><td>村外</td><td>村内</td><td>村外</td><td>村内</td><td>村外</td></tr><tr><td rowspan="2">ホール</td><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>一般集会</td><td>2,000</td><td>3,000</td><td>3,000</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td></td><td>宴会</td><td>3,000</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td colspan="2">研修室等</td><td>1,000</td><td>1,500</td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr></table></td></tr>
</table>

冷房使用料については、１時間あたり下記料金を徴収する。 ホール：1,000円／時間 研修室等：500円／時間	冷房使用については、１時間当たり ホール　1,000円 各講座室　500円 ｝使用料を徴する。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

続きまして、議案第13号　令和３年度北中城　　村一般会計補正予算（第８号）について。

議案第１３号

令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について

令和３年度北中城村の一般会計補正予算（第８号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　　比　嘉　孝　則

令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）

令和３年度北中城村の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９１，４７２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，９０８，６５３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる

経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　村　　税		2,523,086	△19,618	2,503,468
	１　村　民　税	930,197	340	930,537
	２　固　定　資　産　税	1,443,590	△19,958	1,423,632
３　利　子　割　交　付　金		980	△116	864
	１　利　子　割　交　付　金	980	△116	864
４　配　当　割　交　付　金		3,400	1,659	5,059
	１　配　当　割　交　付　金	3,400	1,659	5,059
５　株式等譲渡所得割交付金		3,020	3,129	6,149
	１　株式等譲渡所得割交付金	3,020	3,129	6,149
６　法人事業税交付金		14,500	11,453	25,953
	１　法人事業税交付金	14,500	11,453	25,953
７　地方消費税交付金		300,000	48,468	348,468
	１　地方消費税交付金	300,000	48,468	348,468
８　ゴルフ場利用税交付金		8,800	347	9,147
	１　ゴルフ場利用税交付金	8,800	347	9,147
９　環境性能割交付金		2,800	△567	2,233
	１　環境性能割交付金	2,800	△567	2,233
13　地　方　交　付　税		1,241,487	146,856	1,388,343
	１　地　方　交　付　税	1,241,487	146,856	1,388,343
15　分担金及び負担金		91,768	△12,747	79,021
	１　負　　担　　金	91,768	△12,747	79,021
17　国　庫　支　出　金		2,638,322	△41,951	2,596,371
	１　国　庫　負　担　金	1,204,275	802	1,205,077
	２　国　庫　補　助　金	1,214,811	△12,237	1,202,574
	３　委　　託　　金	219,236	△30,516	188,720

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18 県支出金		1,128,553	△18,072	1,110,481
	1 県負担金	465,063	4,345	469,408
	2 県補助金	628,906	△19,519	609,387
	3 委託金	34,584	△3,001	31,583
	4 県交付金	0	103	103
19 財産収入		47,927	563	48,490
	1 財産運用収入	47,925	563	48,488
21 繰入金		517,034	△215,686	301,348
	2 基金繰入金	516,704	△215,686	301,018
23 諸収入		82,971	18,610	101,581
	3 雑入	80,970	18,610	99,580
24 村債		577,418	△13,800	563,618
	1 村債	577,418	△13,800	563,618
歳入合計		10,000,125	△91,472	9,908,653

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		92,302	△1,894	90,408
	1 議会費	92,302	△1,894	90,408
2 総務費		1,823,084	43,290	1,866,374
	1 総務管理費	1,630,373	50,332	1,680,705
	2 徴税費	108,848	△1,000	107,848
	3 戸籍住民基本台帳費	71,466	△4,991	66,475
	4 選挙費	10,301	△1,051	9,250
3 民生費		3,764,637	△24,655	3,739,982
	1 社会福祉費	1,815,147	△47,941	1,767,206
	2 児童福祉費	1,949,490	23,286	1,972,776
4 衛生費		1,121,347	△18,259	1,103,088
	1 保健衛生費	793,298	△20,462	772,836
	2 清掃費	328,049	2,203	330,252
5 農林水産業費		308,158	△10,560	297,598
	1 農業費	302,778	△10,500	292,278
	2 林業費	2,551	△60	2,491
	3 水産業費	2,829	0	2,829
6 商工費		242,173	△3,608	238,565

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1　商　工　費	242,173	△3,608	238,565
7　土　木　費		438,915	△3,308	435,607
	3　都　市　計　画　費	284,744	△3,308	281,436
8　消　防　費		262,188	2,724	264,912
	1　消　防　費	262,188	2,724	264,912
9　教　育　費		1,458,975	△79,958	1,379,017
	1　教　育　総　務　費	162,573	△1,200	161,373
	2　小　学　校　費	481,172	△21,454	459,718
	3　中　学　校　費	92,721	△4,947	87,774
	4　幼　稚　園　費	66,540	△3,609	62,931
	5　社　会　教　育　費	413,957	△40,348	373,609
	6　保　健　体　育　費	242,012	△8,400	233,612
10　災　害　復　旧　費		8,625	2,695	11,320
	1　農林水産業施設災害復旧費	8,624	2,695	11,319
11　公　債　費		448,210	2,061	450,271
	1　公　債　費	448,210	2,061	450,271
歳　出　合　計		10,000,125	△91,472	9,908,653

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2　総　務　費	1　総務管理費	人事評価制度運用支援業務	982
		村勢要覧印刷製本費	4,180
		デジタル社会形成整備法による住民記録システム改修委託費	2,772
		北中城村役場外構工事	70,400
3　民　生　費	1　社会福祉費	非課税世帯給付金	276,003
5　農林水産業費	1　農　業　費	安谷屋第２地区かんがい施設工事	100,846
	3　水　産　業　費	軽石対策事業	1,935
6　商　工　費	1　商　工　費	トラベルマートきたぽ原状回復工事	1,121
7　土　木　費	2　道路橋梁費	熱田渡口橋調査測量設計業務	7,500
		仲順地区用地分筆申請業務	1,705
	3　都市計画費	中城村・北中城村共同のまちづくり計画策定業務	5,500
9　教　育　費	1　教育総務費	村立小中学校ＩＣＴ機器整備事業	1,879

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
	2　小　学　校　費	島袋小学校校舎増築工事	6,500
合　　計			481,323

第３表　債務負担行為補正

１　追加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
サウスプラザ地区用地取得費	令和３年度　～　令和８年度	443,000千円に利率５％以内及び延滞金を加えた額
沖縄県町村土地開発公社サウスプラザ地区用地取得事業資金借入金に対する債務保証	令和３年度　～　令和８年度	443,000千円に利率５％以内及び延滞金を加えた額

第４表　地方債補正

１　変更　　（単位：千円）

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業債（村役場第一庁舎改築事業）	90,200	（借入方法） 証書借入又は地方証券発行による。 （借入先） 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	５％以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。	85,600	変更なし	変更なし	変更なし
公共施設等適正管理推進事業債（アナログ防災無線撤去工事事業）	38,800				32,900			
災害復旧事業債（渡口地区	11,100				12,800			

1　変更　　（単位：千円）

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
農道災害復旧業務）								
学校教育施設等整備事業債（島袋小学校校舎増築工事）	38,200				33,200			
計	178,300				164,500			

詳細については副村長のほうで説明をいたします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田　繁）

それでは、議案第13号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）につきまして、御説明いたします。

今回の補正の主な内容は、歳入につきましては、各事業の執行状況に応じた国・県支出金等の補正であります。歳出におきましては、５万円以上の執行残が見込まれるものについての補正となっております。

初めに、５ページをお願いいたします。

第２表　繰越明許費につきましては一般会計予算で計上した事業で、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費として設定したものでございます。

表の中ほどにあります事業名、それから隣の金額の順で説明いたします。

人事評価制度運用支援業務、繰越金額が98万2,000円、村勢要覧印刷製本費418万円、デジタル社会形成整備法による住民記録システム改修委託費277万2,000円、北中城村役場外構工事7,040万円、非課税世帯臨時給付金事業２億7,600万3,000円、安谷屋第２地区かんがい施設工事１億84万6,000円、軽石対策事業193万5,000円、トラベルマートきたぽ原状回復工事112万1,000円、熱田渡口橋調査測量設計業務750万円、仲順地区用地分筆申請業務170万5,000円、中城村・北中城村共同のまちづくり計画策定業務550万円、村立小中学校ＩＣＴ機器整備事業187万9,000円、島袋小学校校舎増築工事650万円の繰越明許費の設定でございます。

続きまして、６ページをお願いします。

第３表　債務負担行為補正、追加が２件ございます。サウスプラザ地区用地取得に関する債務負担行為でございます。事項、期間、限度額の順に説明いたします。

サウスプラザ地区用地取得費、期間が令和３年度から令和８年度まで、限度額が４億4,300万円に利息年５％以内及び延滞金を加えた額。

続きまして、沖縄県町村土地開発公社サウスプラザ地区用地取得事業資金借入金に対する債務保証、期間及び限度額は上記、用地取得費と同じとなっております。

続きまして、７ページをお願いします。

第４表　地方債補正、変更が４件ございます。公共施設等適正管理推進事業債、これは村役場第一庁舎の改築事業でございます。限度額が

9,020万円から8,560万円への変更となります。同じく公共施設等適正管理推進事業債、これはアナログ防災無線撤去工事事業でございます。限度額が3,880万円から3,290万円に変更となります。

続きまして、災害復旧事業債（渡口地区農道災害復旧業務）でございます。限度額は1,110万円から1,280万円に変更となります。最後に学校教育施設等整備事業債、これは島袋小学校校舎増築工事であります。限度額が3,820万円から3,320万円に変更となります。

起債の方法、それから利率、償還の方法は変更ございません。

続きまして、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

なお、歳出事業費の確定に合わせまして国及び県支出金の増減額につきまして説明を省略させていただきます。

10ページをお願いします。

１款村税、１項村民税、１目個人1,129万5,000円の増につきましては、所得割額、均等割額及び分離課税分の調定実績によるものであります。２目法人1,095万5,000円の減につきましても法人税割額、均等割額の調定実績に合わせた補正であります。２項固定資産税、１目固定資産税1,995万8,000円の減につきましても調定実績に合わせた減額補正であります。

12ページをお願いします。

13款１項１目地方交付税１億4,685万6,000円の増につきまして、内訳といたしまして普通交付税が5,991万1,000円、臨時財政対策債償還基金費8,694万5,000円がそれぞれ増となっております。これは、国が示した地方財政対策による一般財源確保のための普通交付税増額分と、新たに、これまで借金をして財源を確保していました臨時財政対策債を抑制していくことにしたことから、令和４年度以降の償還金に充てるための基金積立分となります。積立金については減債基金への積立となります。

続きまして、13ページでお願いします。

17款国庫支出金、２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金、６節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金国庫補助金433万2,000円の増につきましては、新型コロナ感染症拡大防止対策として、放課後児童クラブ等の臨時休業に対応する追加の財政支援となります。事業費といたしましては、国が３分の１、県３分の１、村３分の１の割合となっております。

続きまして、14ページをお願いします。

29目地方創生交付金913万8,000円につきましては、確定申告・住民税申告予約システム導入事業の、これは一般財源からの財源組替え分と、それから各事業費の進捗状況に合わせた補正を行っております。

続きまして、15ページをお願いします。

18款県支出金、２項県補助金、３目衛生費県補助金、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金270万円の減につきましては、予備費から充用して緊急的に措置いたしました軽石対策事業費300万円の９割を見込んでおりましたが、交付決定前の事業実施であったため、交付対象とならなかったことから減額となっております。これにつきまして、また歳出でも説明いたします。

続きまして、17ページをお願いします。

21款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金１億7,350万6,000円につきましては、歳入歳出差額を基金へ積み戻すための補正でございまして、基金戻入れ後の残高は６億1,755万6,000円となります。その他の基金繰入金につきましては、各事業の執行状況に応じた基金への戻入れ等の補正でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

24款村債、１項村債、５目災害復旧事業債170万円の増につきましては、渡口地区農道災害復旧事業の事業費確定によるものであります。

続きまして、歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。なお、事業執行残などによる減額補正は説明を省略させていただきます。

22ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費、17目減債基金費、24節積立金8,694万5,000円につきましては、歳入の方でも御説明いたしましたが、臨時財政対策債償還基金費としての積立金となります。

31ページをお願いします。

３款民生費、２項児童福祉費、２目保育所費、18節負担金、補助及び交付金317万9,000円の増につきましては、保育士等の収入を３％程度引上げする事業所等に対し、その分を補助するという保育士等処遇改善特例交付金事業となります。

続きまして、32ページであります。４目児童館費、18節負担金、補助及び交付金、1,344万8,000円の増のうち、放課後児童健全育成事業費1,312万9,000円につきましては、新型コロナ感染対策としまして放課後児童クラブ等の臨時休業に対応した事業所等への財政支援となります。

続きまして、35ページをお願いします。

４款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費、10節需用費、村指定袋購入費77万9,000円及び11節役務費、一般廃棄物処理手数料徴収事務103万6,000円の増につきましては、これは事業の実績見込みによる増額補正となっております。

続きまして、38ページをお願いします。

５款農林水産業費、３項水産業費、１目水産振興費270万円の財源組替えにつきましては、歳入の方でも御説明いたしましたが、軽石対策事業の県支出金から一般財源への組替えとなっております。なお、本事業費につきまして全て一般財源ではなく、特別交付税措置対象事業として沖縄県と調整済みであります。

続きまして、41ページをお願いします。

８款消防費、１項消防費、１目消防施設費、18節負担金、補助及び交付金272万4,000円の増につきましては、消防職員退職に伴う退職手当特別負担金の補正となっております。

続きまして、52ページお願いします。

10款災害復旧費、１項農振水産業施設災害復旧費、１目農林水産業施設災害復旧費、269万5,000円の増につきましては、渡口地区農道災害復旧事業の事業費確定によるもので、災害復旧に係る総事業費は1,970万円となります。

53ページをお願いします。

11款公債費、１項公債費、２目利子189万2,000円の増につきましては、役場第一庁舎改築事業費に係る起債の利息償還分となっております。

42ページから51ページの教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明があります。

私からは以上となります。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

引き続き、教育費予算の主な内容について、御説明申し上げます。

43ページをお願いいたします。

９款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、10節需用費170万円につきましては、コロナ感染症対策による換気を頻繁に使ったことによる空調機器による電気使用量の負担増、また手洗いの推奨による水道水使用料の増に伴うものとなっております。

次に、46ページをお願いいたします。

９款教育費、４項幼稚園費、１目幼稚園費、17節備品購入費48万9,000円につきましては、パソコン３台と無線ＬＡＮ接続機器を整備することで、幼稚園業務の支援を行う予算として計上してございます。

48ページ、９款教育費、５項社会教育費、３目文化財保護費、12節の委託料の減額につきま

しては、基地内文化財発掘調査等の委託料におきまして、キャンプ瑞慶覧内での調査対象地区の変更に伴うものでございます。

50ページをお願いいたします。

９款教育費、６項保健体育費、２目体育施設費、12節委託料391万1,000円の減額につきましては、当初村立体育館の清掃業務と窓口業務をそれぞれ別々に業務委託を行う予定でございましたが、一括して請け負わせることにより経費の削減ができたことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第14号を御説明いたします。

議案第14号　令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について。

議案第１４号

令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令 和 ４ 年 ３ 月 ４ 日　提 出
北中城村長　比 嘉 孝 則

令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，８６０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，２８２，３７３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　国民健康保険税		409,073	△14,833	394,240

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1　国民健康保険税	409,073	△14,833	394,240
4　使用料及び手数料		160	107	267
	1　手数料	160	107	267
5　国庫支出金		1	826	827
	2　国庫補助金	1	826	827
10　繰入金		283,246	△4,763	278,483
	1　他会計繰入金	283,245	△4,763	278,482
12　諸収入		88,837	15,803	104,640
	1　延滞金、加算金及び過料	3	357	360
	4　雑入	88,832	15,446	104,278
歳入合計		2,285,233	△2,860	2,282,373

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		69,167	△1,544	67,623
	1　総務管理費	52,804	△1,274	51,530
	2　徴税費	16,067	△270	15,797
3　国民健康保険事業費納付金		681,276	0	681,276
	1　医療給付費分	501,582	0	501,582
	2　後期高齢者支援金等分	128,155	0	128,155
	3　介護納付金分	51,539	0	51,539
6　保健事業費		53,042	△1,767	51,275
	1　保健事業費	53,042	△1,767	51,275
9　諸支出金		15,602	451	16,053
	1　償還金及び還付加算金	15,602	451	16,053
歳出合計		2,285,233	△2,860	2,282,373

詳細については所管課長で説明いたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第14号　令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績等を見込んでの補正となっております。

５ページをお開きください。

まず、歳入ですが、事項別明細書をもって御説明させていただきます。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税は1,483万8,000円の減につきましては、１月末現在の調定を見込んだ額となっております。収納率は実績を踏まえ当初の96％よりも0.4％上げ、

96.4%へ修正いたしましたが、世帯数、被保険者数等は増加しているものの、低・中間所得層の負担を減らすための減額制度により、その該当者が増え、全体の税額が減少いたしました。

続きまして、６ページをお開きください。

５款国庫支出金、２項国庫補助金、８目災害臨時特例補助金は82万6,000円の増で、これは新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国保税を減免した額に対しての国庫補助金で、減額分の10分の６の補助額となっております。これは、歳出のほうの９ページの３款国民健康保険事業納付金、１項医療給付費分、また、10ページの２項後期高齢者支援金分、11ページの３項介護納付金分に充当され、財源組替えとなっております。

10款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、１節保険基盤安定繰入金615万2,000円の増は交付決定によるもので、軽減世帯及び人数の増などに伴うものです。５節財政安定化支援事業繰入金1,091万5,000円の減は、一般会計の交付税措置額が減額したものでございます。

12款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、１目延滞金の35万7,000円の増及び４項雑入、１目一般被保険者第三者納付金９万円の増、また、３目一般被保険者返納金515万円の増までの補正額につきましては実績見込みによるものです。

６目歳入欠陥補塡収入1,020万6,000円の増につきましては、歳入歳出の調整分でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。７ページから12ページまでのマイナス補正は実績見込みによるものです。

12ページをお願いします。

６款１項１目保険事業費、12節委託料132万8,000円の減は生活習慣病予防委託料が47万3,000円の減、運動支援が85万5,000円の減となっております。

13ページをお願いします。

９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、７目その他償還金、22節償還金利子及び割引料の45万1,000円の増は、令和２年度分の災害等臨時特例国庫補助金、これは新型コロナウイルス感染症対応分の実績に伴う返還金です。これは10月の補助金申請時の見込みよりも実績が少なかったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第15号　令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）について。

議案第１５号

令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）について

令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）

第１条　令和３年度北中城村水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和３年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業収益	569,260 千円	0 千円	569,260 千円
第１項　営 業 収 益	534,984 千円	0 千円	534,984 千円
第２項　営業外収益	34,274 千円	0 千円	34,274 千円
第３項　特 別 利 益	2 千円	0 千円	2 千円

支　　出

第１款　水道事業費用	563,991 千円	△12,578 千円	551,413 千円
第１項　営 業 費 用	561,381 千円	△12,578 千円	548,803 千円
第２項　営業外費用	1,608 千円	0 千円	1,608 千円
第３項　特 別 損 失	2 千円	0 千円	2 千円
第４項　予　備　費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第３条　予算第４条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「８１，５９６千円」を「８１，６３５千円」に、過年度分損益勘定留保資金「６８，４８５千円」を「６８，５２４千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　　入

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資 本 的 収 入	3,504 千円	0 千円	3,504 千円
第１項　企　業　債	1 千円	0 千円	1 千円
第２項　出　資　金	1 千円	0 千円	1 千円
第３項　他会計からの長期借入金	1 千円	0 千円	1 千円
第４項　固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円	0 千円	1 千円
第５項　工事負担金	3,500 千円	0 千円	3,500 千円

支　　出

第１款　資 本 的 支 出	85,100 千円	39 千円	85,139 千円
第１項　建設改良費	74,262 千円	39 千円	74,301 千円
第２項　企業債償還金	8,474 千円	0 千円	8,474 千円

第３項　国庫補助金返還金	1,364 千円	0 千円	1,364 千円
第４項　予　備　費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細については所管課長に説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第15号　令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

１ページをお開きください。

第２条　令和３年度北中城村水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第１款水道事業費用、第１項営業費用1,257万8,000円の減額について、主な内容としまして、当初予算で計上しておりましたアッセトマネジメント（資産管理）・事業評価書作成業務について、このアセットマネジメント（資産管理）については、令和元年度に策定しました経営戦略で作成した内容を精査し事業再評価に必要な要件を補完していたため省略したことによるものです。

また、大城配水池及び大城ポンプ場耐震診断については、今年度委託しております事業再評価書作成業務で、今後予定している令和10年度までの予定であります第５次拡張事業の残事業及び耐震化計画等について、県との協議によりその妥当性を評価した上で実施する必要があるため、次年度以降に変更したためであります。

そのほか、職員の休職による人件費の減額と減価償却費で増額が見込まれるためであります。

第３条　予算第４条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,159万6,000円を8,163万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金6,848万5,000円を6,852万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費３万9,000円の増額については法定福利費の増によるものです。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第16号　令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）についてを御説明いたします。

議案第１６号

令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について

令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和３年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和３年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収　　入		
科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業収益	400,763 千円	△3000 千円	400,463 千円
第１項　営 業 収 益	109,586 千円	0 千円	109,586 千円
第２項　営業外収益	291,176 千円	△300 千円	290,876 千円
第３項　特 別 利 益	1 千円	0 千円	1 千円
	支　　出		
第１款　下水道事業費用	371,624 千円	611 千円	372,235 千円
第１項　営 業 費 用	327,682 千円	611 千円	328,293 千円
第２項　営業外費用	42,940 千円	0 千円	42,940 千円
第３項　特 別 損 失	2 千円	0 千円	2 千円
第４項　予　備　費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４０，０７１千円」を「資本的収入が資本的支出に対し不足する額３８，９４９千円」に、「過年度分損益勘定留保資金１０，９０１千円」を「過年度分損益勘定留保資金９，７７９千円」に改める。

	収　　入		
科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資 本 的 収 入	234,138 千円	△2,138 千円	232,000 千円
第１項　企　業　債	67,738 千円	△2,438 千円	65,300 千円
第２項　他会計補助金	110,300 千円	0 千円	110,300 千円
第３項　県 補 助 金	56,100 千円	300 千円	56,400 千円
	支　　出		
第１款　資 本 的 支 出	274,209 千円	△3,260 千円	270,949 千円

第１項　建設改良費	149,191 千円	△3,260 千円	145,931 千円
第２項　企業債償還金	124,018 千円	0 千円	124,018 千円
第３項　予　備　費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

別添、令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）の資料がございます。

補正内容といたしまして、収益的収支にまず収入のほうで30万円の補正減、そして支出のほうで61万1,000円の増がございます。

それから、資本的収支のほうでは収入の方で213万8,000円の減、そしてまた支出のほうで326万円の増がございまして、詳細についてまた所管課長のほうに説明をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第16号　令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

１ページをお開きください。

第２条　令和３年度北中城村下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第１款下水道事業収益、第２項営業外収益30万円の減額補正は、下水道接続補助に係る県補助金分の実績によるものであります。

支出、第１款下水道事業費用、第１項営業費用61万1,000円の増額補正は、主に減価償却費で63万円増額が見込まれるためであります。

第３条　予算第４条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予算第４条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,007万1,000円を資本的収入が資本的支出に対し不足する額3,894万9,000円に過年度分損益勘定留保資金1,090万1,000円を過年度分損益勘定留保資金977万9,000円に改める。

収入、第１款資本的収入、第１項企業債243万8,000円の減額及び第３項県補助金30万円の増額となっております。

支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費326万円の減額補正については、主に当初予定しておりました５号調整池整備に伴う既設排水路付近の工作物、これはブロック積み等になりますが、それの補償について仮設調整池付近の用地２筆と併せて補償を当初予定しておりましたが、調整池整備に必要な残りの２筆と併せて補償することが適切であるため、見送ったためであります。

そのほか、流域下水道建設負担金の実績として51万円の減額となったことによるものであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時３５分　休憩

午前１１時４５分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

○村長（比嘉孝則）

では、続きまして、議案第17号　令和４年度北中城村一般会計予算についてを御説明いたします。

議案第１７号

令和４年度北中城村一般会計予算について

みだしのことについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により議会の議決を求めます。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

令和４年度北中城村一般会計予算

令和４年度北中城村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８，０６０，０００千円と定める。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）
第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）
第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）
第４条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　村税		2,482,997

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
	1　村民税	910,041
	2　固定資産税	1,423,546
	3　軽自動車税	57,633
	4　村たばこ税	91,777
2　地方譲与税		35,800
	1　地方揮発油譲与税	8,900
	2　自動車重量譲与税	25,300
	5　森林環境譲与税	1,600
3　利子割交付金		900
	1　利子割交付金	900
4　配当割交付金		3,000
	1　配当割交付金	3,000
5　株式等譲渡所得割交付金		2,800
	1　株式等譲渡所得割交付金	2,800
6　法人事業税交付金		24,000
	1　法人事業税交付金	24,000
7　地方消費税交付金		374,800
	1　地方消費税交付金	374,800
8　ゴルフ場利用税交付金		8,600
	1　ゴルフ場利用税交付金	8,600
9　環境性能割交付金		2,900
	1　環境性能割交付金	2,900
10　国有提供施設等所在市町村助成交付金		72,000
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	72,000
11　施設等所在市町村調整交付金		243,000
	1　施設等所在市町村調整交付金	243,000
12　地方特例交付金		14,000
	1　地方特例交付金	14,000
13　地方交付税		1,390,000
	1　地方交付税	1,390,000
14　交通安全対策特別交付金		3,062
	1　交通安全対策特別交付金	3,062
15　分担金及び負担金		80,987
	1　負担金	80,987
16　使用料及び手数料		58,162

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
	1　使用料	26,086
	2　手数料	32,076
17　国庫支出金		1,369,157
	1　国庫負担金	1,024,228
	2　国庫補助金	272,009
	3　委託金	72,920
18　県支出金		971,305
	1　県負担金	472,407
	2　県補助金	454,739
	3　委託金	44,159
19　財産収入		50,129
	1　財産運用収入	50,127
	2　財産売払収入	2
20　寄附金		252,001
	1　寄附金	252,001
21　繰入金		414,069
	1　特別会計繰入金	1
	2　基金繰入金	414,068
22　繰越金		20,000
	1　繰越金	20,000
23　諸収入		73,331
	1　延滞金、加算金及び過料	1,600
	2　村預金利子	1
	3　雑入	71,730
24　村債		113,000
	1　村債	113,000
歳入合計		8,060,000

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　議会費		94,432
	1　議会費	94,432
2　総務費		1,457,397
	1　総務管理費	1,247,399
	2　徴税費	113,126

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
	3　戸籍住民基本台帳費	65,940
	4　選挙費	28,973
	5　統計調査費	573
	6　監査委員費	1,386
3　民生費		3,034,582
	1　社会福祉費	1,523,792
	2　児童福祉費	1,510,790
4　衛生費		917,357
	1　保健衛生費	596,962
	2　清掃費	320,395
5　農林水産業費		167,531
	1　農業費	161,245
	2　林業費	2,945
	3　水産業費	3,341
6　商工費		156,798
	1　商工費	156,798
7　土木費		504,245
	1　土木管理費	54,940
	2　道路橋梁費	129,148
	3　都市計画費	320,157
8　消防費		261,633
	1　消防費	261,633
9　教育費		1,003,048
	1　教育総務費	173,701
	2　小学校費	190,128
	3　中学校費	92,145
	4　幼稚園費	66,133
	5　社会教育費	261,756
	6　保健体育費	219,185
10　災害復旧費		2
	1　農林水産業施設災害復旧費	1
	2　公共土木施設災害復旧費	1
11　公債費		443,315
	1　公債費	443,315
12　諸支出金		2

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
	1　普　通　財　産　取　得　費	2
13　予　　備　　費		19,658
	1　予　　備　　費	19,658
歳　　出　　合　　計		8,060,000

第２表　地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 （安谷屋第２地区かんがい施設整備事業）	2,200	（借入方法） 証書借入または地方証券発行の方法による。 （借入先） 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	５％以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
学校教育施設等整備事業債 （北中城小学校トイレ改修工事）	3,800			
臨時財政対策債	107,000			
計	113,000			

詳細については副村長が説明いたします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田　繁）

それでは、議案第17号につきまして御説明いたします。

令和４年度一般会計予算書の後ろのほうに添付してございます説明資料をもちまして説明いたします。予算書の後ろのほうに添付してございます。令和４年度一般会計に関する説明資料とタイトルであります。

それでは、説明資料の１ページをお願いいたします。

令和４年度一般会計予算の概要でございます。

令和４年度一般会計の歳入歳出予算の総額は80億6,000万円で、対前年度比較５億3,200万円の減となっています。減の主な要因といたしまして、歳入におきましては村税が減になったこと、そして防災無線整備事業や学校施設空調更新事業の完了によりまして国庫支出金が減となっております。また、国が地方財政対策として示した臨時財政対策債の抑制により、村債が大幅に減となっております。

歳出におきましては、防災無線関連工事及び島袋小学校校舎増築工事及び防音機能復旧工事等の完了によりまして、前年度に比べて減となっております。詳しくは、別添資料で御説明いたします。

予算規模の推移を見ますと、北中城中学校校舎増改築事業があった平成28年度をピークに一度予算額は減少いたしましたが、役場第一庁舎改築事業や公営墓地整備事業、安谷屋第２地区かんがい施設整備事業、小学校の空調整備事業の影響で、令和３年度まで予算規模が再び増加しておりました。

歳入の村税につきましては、アワセ土地区画整理区域内の開発により令和３年度がピークとなりましたが、令和４年度またはそれ以降につ

きましては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済状況悪化による村税の落ち込みが懸念されます。

続きまして、２ページの歳入歳出の状況と、３ページの地方債、基金の状況につきましてはその後に添付しております別紙１から別紙４の説明となっております。

資料の別紙１、款別予算一覧表について御説明いたします。

４ページをお願いします。

歳入につきまして構成率の上位項目は１款の村税が約24億8,000万円、構成率30.8％、13款地方交付税が13億9,000万円、構成率17.2％、17款国庫支出金が約13億7,000万円、構成率17％、18款県支出金が約９億7,000万円、構成率12.1％とほぼ前年同様の項目となっております。

構成比が大きい項目について対前年度で比較いたしますと、１款村税が個人村民税及び固定資産税の減収見込みで約4,000万円、1.6％の減、13款地方交付税が令和２年度実施の国勢調査の人口確定値１万7,969名の人口により試算し、人口増の影響で約３億3,000万円、31.0％の増となっております。

17款国庫支出金は防災無線関連工事及び教育施設空調機能復旧工事の防衛省補助金や島袋小学校校舎増築工事に係る国庫補助事業が完了したことにより約３億円、18.1％の減となっております。

18款県支出金は沖縄振興公共投資交付金事業の安谷屋第２地区畑かんがい施設整備事業に係る事業費が、昨年度と比べて減になった影響で約8,600万円、8.1％の減となっております。

24款村債は国が地方財政対策として示した臨時財政対策債の発行抑制の影響で約４億4,000万円、79.7％の減となっております。

続きまして、歳出項目を目的別の構成率で見ますと、３款民生費が約30億3,000万円、37.6％と最も大きくなっております。続きまして、総務費が約14億6,000万円、18.1％、９款教育費が約10億円、12.4％、４款衛生費が約９億2,000万円、11.4％の順となっております。

なお、構成率が最も大きい民生費は、直近の10年間で約10億円以上の予算が増加しております。村の財政負担増加の主な要因となっております。

対前年度で増減額が大きい項目では、土木費が村道仲順ライカム線舗装工事やしおさい公苑バックネット改修工事の影響で約7,000万円、15.6％増となっております。一方、農林水産費の安谷屋第２地区畑かんがい施設整備事業が昨年度より減となった影響により約１億3,000万円、43.7％の減となっております。

続きまして、別紙２、歳出性質別内訳について御説明いたします。

５ページをお願いします。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費は約39億4,000万円となり、対前年度で約4,000万円、0.9％の増となっております。人件費の増加要因は、新型コロナウイルス感染対策に対応する会計年度任用職員等の人員が増えたこと及び職員の人件費の定期昇給等の伸びによるものであります。扶助費及び公債費はほぼ前年度並みとなっております。

投資的経費は約１億6,000万円となり、対前年度で約７億4,000万円、82.4％の減となっております。減となった主な要因は、公営墓地整備事業、島袋小学校校舎増築本工事が完了したことによるものであります。

その他の経費は約39億6,000万円となり、対前年度で約１億7,000万円、4.5％の増となっております。物件費は基地内文化財発掘調査委託料等により減となっております。積立金は一般廃棄物処理施設建設等基金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金を積み立てたことにより約7,000万円、23.7％の増となっておりま

す。

次に、別紙３、地方債の見込みに関する調書について御説明いたします。

６ページをお願いします。

地方債、村の借金でありますけれども、令和３年度末見込みは約56億2,000万円であります。

令和４年度の起債見込額、これ新たな借入れでありますけれども約１億1,000万円、元金償還、これは返済でありますけれども、見込額は約４億2,000万円となっております。令和４年度は償還額、返済でありますけれども、起債額（借入）を上回る見込みで、令和４年度末現在高は約３億1,000万円減少し、約53億1,000万円となる見込みであります。

次に、別紙４、基金について御説明いたします。

７ページをお願いします。

令和３年度末基金残高見込額は約14億円であります。主な内訳は財政調整基金が約６億2,000万円、減債基金が約１億円、目的基金が約６億5,000万円であります。

令和４年度当初予算におきましては、財政調整基金約２億2,000万円の取崩しを行っております。この基金は年度内の財政運営で村税等の歳入増に合わせて戻入れを行う予定であります。

過去10年間の財政調整基金残高の推移と令和４年度の基金充当予定の事業につきましては右側の表のとおりとなっております。

次に、令和４年度の主な事業につきまして、資料、令和４年度各課の主な事業を添付しております。

一覧表に記載されました事業につきましては、村総合計画や３か年実施計画及び各課の個別計画のうち令和４年度事業分を掲載しております。朱書きしてあるものは令和４年度からの新規事業となっております。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを御説明いたします。

議案第１８号

令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算

令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２，２８５，１８５千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（２）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
１　国民健康保険税		393,340
	１　国民健康保険税	393,340
２　一部負担金		1
	１　一部負担金	1
３　分担金及び負担金		1
	１　分担金	1
４　使用料及び手数料		160
	１　手数料	160
５　国庫支出金		1
	２　国庫補助金	1
６　県支出金		1,488,382
	１　県負担金・補助金	1,488,381
	２　財政安定化基金支出金	1
８　財産収入		1
	１　財産運用収入	1

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
10 繰入金		278,482
	1 他会計繰入金	278,481
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		1
	1 繰越金	1
12 諸収入		124,815
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	124,810
13 市町村債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		2,285,185

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 総務費		70,796
	1 総務管理費	53,546
	2 徴税費	16,971
	3 運営協議会費	56
	4 趣旨普及費	223
2 保険給付費		1,418,907
	1 療養諸費	1,205,147
	2 高額療養費	191,618
	3 移送費	101
	4 出産育児一時金	21,000
	5 葬祭費	600
	6 傷病手当金	441
3 国民健康保険事業費納付金		708,908
	1 医療給付費分	519,587
	2 後期高齢者支援金等分	136,960
	3 介護納付金分	52,361
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
6 保健事業費		53,562

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
	1　保　健　事　業　費	53,562
7　基　金　積　立　金		1
	1　基　金　積　立　金	1
8　公　債　費		3
	1　公　債　費	1
	2　広域化等支援基金償還金	1
	3　財政安定化基金償還金	1
9　諸　支　出　金		3,007
	1　償還金及び還付加算金	3,007
10　予　備　費		30,000
	1　予　備　費	30,000
歳　出　合　計		2,285,185

詳細については所管課長のほうに説明させます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算の主なものについて、事項別明細書にて御説明いたします。

７ページをお開きください。

まず、歳入ですが、１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税は、今年度は３億9,333万3,000円で前年度より1,573万2,000円の減となっております。収入見込みは実績を踏まえ96％で計上しておりますが、被保険者数及び加入世帯の所得の減により調定額が減っております。

続きまして、９ページをお開きください。

６款県支出金、１項県負担金補助金、１目保険給付費交付金は県からの資料で予算計上しておりますが、14億8,838万1,000円で前年度より1,552万9,000円の減となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

10款１項１目の一般会計繰入金は２億7,848万1,000円で、前年度よりも7,523万6,000円の増となっております。まず、１節保険基盤安定繰入金が615万2,000円増となっており、これは軽減世帯に属する一般被保険者世帯数の増によるものでございます。また、６節財政安定化支援事業繰入金1,091万6,000円の減は、一般会計からの交付税措置額の減によるものです。さらに７節その他一般会計繰入金8,000万円は赤字を見込んでの計上となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

12款諸収入、４項雑入、９目の歳入欠陥補填収入は１億2,480万5,000円で、前年度から1,866万9,000円の減となっており、こちらは歳入歳出間の調整をしているものでございます。

続きまして、18ページをお開きください。

歳出の主なものを御説明いたします。

２款保険給付費、１項療養諸費は、本村の近年の動向からの計上でございますが、１目一般被保険者療養給付費は11億9,360万5,000円で、前年度より2,130万9,000円の増となっております。

続きまして、19ページをお開きください。

２款２項高額療養費につきましても本村の近年の動向に基づいておりますが、１目の一般被保険者高額療養費は１億9,111万6,000円となり、前年度より2,371万3,000円の減額となっております。

続きまして、24ページをお開きください。

３款国民健康保険事業費納付金でございますが、これは広域化により県に収める納付金となっており、それぞれ県の試算資料により計上しております。

まず、３款１項医療給付費分は総額５億1,958万7,000円で前年度より1,800万5,000円の増。

それから、25ページでございますが、２項後期高齢者支援分は１億3,696万円で、前年度より880万5,000円の増。

26ページの３項介護納付金分は5,236万1,000円で前年度より82万2,000円の増となっております。

なお、別添の令和４年度国民健康保険特別会計に関する資料のほうも御参考いただけたらと思います。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

では、続きまして、議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第１９号

令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算

令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）
第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２２４，５９１千円と定める。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　後期高齢者医療保険料		184,127
	1　後期高齢者医療保険料	184,127
2　使用料及び手数料		2
	1　手数料	2
4　寄付金		1
	1　寄付金	1
5　繰入金		39,624
	1　一般会計繰入金	39,624
6　繰越金		1
	1　繰越金	1
7　諸収入		836
	1　延滞金、加算金及び過料	2
	2　償還金及び還付加算金	2
	3　預金利子	1
	4　貸付金元利収入	1
	5　雑入	830
歳入合計		224,591

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　総務費		3,986
	1　総務管理費	1,944
	2　徴収費	2,042
2　後期高齢者医療広域連合納付金		219,883
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	219,883
3　諸支出金		622
	1　償還金及び還付加算金	621
	2　繰出金	1
4　予備費		100
	1　予備費	100
歳出合計		224,591

詳細については所管課長が説明いたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算の主なものについ

て御説明いたします。

５ページをお開きください。

まず、歳入ですが、事項別明細書をもって御説明させていただきます。

１款１項後期高齢者医療保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合が各市町村ごとに算出した資料に基づき計上しております。１目特別徴収保険料は7,500万7,000円で前年度に比べ240万1,000円の増。２目普通徴収保険料は１億912万円で前年度に比べ129万9,000円の増となっておりますが、こちらは75歳到達者の数の増加及び所得の伸び率に伴うものでございます。

５款の繰入金、１項一般会計繰入金、１目の事務費繰入金は388万7,000円で、前年度より117万7,000円の増となっております。２目の保険基盤安定繰入金は3,573万7,000円で前年度より158万2,000円の増となっており、こちらは歳出10ページのほうの２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金に充当されております。

次、７ページをお開きください。

７款諸収入、５項雑入、２目雑入83万円は令和４年度から改正になる後期高齢者医療費の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報費等への後期高齢者医療広域連合からの負担金でございます。

次、８ページをお開きください。

歳出でございますが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費194万4,000円で、前年度よりも100万1,000円の増となっております。これは主に後期高齢者医療費の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報への郵送費が新たに出たものでございます。

10ページをお開きください。

２款１項１目の後期高齢者医療広域連合納付金は２億1,988万3,000円で、前年度に比べ601万3,000円の増となっており、これは75歳到達者数の増加及び所得伸び率に伴うものでございます。

なお、別添の令和４年度後期高齢者医療特別会計当初予算の資料のほうも御参考いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算について御説明いたします。

議案第２０号

令和４年度北中城村水道事業会計予算について

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和４年度北中城村水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

令和４年度北中城村水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度北中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

１　給水戸数　　７，８００　戸

２　年間総給水量　　２，５４８，９００　㎥

３　一日平均給水量　　６，９８４　㎥

４　主要な建設改良事業

・単独事業

・北中城村内配水管改良工事

・県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款	水道事業収益	567,667　千円
第１項	営業収益	537,086　千円
第２項	営業外収益	30,579　千円
第３項	特別利益	2　千円

支　　出

第１款	水道事業費用	538,438　千円
第１項	営業費用	536,149　千円
第２項	営業外費用	1,287　千円
第３項	特別損失	2　千円
第４項	予備費	1,000　千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８０，３９７千円は、過年度分損益勘定留保資金６９，２４９千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４，７０４千円及び減債積立金６，４４４千円で補填するものとする。）。

収　　入

第１款	資本的収入	1,404　千円

第１項	企業債	1　千円
第２項	出資金	1　千円
第３項	他会計からの長期借入金	1　千円
第４項	固定資産売却代金	1　千円
第５項	工事負担金	1,400　千円

支　　出

第１款	資本的支出	81,801　千円
第１項	建設改良費	74,356　千円
第２項	企業債償還金	6,444　千円
第３項	国庫補助金返還金	1　千円
第４項	予備費	1,000　千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、５０，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用、営業外費用及び特別損失との間

（２）建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　３８，５８７千円　　（２）交際費　２０千円

（たな卸資産購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は、３，０００千円と定める。

詳細につきましては所管課長のほうで説明いたします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算について御説明いたします。

１ページをお開きください。

第２条　業務の予定量としまして、現時点での実績を踏まえまして、１、給水戸数7,800戸、前年度比４戸、約0.1％増。

２、年間総給水量254万8,900立方メートル、前年度比１万5,400立方メートル、約0.6％増。

３、１日平均給水量6,984立方メートル、前年度比40立方メートル、約0.6％増を見込んでおります。

４、主な建設改良事業としまして、単独事業による北中城村内配水管改良工事及び県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事を予定しております。

第３条　収益的収入及び支出の予定額としまして、収入、第１款水道事業収益の総額は５億6,766万7,000円、前年度比159万3,000円、約0.3％減。内訳としまして、第１項営業収益が５億3,708万6,000円、前年度比210万2,000円、約0.4％増。

第２項営業外収益が3,057万9,000円、前年度比369万5,000円、約11％減。

第３項の特別利益は費目存置であります。

続いて、支出、第１款水道事業費用の総額５億3,843万8,000円、前年度比2,391万6,000円、約４％減で、内訳としまして、第１項営業費用が５億3,614万9,000円、前年度比2,376万5,000円、約４％減。

第２項営業外費用、主に企業債、借入金の利息なんですが、128万7,000円、前年度比19万6,000円、約13％減。

第３項の特別損失は費目存置であります。

第４項予備費としまして、前年度同額100万円として計上しております。

２ページをお願いします。

第４条　資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,039万7,000円は過年度分損益勘定留保資金6,924万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額470万4,000円及び減債積立金644万4,000円で補塡するものとする。

収入、第１款資本的収入の総額は140万4,000円、前年度比210万円、約60％減となっており、主な収入源としまして第５項工事負担金、消火栓設置になりますけれども、140万円、前年度比210万円、60％減です。

続いて、支出、第１款資本的支出の総額は8,180万1,000円、前年度比328万1,000円、約４％減で、内訳としまして建設改良費が7,435万6,000円、前年度比11万2,000円、約0.2％増。

第２項企業債償還金が644万4,000円、前年度比203万円、約24％減。

第３項の国庫補助金返還額は費目存置であります。

第４項の予備費は、前年度同様に100万円と計上しています。

第５条　一時金の借入れは限度額が5,000万円と定めます。

６条　予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定めます。

１、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

２、建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金との間。

３ページをお願いします。

第７条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費3,858万7,000円、２、交際費２万円であります。

第８条　棚卸資産の購入限度額は300万円と定める。

なお、４ページ以降に予算に関する説明書を添付してございますので、お目通し願います。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算について。

議案第２１号

令和４年度北中城村下水道事業会計予算について

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和４年度北中城村下水道事業会計予算を提出し、議会の議決を求めます。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

令和４年度北中城村下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和４年度北中城村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

１　排水戸数　２，６５０　戸

２　年間総排水量　１，４１４，００９　㎥

３　一日平均排水量　３，８７４　㎥

４　主要な建設改良工事

・補助工事

・北中城村内汚水枝線工事

・島袋浸水対策事業

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入

第１款	下水道事業収益	365,595　千円
第１項	営業収益	119,307　千円
第２項	営業外収益	246,287　千円
第３項	特別利益	1　千円

支　出

第１款	下水道事業費用	362,095　千円
第１項	営業費用	321,982　千円
第２項	営業外費用	39,111　千円

第３項	特別損失	2　千円
第４項	予備費	1,000　千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出に対し不足する額５３，７６５千円は、過年度分損益勘定留保資金３４，０１４千円当年度分損益勘定留保資金１７，５０１千円及び当年度利益剰余金処分額２，２５０千円で補填するものとする。）。

収　　入

第１款	資本的収入	226,980　千円
第１項	企業債	64,100　千円
第２項	他会計補助金	110,300　千円
第３項	県補助金	52,580　千円

支　　出

第１款	資本的支出	280,745　千円
第１項	建設改良費	154,845　千円
第２項	企業債償還金	124,900　千円
第３項	予備費	1,000　千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	（借入方法）		
公共下水道事業	41,000	証書借入又は地方証券発行		40年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還又は低利債に借替えることができる。
流域下水道事業	24,000	（借入先） 財政融資資金、機構資金、その他	５％以内	

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、１００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）営業費用、営業外費用及び特別損失との間
（２）建設改良費、企業債償還金

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）職員給与費　２２，４０１千円

（他会計からの補助金）
第９条　下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１９２，６９４千円と定める。

（利益剰余金の処理分）
第１０条　当年度利益剰余金のうち、６，７９１千円は次のとおり処分するものと定める。
（１）建設改良積立金　６，７９１千円

詳細につきましては所管課長より説明いたします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算について御説明いたします。

１ページをお開き願います。

まず、第２条　業務の予定量としては現時点での実績を踏まえまして、１、排水戸数2,650戸、前年度比250戸、約10％増、２、年間総排水量　141万4,009立方メートル、前年度比9,035立方メートル、約0.6％増、３、一日平均排水量3,874立方メートル、前年度比24立方メートル、約0.6％増を見込んでおります。

４、主な建設改良事業としまして、補助事業による北中城村内汚水枝線工事、島袋浸水対策事業、これは５号調整池予定地の物件補償を予定しております。

第３条　収益的収入及び支出の予定額として、収入、第１款下水道事業収益の総額は３億6,559万5,000円、前年度比3,516万8,000円、約９％減で、内訳としまして第１項営業収益が１億1,930万7,000円、前年度比972万1,000円、約９％増。

第２項営業外収益、主に一般会計からの繰入れと長期前受金戻入でありますが２億4,628万7,000円、前年度比4,488万9,000円、約15％減。

第３項の特別利益は費目存置であります。

続いて、支出、第１款下水道事業費用の総額は３億6,209万5,000円、前年度比406万2,000円、約１％減で、内訳としまして営業費用が３億2,198万2,000円、前年度比23万3,000円、約0.1％減。

第２項営業外費用3,911万1,000円、前年度比382万9,000円、約９％減。

第３項の特別損失は費目存置であります。

第４項予備費としまして、前年度同様に100万円を計上しております。

２ページをお開き願います。

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額5,376万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,401万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,750万1,000円及び当年度利益剰余金処分額225万円で補塡するものとする。

収入、第１款資本的収入の総額は２億2,698万円、前年度比168万円、約0.7％増で、内訳としまして、第１項企業債が6,410万円、前年度比120万円、約２％増。

第２項他会計補助金が１億1,030万円、これ前年度同額となっております。

第３項、県補助金が5,258万円、前年度比48万円、約１％増。

続いて、支出、第１款資本的支出の総額は２億8,074万5,000円、前年度比945万9,000円、約３％増で、内訳としまして第１項建設改良費が１億5,484万5,000円、前年度比857万7,000円、約６％増、第２項企業債償還金が１億2,490万円、前年度比88万2,000円、0.7％増、第３項の予備費は前年度同様に100万円を計上しております。

第５条　企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、公共下水道事業としまして限度額4,100万円、流域下水道事業として限度額2,400万円、その他起債の方法、利率、償還の方法は表中に示すとおりであります。

第６条　一時借入金の限度額は１億円と定めます。

続いて、３ページお願いします。

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。２、建設改良費、企業債償還金。

第８条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、１、職員給与費2,240万1,000円であります。

第９条　他会計からの補助金として下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は１億9,269万4,000円と定める。

第10条　当年度利益剰余金のうち679万1,000円については、１、建設改良積立金に全額処分するものとします。

なお、４ページ以降に予算に関する説明書を添付してございますので、お目通し願います。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

では、続きまして、議案第22号　北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定について。

議案第２２号

北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

記

１．施設の名称　屋宜原区民広場

２．施設の位置　沖縄自動車道屋宜原高架下

３．指定管理者　名称　屋宜原自治会
　　自治会長　饒　辺　永　志
　　住所　北中城村字屋宜原６０２番地

４．指 定 期 間　令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

令 和 ４ 年 ３ 月 ４ 日　提 出
北中城村長　比　嘉　孝　則

提案理由

屋宜原区民広場を効率的・効果的に地域住民の利用に供するため、屋宜原自治会を指定管理者として指定するため。

続きまして、議案第23号　北中城村多目的広　　広場）の指定管理者の指定について。

場（安谷屋・石平区スポーツレクリエーション

議案第２３号

北中城村多目的広場（安谷屋・石平区スポーツレクリェーション広場）の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

記

１．施設の名称　安谷屋・石平区スポーツレクリェーション広場

２．施設の位置　県道２９号肝あぐみ橋高架下

３．指定管理者　名称　安谷屋・石平区スポーツレクリェーション広場管理団体
　　代表者　石平自治会長　新　垣　善　彦
　　住所　北中城村字安谷屋２１５１番地

４．指 定 期 間　令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

令 和 ４ 年 ３ 月 ４ 日　 提 出
北中城村長　　比　嘉　孝　則

提案理由

安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場を効率的・効果的に地域住民の利用に供するため、安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場管理団体を指定管理者として指定するため。

以上でございます。

日程第２５．諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（名幸利積）

日程第25．諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第１号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

住　　所　　北中城村字屋宜原

氏　　名　　上　里　幸　春

生年月日　　昭和３４年生

令 和 ４ 年 ３ 月 ４ 日　 提 出
北中城村長　　比　嘉　孝　則

提案理由

人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦したいため。

略　歴　書

住　所　北中城村字屋宜原
氏　名　上　里　幸　春
生年月日　昭和３４年生

学　歴

昭和５５年　８月	専門学校育英航空学院　卒業

職　歴

昭和５５年　９月～平成２３年　３月	株式会社興洋電子　入社
平成２３年　４月～平成２７年　３月	株式会社興洋電子取締役
平成２７年　４月～平成２９年　３月	第一工業株式会社専務取締役
平成２９年　４月	第一工業株式会社代表取締役社長（至現在）

その他の経歴

平成　４年　４月～平成２３年　３月	北中城村体育指導委員
平成２０年　６月～平成３１年　３月	北中城村村民提案審査委員会委員
平成２０年　８月～平成２２年１０月	北中城村公民館運営審議会委員・社会教育委員
平成２１年　４月～平成２２年　３月	北中城小学校父母教師会　会長
平成２１年　９月～平成２３年　９月	北中城村次世代育成支援対策推進協議会委員
平成２３年　４月～平成２７年　３月	北中城村教育委員会委員
平成２８年　３月～令和　２年　３月	北中城小学校学校評議委員
令和　元年　７月～令和　４年　６月	人権擁護委員（１期目）

以上でございます。

上里氏の略歴等については別添、添付してございますのでお目通しお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦については、諮問されたとおり答申することに決定しました。

日程第２６．報告第１号　令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第26．報告第１号　令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第１号　令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について。

報告第１号

令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、令和４年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出いたします。

令和４年３月４日　提出

北中城村長　比嘉孝則

まず、別添、事業計画書が添付されておりまして、詳細、北中城村に係る事業と計画書がございますので、４ページのほうをお開きいただきたいと思います。

４ページの上のほうから中段のほうに、北中城サウスプラザ地区用地と北中城村アワセゴルフ場跡地健康スポーツ交流施設用地取得という表側の項目にございます。これを右に追っていきますと、まず前年度の繰越額がサウスプラザのほうで４億3,994万9,000円、そして当該年度４年度の造成等取得計画については、これは利息あるいは事務費等で借換えがございまして420万4,000円の措置がございます。トータルで次年度に繰り越す額といたしまして２億4,415万3,000円となります。

それから、もう一つ、アワセゴルフ場跡地健

康スポーツ交流施設用地につきましては、これまで前年度繰越額が５億3,418万8,000円、そして利息等が72万1,000円となりまして、次年度に繰り越す額として５億3,490万9,000円となっております。

なお、これで計画されている利息等については町村土地開発公社の本社のほうで設定してありますので、利息については0.3％、それからスポーツ交流施設には0.13％、事務費については0.5％の措置がされております。

以上の経費がかかりますので、次年度以降のまた繰越額として掲載された４億4,415万3,000円と５億3,490万9,000円となります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第２７．報告第２号　専決処分事項の報告について（北中城村公営墓地納骨堂新築工事第一回変更契約）

○議長（名幸利積）

日程第27．報告第２号　専決処分事項の報告について（北中城村公営墓地納骨堂新築工事第一回変更契約）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第２号　専決処分事項の報告について（北中城村公営墓地納骨堂新築工事第一回変更契約）についてを御説明いたします。

報告第２号

専決処分事項の報告について
（公営墓地納骨堂新築工事　第一回変更契約）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告する。

令和４年３月４日　提出
北中城村長　比嘉孝則

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和４年２月１６日
北中城村長　　比　嘉　孝　則

記

１　工　　事　　名：公営墓地納骨堂新築工事

２　原請負契約額：￥９９，０００，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥９，０００，０００－）

３　第一回変更契約額：￥１００，５６２，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥９，１４２，０００－）
請負契約額を￥１，５６２，０００円増額する。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥１４２，０００－）

４　契約の相手方：北中城村字島袋４９５番地
有限会社　美工開発
代表取締役　池　間　　勝

工事請負契約、改定契約につきましては別添のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　０時４１分　散会

令和４年第３回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和４年３月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和４年３月７日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和４年３月７日　午前11時34分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武すま子	出
	２番	稲福恭秀	欠	９番		
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員	喜屋武すま子				
	１０番議員	比嘉義弘				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	仲村静香				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則	教育長	徳村永盛		
	副村長	大田繁	教育総務課長	玉栄治		
	総務課長	喜納克彦	生涯学習課長	與儀光敏		
	企画振興課長	仲本正一	建設課長	安次嶺正春		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武のり子	学校教育指導主事			
	上下水道課長	伊佐秀樹				
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第２号

令和４年３月７日（月曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１	議案第４号	北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	質疑、委員会付託
２	議案第５号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質疑、委員会付託省略、討論、決定
３	議案第６号	北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について	〃
４	議案第７号	北中城村公営墓地基金条例の制定について	質疑、委員会付託
５	議案第８号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託省略、討論、決定
６	議案第９号	北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
７	議案第１０号	北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	〃
８	議案第１１号	北中城村通学バス基金条例の制定について	質疑、委員会付託
９	議案第１２号	北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託省略、討論、決定
１０	議案第１３号	令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について	〃
１１	議案第１４号	令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について	〃
１２	議案第１５号	令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）について	〃
１３	議案第１６号	令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について	〃
１４	議案第１７号	令和４年度北中城村一般会計予算について	質疑、委員会付託
１５	議案第１８号	令和４年度北中城国民健康保険特別会計予算について	〃

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１６	議案第１９号	令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	質疑、委員会付託
１７	議案第２０号	令和４年度北中城村水道事業会計予算について	〃
１８	議案第２１号	令和４年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
１９	議案第２２号	北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定について	質疑、委員会付託省略、討論、決定
２０	議案第２３号	北中城村多目的広場（安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場）の指定管理者の指定について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第１．議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第２．議案第５号　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第２．議案第５号　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５号　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第５号　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第３．議案第６号　北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第６号　北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６号　北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第６号　北中城村特定駐留軍用地等内土地取得事業基金条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

公営墓地については約７億6,000万投入しまして、うち補助金６億を投入しまして事業を行ったんですけれども、今後、大きなお金が出ていくのはあまりないんじゃないかと思うんです。だから、わざわざ基金をつくる必要があるのかと、何の目的で基金をつくるのかというのが１つです。

それと、６億の補助金をもらっているので、この補助金をもらったら、この収入は、使用料収入ですね、一般会計には、一般収入で入れられないのか。この補助金があるので、そういう規定があるのかどうかお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

基金ですね、繰り入れるには、当分の間は使うのはないということでの御質問ですけれども、公営墓地を運営するに当たっては、委託料と毎年、一応、お金が大分動いていきます。そのために基金を一応想定しています。

一般会計に繰り入れることはできないかということに関しては、ちょっと私のほうで調べてはいないんですけれども、これは可能かと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉盛一議員の御質問にお答えします。

補助金に伴っての一般収入が一般会計に繰入れできないかということですけれども、基本的には繰入れ可能です。ただ、今回の基金を後々、将来的に維持費というものが出てきたりとか、修繕というのが絶対出てくると思うんですね。これを簡単に一般財源に入れると見えなくなる。

それよりかは得た収入でそこの墓地を、やはり何か修理が出た場合に対応していくための基金でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

私は、大きな修理とかそういうことはないんじゃないかなと、ここ20年ぐらいは。そうであれば基金に置いて寝かすよりは一般財源に入れてね、今、財源が苦しいんだし、一般財源に入れて活用したほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。例えば今年度は、収入はちょっと見えなかったんですけれども、支出について一般財源から出ていますよね、委託管理料として。ありますけれども、収入については、今年度は基金に入れる前にどこに入れるんですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、使用料の収入を一般会計に入れて、それから基金へ繰入れということになり、ただ、一般財源に流してもいいんですけれども、実際にもし補正とか出てきた場合に、一般財源で賄い切れない、これは待っておいてくださいというのが結構あるんですね。そういうところを阻止するというんですかね、確実に修繕なり出てくるので、基金は必要かということで今回そういう措置をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

盛一議員の御質問にお答えします。

使用料というのは、基本的には特定財源の要素を含んでおりますので、いわゆる墓地関係の特定財源として確保するための基金積立てでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

理解できませんけれども、あくまでもこの墓地公園についてお金が出ていくための準備として基金をつくるんですよね。だから、ほかにまた墓地公園を別個に造るんだったら別じゃないかなと私は思うんですよ。だから、それであれば、ここから得た収入を一般財源に入れて、そして経費を一般財源から出して、こっちがすっきりしていたほうが私はいいんじゃないかなと思うんですよ。

それで、もう最後の質問なんですけれども、今年度のこの基金は、今、予算に組まれていますか。ちょっと私、探し切れなかったんですけれども、基金としては組まれていないですよね。収入がどこに入っているか分からないんですよ。今年度、どのくらいの収入が入って、予算書のどこにあるのか教えてもらえますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

今年度、歳入のほうの16款１項２目１節のほうに一応、公営墓地の使用料の予算を入れてあります。

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○住民生活課長（名幸芳徳）

すみません、ちょっとこれではなくて、別の資料で見てはいるんですけれども、歳入の16ページ、一番目ですかね、公営墓地使用料という形で約1,500万ほどの歳入を予算化しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第５．議案第８号　北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第８号　北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８号　北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第８号　北中城村手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第６．議案第９号　北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第６．議案第９号　北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

では、議案第９号　北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問いたします。

これまで健康保険税の算出方法として、所得税資産割という形で計算されておりましたが、今回、基礎課税額という言葉が、文言が入ってきました。それは所得割、資産割のその課税方法が計算されるわけですが、その新しく取られた基礎課税額の計算方法によって、被保険者に与える影響というのはどういうものがあるかお聞きします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

今回この基礎課税額というのが入ったのは、法律におきましてこの名前が入ったので、中身に対しては影響がないとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

例えば先日の説明の中で、国が２分の１、県、市町村が４分の１の公費で賄うような説明をされていたんですが、それをこの基礎課税額という新しい計算方法の中で、財源が不足してまた新たに国、県、市町村で負担するのか、その件についてお聞きします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

今回の改正は、主に子育て世帯の経済負担軽減の観点が主になっていまして、この基礎課税額というところは語句を増やすというか、中身を確定するためのものでして、この未就学児における軽減なんですが、所得割に関してそれぞれ５割の軽減が行われるということで、これまで７割、５割、２割の軽減がありましたが、それ以外の世帯、普通の世帯にも５割ということで軽減が行われます。その軽減された分は基盤安定繰入金として、国から２分の１、県が４分の１ということで国保財政に補塡がされます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

国民健康保険税というのは、とても厳しい状況なんですね。本村もそうなんですが、赤字の決算が続いておりまして。それでこういう子育ての皆さんを支援していくことはとても大事なことだと思います。しかし、このことによって、今、国や県、市町村でその足りない分を賄うということなんですが、将来的には、これは被保険者で賄っていくのか、この件と、そしてこの例えば高所得者と、そして資産家の皆さんにその影響等はないのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

今回の改正は、一応、法に基づいてやっておりますので、今後また法改正に伴ってなると思いますが、現段階ではどうなるかはちょっと未定でございます。

あと、高所得者とかに関しましても、今回は未就学児全員ということなので、この高所得者のほうも５割軽減となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第９号　北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第９号　北中城村

国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第７．議案第１０号　北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第７．議案第10号　北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号　北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第10号　北中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第８．議案第１１号　北中城村通学バス基金条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第８．議案第11号　北中城村通学バス基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号北中城村通学バス基金条例の制定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第９．議案第１２号　北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第９．議案第12号　北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

議案第12号　北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例につきまして質問をいたします。

まず、今回この施設の使用料金についての改正だと思います。これまで中央公民館の施設につきましては、例えばホールについては一般集

会、そして宴会等々の区分がされ、そして時間帯でその金額も、使用料金も区分されておりました。今回ホールを全て１時間単位の時間で1,000円ということで改正案でありますが、私も何度か公民館施設を利用させていただいて、例えばその時間の３時間だったり５時間で区切れたら、その使用しない時間分も支払いするという形で、その１時間単位の改正というのはとても喜んでいるんですね。しかし、中身を見ますと、例えば村内と村外に使用料金が設けられておりまして、これまで９時から12まで例えば村外の方が宴会をした場合、宴会目的で使用した場合に5,000円なんですね。利用料金5,000円。そして12時から17時まで１万円、そして、17時から22時まで使用する場合には２万円という形になります。

今回、一律1,000円にした場合には、午前の5,000円が3,000円になり、午後の12時から15時までの１万円が5,000円、そして17時から22時までは5,000円、収入が大きく減ってくるんですね。その件について、どういう根拠の中でそういう数字が設定されたのか。私としては、こういう時間帯でそれを改正しても、もっと細かく村外の方はこの時間帯で、例えばこれまでの計算からしますと12時から17時まで１万円ということは、時間帯2,000円なんですよね。そして17時から22時までは4,000円なんですよ、時間を全て1,000円にした根拠を求めます。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

比嘉義彦議員の質問にお答えします。

議案第12号の改正について、主な改正は、議員おっしゃるとおり、使用時間の変更と料金の改定になると思うんですけれども、改定した理由として一番大きいのが、今、義彦議員がおっしゃったように、中央公民館、これまでは９時から12時、12時から５時、５時から22時ということで借りていましたが、現状、利用者は１時間単位で借りているものですから、例えば午前は３時間ですから、そんなに変わらないんですけれども、午後とか１時から３時とかという借り方が割と多いんですよ。そうした場合、区切られているもんですから、空いた時間を利用したいという団体もありまして、１時間単位ということで。ほかの近隣市町村を見ても、時間単位の利用になっているものですから、それに合わせて使用時間を１時間単位に変えました。

あと、料金については、今、特に宴会の部分だと思うんですけれども、その宴会については、ほとんど村外の方が利用するということがもうここ何年間ほとんどありません。主に宴会をやっているのは村の団体ですね、そういう免除団体とか、そういう団体が多いものですから、それで宴会の区分をなくして、通常よく使われている普通の研修とか講習会とかの料金に設定してあります。

以前は確かに中央公民館で結婚式とかいろいろとあったようなんですけれども、現在もうほとんどない状態です。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

今その時間帯を1,000円にするということは私も賛成であります。ただ、今この旧条例と新しい条例の改正とでは、比較した場合には、やはり村の収入減が減っていくのかなという心配もしていますが、例えば今、北中城村は地理的にはもう北部からも南部からも、一番真ん中の位置にするということで、また高速、利便性があって、よく利用される方が多いんですよね。恐らく村外の方々もちょっと集会であったりのもので利用される方は多いと思います。それを危惧して心配して質問したんですが、例えば一般集会の場合、これまで５時から夕方10時まで

１万円ということでありますよね。それが全くもう半額になるわけですよ。そういうことから、村にとっての収入が減ってくるということはないですか。その点をお聞きします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

料金なんですけれども、例えばホールを例えて言いますと、１時間当たり1,000円で村民500円になりますけれども、午前の部でいいますと、村民が利用した場合はお得になります。村外の方が利用すると今までの通常料金ですね。午後も一緒です。ここで違ってくるのが５時から10時までの料金なんですけれども、一般集会で現状を４月からは午前になりますけれども、ホールの利用とかについてはほとんど村内のサークルがメインで使われていて、村外の団体が夜間使うのがほとんど少ない状況です。

それと今、中央公民館、大分老朽化して、今度、ＬＥＤに全部、電気を去年換えてあります。照明に対してはそんなに負担が出てこないものですから、冷房等の使用料については変えてありませんので、さほど収入が減るということは想定していません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

分かりました。

あと１点です、第８条の２項、これは使用料ですね。施設使用料については、村内在住者が申請し利用する場合、別表に示す料金の半額で利用することができますということでありますが、例えば村内の団体でなくても、例えば県内のいろんな人たちが集まった団体で、そこに村の出身の人が会員としている、その人が申請することによって、使用料金は半額になるのか。

それと、私はこの条文を見る限り、村内の出身の来場者がこの会の申請をやれば半額になりますよという受け取りをするんですが、その件についてはいかがですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

確かに条例で村内在住者が申請し利用する場合は、１時間当たりの料金が半額になるんですけれども、そういった場合、ごくたまにですかね、サークルとか勉強会とかで、村民がいて、そういう利用がまれに見られますけれども、そういった場合は、事前に説明して、以前は登録団体とかとした形で、村民が何割とかというのがあったんですけれども、今、それはスポーツ施設に対してはやっていますけれども、ないものですから、直接、村民がそういう故意にした場合の基準については今後出てきた場合に考えていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わりま

す。

これから議案第12号　北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第12号　北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第１３号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）について

○議長（名幸利積）

日程第10．議案第13号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

それでは、５ページですけれども、第２表繰越明許費について質問をさせていただきます。

３款１項非課税世帯給付金についてお聞きいたします。住民税非課税世帯の条件についてお聞きいたします。それから、非課税世帯給付金、これ２億7,600万3,000円が計上されております。それで、１世帯当たりの給付金額についてお聞きいたします。給付予定世帯数、何世帯になって、そういう２億7,600万3,000円計上されているのかお聞きをしたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

それからですね、同じく歳入、12ページ、13款１項１目１節地方交付税、よろしいですか、12ページです。臨時財政対策償還基金費8,694万5,000円が計上されております。それについて質問いたします。

それから、歳出22ページ、２款１項17目24節減債基金費積立金8,694万5,000円が計上されています。それの内容についてお聞きいたします。

以上であります。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

それでは、５ページの非課税世帯給付金についてお答えします。

まず、非課税世帯給付金の対象者の方ですね。住民税の非課税世帯が主な対象者になります。併せて家計急変世帯、これは住民税非課税世帯にはなっていないんですが、コロナの影響で収入が激減した世帯に対する給付金が対象になります。

金額についてですが、１世帯10万円で、対象世帯数が約2,300世帯ほど見込んでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城律也議員の御質問にお答えします。

まず、12ページの歳入と22ページの歳出、同じ臨時財政対策債なんで、その内容について御説明したいと思います。

本来、臨時財政対策債というのは、交付税が不足する額を臨時財政対策債を発行して、後年度、後ろの年度でまた交付税として算入される制度であります。今回、国のほうからその臨時財政対策債の抑制を図るために、前もってこの交付税についての、この8,600万の金額を渡すことによって、まず皆さん、積立てしておいてくださいということで、今回初めての措置であります。その8,600万円については、基金に積み立てておくというのが国からの指示で、今後、

地方交付税の中で、この臨時財政対策債が減ったときに、この基金のほうから繰り出して使いなさいという制度の中の一つでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

例えば住民税非課税世帯、条件、先ほどお話がありましたけれども、これは先ほどコロナの影響とかいうお話がありましたが、これは合計所得額に関係されますか、その家庭のですね。コロナの影響というお話を。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これ家計急変世帯という対象になる世帯なんですが、あくまでもコロナの影響で所得が激減したという世帯に対して給付するものでございます。住民税非課税世帯とは少し関係がございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

今、コロナの話もありますが、例えば北中城村で自治体の条件というのがあると思うんです。この所得合計、その額面が幾ら以下になったら支援をしましょうとかという数字みたいなものはありませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

自治体独自の基準はございません。あくまでも住民税が非課税となっている世帯が対象となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは、私のほうから補正予算について質問いたします。

まず５ページです。繰越明許費、９款２項小学校、島袋小学校校舎増築工事ですけれども、次年度繰越しなんですけれども、新学期、生徒に対して影響はないのか。また、どういう工事が長引いているのかお聞かせください。

次に、38ページです。５款３項１目財源組替えで軽石対策事業の財源組替えを行っていますが、前回の補正で初めて出たときにも私、質問したんですけれども、前回は説明では、使った予算とか補正予算化した予算も全部交付対象だよということだったんですけれども、今回の説明では、いや、そうじゃないという話。全く逆の話になっています。この辺、どういう話になっているのかしっかり説明していただきたいなというのが１つ。

財源組替えで、副村長の説明では、特別交付金として県と調整済みってあるんですけれども、交付金として調整済みだったら、なぜ一般財源で補正になっているのか。この辺もちょっと見えないなという、もう前回と一緒です。予備費を使って何とかかんとかと言って、全然この予算書に、私たちが全然見えない、確認できない部分があるんで、その辺をしっかり説明していただきたい。

続いて、43ページ、９款２項１目小学校管理費の10節需用費、光熱水費で170万増えていますけれども、説明では、手洗い、また、換気のためエアコンを使ってのという話でしたけれども、中学校費での中で、この同じ需用費というのが80万ぐらいマイナスなんですよね。何かちょっと説明と食い違う、小学校と中学校、授業の仕方が違うのか。この何ていうのかな、この対策のやり方が違うのか。ちょっと腑に落ちない部分があるので、ただそれだけの部分なのか

お聞かせください。

あと、50ページ、９款６項の２目体育施設費の委託料、説明の中では、この２つの委託料、清掃業務と窓口業務、一緒にして予算を圧縮したということなんですけれども、もちろんこういった形で予算を圧縮して安く済ませることは大切なことだろうと思うんですけれども、契約するときは初年度だと思うんですよね。なぜ今の時期にこの補正が出て安くなるのか。１回契約して、また新しく今年度起こしたのか、契約し直して安くなったのか。じゃこの契約し直した、いつやったか分からないんですけれども、今まで、じゃもっと安くできただろうというイメージがあるんですよ、私は。なぜ今この補正で上がってきたのか、その辺の理由をお聞かせください。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄　治）

お答えします。

私のほうでは、繰越明許費の９款教育費、１項の小学校費と、歳出のほうで９款教育費、２項小学校費、学校管理費の光熱水費等の中学校との比較についてお答えします。

まず、繰越明許費ですけれども、こちらは放送設備です。令和３年度は４教室増築したんですが、その工事の際に放送設備が老朽化しているということで、後半のほうになって分かりまして、その際、これから発注してやろうとしたんですが、半導体不足とかそういったのもありまして、工期が間に合わないと。そういうことで繰越しして令和４年度に工事を行うこととなりました。

子どもたちの影響ですけれども、この設置についてはそんな時間は取らないと思っていますので、物が来たら、なるべく影響がないように工事をしたいと考えています。

そして、小学校の光熱水費ですけれども、説明があったとおり、コロナでいろいろ窓を開けたりしてやったんですが、中学校はもともと新校舎に新しい空調が入っていまして、当初の予定と、使っている、何ていうんですか、予想が予定より低かったということなんです。小学校はクーラーを入替えする前、古い空調も使っていて、光熱水費も電気料もかかったと。それと、窓を開け閉めする上で電気料も重なったと。当初の予算の予定よりはその残額に誤差が生じた。そういったことで小学校は増額、中学校は減額としております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

上間議員の質問にお答えしたいと思います。

50ページです、保健体育施設費、村民体育館のことなんですけれども、今おっしゃった件については、契約は令和３年４月１日からで契約しています。議員おっしゃるとおり、これまでこの委託費の中には警備委託料と清掃業務委託料と、あと窓口業務委託料というのを組んでいました。今回、警備は機械警備ですので、従来どおりの警備になるんですけれども、清掃業務と窓口業務を一本化できないかということで入札を執行したところ、一本でできるということで入札がありました。それで、当初見込んでいたものよりもかなり契約額が減りましたので、その減額なんですけれども。

この契約についても、４月１日から今までは単年度で契約していたんですけれども、複数年契約になったせいも、入札の減につながった要因だと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

38ページ、水産振興費の軽石対策の270万のマイナス補正に関してですけれども、これ前回、住民生活課のほうで、県の環境課のほうから一応こういった事業があるということでお話を伺って、前回、そのときには既に予算のほうを予備費から充当していたということもあるんですけれども、使えそうということで、ちょうど前回の補正のときに、もうぎりぎりぐらいだったもんですから、調整しながら一応、補正で県からの補助金がもらえるということで話はしていたんですけれども、既に執行していて、そういった部分には該当しませんよということで、後からですね、県のほうから説明がありまして、今言ったように県の補助金のほうを減額補正しまして、特別交付金ですかね、そこから持っていったという形になっています。

支出のほうが水産振興費になっていますので、多少はうちとのちょっと連携不足もあったかなとは思うんですけれども、そういった形での減額補正になっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の今の住民生活課長の補足について説明したいと思います。

補助対象外ということで、財政としては県に問合せすると、軽石の補助に関する補助対象であれば、もちろん補助金ということで、補助対象外については特別交付税、交付税の中の交付金じゃなくて特別交付税に該当するということがありましたんで、全額特別交付税の申請をして、次年度以降、特別交付税として入る予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは、繰越明許のほうからですね、じゃこれは島小の改築工事とは関係ない工事というふうに見えるんですけれども、なぜ一緒にしたのか。この辺、一緒にしたら補助金とかそういったものが対象になってスムーズにいくのかというのか、その辺、自分のイメージとしては、この今説明したのは小学校全体の音響設備の入替えじゃないかなと思っているんで、この辺の整合性ですね。改築工事とどういうふうな整合性を取られて繰越明許にしたのかというのをお聞かせください。

あと、軽石対策のほうでは、ちょっと説明が二転三転していて、私としてもしっかりした当局の答弁をいただきたかったなというふうに思っていますけれども、次年度しっかりこの使った金額に対しては、県の補助が入ってくるということで理解しました。

あと、小学校の光熱水費でしたけれども、予算というのはもともと前年度、使用してからの予算組みというのがあると思うんですけれども、少しばらつきがあるんじゃないかな。毎年なんですけれども、この小学校、中学校の光熱水費に関しては、後から補正で上がってきたりとか、そういったのがあります。その辺もう少し予算の調製の仕方、しっかりできないかなというふうに少し苦言というんですか、しっかりやっていただきたい。もともと次年度の、さっきから言っているように次年度の使った分をそのままやればいいだけの話であって、それを少し何かよく分からない、よく分からないではないんですけれども、補正で対応していくというところがちょっと問題あるのかなというふうに思っていますので、その辺は財政のほうともしっかり考えてから予算組みをよろしくお願いします。

あと、50ページの村民体育館の委託料なんですけれども、複数年にやったということはよかったのか、悪かったのか。私は１年単位でやっ

たほうが、今までこの委託料に対しては少し疑問があった部分があって、１年１年でやっていけば、見積りを取っていけば、どんどん安くなっていくんじゃないかなというふうに思っていますけれども、なぜ複数年でやったのか、その辺もお聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄　治）

私のほうで再質問のほうをお答えしたいと思います。

島袋小学校の増築ですが、あれは補助金を活用して４教室ということで増築を行っています。入札が終わりまして、入札残も出まして、その補助裏に係る一般財源のほうも残金が出ておりました。それで、この放送設備、学校のほうからも要求がありまして、うまく稼働しないということで、当初予定は考えていなかったということになります。それで、時間も間に合わないことですから、放送設備までちゃんと整えていこうという経緯となっております。

あと、光熱水費ですが、当初予想して、いろんな条件、この経済状況とかに合わせても、料金変動もありまして、こちらとしても読みづらい部分もあるんですが、一応、今後財政と調整して、あまり補正が出ないように、見積りどおりに執行できるのであれば、そのようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

再質問にお答えしたいと思います。

村民体育館の清掃、窓口を複数年よりは単年度のほうがいいんじゃないかということの今質問なんですけれども、生涯学習課としては、複数年でやったほうが、一番の理由としては、県内にそういう専門の業者というんですかね、私たち体育館、ルネサンスさんからの賃貸になっているもんですから、向こうのほうからも掃除の仕方とかですね、特殊で、県内でもそれをできる業者が２者と、あと、今まで従前使っているルネサンスさんも一緒に掃除をしている、その会社との入札でした。

複数年にしたほうが、長期の５年とは今していないんですけれども、２年ないし３年の様子を見ながら、今後は、まず今、２か年の複数年です。それを見て、次、改定のときにそういう専門の業者が県内でもまた多数出てきたら、そういう１年方式での契約も考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質問で、水産振興費の270万円の財源組替えの話がございました。これについては私も、所管課のほうから、当初はこれは補助の対象だと。しかし、補助の対象じゃなくて、これは国、県としては特別交付税で対応したいということが変更になりましたので、特別交付税で措置されると。

私、先日の東京要請のほうで、その件が所管課から周知されていましたので、総務省の統括交付税担当者のほうにもこれをお礼を申し上げてきたところでございます。ついでと言っちゃおかしいんですけれども、この件についてもお礼を申し上げたところでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

大体分かりました。しっかり何ていうのかな、確認しながら、交付金等しっかり申請できればいいのかなというふうに思っていますので、次回からはしっかり、こういった緊急の場合ですね、メディアでも相当、国、県からいろいろ交

付があるよと言っていたんで、そういったのも分かると思うんで、この辺しっかり、使う前に申請するのか、そういったことをしっかり議論しながらやっていってもらいたいと思います。

あと、村民体育館のほうなんですけれども、２年ということで、来年までという話だとは思うんですけれども、せっかく、今からシルバー人材センターとか立ち上げていろいろ活用、村のほうとしても協力していくと思うんですけれども、この辺、もう少し次年度、このシルバー人材センターのほうができるかどうか分からないんですけれども、こういった清掃のやり方というのもいろいろ講習とか、そういったのあると思うんですよ。その辺もしっかり精査しながら、民間でやったほうがいいのか、村のこういった団体にさせたほうがいいのかというのをしっかり考えながらやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

○６番（金城高治議員）

21ページの委託料、12節の委託料なんですが、ロウワープラザ地区の委託料が減になった理由をお聞かせください。

あと、16節のキャンプ瑞慶覧ライカムロウワー地区の用地取得も減になった理由をお聞かせください。

あと、22ページの14節工事負担金費ですね。アナログ防災無線撤去工事の減はなんでしょうか、お聞かせください。

それと、35ページの清掃総務費なんですが、11節一般廃棄物処理手数料徴収事務というのはどういったことなのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

金城議員の御質問にお答えします。

私のほうから、21ページ、２款１項５目企画費の、まず12節の委託料、ロウワープラザ地区の委託料ですね。減になった理由は、入札残によるものでございます。

次に、16節の公有財産購入費、キャンプ瑞慶覧、ライカムロウワー地区の用地取得ですね。用地取得が、予定していた予算額で買えなかったという、手を挙げるところがいなかったということです。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

22ページの工事請負費の減額については、入札の執行残でございます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

金城高治議員の御質問にお答えします。

35ページ、４款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費、11節の役務費の一般廃棄物処理手数料徴収事務ということなんですけれども、これに関しましては、ごみ袋のほうを業者のほうに委託して作ってもらっております。それを各店舗等々に持っていってもらって、店舗はそれを販売するわけなんですけれども、そういったごみ袋を各店舗に配送するための事務手数料ということで、ごみ袋を作っている業者に手数料として支払っているものでございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○６番（金城高治議員）

ロウワープラザについては、委託料に対しては分かりましたけれども、16節の購入費については、用地取得費として買う人がいなかったと。どういった形でこの用地の取得に関して打ち出しているのか、意味分かりますか。今、用地を

買う人がいなかったということで、入札で落ちなかったということで言っていますが、どういった理由で落ちなかったのか、もう少し詳しくお願いいたします。

アナログの無線の工事も入札の残高でということで理解しました。これは工事はもう終わっているのか、どういった今、進捗状況なのか、もう一度お聞かせください。

あと、一般廃棄物の手数料ですが、ごみ袋の委託料ということで理解してよろしいんでしょうかね、手数料として。これ主にコンビニとかそういったものなのか、追加でまた収入があったのかということですね、手数料が出たのかというのを詳しくちょっとどの辺でそういったごみ袋のあれをやっているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

金城議員の御質問にお答えします。

用地取得購入費ですけれども、ロウワープラザは今まだ軍用地なんですけれども、先行取得事業と言いまして、こちらが買いたい面積、先行取得できる面積を提示して、地主に全部金額を提示して、反対に購入者を向こうから募集を募るという事業で、特に自分が持っている土地が使えない土地というのはおかしいですけれども、なかなか端っこにあって、面積が小さくて使えない人たちがもし区画整理した場合に、減歩がどうしても出てくるもんですから、そういう人たちがある程度希望するという土地の金額になっております。

ただ今回、募集をかけた中で２筆を買取りしましたけれども、ほかにも買うだけの資産はあったんですけれども、なかなか手を挙げてくれなかった。

今年度、先ほど条例がまた10年延びましたので、次年度以降もこの先行取得を、早めに買うことによって区画整理がうまくいくような体制で行いたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

アナログ無線の撤去工事に関しましては、今月に完了予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

再質問にお答えいたします。

今回増えたというよりは、この徴収事務の事務手数料に関しましては、毎月件数に応じてお支払いをしているんですけれども、２月分と３月分に支払う分にちょっと不足が出ているということでございます。これに関しては、多分、ごみ袋のかなり購入が多いということで、今後ごみの減量化のことも考えると、少しまた担当課のほうで調整も必要になってくるのかなと思っておりますけれども、毎月支払っていくものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第13号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第８号）については原案のとおり可決されました。

日程第１１．議案第１４号　令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

○議長（名幸利積）

日程第11．議案第14号　令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

質問をさせていただきます。

歳入、５ページをお願いいたします。

１款１項１目の１節から６節まで、これは減額補正になっているわけです、全て。その理由についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、６ページ、12款４項９目１節歳入欠かん補填収入というのがありますが、これはどのようなものなのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、５ページ、歳入の１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税の１節から６節までのマイナス補正の原因でございますが、毎月、月次処理をしておりますが、こちらは令和４年１月末現在の月次処理をいたしまして、そこで出た調定額のほうで計上しております。徴収率は96.4％で、当初予算よりは上がっておりますが、こちらは、この当初予算の計算のときより比べて、やはり低所得者、中間所得者層の負担を減らすための減額制度、先ほどありましたが、７割、５割などの軽減世帯及び減額合計が増加したことで、全部の調定が減となっております。

あと１つ、６ページの12款諸収入、４項雑入、９目の歳入欠かん補填収入と言いますのは、こちらは歳入歳出の増減をここで調整しておりまして、これは歳入歳出調整分ということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

非常に心配していたんです、この５ページのですね。徴収率は上がっているんですが、実際こういうふうにマイナス補正、心配しているの。時効とか、あるいは未納確定とかいうものがそういうふうになったのかなと心配していたわけさ。そうでないようでありますので、ひとつその辺もしっかりと管理をしていただければというふうに思っております。

次、６ページですけれども、この歳入欠かん補填収入というものですが、これ当初の見積りが少し甘かったのかなという感じになるわけですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

６ページの歳入欠かん補填収入ですが、これは見積りが甘かったとおっしゃられたら、そのものであるんですけれども、これはもう国保の赤字がこれだけ増えたということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

国保、これだけ増えてきたということであります。これは、今後もですね、もう大きな課題だと思いますよ。その辺もしっかり注視をしながら、ぜひ村民の健康管理、しっかり管理をしていただければというふうに思います。

以上であります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

同じく１款１項１目の補正減について質問いたします。

説明の中で低・中間の所得の減免世帯が増えたということでありますよね。例えば村内に、これはもう恐らくコロナの影響を受けてのそういう所得減かなと思うんですが、大体何名ぐらいの方がそういう形で所得減になっているのか、数字をお願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

１款１項１目の一般被保険者国民健保険税のほうで、先ほど説明申し上げましたが、この減額制度は７割、５割、２割とございます。７割軽減世帯数が227世帯増え、この世帯員は425名となっております。５割軽減世帯数が25世帯増え、60人の増、２割軽減世帯数が18世帯増で56人の増となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

今、数字を示してもらいましたが、例えばこの方たちは恐らくもういろんなコロナの影響で所得減になってということでありますが、例えば繰越明許費の中で、非課税世帯給付金ということで、コロナの影響、収入の低い方たちの支援策はありますが、この方たちにも該当、もちろんすると思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時１２分　休憩

午前１１時１４分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

義彦議員の御質問にお答えいたします。

一般会計のほうでの非課税世帯への給付金と国保の世帯の方との絡みですが、これははっきり申し上げて関連性はあると思いますが、誰かというのが分からないので、特定できませんが、一応、保険税の減額について、基準の所得に対して、世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が43万円であるとか、５割、７割とかはそれにプラスして１人の数、あるいは被保険者の数を足す、掛けるとかというのを、この計算がありまして、これで計算されております。

なので、この非課税世帯というのが国保の世帯のものと基準が一緒かというのは、ちょっと今即答できないんですが、ほぼ一緒ではないかというふうに推測されます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

質問します。

今の保険税収入のほうの関連なんですけれども、５款２項８目災害臨時特例補助金、あるんですけれども、これはコロナの影響で所得が減免された世帯に対しての補助を国が６割支援するという話だったと思うんですけれども、この金額ですね、少し、今ずっと話を聞いていたら、コロナで結構減額されて、1,400万近くのマイナス補正になったという、ちょっと私はそれで受け止めているんですけれども、それをじゃもうちょっと災害臨時特例補助金が増えるんではないのかなというふうに思ってはいるんですけれども、国からの補助があれば。この辺ですね、申請者はどのくらいいるのか。また、申請してもこの条件に満たなくてお断りしたというのは何人いるのか。この辺、答弁を求めます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

上間議員の御質問にお答えいたします。

６ページの５款国庫支出金、２項国庫補助金、８目災害臨時特例補助金の82万6,000円についてですが、こちらはコロナの感染症の影響とかで事業とか所得に収入減少が見込まれた方に対しての補助金でありますが、今年度は20件、申請がありまして、不承認した方はいらっしゃいません。全員承認しております。保険税の減免額が237万8,300円となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

全員承認しているということは、前から少し話はしているんですけれども、いいことだと思いますけれども、それにしても、この1,400万補正したのに、それだけの申請しかない、金額的にもちょっと少ないなというふうに見た感じ思うんですけれども、担当課として、この制度があるよという、今こういった調定を起こしてやっていると思うんですけれども、何かここに引っかかりそうな世帯があって、それをこちらの村のほうからしっかりこういった制度があるよとか、そういった周知とかをやっているのか。それとも、収入状況を見た限りでは、やはり申請には当たらないだろうというのが多いのか。この辺はどういうふうにお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

コロナ減税の周知にいたしましては、チラシであるとか、あとホームページ、広報等でお知らせしているところでございます。この調定の７割軽減世帯が増えたということは、これ前年度で当初予算はつくりますが、その後、課税して、７月課税とかで軽減したり、また、申告の修正とかがありました場合とかが増えていくと思います。なので、７割軽減世帯が増えたということは、相当この数にしては、従来こんなに増えるのはあまりないことなので、これで軽減されているかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

軽減されているということは、所得が少なくなっているということなんですよね。そういうことは、コロナの影響があっての所得が減になったということじゃないかな、そうでもないということですか。だから、その辺をもうちょっと村からしっかり、できるんだったらやってもらいたいというのかな、その辺を少し、この減額された1,400万円に対して、だから、さっき言ったように80万というのはちょっと少ないん

じゃないかな。今までの議論からすると、コロナの影響で調定をやったり、そういった申請があってという話なんで。この辺どういうふうに考えているのかなというのをちょっと聞かせてもらいたいですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

この新型コロナの減税制度にいたしましては、周知のほうはしていると思っておりますが、もっと広い周知のほうを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号　令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第14号　令和３年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第１２．議案第１５号　令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（名幸利積）

日程第12．議案第15号　令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号　令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第15号　令和３年度北中城村水道事業会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決されました。

日程第１３．議案第１６号　令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）について

○議長（名幸利積）

日程第13．議案第16号　令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号　令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第16号　令和３年度北中城村下水道事業会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第１４．議案第１７号　令和４年度北中城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第14．議案第17号　令和４年度北中城村一般会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く12人の委員で構成する令和４年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く12人の委員で構成する令和４年度北中城村一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

お諮りします。ただいま設置されました令和４年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、令和４年度北中城村一般会計予算審査特別委員会の委員

は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和４年度北中城村一般会計
予算審査特別委員会名簿

①	安　里　道　也	⑦	比　嘉　盛　一
②	稲　福　恭　秀	⑧	喜屋武　すま子
③	伊　集　守　吉	⑨	比　嘉　義　弘
④	大　城　律　也	⑩	山　田　晴　憲
⑤	上　間　堅　治	⑪	比　嘉　義　彦
⑥	金　城　高　治	⑫	比　嘉　次　雄
委員長	喜屋武すま子	副委員長	大城　律也

日程第１５．議案第１８号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第15．議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１６．議案第１９号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第16．議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別予算については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１７．議案第２０号　令和４年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第17．議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第１８．議案第２１号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第18．議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第１９．議案第２２号　北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第19．議案第22号　北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号　北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第22号　北中城村多目的広場（屋宜原区民広場）の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第２０．議案第２３号　北中城村多目的広場（安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場）の指定管理者の指定について

○議長（名幸利積）

日程第20．議案第23号　北中城村多目的広場（安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場）の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号　北中城村多目的広場

（安谷屋・石平区スポーツレクリエーション広場）の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第23号　北中城村多目的広場（安谷屋・石平区レクリエーション広場）の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前１１時３４分　散会

令和４年第３回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和４年３月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和４年３月16日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和４年３月16日　午後３時21分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番		
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員	喜屋武すま子				
	１０番議員	比嘉義弘				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	仲村静香				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則	教育長	徳村永盛		
	副村長	大田繁	教育総務課長	玉栄治		
	総務課長	喜納克彦	生涯学習課長	與儀光敏		
	企画振興課長	仲本正一	建設課長	安次嶺正春		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武のり子	学校教育指導主事	島袋淳		
	上下水道課長	伊佐秀樹				
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第３号

令和４年３月１６日（水曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		一般質問	

一　般　質　問　通　告　書

順位	質問者	件名
1	比　嘉　盛　一	１．墓建立実績について ２．公営墓地について ３．使用料について
2	上　間　堅　治	１．農を活かした北中城活性化事業 ２．シルバー人材センターに対する補助について ３．道路行政について
3	稲　福　恭　秀	１．秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成について ２．暮らしを支える道路交通環境の形成について ３．平和運動・国際交流の推進について ４．高齢者福祉の充実について
4	大　城　律　也	１．地域社会の構造変化に対応する行政基盤の強化について ２．高齢社会は少子化問題とともにある現実である。について ３．平和学習、行政の取組について ４．おくやみコーナー創設について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第１．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

おはようございます。

今日は、公営墓地１点に絞って質問いたします。

12月の条例の提案時にも質問いたしましたが、まだ疑問が多く残っているので、再度、同様な質問をすることといたしました。

条例提案時の質問は、３度までしかできないと。そしてそれから、担当課長が答弁したことが、後の委員会では違った答弁になっていることなどが、疑問を大きくしております。答弁が一致しないことは、議会軽視も甚だしいと考えております。

まず、本会議と委員会で答弁にあった相違点を指摘しておきたいと思います。

１点目は、私の質問では、自分が生きているうちに墓を造りたい場合、申込みは可能かとの質問に対し、生前予約のことと思うが、那覇市や浦添市は条例の中にある、ただし、浦添市は年齢制限がある、本村は生前予約はできないとの答弁でした。ですから私は、本村も年齢制限を設ければよいのではないかと質問をいたしました。しかし、後の委員会では、生前予約は墳墓地のことではなく、納骨堂のことだと答弁いたしました。確かに、浦添市の規則を調べてみたら、生前予約の件は、墳墓地ではなく納骨堂のことでありました。浦添市は、墳墓地の募集はしておりません。墳墓地は、収用等があった場合の代替地としてしか活用しておりませんでした。

私の質問は、生前の墳墓建立は可能かということであったのに、これとは全く関係のない納骨堂のことをあたかも墳墓建立のように答弁し、議場を惑わせたことになります。本会議での答弁は、ちょっとした間違いでは済まされません。本会議で無駄な時間を過ごしたその責任は非常に重いと考えます。

もう一つは、需要が供給を上回った場合、受付順になるのか、抽せんになるのかとの質問をいたしました。他市町村の例から見て、需要が供給を上回ることはないと答弁いたしました。私は、受付順でよろしいんですねと念を押しました。しかし、委員会では、抽せんになるとはっきり示したとのこと。確かに、規則を見ると、抽せんになると明記してあります。どうして違う答弁をしたのか、これも問題があります。

また村長は、墳墓の生前建立には、村長が認めればできるとありますから、条例ではなく、基準、指針等で別途定めたほうがよいと答弁しましたが、担当課長は、今は様子見で、条例改正もあり得ると違う答弁をしております。

本来、条例の上程までには、内容をしっかり確定しておく必要があるが、担当課長自体が中身をしっかりと把握していないことがちぐはぐな答弁へとつながったと思っております。本日は、しっかりとした明確な答弁を求めたいと思います。

それでは、通告に従い質問いたします。

これまでの墓建立について質問いたします。

過去５年間で、村内に墓を建立したのは何件か。年度ごとにお答えください。

そのうち、村民からの申請は何件か。全て規制区外に建立したものか。

３番目。そのうち、生前の墓建立は何件あったのか。

４、焼骨所有の有無はどのようにして確認したのか。

次は、公営墓地についてです。

５、墳墓地の生前予約について、村長が認めた場合はできるとしているが、どのような場合に認めるのか。12月議会では、別途規則等で定めると答弁しているが、別途に定めたのか。まだの場合、いつまでに定めるつもりか。

６、規制区外で墓建立の申請があった場合、どう対応するのか。村民、村民以外で対応の違いがあるのか。また、それが生前の墓建立の場合は、どう対応するのか。

次に、２月の内覧会に出席したが、疑問点があったので、質問いたします。

７、墳墓地の各区画の平衡が取られていない。私は、平衡と書いたんですけれども、これ、水平の間違いですから、読替えていただきたいと思います。水平が取られていない。すなわち、ほとんどが傾斜地になっている。利用する村民のことを考えると、事前に水平を取った工事をすべきではなかったのか。水平にしていない理由があるのか。

８、トイレが男女共用の１つしかない。シーミーの際、それで間に合うとの見解か。

９、使用料及び管理経費はどうするのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず、墓建立実績についてでございますが、１番と２番、５年間の何件を建てたか、年度ごとにということでございます。それから、２番については、そのうち、村民からの申請は何件か。全て規制区域外に建立したものかということで質問で、まとめて回答いたします。

平成28年度から令和２年度までの実績を挙げておりまして、まず平成28年全体として、14件の申請がありまして、うち、村民は７件でございます。29年度は18件、うち、村民が９件です。平成30年度は全体数20件、うち、村民が12件です。令和元年度が30件、そして、村民が17件でございます。令和２年度は、全体で20件、うち、村民が11件でございます。これまでの28年から令和２年度までの合計で、全体として102件、そしてうち、56件が村民の申請でございます。

そして、規制区域内への建設がここでは３件ございまして、ほかは規制区域外ということになります。

３番目の生前の墓建立は何件あったかということですけれども、当時につきましては、条例といたしましては墓地条例でなくて、これについては、墓地等の経営の許可に関する条例だと思いますので、北中城村墓地等の経営の許可申請においては、生前とか亡くなった後とかの項目がございませんので、それについては確認しておりません。

４番目の焼骨所有の有無はどのように確認したのかということですけれども、焼骨の有無の項目がございませんので、確認はしておりません。

それから、公営墓地について、墳墓地の生前予約についてですけれども、公営墓地条例では、生前予約についての事項はありません。北中城村公営墓地条例施行規則については、令和４年２月17日の例規審議会に諮り、令和４年４月１日から施行する予定でございます。

規制区域外での墓建立の申請があった場合、どう対応するかということですけれども、この件に関しましては、北中城村墓地等の経営の許可に関する条例及び北中城村墓地等の経営の許可に関する条例施行規則の適用を受けることになります。この場合には、生前の建設か亡くなられた後の建設かは問いません。

７番目、墓地の各区画の水平が取られていないということですけれども、公営墓地造成の設

計において、バリアフリーに配慮したアクセス道路の勾配の問題と、広大な敷地内の排水を効率的に行う観点から勾配を設けているもので、もしも全面的に平坦とした場合、冠水及びそれに伴う地盤の緩みなどの弊害も予想されます。

８番目、トイレ男女共用の１つしかないということですけれども、公営墓地のトイレは、男女共用、スペースに大便器が１穴、男子小便器が１穴、身障者用のスペースに大便器１穴が設置されており、参拝者が集中するシーミー時の利用も想定した算定の結果によるもので、問題はないと考えています。

使用料及び管理経費はどうするのかということですけれども、使用料等につきましては、今議会の議案第７号で上程しております基金条例を制定し、歳入の一部または全部を基金に積立てる予定になっております。管理経費については、使用料等の一部や一般会計からの繰入れを想定しております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

私の今回の質問は、生前の墳墓建立を認めてもらうための質問です。問い１から６までの質問は、過去の墳墓建立の実態を確認するための質問ですから、まとめて再質問いたします。

生前の墳墓建立と焼骨の有無については、申請時の項目にないので確認をしておりませんと答弁しているが、なぜ追跡調査をしなかったのかお答え願えますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

比嘉盛一議員の御質問にお答えします。

なぜ追跡調査をしなかったかということですけれども、多分、公営墓地の条例と、先ほど、村長からもありましたけれども、墓地等の経営の許可に関する条例と混同しているのかなという感じがいたします。公営墓地に関しましては、今言ったように、生前予約、当然、受付はしておりません。ただし、今現在、住民の方とか、それらが墓地を、墓を建設するときには、今言ったように、この墓地等の経営の許可の条例及び施行規則にのっとって、墓地の建設の許可申請を出すことになっています。その許可申請に関しては、生きている方とか亡くなった方とか、そういった問題ではなくて、どの場所にどういった墓を建てるとかいうものの申請でありまして、亡くなった方の墓を建てるとか、現在生きているけれども、生前で前もって建てる予約とか、そういった条項がありませんので、その辺ちょっと混同なさっているかなとは思うんですけれども、今まで造った墓に関しては、そういった生きていた、生前に造られたのか、亡くなった後に造られたかというのは、把握できておりません。恐らく、私の考えですけれども、生きているときに造られている墓のほうが多いのかなという気はします。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

今の生きている間に墓造った人が多いのかなと私は思いますという個人的な見解があったんですけれども、私が12月議会のときに、それを問題にしたんですよ。生きているうちに墓を造りたいという人多いですよと。これ、問題提起していますよね、村長ね。だから、問題提起しているので、過去この５年間で、僅か56件でしかなかった。だから、これを追跡調査すれば、実際はどうだったかというのが分かるんですよ、はっきりと。そう思いませんか。これ、私はもう村民の声だと思いますから、村長は村民の声じゃないと思っているのどうか分からないですけれども、この56件について、何でこれしなか

ったのか、今後、これからでも追跡調査する気持ちはありますか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

住民福祉の向上ということで今おっしゃっていましたので、それに資するものであれば、追跡調査も可能だと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

ごめんなさい、よく聞こえなかったんですけれども、ぜひ追跡調査をして、村民の声がどのくらいあるかをぜひ村長自体が分かっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、５番目の答弁ですけれども、これ、理解に苦しむ答弁です。２月17日は、とっくに過ぎておりますよね。私が質問書、通告書出したのは、２月22日か23日です。過ぎている日のものを、そのときに委員会を開くので、そのときに決めますと答弁書にあるんですけれども、これ12月17日、２月17日、とっくに過ぎておりますよ。だから、もう一度、その辺についての同じ質問について、お答え願えますか。これも村長がいいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

その規則については、まだ止めておりますので、まだ公告をしておりませんので、正式にその条例として発するのはこれからです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

２月17日に決まったんじゃないですか。だから。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

現段階は、まだ例規審の答申をしただけでございまして、まだ村長としてこれを公告してはおりませんので、まだオーソライズされた例規にはなりません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

私は、12月にそういう話をして、村長がそういう答弁をなさって、だから、もうあれから２か月ですよね。２か月のうちには、多分、村長がじゃどうするのかを準備してあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、盛一議員から提起等ございましたので、これについて、我々もまだ施行規則、例規等でしっかりしたそれをケアしているものなのかどうかもまだ見ておりませんので、これからまだちょっと再度、細かいところで詰めるところがあると思っておりますので、今、４月１日の施行につきましては、そこまでにはしっかり持っていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

じゃ、もう一度確認しますけれども、生前墳墓建立ができるような、どういうときに認めるのかということは、村長としては考えていらっしゃるんですね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これから、申し込み状況とか、そういったものを勘案するのか、そういったことが非常に多くて、生前予約のほうが多くて、これはぜひ入

れないといけないということであれば、そこに持っていくと思います。ただ、生前予約の趣旨というのは、この墓地条例がいわゆる全体に行き渡って、緊急性の高いものから優先していこうという趣旨があると思っておりますので、それをまず御理解ください。そして今、これから募集をかけ状況が非常に現状とはそぐわないような例規等であれば、それはもう改正するとか、そういったことは十分可能だと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

最初に生前予約という言葉を使ったから、今も、村長も今、生前予約の話しているんですけれども、生前予約という言葉自体が私は間違っていると思うんですよ。生前予約じゃない、申込んだらすぐ造る、予約じゃなくてですね。だから私、自分の質問では、生前墳墓建立という言葉を使いましょうと思ったわけです。

何で生前予約が出てきたかというと、浦添の例に倣っているんです、課長がね。浦添市で勉強してきているから。その例に倣って、生前予約となっているんですけれども、浦添市は墳墓地の募集していないんです。納骨堂しか募集していないんです。だから、生前予約で言葉はいいんです。だから、うちの場合は、生前予約もありますよ、納骨堂もありますから。だけれども、今、私が話しているのは、墳墓建立のことですから、もう生前予約という言葉は、これはこれからやめましょう、すみません。予約という言葉自体が全然意味が合わないと私は思っております。

じゃ、ここで、もう一度12月と同じ質問をしたいと思います。高齢者は、自分が生きているうちに自分の墓を造っておきたいという声をよく耳にします。それは可能ですか。これは一応、課長から答えますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

はい、お答えいたします。

現時点では、公営墓地での建設というか、建立はできません。一応、条例にのっとって、３つの条件ございます。ただし、まだこの条例も、４月１日からの適用になる予定ですけれども、現在の段階、公営墓地とは全く関係ありませんけれども、墓地等の経営の許可に関する条例及びその条例施行規則等にのっとっていれば、指定区域外という形になるんですけれども、生きているときでももちろん許可申請して、これが許可の申請が通れば、墓は建てることができます。ただし、公営墓地に関しては、その公営墓地の条例の規則と中身にのっとって判断しますので、現時点では、公営墓地への生前での墓の建立はできないということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

だから私が言うのは、この今の公営墓地条例がやっぱりおかしいと言っているわけです。先ほども、村長も検討するような話していますけれども、村長の施政方針の中に、村民皆様の声をしっかりと聞き、私の思い描く村民が主役のまちづくりを進めていくとしていますよね。そうおっしゃっているのに、生前の墓地建立については、村民の声を無視している形になるんですけれども、どう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

いや、この趣旨が、生前のその墓地建立が、趣旨が、墓を建立の募集をする場合に、全ての人たちにある意味では平等にそれを割当てるための墳墓地を割当てるための目的があると思いますのは、その目的の生前の墓地建立を認めな

いという、そこの根拠になっているはずですので、そのための条例、例規の制定でございます。ですから今、生前の建立について認めないと課長が申し上げました。基本的には、例規にのっとったやり方とすれば、当然、その答弁でございます。ただ、今、私が可能性の話を申し上げましたのは、ただ、現行の例規ではそれはできませんけれども、今後、情勢、状況、申込み等の状況からいろいろ判断するところがあると思いますので、村長としては、もしそれが非常に不合理な例規というのであれば、それを見直すということは、可能だと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

今、この墳墓地は364区画ありますよね。だけれども、５か年間で造った墓が村民56基。これからすると、簡単にいっぱいになるはずがないですよ。だから全部認めて、例えば20代、30代から自分は墓造っておきたいという人来たら、こんなものまで認めたら、当然、すぐなくなる可能性ありますよ、いっぱいしてしまって。だから、私はあのときも言ったんですけれども、じゃ年齢制限を決めたらいいんじゃないですかと言ったわけです。すみません、飛ばしたらまた分からなくなるんで、また元に戻します。

老後を安心して暮らすために、生前の墳墓建立は必須要件だと私は思っております。施政方針の中にも高齢者対策として、生活習慣病の重症化予防とフレイル予防等の介護事業を推進するとしておりますよね。だから、フレイルを引き起こす原因というのは、体の問題、心や認知の問題、社会性の３つがあります。だから、この後期高齢者で墓がないことのストレスというのは、心や認知に該当すると思います。高齢者の死ぬ前に墓造れない、このストレスがあるとしたら、どう考えますか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そこがもしそういうことが現象として現れるということであれば、当然、我々も見直しをするとか、そういったことは考えられると思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

今の、現れてからじゃ遅いんですよ。これ現れる前に対処しないといけませんので、ぜひしっかりと対策していただきたいなと思います。

私がこれまで、高齢者から受けた質問がたくさんありますけれども、その中の幾つかを、私が同じく質問を村長にしてみたいと思います。

まず、公営墓地の完成を心待ちにしていた高齢者からは、もう裏切られたと、こういう方々にどう説明しますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほども申し上げておりますように、生前建立等については、全ての人に緊急性、つまりはまた、緊急性の高い人にできるだけそれは供してあげたいという、そういう趣旨からの規定ですので、ぜひこれは理解してもらいたい。そして、もしこれからいろんな状況が非常にそのものが緊急性の高いというものであれば、それは優先して取扱っていいと思います。ただ、今、例規の準備については、まだ答申についてはそこが出ておりませんので、私としては、今、課長が申し上げたようなことになるとは思いますけれども、しかし、状況がこれから申込み状況とかいろいろ非常にそういう方々が要望と、僕は具体的な数字は把握しておりませんけれども、非常に多数の場合は、それは検討したかも分からないと思います。ただ、その公告等については、まだ時間的なそれはありますので、今、そ

の保留している状況でございます。今、生前建立ということで、盛一議員がそういう非常に需要が高いというのであれば、そこをまた見直しも可能かと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

なぜこの高齢者が裏切られたと言うかというと、分かりますか。これは、墓造っているのみんな分かりますから、で、いろいろ質問あったんですよ。この質問するのは、担当者にするわけです。そうすると担当者は、分かりません、まだ決まっておりません、検討委員会はまだですとね、そういう答えがあったもんだから、じゃそのときから生前建立はできませんよということを例えば言っていたら、裏切られた気持ちにはならんと思うんですよね。意見はあったはずだけれども、だけれども、これを言っていないから、答えられないもんだからそういう気持ちになるわけです。ぜひ、これ今後勉強してほしいと思います。

次は、自分が生前で造りたいんだけれども、造れない。じゃ、自分が死んだら誰が造るんですかという質問がありました。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には例規にのっとっていわゆる祭祀を主宰する者がそれを引継ぐと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

一般的にはそうですよね、息子さんです、これしてくださいとか、祭司の問題がありますよね。普通はそれがあるんだけれども、本人たちは自分が造りたいんですよ。だから、そういう旨を非常に応えづらいというところがありました。

それから３番目に、沖縄の慣習では、告別式が終わったら、すぐ焼骨はそのまま納骨ですよね。これが一般的ですよね。じゃ、墳墓はない、墓はない、じゃこの焼骨はどこに持っていくんですかと。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

もう既に募集要項配布していますけれども、今回、その条件の中で、告別式終わって、ちょっとたっていると。自宅にまだその遺骨、遺骨というんですかね焼骨、置いている状況という話をしていました。確かに、沖縄の慣習では、告別式終わったらすぐお墓に入れるという状況ですけれども、実際、今言ったように、お墓がなくてどうしようもない。民間だとかなり高額。それで、もうどうしようもなくて、家に置いているという方もいらっしゃると思います。あとは、お寺さんに一時預けているところもあるかもしれません。こういった方々のことも考えて、全体のことを考えて、墓地のその建設の許可というか、公営墓地の使用に関しては、そういった方々を優先したいということですので、その辺はご理解いただきたい。

もし、生前にどうしたらいいかというのがあるんですけれども、実際、いろんな民間とか、あとは宗教法人等々が、金額は高くなるんですけれども、実際、県内でそういったお墓をいっぱいコマーシャル等を流しています。余裕がある方だったらそこを使うかもしれませんけれども、そういった利用方法も考えられるんではないかなと思っています。条例では、今言ったように、緊急性を要するもの、村内に住んでいて、墓の土地もない、実際預けるところもない、そういった人たちもいますので、そういったものを鑑みての条例制定ですので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

今の答弁ですけれども、死んでしまって、焼骨を家に置いている、そういうことを優先するのは当たり前です、これ、条例に載っていますから。焼骨持っていますから。そうじゃなくて、人っていつ死ぬか分からないんですよ。そういう人たちはどうするのかと言っているわけです。だから、そういう人たちは、自分がもう早く死ぬと思ったら、民間業者の買ってきなさいということですか。北中城村、せっかく公営墓地造ったんですよ。造ったのに、あなたたちは高いの買いなさいと、これ自体が矛盾していませんか。もう一度課長答弁お願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

高いのを買いなさいということではありません。今言ったように、条例の趣旨にのっとって、公営墓地のほうを村民の皆さんに墓を造っていただくということですので、いろんな方法はあると思います。別に民間の高いところを買ってというわけではなくて、方法はほかにもあるかと思います。その点に関しては、公営墓地ではないので、私のほうからは答弁いたしませんけれども、その生前で造りたいという方は、いろんな方法があると思いますので、その辺をもうちょっと理解しながら、あと、村の公営墓地の条件も、その辺理解していただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

民間は高過ぎるんですよ。墓造るのに大体四、五百万かかりますよね、だからこそ公営墓地ができて、公のところに自分たちは入りたい。でも、これは当たり前です、村民として。だから、もうさっきのところ、答弁しないほうがいいです、ほかへ行ってくださいというのは。だから、あくまでも村民は公営墓地に入るという考えの下に考えてほしいと思います。

それから、納骨堂もあるんだけれども、納骨堂も受付は随時できますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

はい。今、公営墓地だけでなくて、納骨堂も含めての募集をしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

そういうことを聞いているんじゃなくて、今、募集していますよ、納骨堂。じゃ、この募集期間終わったら、至急に納骨堂が必要になったら、これはどうしますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

何かすぐ納骨するのが必要になったときということですか。であれば、一応、納骨堂に関しては、今のところ、問合せ等はそんな多くありません。墓地のほうは結構問合せは来ているということは、担当のほうから聞いていますけれども、納骨堂に関しては、全部で400体入るようになっています。２体用が140体ですかね、１体は160体分の納骨堂ができていますので、この辺に関しては、随時、亡くなったらその時点で申込みするなり、そういった方法も取れると思いますので、随時受付で行こうかなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

村長に確認いたします。

納骨堂は随時受付、よろしいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

盛一議員が、今課長が申し上げましたような要綱にのっとってやることが通常だと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

納骨堂、随時受け付けますというものは、要綱にありませんでしょう。ないから課長は、随時できますと言っているんですけれども、また村長と食い違ったら困るから、今、村長の意見を聞いているんですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

盛一議員のただいまの御質問にお答えします。

募集要項に期限を設けてありますので、基本的にはこの募集要項どおりの募集期間ということになります。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

じゃ、また課長の言った答弁は、自分勝手な答弁なんですね。随時できますと答弁したんですよ。でも、村長はできないということなんですけれども、この納骨堂は随時できないと、人はいつ亡くなるか分からんですよ。いつ焼骨ができるか分からんですよ。じゃ、その焼骨をこの募集期間、例えば、浦添みたいに１年に１回だけ募集期間があった。１年間、自分の手元に焼骨を置いとかんといけないんです。だけれども、随時申込みできるんであれば、その場で納骨堂に入れられるんですよ。さっきと少し関連はしているんですけれども、だから納骨堂は、ぜひ随時受入れ、随時申込みできる。何でこの募集期間に申込まないといけないのか。それは何かありますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

先ほどの質問、大変申し訳ありません。一応、最初は、募集要項、墓地に関しては50基という形でやっています。その中に、納骨堂も含めての募集を行っています。この期間が約１か月ほどあるんですけれども、この件に関しては、取りあえず今の募集要項の受付期間でやります。その後は、随時受付になるかと思います。先ほどの答弁と違うと言われれば、そう捉えても構いませんけれども、最初でありますので、取りあえずは１か月間の期間を設け、納骨堂に関しては、その後、随時受け付けていくような形になるかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

村長、確認しておきたいんですけれども、さっき、２人、答弁違いました。だけれどもまた、随時できるということでは、村長が認めないとどうしようもないんです。村長、それでいいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には、要綱どおり進めたほうが適切かと思います。ただ、状況を見て、殺到するようなことであれば、非常に需要が高いというのであれば、その随時受け付けるということも認めていいと思うんです。ただ、今、課長が申し上

げましたように、もし所管課のほうでそれが対応できるというのであれば、随時受付でもよろしいかと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

ぜひ納骨堂については、随時受付しておかないと、全く意味がありませんからね。多分、納骨堂について殺到することはないと私は思っているんですよ。墳墓地もそうですけれども。だから、常に空いていると。これは浦添の例がありますでしょう。浦添の例は、募集期間に７件しかなかったということでしたよ。あんな市が７件しかないんですよ。だから、こっちいっぱいするはずないですよ。だから、納骨堂は常に受け付けしないと、亡くなって、墓は造らない、自分たちは納骨堂でもいい、だけれども、すごいいろいろな形でおかしいですから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次の質問いきます。

委員会での答弁で、村外の者でも規制区外での申請があった場合、公営墓地に案内することもあるという答弁を課長がしているんですけれども、これ、村長認めていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今の条例からすると、その３つの要件があったと思います、その住所要件と。そこで、区域外に造った場合、これをちょっと、抜け穴というんですか、言い方変ですけれども、例えばそこに村外の人が墓を建てようと、区域外のほうに。そこを墓地に、もうそれも決定していて、そこを公営墓地に誘導しようとするときに、村営墓地に造ってくださいと、そういうときに、ここは村内の人が亡くなっていれば、村内の人が亡くなって、そこをまた公営墓地に建てたいということであれば、それをまた進めるということであれば、それは例外規定として認められることがあり得ます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

亡くなった人も村外、祭祀をつかさどる人も村外、そういう人は、規制区外だったら申請できるんですよ。だから、そういう申請があったときに、墓地の散在化を防ぐためにこれ造っていますから、どうぞ公営墓地使ってくださいと、そういう話ですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今申し上げているのは村外の人で、村内に墓を造ろうとする。亡くなった方は、村内の人、そこをいわゆる祭祀を主宰する者について、それは認めなければならないというものがこの例規の側面から見た場合、可能だと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

ちょっと分かりづらかったんですけれども、祭司する者も村外、亡くなったのも村外、認めるんですかという意味です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

違います。亡くなった人は北中城村の方です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

ということは、課長の答弁は、委員会での答弁間違っていますよね、条件づけしていませんでしょう。村外の人が墓を造ろうとした、規制区外で。だからその人たちも散在化を防ぐために、公営墓地に案内しますという話していますでしょう、委員会では。もう一度答えてもらえ

ますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４０分　休憩

午前１０時４１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

説明が非常にややこしかったと思いますけれども、課長も委員会のほうで答弁したことについては、なかなか難しいものがあると。村長が定める例外規定みたいなものですから、いや、村長の例外規定というよりも、村長が認めるものということに、説明だったと思います。じゃそこで、今申し上げましたのは、村内の人が、居住している人が亡くなって、それを祭祀を主宰する人が村外であっても、そこに例えば規制区域外に墓を造ろうとする、その人たちについて誘導する、これは村営墓地に誘導する、これはただ、できたらそこに造っていただけませんかという感覚。ただそこを、規制区域外が墓を造るのをやめるというあれではございません。ただ、できたら公営墓地に墓を造ってほしいという、墓の散在化を防ぐための当該墓を造ろうとする提言だと考えています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

今の遠回りのような答弁だから、ちょっと分かりにくかったんですけれども、とにかく、村内の人が亡くなった、あるいは祭祀する人が村内、じゃなければ、基本的には認めないということですよね。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、申し上げたのは、当然、村内の人が亡くなって、村内の人が墓を建立するということは、当然、できます。ただ、今申し上げましたのは、村内の人が亡くなって、それを祭祀を主宰する者が村外の人でも、それを誘導することは可能だということでございます。ただ、造りなさいということではなくて、誘導することは可能だということです。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

分かりました。とにかく、これだったら、条例にも該当する可能性はありますよね。村内の人が亡くなったらできると書き換えるんですから、条例にね。だから、委員会で結構はっきりしないまま答えているんですよ。だから、そこまで言わないと、委員会の委員長報告を見ると、村外の人が亡くなった、この人たちが墓を造ったとしても、認めるような答弁になっていますから、だからぜひこういうことを気をつけてほしいなと思います。

この過去５年分の55％が村内、あと45％が村外ですから、だからこの村外について、どんな人たちだったか分からないんですけれども、こういうことありますので、それで、課長、これ、事業費７億5,000万かかりました。一般財源にいくら出ているのかすぐ答えられますか。答えなくていいんですけれどもね。これ、聞いたのは、我々の血税１億5,000万入っていますよね。だから、１億5,000万入っているから、だから全く村外、死んだ人も村外、祭祀する人も村外だったら、これは認めるべきじゃないと私は言いたいわけです。ぜひそのようにお願いしたいと思います。これは墓の散在化以前の問題ですよ、税金使っていますから。

じゃ次の問題いきます。

質問７です。水平の問題。

私の質問は、全面的な傾斜の話ではなくて、

各区画が水平になっていないという質問ですけれども、それを答えをお願いします。

（「すみません、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４５分　休憩

午前１０時４６分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

全体的な勾配は御理解いただいているというところで、もし、その実際に墓を建立する面、それぞれを平坦にしようとした場合、例えば造り方としては、段々計上で造っていくということも考えられます。その場合、傾斜部分を調整するために、擁壁を造ったり、擁壁でその段差を補う必要がまた出てきます。そうすると、その擁壁に係る部分の面積が全体として小さくなってくるという問題と、その擁壁を造る費用がさらに事業費に上乗せされてきますので、実際のその使用料に当たって、そういった経費がまた跳ね返ってくるという心配がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

今の話では、水平にするには擁壁が要ると。結局、各村民がここへ墓造ろうとしたら、擁壁要りますよね、当然。今の言い方からすると。だから、金かかるように造ってありますから、あなたたち、自分の金で造ってくださいと言っているようなもんですよ。じゃ、村民サービスになっていませんけれども。それについて、どっちかどうぞ。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

必ずしも擁壁を造らないと墓ができないということにはならないと思います。例えば造り方として、その土台、基礎の部分ですね、地盤の部分、そこの調整をしながらというやり方になってくるのかなというふうに思います。というところで、個人負担がかなり増すんではないかと御心配なんですけれども、いずれにしても、その墓の造り方自体がその個人の自由部分があるというところで、それが大きな負担になるというふうには、ちょっと思っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

さっき、擁壁造ったら負担になるとおっしゃったじゃないですか。個人が造ったら負担になるなんておかしいですよ。今、こうなっているものを、極端にこうなっていったとする。ここに前面に合わせてこうしようとしたら、向こう擁壁造らないです、後ろは。そうでなければ、前に少し一段ぐらい階段をつけて、少し擁壁上げて、後ろ直して水平にしないといけないんです。いずれにしてもあれは、私は最初、施工ミスかと思ったんですよ、全部そうなっているんで。全部じゃない、８割ぐらいがそうなっているんで。これ、意識的にこうしているんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

全体のその勾配、今回の敷地のところで一番高いところと、一番下のあの進入路の部分ですね、低いところ。そこで７メートルほどの段差が、高低差があります。それを全体で調整をかけていかなければいけないということで、その設計の段階で全体にその勾配をつけることで、

緩く調整をしていると。議員が疑問に感じられているその個人で擁壁を造らなきゃいけないというお話なんですけれども、これ、造り方の問題であって、必ずしもそうなるというものではないというふうに考えております。これはちょっと議論の平行線になるのかもしれませんけれども、必ずしもそうではないというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

もう時間なくなってくるんで、これはもうそれ以上しないでおこうかと思うんですけれども、基礎を打つのを厚く打ったら、擁壁造らんくても大丈夫ですよ。正面から見たら厚く打てば、後ろを薄くすれば、基礎打ちをですよ。そうでなければ、後ろの土取って掘り起こして、土を撤去しないといけないんです。そうすると今度は、向こう側が崩れたら困るわけですよね。非常に不親切な造り方だということを指摘しておきます。

次に、規則の中に、申込んだ人の墳墓地は、場所は村長が指定するというのがあります。そして、12月議会でのこの委員会の反対意見にも、値段が一緒なのはおかしいというのもありました。でも、この墓造るときに、課長の説明では、村長が指定するのは全部奥からということなんですけれども、手前から造って、虫食い状態になったら、後々造る人が大変だということなんですけれども、あの通り道は、あれはユニックが入るようになっていますよね。ユニックが入るんであれば、下のほうに圧送車を止めて、ユニックだけ持っていけばどうにかなるんですよ。だから、村長が指定するんじゃなくて、何で希望どおりさせないかと。早く申込んだ人は一番奥、早く申込んだら損ですよと言っているようなもんですよ。ちょっとお願いします。

（「すみません、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時５２分　休憩

午前１０時５３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

盛一議員の御質問にお答えします。

村長が決めるということですけれども、これについては、この公営墓地を管理運営を適切にするための要件だと、村長が決めるということになっているんで、例えば順番どおりやってしまったら、管理上、不適切なところが出てくるおそれも想定されますので、村長が決めるということです。その補足については、また課長に説明させます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

多分、現地を御覧になったと思うんですけれども、今の墓地用地なんですけれども、多分横に10基ほど造れるのが段々に並んでいるんですけれども、大体１区画で３列ぐらいの区画になっています。２列ではなくて、３列が大体同じぐらいの勾配の土地になっていまして、管理道路の横のほうに植栽帯があって、50センチぐらいの植栽ますがあります。それに引っかかって造れなくなる部分が出てくるので、村のほうで計画的にそういう造れなくなる部分が出ないようにという形で区画を割り振りしてやっていく。今言ったように、南向きと北向きの背中合わせにお墓ができるようになってくるんですけれども、それも個人で任せてしまうと、やっぱりみんな南向き、道路に近い、トイレに近いとか、そういったことが出てきますので、それをしないために料金も一緒にして、その場所について

は村長が決めるということでなっています。中には、北向きだからいいやという、造らないという方も、実際には出てくるかもしれません。そういったいろいろな条件が出てくると思うんですけれども、真ん中辺りとか、虫食い状態でユニックとかが入れなくなるところが出てきますので、それを考えて、村長が決めるということでやっております。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

ユニックは縦の道にしか入らんでしょう。だから、墓があってもユニックが入れば、奥にも墓は造れますよ。先に申込んだ人は、損する。だから私、自分は先に申込んだけれども、今みたいに、北向きの一番奥だったら、もう一番損ですよね。だから、早く申込む意味がない。だから、散在化を防ぎたかったら、早くこういうことを解決して、早く申込んで、希望どおり造らす。結局、極端に言えば、この範囲内で希望どおり造らす。１基から50基までとか、そういうもんじゃないんですよ。事務所の前から北側は、これでも大き過ぎるね。とにかく、希望どおり造らせないと、早く申込み来ませんよ。希望どおりさせてほしいんですけれども。村長、どうですかね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時５７分　休憩

午前１０時５８分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

盛一議員の御質問にお答えします。

今、こういう村長が決めるということを決めているのは、ある意味では、墓地をまず先申込んだほうが、ぼんぼん自分の好きなところに造ってしまうと、これから後造ってくる墓がそこに進入できなくなる、そういうのも不都合が出てくるもんですから、今、おっしゃったことについては、ある一定区域を決めて、それはまた希望を聞いて、抽せんでするということが可能だと今ありますので、できたらその線で進めていきたいと。ただ単にすぐ申込み後に建てたいところに建てるというのではなくて、区域を定めて、くじ引きでやるということは可能だと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

あくまでも自分では決められないと。私は、ユニックは縦の線に入るので、どこに行ってもユニックって伸びますから、だから、どこにでも墓を造れると思うんですよ、墓造ってあっても。横に通りはあるし、縦にもあるし、中にもユニックは入れる。そしてもし、生コン使おうとしたら、圧送業者というの、そのパイプ持っていますよね。だからパイプあるので、ぜひ、これもう一度考えてほしいと思います。今、こっちで結論出すもんではないですから、ぜひ少し考えてほしいと。この不公平感ね。不公平感みんな持っていますよ。私、たくさんこういう質問受けていますよ。だからぜひ３月28日から受付ですよね。それまでにぜひ考えてほしいなと思います。

もう時間がないので、大急ぎでいきます。

次は、トイレの件。

トイレが男女共用のしかありません。答弁書で問題ないと言っているんですけれども、シーミーのときでも。これは問題ないですか、もう一度答えてもらえますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回、トイレの検討に際して、これは都市公園の技術基準に基づいて算定をしております。その中では、一遍に人が集中するといっても、その同時に皆さんが使うというわけではなくて、その滞在期間として、シーミーのときに２時間から３時間程度いらっしゃるだろうと。その間に利用されるということを想定しています。

それと、実際、その墓参りに来られる方、沖縄の車社会を考えますと、実質、車での来園になるだろう。駐車台数をまず基本として、１台当たりに４人程度乗られてくるということから算定をしまして、その場合、大便器で1.12個必要になってくると。それを切上げて、２個の大便器にしています。さらに、男子の小便器を加えておりますので、計算値よりも多くの数、利用者が利用できるということになりますので、それからしますと、シーミーのときでもさほど問題が生じるということにはならないものと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

トイレが男女共用と。じゃ、男子も女子も両方来たと、こっちに。じゃ、混ざって並べるかと、そのトイレに。順番待ち。これ、女性に対する人権侵害に当たりませんか。もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の場所につきましては、男女共同としつつも、もう１つ、障害者用のトイレもございます。実質、２基使えるという状況になると思っておりますので、その点では特段問題にはならないものと。一般的な外の施設ですね、例えば食堂などでも特に男女必ずしも区分されていないというところも多くありますので、それ自体が支障になるというふうなことは考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

食堂でこういうふうになっている、例えばコンビニでも１つは女性用、もう１つは男女共用になっていますよね。だから、そういうのあるんだけれども、さっき、身障者の話もしましたけれども、一般の人は、身障者用には入れませんよ、やっぱり、悪いことしているみたいだから。だから、やっぱり１つしかないです。皆さん、誤解しないように説明すると人がドアを開けると、その中に小便器と大便器がありますよね。あれも分けておけば、まだ少しよかったんですよ。男が使うの、小便器だから、ほとんどが。ドアを開けて中へ入ると、小便器がある、大便器がある。だけどこの２つを１人で１回で１人でしか使えないんですよね。

それと、もっと大きな問題があります。これ、すぐ直してほしいんですけれども、トイレの鍵がコインで開けられますよね。村長、コインで開くんです、外から。例えば、自分の奥さん、娘が１人でトイレへ行こうとしたら、後ろから男がついていたら、心配じゃありませんか、鍵閉めても、開けられるんだから。だから、これはもうすぐ直してくれないと、やっぱり問題が起きてからではでけませんよ。これは問題起きますよ、そんなしとくと。どうしますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

コインで外鍵が開けられるということの心配があるということですけれども、一方で、中で閉じ込められる、もしくは、全国的なところで、

中で体調不良で倒れている方に気づかず、長期でその中にいらっしゃったという方もある。そういった場合に、外から開けられる構造もしておかないと、いざというときに困るということもございます。犯罪を前提に考えていくと、いろいろガチガチな仕組みになってくるのかなと思いますので、そこは公序良俗の中での利用というものを前提として考えているというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

今、犯罪を前提に考えたらと言っているんですけれども、中で倒れること自体を前提に考えていること自体、おかしいですよ。同じような意味ですよ。だから、外から開くということ自体が問題だから、鍵をすぐ換えてほしい。何で人が倒れているかもしれないと思ったら、管理事務所あるじゃないですか。管理事務所に鍵を置いとけばいいんですよ。管理事務所はすぐそばですから。中に人が入って鍵がかかっているのに、これは開けられないのが普通ですよ。でも、すぐ開けられたら、使用中だのに開けてしまったらどうするんですか。だから、これをすぐにでも換えてほしいんですけれども、村長はどう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただ、これは補助基準にのっとって、補助を受けてやっていますので、基本的に、今、直すということは非常に難しいと思いますので、その際は、シーミーとか、そういった辺りは管理者のほうに言って、そこは注意するよう喚起するとか、そういったことは可能だと思いますので、ただ、今、即それを変更するということは、検査もまだですので、難しいところがあると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

では、ぜひ検査が終わったらすぐ直してほしいと思います。

これ、基準に適しているから、ガチガチに村もそうしましたというのはおかしいですよ。おかしいと思うのはすぐにやっぱり直さんとおかしいですよ。事件があってからじゃ遅いですから。ぜひこれはもう検討をお願いします。

それから、もう時間ないですから、あと２つの問題ですね、まず１つが、元に戻りますけれども、生前の墳墓建立について、様子見という言葉があったんですけれども、様子を見た後で考えましょうというのもあったんですけれども、村長は、基準、規則で変えますよね。そうだったらいいんですけれども、私、様子見するんであれば、一気に生前建立を認めるんじゃなくて、取りあえず、80歳以上であれば生前建立を認めましょうと。80歳以上に認めたとしても、多分いっぱいはしないと思うんですよ。まずそういう条件をつけて、早くすぐ条例改正して、そうじゃなかったら規則に入れて、80歳以上であれば生前建立を認めると、そういう言葉をやって、ぜひ様子見してほしいと思います。これは、80以上だからということで、簡単、たくさんにということは、造るはずはないですよ。これは、墓が38万5,000、土地がね。永代使用料が38万5,000であっても、墓造るのにやっぱり金がかかりますから、誰彼もすぐ造れるわけじゃないです。80歳以上で、もうちょっと体が弱ってきたとか、そういうことじゃなければ造らんと思いますので、すぐ様子見を80歳以上にやってほしいんですけれども、こういう条例についてどう思いますか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういう事例もありますので、検討させてください。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

ぜひお願いします。

それから、最後のお願いですけれども、村民の声を聞くと、これが村長の施政の信条ですから、その生前墳墓建立について、ぜひアンケートを取ってほしいと思います。どういう取り方をするかといったら、全村民でもいいし、あるいは、老人クラブにお願いして、老人クラブの会員だけでもいいし、これがないところは、自治会長にお願いして、自分の自治会から10名ぐらい取ってちょうだいと、しかも80以上とかね、70以上とか、そういう決めてですね。ぜひそれをお願いいたしまして、以上、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

換気のために、10分間休憩します。11時20分に再開します。

午前１１時０８分　休憩

午前１１時２０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

１点目、農を活かした北中城活性化事業についてです。

農を活かした北中城活性化事業ですが、これまで、水耕栽培、バイオマス発電の実証実験がそれぞれ終了し、評価も出ていると思います。最終的にこれまでの実験等も生かしながらの北中城公園に隣接した遊休地を使い、農を活かした健康・福祉の里づくり事業を行うということになっていると思いますが、この事業の進捗状況を伺いたいと思います。

２点目に、シルバー人材センターに対する補助金についてです。

令和３年９月の補正予算に初めてシルバー人材センターの補助金が、これは準備会ですけれども、議会に示されました。当時、補助金の支出根拠がないということで指摘しました。答弁では、新しくシルバー人材センターの交付規定をつくると述べていましたが、まだ確認ができていないので、どのようになっているのか。また、立ち上げに対しては、情報を集めて精査しながら、補助金のほうも交付するということだと思いますけれども、近隣の市町村、シルバー人材センターが北中城村の村民からどのくらいの仕事を請け負ったのか、件数と請負額を複数年で回答ください。

続いて、道路行政について、島袋、喜舎場自治会内、もちろんこれは小学校区内というふうになっていますけれども、スクールゾーンの看板が設置されているが、このエリアはスクールゾーンとして機能しているのか伺います。

続いて、中部徳洲会病院東側にある一方通行の道路がまだ開通されていないけれども、この開通はいつになるのかお聞かせください。

続いて、島袋児童館から県道に合流する地点、交差点ですね、おゆずりくださいの看板、設置されました。これは村民のほうからお願いを受けて、私のほう、また自治会とも合わせてやっていますけれども、この初期段階と思いますけれども、これが改善見られなかった場合、今後、どういうふうに対応するのかお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、上間議員の御質問にお答えします。

まず、農を活かした北中城活性化事業につい

てですけれども、これまでの農を活かした北中城活性化事業における実証実験結果を生かしながら、農を活かした健康・福祉の里づくり事業へと展開しております。令和３年度は、第一段階整備事業者の補助金活用支援及び第二段階整備事業者の選定に取り組んでいるところでございます。

２番目のシルバー人材センターに対する補助金についてですけれども、補助金交付規定でありますが、令和４年２月17日告示、第11号で北中城シルバー人材センター運営補助金交付要綱を作成済みであります。また、近隣市町村のシルバー人材センターが北中城村村民等から仕事を受託については、過去３か年分640件、約3,100万円であります。ただ、一部、受託額について協力いただけていない状況もありまして、詳細については次のとおりでございます。

まず、沖縄市、令和元年度の件数で31件、受託額として138万1,274円、令和２年度33件、受託額で143万7,176円、令和３年度42件、110万9,288円。この３か年度の計が件数で106件、受託額で392万7,738円。

北谷町につきましては、件数だけ報告をいただいておりまして、令和元年度で17件、２年度で５件、令和３年度で４件、計26件でございます。

中城村におきましては、令和元年度28件、受託額で121万5,855円、令和２年度が33件、受託額で69万8,330円、令和３年度が42件、87万4,290円、計103件、そして受託額で278万8,475円となっています。

宜野湾市、令和元年度が131件、受託額で837万6,896円、令和２年度で148件、861万9,273円、令和３年度126件、728万1,359円、合計405件で2,427万7,528円が受託されています。

沖縄市、中城村、宜野湾市、北谷町を含めて、３か年合計で640件で、受託額として3,099万3,741円となっております。

続きまして、道路行政についてです。

島袋地区、喜舎場地区それぞれの小学校周辺にスクールゾーンの標示板が設置されておりますが、北中城小学校においては、父母教師会でのスクールゾーンマップの作成、ゾーン30の整備、正門からの県道への下る道路の登校時における一方通行規制、学校周辺でのグリーンベルトの設置がされております。

島袋小学校においては、美島通り付近から島袋公民館周辺へのグリーンベルトの設置がされております。看板をはじめ父母教師会の取組により、ドライバーに対し、周辺に学校施設があることを周知でき、スクールゾーンとしての機能は果たしていると考えます。

２番目の徳洲会病院東側にある一方通行の道路の開通についてですけれども、御質問の道路は、県道22号開所前のことと理解します。当該道路は県が管理者であるため、開通の判断について、村では把握しておりません。なお、過去に当該区間を村に管理移管したいとの話があり、村としては、別途、移管について調整中の県道22号線の区間と一括での処理を望んだ経緯があります。

３番目に、島袋児童館からの県道に合流する交差点、おゆずりくださいの看板設置についてでございますが、当該道路の管理者である県に相談したところ、村道側の支障であるため、県での対応は困難であるとのことから、村で早急に対応可能な看板設置をしたところですが、今後改善が図られない状況であれば、改めて県及び警察と相談し、対策を検討したいと考えます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

まず、農を活かした北中城活性化事業のほうから再質問いたします。

令和３年度、なかなか事業、どういうふうに

進んでいるのかなということで見えない状況があって、今回質問しています。その中で、村長、いつでしたかね、９月かな、12月かな、行政報告の中で、三重県かどちらかに行かれて、先進地視察行かれた。これは多分でこの農を活かした活性化事業のために行かれたと思うんですけれども、これについて、どこに行ったのか、また目的は何なのか、またこの行った成果というんですか、その辺、村長自身、どういうふうに捉えたのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

視察先については、三重県の鳥羽市を中心とした視察でございまして、まずバイオマス発電事業、それは、実際やっている事業所を訪ねまして、視察をいたしました。そこについては、ＥＭ機構のほうも一緒でございまして、それからグランピング事業、そういった辺りを視察いたしました。これも全て計画にのっているグランピング事業、宿泊施設を伴った事業計画がございます。それからバイオマス発電の事業もございますので、その先進地の視察ということで行ってまいりました。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

なぜこういった質問をするかというと、事業報告とか業務報告を何冊か持っていますけれども、バイオマス発電に対しても、もう業者は選定されていて、どこをどういった機器を使うかというのも、以前、公募だったかな、そういった形でやったと思うんですよ。なぜもう決まっているのに行くのか。

もう一つ、このグランピングをちょっと見たという話でありましたけれども、この農を活かした活性化事業の中で、どういったＥＭ機構さんとか、またあとほかの福祉関係の事業所の方が入るということなんですけれども、こういった人たちがそういった中をどうするかというのを決める部分ではあるんじゃないかな、なぜ村長が行かないと、もちろん、村単独で村の事業として村が直営でやるというんだったら、やはり担当課長とか、そういった形で見に行かないといけない部分はあるかもしれないんですけれども、もうほとんど決まっていて、業者選定もある程度できていて、その中でなぜやるのか、そこがちょっと疑問にありまして、ましてや、今、このグランピング事業とか、そういった宿泊関係になると、国が結構業者に対して、このコロナ禍で補助金出しているんですよね。そういった中で、じゃこういったのも村が補助出しながら、グランピングといったらもちろんこの初期費用も多くかかります。また、イニシャルコスト、ランニング費用も相当かかります。さらに、この事業規模、村の持ち出しを大きくしていくのかなというふうなちょっと心配がありまして、なぜそういう形で行ったのか、どういうふうな見解を持っているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この視察につきましては、私たちのイメージが、今、計画段階です。実際、我々はそのバイオマス発電を見たこともございませんし、これからまた具体的なその設計等入ります。全体のゾーニングも入ります。ゾーニングは、ほぼ大体決まってはいるんですけれども、そういった中で、我々のイメージというのはまだ湧いてきませんので、そういったイメージを高めるための視察でもあると思います。

それからまた、これを補助金申請する際に、我々がどう説明するか、現物も見ない中で視察返答できるのかということがありますので、そういうのを実際に高めるということの視察だっ

たと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

だから言いたいのは、こういった報告書も出ているから、イメージとしてしっかりできているんではないかな、担当課としても。だから、この辺がちょっと疑問になって、ましてやまた、なかなか、なかなかというか、３年度はちょっとなかなか進んでいないようなイメージがあって、質問していますけれども、じゃ内容のほうにいきたいと思います。

この事業に対して、次年度はどういうふうな方向に持っていくのか。もうそろそろ動かないといけない部分じゃないかなというふうには思っているんですけれども、どのような方向で行くのかよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

上間議員の御質問にお答えいたします。

令和４年度につきましては、現在、第一段階の整備事業者でありますＥＭ研究機構さんが実施設計に取りかかられます。年度内に期間的に間に合うようであれば、実際の工事着工までをやりたいということで、今、相談を受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

今、この辺に関しては、今年度しっかり動いていくということなんですけれども、私が気になるのは、補助金と一般財源がどういった形でできるのか、また、大枠に対してどのくらいかかるのかというのが全然見えてこないんですよね、今の段階からして。今、実証実験終わって、じゃ業者選定してやるという話で来ているんですけれども、じゃこの事業に対して、どのくらいの補助金で補助金が出るのか。一時期は、バイオマスだったかな、業者も資本を入れてできますよという話していましたけれども、その辺どの程度村の持ち出しがあるのか、分かる部分だけでいいですので、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今回、民間活力を利用した事業ということでして、現在、概算設計の段階では、約５億弱かかるというふうに設計されております。ただし、今回、昨今、もともと計画した段階で、それから約１年以上たっているものですから、それらの現地の状況も合わせまして、詳細設計を終わった時点での事業費が確定する形になると思います。

現在、ＥＭ研究機構さんが御希望されている補助金、補助項目なんですけれども、やはり企業さんとしては、できるだけ補助率が高いものを選定したいと、選定というよりも、希望したいという申入れもありましたので、やはりこれに該当するような補助項目が該当するであろうということを村内部でも検討したところ、内閣府で今、補助項目として持っておられる沖縄振興特定事業推進費が基本的に補助率が約８割は補助対象ということで、今、聞いているんですけれども、実際この補助が受けられるかどうかを村の内部で、今、内閣府に対して計画書も含めて提出して、ぜひ取っていけれるようにということで努力しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

補助をしっかり使って、できるだけ村の持ち

出ししないように、ましてや、民間と一緒にやるということなんで、民間の意見、また力というのも、大変必要じゃないかなというふうに思っていますので、この辺をしっかりやっていただきたい。結構新しいというか、斬新な事業じゃないかなというふうに私は思っていますので、ぜひ成功に向けて、庁内でしっかり頑張っていただきたいなと思っています。

続いて、シルバー人材センターについてですけれども、当初から私ずっと指摘をしていました。補助金要綱と設立準備会からの資料も頂きましたけれども、まず私が言いたいのは、このシルバー人材センターに対しては、反対ではないです。趣旨からしても、もちろんやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。ただ、これに対して、事業に対してしっかりした精査、また法令にしっかりのっとってやっているかというのを、今、我々が見ないといけない部分、議員が見ないといけない部分ということでずっと、前回は反対もしたし、前々回は厳しい意見も言ったと思います。それに対して、ちょっと補正予算の質問ではなかなか答えてもらえない、受け取れてもらえない部分があったということで、今回出しています。

去年の９月に出した補正予算に対してなんですけれども、この村の交付規定で出しますよということで、企画課長は話しました。この交付規定の中では、予算書なり、そういった資料もつけないといけないという話なんですよね。それはこの準備設立段階、この会が申請するときに四十幾らかだったかな、申請するときにそれも一緒に提出されているのか、この辺はどういうことですか、お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質問にお答えします。

最初の補正ですね、各種団体の補助金として出したと思っています。その中で、村長に対して要請がございましたんで、この各種団体の補助金を使って出して、この申請額もちゃんと歳出計算も含めて、臨時職員人件費ということで、それを含めて提出はされております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

もちろんそうでいないといけないし、この立ち上げ会に対しても、規則とかも多分であると思うんですよ。で、立ち上げ会があって、しっかりシルバー人材センター終わったときには立ち上げ会がなくなって、それに移行しますよという会則とかもあると思うんですよ。本来は、だからそうじゃないといけない。ほかの各種団体は、全部そういうふうに会則も含めてしっかり出していると思うんですけれども、この辺はどういうふうに提出なっているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

あくまで、発起人会ということがありまして、その中で準備会を立ち上げております。だから、規則についてはない状態でしたけれども、この発起人会から準備会に変わった段階で、総会に向けて定款なりいろんな規則を今決めているところです。

うちの行政として、高齢法というのがあるんですけれども、その中で行政は、高齢者、シルバー人材に対して、就業機会の確保なり、必要な措置を講ずるということで行政の役割がありますので、それにのっとって補助金を出して、一緒に立ち上げに向けて、今努力しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

だから、もちろんそうですよ。そういう法律があって、シルバー人材センター立ち上げましょうね、協力しましょうねということなんです。でもその中で、じゃどういうふうに出せるか、しっかり処理、この根拠もあると思うわけ。だから、もう初めから言っているように、出すときにはそのシルバー人材センターの立ち上げに対してでもいいですし、今日、昨日だったかな、昨日もらったこのシルバー人材センターの交付要綱の中に、立ち上げに対しても、できるというような要綱を一文入れれば、全然問題なかったと思う。でも、そういったのがない。ないからおかしいんじゃないかと言っているんですよ。みんな補助、各種団体、補助団体、いっぱいありますよ。その中で、皆さんしっかり書類もそろえて、総会も開いて、しっかり監査も行って、出しているのに、なぜここだけその処理もない、簡単に村長の公約だから、村長が認める団体だからということでやるのか、これはおかしいんじゃないかということを言っているんです。だから、今、どうのこうのじゃなくて、ちょっと戻った話になるんですけれども、なぜなのかということなんです。その辺を理解してもらわないと、ちょっと私の話と食い違う。この辺どういうふうに考えるのか。

これは、なぜこういうふうに言うかというと、去年の決算のほうでも各種団体、少し歳出の在り方考えてくださいよ、議会のほうから出しています。監査のほうからも、意見書出しています。そこに基づいて、私は話しています。そういうことができなかったら、出さないほうがいいんじゃないの、もうそうだったら、だから法令遵守できないんじゃないのという話をしているんですけれども、この辺どういうふうに考えますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

あくまで、シルバー人材センターの今、立ち上げの段階の中のまず補助金として出しているところです。上間議員がおっしゃるとおり、規則なりいろんな面で整備してからという補助金の在り方もありますけれども、５月に準備会が設立して、要請を受けて、人的支援がなかなかできなかったもんですから、うちとしては、この臨時職員を皆さんで雇って、その中で議論して、期限が４月１日スタートしたいということがありましたので、そこの補助として援助をしているというところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

だからそこが考えが甘いんじゃないかなということです。実際、今議会で、村長等に対する損害賠償請求の出ています、条例つくろうということで出ています。それは何かというのは、今、そういった監視する人なんかが結構出てきているんですよ。まだ北中の住民は優しいほう、那覇市、浦添市とか行くと、逆にこの村行政、行政を監視する人が出てきて、監査請求なり、もちろん住民賠償請求も結構出てきているという話です。ましてや、村のほうでも結構苦情とかもあるというふうに聞いているんですよね。これがどんどん大きくなっていって、そういった賠償請求とかそういった形になってくるんですよ。だからしっかりしていただきたいなという思いがあるんですけれども、村長、どういうふうに考えますか、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おっしゃるとおりで、行政がコンプライアンスの最たるもんだと思っておりますので、今、御指摘のあったことについては、重々受け止めております。そして今、要綱について今、立ち上げ等に対する補助の規定が条文として欠けているんじゃないかということもありましたので、これからまた要綱等について、そこを精査して、加えるなり、あるいは修正するなり、これは可能だと思っておりますので、そこはしっかりしたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

これから本当に先ほどから言っているように、住民から監視の目、議会以上に監視の目というのはすごく出てくる状況になってきている、それも十分承知の上で、しっかり法令遵守、また倫理規定も同じような形で考えながらやっていっていただきたい。それを注文して、また別の内容に入っていきたいと思いますけれども、しっかりこの要請に対して精査してやってきていると思いますけれども、予算委員会の中で私質問して、どのような形でやったかということで、精査してこの金額になったかという話したときに、職員が３人から、３人では多いよ、２人だよということを話していました。ほかにこの940万から740万に減額された理由というのはあるのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

740万の補助金の内訳として、職員の給与、あと備品費で機械の備品費、あと賃借料、事務用品のソフト面の賃借料を含めて740万。その中で、精査の収支予算書の中で、人件費は３名ということがあって、ただ、この業務内容が経理部門と業務担当、また見積もり担当を含めて、本来だと３名、事務局長も含めますと、３名か４名必要とあると思いますけれども、まず立ち上げ段階から３名は多いんじゃないかということで、基本的な庶務経理と業務担当、仕事の発注含めて、まず２人でやってみて、残りの準備会のメンバーがいますんで、その方たちの助けを取りながら、まずはやっていただきたいということで、740万という金額に設定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

この見積もりのほうの精査というのも、ちょっと甘いのかなというふうに思っています。

この要綱の中の話なんですけれども、返還規定が、この条例に対して違反したのが明確になったときというふうにあるんですけれども、本来はこういった営利団体なんで、積み上げていって、積み上げた形で足りない分は補助しましょうという形のほうが理想じゃないかなというふうに思っていますけれども、この返還規定がないから、今、740万出しますけれども、そのまま行ってこい、こっちからじゃどうするかというのがない、この辺に対してどういうふうに考えるかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、営利団体という話がありましたが、あくまでシルバー人材センターは、営利を目的とする団体ではないというのは承知していると思いますけれども、仕事をやればやるほど収益は上がるという事業でもなくて、実際入ってくるのは15パーぐらいしか入ってこなくて、それで人件費が賄えるかと、到底賄える事業ではないし、仕事をやればやるほど人数確保を含めて、配当

金ほぼ行くわけですから、こちらとしては、補助金規定の中で、違反ということはシルバー人材以外のところに使うというのがあれば、返還になるんですけれども、収益が上がったから、その分の補助金を減らすということをやると、高齢者に対しての生きがいとか福祉の面から、非常に違う面が出てくると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

言っている意味というか、内容は分かるんですけれども、やはり今見ても、他市町村から年間1,000万ぐらい３年間あるということなんで、多分でこのぐらい来年もし立ち上げても、可能性あるのかな。また、村のほうからでも1,000万、1,800万という話も出ていました。それをちょっと抑えなくて1,000万という話していますけれども、それから15パー引いて、事務経費にやりながら、残った分はというのが自分は本来の、足りない分、残った分じゃなくて、足りない分をじゃやりましょうという形でのほうが本来のやり方じゃないかな。だから、収益団体ではないかもしれないんだけれども、ここで収益やっているんですよ、結局は、もちろん。そういう両方の面も見ながらやっていただきたい。ただの生きがいづくりだけじゃないじゃないですか。私から言えば、じゃただでやったほうがもっといっぱいできるんじゃない、で、このやってもらいたい人も増えるし、そういった形になるんじゃないかというふうに、突出した考えだと思うんですけれども、こういう話はまあ置いといて、だから、ちょっともう少しこの交付要綱の中もしっかり検討していただきたいなというふうに、この返還のほうちょっと考えながらやっていただきたい。

それをやるためには、本来はこの収支報告とか予算書を見るだけじゃ絶対分からないんですよ。監査の中でどういうふうに使われたかというのをしっかり見ないといけない。この団体、シルバー人材センターの中に監査は、この職員、会員だけがやるのか、それとも村の職員も入って、しっかり監査を行うのか。もちろん福祉センターとか、また観光協会とかはしっかり会計監査入れてやっていますよね。どのように監査をやるのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

理事候補を今決めているところですけれども、監査については、会員から２人今案が出ております。その理事の中に、行政からもぜひ参加してほしいという依頼がきていますので、理事の中に私、企画課長と福祉課長が入っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

なぜそういった話するかというと、この要請書の中の予算の中で見たら、もちろん初年度なんで、ある程度大まかな部分というのはあると思うんですよ。でも、中身を見ると、一般のほかの交付団体と違うんじゃないかな、この出し方が。で、それをやらないといけないんじゃないかなというのがあって、ちょっと例を挙げると、会議費として、総会と理事会費で10万円計上されています。人を集めてやるのに10万円、多いんじゃないの。私、教育委員会の中のこの交付団体のほうでちょっとお手伝いさせている部分がありますけれども、その中で、過度な飲食やめてください、会議するにも、お茶菓子ぐらい程度ですよね、教育委員会ね。そういう話を上からやっているから、そういうふうにやってくださいと言われています。ここの辺もしっかり監査できないと、じゃどうなの。福祉、も

ちろんいいですよ。でも、交付団体としてしっかりやるというんだったら、理事とかじゃなくて、監査もしっかりやっていただきたい。この辺を見ながら、先ほど言ったように、返還の場合もありますよ、これは駄目だよねとしっかり言えるというふうに持っていけるんじゃないかなと思っていますけれども、この辺、村長、どういうふうに考えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に、補助金交付というのは、毎年一定の額ではなくて、いわゆる育成団体であれば、本来だったら補助金というのは減っていくというのが傾向なんです。ですから、毎年度それを査定をいたしまして、補助金というのは査定するべきところでありますので、御指摘のとおり、これは行政としてはしっかりとチェックをする、チェック機能をしっかりやらないといけないと思っていますので、ただ、一概に補助金がずっと一緒というわけではないと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

そうじゃないとおかしい、本来の姿はそういうことだろうということです。だから、しっかりこの団体が育っていくための補助金。ただ出すだけのための補助金とか、そういった考えとかなくしながら、しっかり精査しながらやっていただきたい。これはだから私の意見じゃないです。議員皆さんの意見です。去年、皆さんで附帯意見出しました。私の意見じゃないですよ、議員皆さんの意見ですので、しっかりこの辺は肝に銘じてやっていただきたい。このシルバー人材センターだけじゃないです、言っているように。ほかの各種団体もいっぱい問題がありますよということを言いながら、取りあえず今回はそういった形で相当疑義があるということで、私は先ほどからも、出し方とか、そういった補助金要綱とかもちょっと違うんじゃないかということでやっていますので、その辺はよろしくお願いします。

じゃ続いて、道路行政ですけれども、小学校のスクールゾーンということなんですけれども、北中城小学校はもちろん喜舎場区域、ゾーン30ということで、区切られてやっている。それでちゃんと地域の住民、また入る人も分かっていると思うんですけれども、島袋地区において、ただスクールゾーンだよという看板があって、そういったゾーン30とか、そういったのがないということなんですけれども、そういった速度規制とか、そういったのもこの看板でしっかりできるのか、この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄　治）

上間議員の質問にお答えします。

この標識のほうでは、速度規制とかできません。ただ、答弁にもありますように、ドライバーの注意喚起という形で、今、標示をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

ドライバーの注意喚起ということなんですけれども、最後にこのスクールゾーンとしての機能を果たしているというふうに考えているという話なんですけれども、看板見ると真っ白なんですよ。見ましたか。見ていますか。真っ白。もう色あせてというか、日焼けしてというか。それがよく看板見ると、昭和59年に立てられている。平成12年とか、そういったのはまだ新しいんですけれども、大分古いのがあって、その中で全然分からない。これでドライバーに注意喚起できているのかと私は思います。この辺ど

うですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄　治）

議員おっしゃるとおり、古い看板もございます。今後、関係機関と調整して、新たな看板が設置できるかどうか検討したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

この話は、大分前に地域の住民から、「ちょっと白くなっているよ。あれどうなの」と言われて、見てから、ああ、そうだねというふうに思いながら、昨今の痛ましい内地のほうでありましたよね。その中で、多分ちゃんとやっているだろう、うちの教育委員会はしっかりやっているだろう。ましてや、民生委員とかもしっかり通学路回っているから、大丈夫だよと話しているんだけれども、なかなかその対応が、何かこの辺がちょっともう少し、できるだけそういった形で毎年この危険区域とかそういった部分やっているというのであれば、しっかりこの辺も見据えながら、ましてや、イオンモールさん、また徳洲会病院さんができて、この島袋地区というのは、相当車の出入りが激しくなっています。しかも、この通学時間、７時から７時半、８時ぐらいが結局通勤時間と重なって、相当危険じゃないかなというふうに、実際、近くに住んでいて、自分の肌で感じていますので、この辺ももちろん教育委員会だけじゃなくて、我々のほうもどうしたらいいのかというふうに考えながらやっていきますので、この辺もぜひ協力しながらやっていただけないかなというふうに思っていますので、この辺を答弁よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄　治）

議員おっしゃるとおり、村内、この通学路、学校周辺ですね、交通安全上、危険な地域もございまして、教育委員会のほうでも、年１回、去年は８月30日に、交通安全対策協議会を設けまして、危険箇所のチェックもしております。その中でまた改善点等、要望があったところに関しては改善を行ったり、そういった対応を行っています。

また、これからも、学校と地域から要望があれば、その声を取って、生かしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

ぜひ、交通事故と子どもたちに対して、起こってしまってから、後からという話になると、非常に困ります。これは。起こる前にしっかり対策するという考えを持ちながらやっていってください。特に、子ども、児童生徒のためにはしっかりやっていただきたい。よろしくお願いいたします。

続いて、徳洲会病院東側の一方通行なんですけれども、前回、前回というか、もう大分、これができたばかり当時に、一般質問もしています。なぜ気になるかというのが、ちゃんと誰が管理しているのかというのを明確にしながら、しっかり管理できないと、ここに放置車両とかごみとかを置いてしまう、置かれてしまうと、どんどん汚くなってしまう。そういう意味合いで、なぜやっているのかなというふうに質問しました。この辺に関しては、いろいろ事情があるということで理解しましたので、大丈夫です。

２つ目の県道、島袋地内から県道に抜ける道なんですけれども、自分は12月ぐらいかな、出ていると思うんですけれども、この要請のほうが。すぐやってくれるかなと思ったんだけれど

も、ちょっとなかったから、出した後に気づいて、一般質問出した後に気づいて、もう仕方なく質問するという形になるんですけれども、私も結構あの道というのは、結構いろいろな政治活動をやったりとかして立っていて、結構危険、朝の通勤とか、相当危険なんですよね。ましてや、子どもたちが先ほど言っているように、通学時間と通勤時間と重なるんで、ライカム地区から何人か歩いてくるんですよ、やっぱり子どもなんかが。その中でやっぱり、この子どもたちも見ながら、この混雑状況も見ながら、あそこにすり抜けていくというのは、やっぱり相当危険、どこかでちょっと見間違うと、危ないんじゃないかなというふうに思いながらやっていますので、ぜひまたこの辺もいろんな対策がある、今、看板立って、やってくれるか、改善するかしないかというのはあるんですけれども、それも含めて、教育委員会とも含めながら、今、何かお譲りゾーンというのかな、道に緑のあれをやったり、ゼブラゾーンじゃなくて、石平のところはゼブラゾーンで、一時停止区域になっていると思うんですよ、石平のあそこは。でも今は、何かお譲りゾーンという形で、道を緑にしたりとかしてやるという手法もあるみたいなんで、この辺も含めながら検討していただけないかなと思っていますけれども、取りあえずお答え、建設課長のほう、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、いろいろな地域でお譲りゾーンというものの施工がなされている状況であると思います。私も通勤ルートの中でそういった区間、よく通るんですけれども、やはりそれがあると、皆さん意識的にその間を空けて止まっていたりというふうに感じます。

ただ、今回の場所で考えたときに、かなりいびつな交差点、そこに合流する箇所が信号機のあるところ、さらにその美島通り側というんですかね、そこにまた小さい道が２つほどあったりということで、かなり輻輳していると。そもそも、そういういびつな形自体が結構危険性を助長するんではないかなというふうに思います。

そうしますと、その道路形状も含めて、では何か対策が必要なのかとなってくると、かなり大がかりになってくるということで、今、現状のままで何かできないかといったときには、一方通行の取り方というのも、考えとしては出てくると思います。ただその場合、やはり住民の理解というのが必要となってきますので、それを促すにも時間がかかると。

もう一つは、お譲りゾーンもしくは停止線を下げるといった場合に、さっきのいびつな区間なってまいりますので、かなり長い区間そういったゾーニングが必要になってくる。そうなりますと、美島通りから右折して入ってくるとか、その区間。島袋のほうの信号のところ、その間が短過ぎて、そこがまた渋滞を起こすという弊害が出てくる可能性もありますので、いろいろ総合的に検討していく必要があるだろうというふうに思っています。そのためには、県道管理者の沖縄県、それと、規制に係る警察署、その関係機関と十分な調整を踏まえながら、今後の対策、必要に応じて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

ぜひこの交通に関しても、一度起こったら、そんなに速度自体は速くなく、何かあったときになるかなというふうなイメージなんですけれども、そんな大きい大事故とか、この朝の通勤ラッシュとかになると。しかし、ここにはやっぱり通学路、先ほどからも言っているように、

子どもたちも歩くという部分もあるので、この辺をしっかり踏まえながら、さらに検討していただきたいなというふうに思っています。

以上で、私のほうから質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。午後は１時30分再開します。

午後　０時０７分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

私のほうからは、令和４年度施政方針について４点ほど上げていますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず初めに、秩序ある土地利用と村の発展に資する拠点形成について。

①東海岸地域において沖縄県が想定する津波浸水区域内であることや法による規制が敷かれるなど、土地利用が厳しい状況にあり、村の発展に資する土地利用の在り方について検討を進めていくとのことですが、具体的な構想はありますか。

②公営墓地整備計画事業も完了し、今後の公営墓地の適正な管理・運営に努め、規制誘導による公営墓地への集約を図り、墓地建設の散在化防止に努めるとのことですが、公営墓地の適正な管理運営のついての管理方法は。また、墓地の散在化防止についての方策をお尋ねします。

２点目に、暮らしを支える道路交通環境の形成について。

中城公園アクセス線の用地取得を進捗させるほか、村道喜舎場荻道線歩道設計業務に取り組む計画について、用地買収の現在の進捗と歩道設計の進捗は。

また、公共交通空白地域が多数存在し、地域移動に課題があると指摘されておりますが、コミュニティバス実証実験の運行ルートの拡充により、既存の公共交通と連携できる公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通計画の策定に取り組む計画について、具体的な内容をお尋ねします。

３点目に、平和運動・国際交流の推進について。

戦後75年経過し、戦争という悲惨な体験の記憶が薄れていく中、沖縄戦の実相を次世代に伝えていくとのことですが、具体的にどのような取組があるか。

また、村史第４巻戦争編発刊により、沖縄戦における村の住民の避難場所、陣地分布図により戦争遺跡が調査されておりますが、沖縄戦の実相を次世代に伝えるための施策を検討されているのかどうか。

４点目に、高齢者福祉の充実について。

高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の実情、生活に密着した臨時的かつ短期的、軽易な就職機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の法制化を図ることを目的に、北中城村シルバー人材センターの支援についてですが、具体的に支援の内容をお尋ねします。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、稲福議員の御質問にお答えいたします。

まず、秩序ある土地利用と村の発展の拠点形成についてということですけれども、①のほうで、東海岸地域について沖縄県が想定する津波浸水区域内にあることや法による規制が敷かれるなど、土地利用が厳しい状況にあると。そこで、東海岸地域の土地利用について。

現時点で具体的な構想はありません。ありませんが、検討する上では様々な調査等が必要と

なります。まずは、検討を進めるためにはどのような調査が必要なのか、その財源をどうするのか、基礎的な部分から検討する予定でございます。

２番目の公営墓地整備計画事業も完了し、今後の公営墓地の適正な管理・運営に努め、規制誘導による公営墓地への集約化を図り、墓地建設の散在化防止に努めるとのことですが、公営墓地の適正な管理・運営のついての管理方法はということで、公営墓地の適正な管理運営に関しましては、環境対策係において公営墓地台帳で管理運営してまいりますが、鍵の施錠、来訪者の管理、施設の環境整備等、一部につきましては、設立予定のシルバーへの委託を考えております。

墓地の散在化防止に関しましては、村内、村外在住で、規制区域外である地権者の墓地建設については、公営墓地の利用案内を促していく予定でございます。

２番目の暮らしを支える道路交通環境の形成についてですけれども、まず、中城公園アクセス線について現在進めている事業対象は約300メートルで、これは村道大城荻道線ではなくて荻道登又線に訂正してください。荻道登又線との交差点部分については、施工が完了しています。

用地買収の進捗状況としては、買収予定面積2,385平米、地権者12名、24筆のうち、買収済み面積857平米、地権者６名、７筆となっています。

村道喜舎場荻道線歩道設計業務は、未整備区間となっている約30メートルについて、令和４年度中に完了を予定しています。

なお、令和４年度で用地買収を行い、次年度以降の施工を予定しています。

また、地域公共交通計画では、村が抱える公共交通の課題解決に向けた方針とプランを示してまいります。

路線バスやタクシー、スクールバス、あやかりの杜バス等の村内既存公共交通の役割と位置づけを明確にし、それぞれが連携することで移動利便性を向上させていくことを目的としております。

続きまして、３番目、平和運動・国際交流の推進についてでございます。

戦争体験の記憶が風化する中、例年、平和を守る北中城村の会では、沖縄戦の実相を知り、村民総ぐるみの反戦平和運動を目的に、夏休み沖縄戦追体験平和学習を実施しています。また、北中城村史第４巻戦争編の住民避難場所、陣地分布図を活用し、村内戦争遺跡を巡る平和学習については、平成28年度に実施した経緯がありますが、今後はより充実したものになるよう、関係課と協議しながら実施したいと考えます。

４番目に、高齢者福祉の充実についてですけれども、シルバー人材センターの事業の基本理念は、自主・自立、協働・共助で表されており、会員自ら十分検討し、活動の目標を立て、課題や問題の解決に当たるなど、自主的に活動するというものとなっております。

そのことを基本として、行政としての支援策の内容としては、事務所の提供及び運営補助金の支給、また、公共事業からの発注支援及び当センターの理事への職員からの就任等があります。また、備品をそろえるまでの間、役場備品の借用等の協力も行ってまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

今、いわゆる津波浸水区域にあるということで、いろいろ今まで計画していたもろもろあると思うんですが、前も質問しましたけれども、下のほうにあまり公共事業がないということですね。中城村においては、新しい庁舎もできているわけですから、こういう浸水対策とか土地

利用が厳しいということをうたっていますけれども、この辺について、今後、この公共事業を見直すという、その計画がないかどうか。

そして、村長、公約において、東海岸地域の土地利用の見直しと、見直しというのは市街化区域かなとは思うんですけれども、そこに地域公共事業を投入し、また、人口増で宅地対策、確保をどうするかということを公約に上げていますが、その辺も含めて、見直し、考えが変わってくるのかお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

東海岸地域、いろいろ計画を立てては来ましたけれども、市街化調整区域でありながら津波対策をしないといけないということで、減歩率が非常に大きいことがありまして、なかなか進んでいない状況です。

ただ、今、稲福議員のほうからありました公共施設を向こうにもし造るのであれば、実現性は図れるんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、それの財源を含めて、まだ考える余地もたくさんありますので、地道に、この財源含めていろいろ考えていきたいなと思っています。

ただ、宅地造成については、県のほうで津波対策の観点から宅地は非常に厳しいということ言われていますので、やはり公共を使ったものか、民間、官民連携の事業ということであれば、一歩進んでいくのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質問にお答えいたします。

東海岸の振興策につきましては、まず、私も非常に我が村の命題だと思っております。特に西高東低、県でも同じように西高東低の状況でありますけれども、ですから、私も庁議の中でもよく言うんですけれども、まずは災害避難の面から、それから振興策の面から公共施設の配置と、そういった面から東海岸域の振興策を考えられないものか、そういうふうにいつも庁内では述べております。

ですから、まず、そのような振興策がどういうふうに図れるか。土地利用については、もう県との調整が必要ですので、村単独でなかなかできるものではございませんので、今、中城村と共同して共同のまちづくりで、その土地利用について県の規制緩和を図ろうとしておりますけれども、なかなかそれも難しいところがございますので、向こうの土地利用見直し等については、非常に長期戦になるかなと思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

中城村とも連携を取るということですけれども、向こうは新庁舎がそういう地域にあるというのと、あとは護佐丸資料館、そういう公共事業のものがどんどんあって。我が村は、さっき言った運動公園も含めてなんですが、これは長期的な展望が必要かと思うんですが、公共事業については、本当に欠しいというんですか、そういうのがあって、この辺はぜひ考えて、どういうふうに答えがでるか早急にお願いしたいと思いますが。

一方、向こうは中部広域都市計画以降、中城村、そして北中城村が県に要請したいきさつがあるが、その後どうなっているのか。あとは、中城村との話合いについては継続的に行われているのか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

現在、中城村との共同まちづくりという取組については、今、具体的な検討にこれから入っていくというところで、昨年、住民アンケートも実施させていただいているんですけれども、今その結果を、集約しているところでございまして、その中から一緒になって取り組んでいくものというものを今から選定していくと。具体的にどういったものができるのかというのを、今後、有識者も含めた委員会も開きながら具体的な検討に入っていくという状況でございまして、今の段階ではまだ、どこをどんなふうに活用するとか、何を造るとかというところまで至っていないというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

令和元年５月21日に、元新垣邦男村長と浜田村長と連名で沖縄県知事に、那覇広域区域から中部広域区域への意向を要請して、沖縄県より両村に、今後、共通したまちづくりに関する方針を策定するよう求められております。

こういった感じでまちづくり法という、こういう冊子が、令和３年の補正で550万捻出されていますが、これに基づいての計画の走りだと思うんですが、中部都市計画に移行する場合に、お互いの両村でこの共通のまちづくりをしなさいということの条件、そういうのがあったと思うんですが、これは今から考える話じゃなくて、実際、550万捻出していますよね。まちづくり、両村での。

この辺については、まだ、頓挫というか、中断しているんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

以前、検討されている資料というものは、大きなくくりで整理されているものと理解しています。県、国、これから調整をしていく中で、今、意見をいただいているのが、もっと明確に。では、一緒に何が必要なのかと。そのためのまちづくりとして、中部への移行がなぜ必要なのかというのをもっと具体化していく必要があるということを言われておりまして、そのために現在、共同まちづくりということで一緒に、今、整理をしているという状況でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

先ほどの説明から中城村との共同事業ということで負担はしておりますが、村議会においても、中城城跡と一体となった沖縄の文化事業、交流拠点というんですかね、それを整備することを決議はしています。両村もそうだとは思うんですけれども。

この辺、こういうふうに計画書を作りながら、じゃ、この地区協議会となるんですが、こういうのは進めてはいるんですか。この中城村との設定というのはあるんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時４７分　休憩

午後　１時４７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

まず、今の段階で本当にその地区協議会だとか、そういったものに諮れるだけの状況にはなっていない。また、そもそもなぜ中部でなければならないのか、那覇広域だと何が支障になるのかというところも含めて、やりたいこと、何が目標なのかというところを明確にしていく必

要があるというところで、今現在、作業をしていると。その作業に当たっては、両村、担当課の中では頻繁に業務調整をさせていただいているというところでございます。

ちなみに、昨日も総合事務局のまちづくりの調整官のほうにも、今後、開催していきますその検討委員会のメンバーになっていただきたいということで、そのお願い、調整に伺ったという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

何でこういう質問をするかといいますと、先ほども両村で中部都市計画を要請した際に、県側から、じゃ、共同のまちづくり、まちづくり法、そういうのも示してくださいという条件の一つかなということで質問しているわけなんですけれども、村長、今後、中部都市計画の目標としてあると思うんですが、中城村とこの話というのは続いているんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

続いております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

関連するということで、質問、もう一つ聞きたいんですが、今の今年度新規事業で、歴史まちづくり策定業務709万1,000円計上されていますが、それとの関連性があるかないか。

あと、毎年、50万負担している東海岸地域サンライズ推進協議会、この具体的な活動というのか、どういうふうに展開されているのか。この位置づけと全然無縁なのか、ちょっとそれだけ伺いたい。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今年度、令和３年度の予算の中でも共同まちづくりの検討に関する業務委託費を計上させていただいております。その中で住民アンケートを実施していたり、これまで県との調整の中とか、意見をいただいて、整理しなければならない案件、その整理に向けての検討をその業務の中で実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

東海岸サンライズ協議会ですけれども、北中城村、中城村、西原町、与那原町の４町村でサンライズ協議会を立ち上げています。

主な内容、西原、与那原にＭＩＣＥができることもあって、東海岸を盛り上げていこうという感じの事業内容で、今年度事業としてサイクリングロード、与那原から北中城村までを短期で、３日間かけて、観光客を募ってサイクリングを通してのイベント運営を行ったところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

先ほどの土地利用が厳しい状況にあり、見直しするということなんですが、いろいろ負担金を出したりとか、まちづくりもあるんで、特にサンライズ協議会が何なのかと、よく分からないものですから、これは今後のまた計画に生かされるのかなと、自分じゃそう思っておきます。

次に、公営墓地についてなんですけれども、先ほどもいろいろありましたけれども、この公営墓地の整備事業については、答弁にもありま

したように公営墓地を造るというのは、まずは散在化防止と、あと、墓の集積、集約化、それが狙いだということを前提に立って、これからまた再質問したいと思います。

公営墓地管理については、先日、予算委員会でも伺いましたけれども、ここ管理運営について、施設管理においてはほかの団体にする、シルバーにさせるということなんですが、先ほども防犯上のことがありましたけれども、こちらは防犯対策、そういったもの防犯カメラとか、電話設置等の防犯対策は十分なのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

公営墓地の防犯に関してなんですけれども、協議の中で、建物、納骨堂に関しては、防犯カメラをつけてもいいんじゃないかという話はありました。ただ、今つけているかどうかちょっと確認は取れていません。

それから、出入口に関しては、渡口側の農道に関しては、門が常時、鍵が締まっている状況です。それから、資源化ヤードのほうから入るところには、車防止がございます。

これは、今後、委託していくときに、この鍵の開け閉めはお願いしていくという形になります。委託するまではそこの管理は担当課のほうで、一応やるということになっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

電話は設置しているかということをお尋ねしたんですが、予算の中で説明があったんで、電話設置するということをお聞きしています。

先ほど比嘉盛一議員からもありましたけれども、墓地経営許可申請が約20件内外ということがありました。

今後とも、公営墓地ができているわけですから、個人での墓地経営許可申請というのは、特に沖縄県の風土とかそういうところとで特別に認められてはいるんですけれども、この墓地を購入しての墓地経営許可申請は、僕は極力認めるべきではないと思います。それについていろいろ、自分の土地だったらしようがないんですけれども、以前に土地を切り売りしてどんどん墓が立った状況があって、そのようにしてわざわざ土地を購入して、これ、村民がでもいいんですけれども、購入してまた墓地経営許可を認めるのか。先ほどの公営墓地の集約化というと、全然、矛盾するんですが、この辺はいかがですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

墓地の集約に関しましては、確かに墓地の経営に関する許可申請等でやらないといけないことになっています。現在でも、規制区域外で、今、墓地として土地を持っている方は結構いらっしゃるかと思います。その辺の条例施行規則の中で村内の墓地の規制区域というのが示されているわけなんですけれども、今後これも検討して、なるべく村内に墓ができないような方策は取るべきだろうと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

購入して造るのを認めるかという。土地を購入して。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時５５分　休憩

午後　１時５６分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

墓地を造成して切り売りするということは、本来、宗教団体とか公の市町村とかはできるんですけれども、本来、個人ではできないことになっています。それは違法で、やっている業者も過去にありましたけれども、その辺に関しては今後、監視等、担当課のほうでやっていって、こういうことがないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

切り売りという言葉はちょっとまずいかもしれませんけれども、今、自分が土地購入して造る事態が、公営墓地の集約化とか散在化にならないんじゃないかなということは、今、質問しているわけですけれども、先ほど盛一議員からもありましたけれども、これは生前予約というのは厳しいということなんですが、さすがに盛一議員がおっしゃるとおり、生前に墓を造るということなんですが、どうもこの公営墓地ができているのに、何で、じゃ、高い金払って生前でも造らんといけないのか。その辺、僕はとても矛盾はしています。だからって、じゃ、生前に予約したらまた、買占めという言葉はおかしいんですけれども、矛盾しているところがあって、この辺はどうもまだすっきりしないところがあります。

今、墓地規制区域が指定されていますけれども、もちろん土地利用計画とか農振農用地、あと集落地のところは禁止されていますけれども、僕は墓地規制区域をもっと広めたほうがいいんじゃないかなということで、もちろん線引きがされていないところを、今、区域内ということに設定していますけれども、この辺、やっぱり墓地の散在化防止するためにも、やはり規制区域、従来の線引きと、またこれを広げるのは可能なのかをお尋ねします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

墓地の規制区域等に関しては、墓地を造るに当たって県に申請出されたのが、恐らく平成24年頃かと思うんですけれども、権限移譲で村のほうに申請するようになってきております。

その規制区域に関しては、村長が決めること可能なので、今後、その規制の範囲を広げることはできるかと思っています。

ただ、いろんな条件とかありますので、できるだけ墓地が散在化しないように、その墓地の規制区域のほうですけれども、今まで持っていたのに規制したからすぐ造れなくなるかということも出てくるかと思うんで、いついつ以降、その規制区域を適用するとか、そういったのも含めて、ちょっと担当課、関係課含めて相談しながらやっていこうと、今現在、考えているところです。規制区域を広げることは可能だと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

せっかく公営墓地というのができているわけですから、北中城村小さいわけですから、やはり土地利用計画をもっと充実させる。それをまずやるべきであって、あちこちに墓が立った場合に、公共事業ってできないことで、本来の散在化と集約が図れないというのはとても矛盾しているんじゃないかな。もちろん生前予約ができないから、公営墓地が使えない、申込みできないということ歯がゆいところもありますけれども、この辺、生前予約というのが厳しいということですけれども、課長、申請して、許可が下りるのはどのくらいですか。公営墓地を申請

してどのぐらいで許可が下りて、すぐ発注できるか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

今月末から一応募集を開始します。受け付けします。約１か月間、募集期間を予定します。その後、審査が入ると思うんですけれども、本当にここに立てられる条件の人かどうかというのを審査しまして、50基あれば、その50基に対して一応許可を出します。

許可を出せば、もらった人はもう５年以内に造るということになっていいますので、許可が下りたら、従来の墓の建設の申請は必要になってくると思うんですけれども、公営墓地内でも。そういった手続を出して、現在の規制区域外とか、そういったところではないので、その許可は早めに降りるかと思います。

ですから、墓地の用地を借りれたとしたら、１週間、２週間ぐらいでは、その辺の許可は確実に下りるかと思います。それからの着工ということになりますので、あとは本人たちがいつ着工するかということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

先ほど生前予約というのができないものだから、全然、最後お亡くなりになって墓がないと、収骨の話もあったんですけども、せっかく申請出して、これが２週間とか後は、また墓は建設しないといけないんで、この辺がまだネックとして残っているものですからそれをお尋ねしているんで、いろいろその辺、公営墓地の意義、あと集約化を図る、散在化防止するという大きな整備の目的なんで、その辺もうちょっと考えてほしいなと思っています。

あと、この墓地について、最後、無縁墓が全村存在していると思うんですが、一度、何年か前、墓地実態調査したと思うんですが、管理されていない土地で、墓、墳墓、これ荻道にもあるんですけれども、この実態です。管理されていない土地、土地利用に障害になっていないかどうか。実態はありますか。何件あるとか、そういうのは。無縁墓。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

大変申し訳ないです。私自身は把握しておりません。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

では、次の質問に入ります。

村道喜舎場荻道線について、今度、改良工事するということですけれども、この村道荻道登又線、村道喜舎場荻道線、こっちも一部歩道が、何か用地取得まで入っているようでありますが、今、県道宜野湾北中城村線が開通して、幾らかは渋滞は解消されておりますけれども、さらにまた渋滞があって、出勤、帰るときに６時頃、昨日夕方通ったんですが、荻道から喜舎場に下るときの交差点です。中学校。向こう右折帯が、本当に何台も止まれませんよね。それで、相当、縦列渋滞が止まって、200メートル、250メートルぐらい、上までつないでいるんですよ。この辺の交差点の右折帯の改良が必要だと思うんです。

新たな渋滞が出ているものですから、この辺のせっかくの改良工事と、あと一方、喜舎場、仲順とか、渡口方面から荻道方向に行くときに、中学校に入るところ、向こう交差点で信号待ちの場合、右折できないんですよ。

さっき、ゼブラゾーンとか、この辺を空けるとか、何かお譲りゾーンというんですか、そういうのが工夫できないかです。向こうが右折す

るために交差点で止まっている状況が多々あるんです。この辺の改良の余地があるんですが、この辺もぜひ改良してほしいんですけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

お話の区間、ちょっと今、用意ができておりませんので、詳しい状況が確認取れていないんですけれども、１点、中学校との三差路、県道ができて、バイパスができて、ちょっと滞留区間が短くなって中学校に入っていくというところで、今現在、その反対車線、県道に向う側の斜線のほうでは、お譲りくださいという看板は設置させていただいて、そこは見ていますと、ある程度、そういうふうな配慮がされているのかなと。ドライバーさん、気を使っていただいているかなと思います。

逆方向が、なかなか今、分からないということがあると思いますけれども、今後、あまり改善が見られない、または危険がかなり多く感じられるというような場合には、今後、その状況に応じて検討していきたいといふうに考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

今の件については、時間帯によるんですけれども、昨日６時頃、下るときに、200メートル、250メートル、ずっと続いているんですよ。これは新たな渋滞であって、前ほどではないんですが、あまり改良したというようには。出勤ラッシュの話なんですけれども、それについては、やはり御覧になって、もっとスムーズに入るような形を配慮した右折帯が設けられるかどうかです。技術的に。それをお願いしたいと思います。

次に、中城公園アクセス線です。

村道荻道登又線に差しかかる交差点、向こうは中城公園の進入の整備の目的に施工されていますけれども、工事は１月25日に止まってはいますけれども、あと300メートルのアクセス線、今、用地買収ができなくて止まっているのか。今、半分ほどしか用地買収取れていないんですが、どの部分ができないのか。また用地買収しないとこういう事業ができないのか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、そのアクセス線と荻道登又線との交差点部分、そこは工事のほうも完了しておりますけれども、そこの用地は早めに解決できたと。

それから先、公園入り口の方向に向けてのところが、ここが相続問題があったり、ちょっと事業に対してどうも反対意見をお持ちの方ということでほとんど解決していないと。

この新たな部分、どうしても、今、現況が、道路幅員狭いものですから、大型バスの通行も考慮して拡幅を考えているんですけれども、その拡幅が、買収ができずに実施できないという状況になっているというところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

この県の三差路、完了しているということ。土地を提供した住民から伺っているんですけれども、今この地域、登又に行くところに歩道、カーブ、ちょうど川が通っている。上のほうですけれども、あの部分から歩道が亀裂して雑草が生えたり、年中、ぬかるみの状態なんです。この辺も何とかしてほしいということで私も要請を受けてはいるんですけれども、本人も何回

か要請しているんですけれども、この辺の改良がまだなされていなくて、この辺はどう対処するか、検討されているかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今現在、歩道の部分がかなり亀裂が入っていたりして、歩きにくい状態になっているということで、これにつきまして、今、修繕工事のほうを業者さんのほうにもう既に依頼をしておりまして、近いうちに施工がなされるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

中城公園アクセス線、つまり大城登又線、全線の改良工事の計画はあるのか。今、この途中に農を活かした健康・福祉の里づくり事業が行われている地域で、第一段階は終了し、次の段階に入っているということで、令和４年、令和５年、再生可能エネルギー、バイオマス発電とかコンテナ式水耕栽培等々、園芸ハウスとか。造成工事が４年か５年あたりにあるんですがこの辺の関連性です。

この辺は、各課との協議、その辺は協議はありますか。こういった全線するための、この工事を施工するために、そういった協議はありますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、この中城公園アクセス線と呼んでおりますのが、大城登又線、基本的に若松のほうから先ほどの交差点のところまで全線あるんですけれども、その中で、今、実際に取りかかっている区間としては、登又のほうから公園入り口までの300メートルを具体的に、今、取り組んでいるというところでして、それから上のほう、若松病院の方向、それについては、今現在、まだ具体的な案はないという状況でございます。今後、必要に応じて検討を進めていくという状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

次に移ります。

コミュニティバス実証実験について。

今回、観光周遊バスからコミュニティバスに運行、事業変更されておりますが、空白地帯が課題となって、つまりコミュニティバス運行をメインに実証実験を拡充するというふうに僕は捉えていますけれども、まず、北中城村は、地域交通公社会議負担金1,200万ぐらいほどありますけれども、これについて拡充ということなんですけれども、バスの規模とか、何台で運行し、何系統あるのか。この辺をお尋ねしたいんですけれども大丈夫ですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

現在、１台で運行している12名乗りバス、これを２台予定しています。今、バス停が観光をメインに10か所ほどあるのを、今回、26か所、イオンモールを中心に26か所を、島袋回りと喜舎場回り、逆方向に１台ずつを１時間単位で、今、行うという予定であります。

ただ、稲福議員が、今1,000万ぐらい、公共交通会議の、その金額を、このバスと別個に地域公共交通計画を立てるもので、これを、計画を立てると、後々国のほうから２分の１補助を受けられるものですから、財源がなくなった場

合のための、この計画を立てる予定でこの金額を計上してあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

じゃ、これについてはちょっと時間がないんで。

あと、今、26か所に拡充するということですけれども、東海岸も通るのか。どういったところを通るのか。

私は、沖縄市の巡回バスの御案内というところ、こっちは４系統あります。これはこどもの国とか徳州会病院、そして、沖縄県総合運動公園とか、そういうルートがあります。これは沖縄市の巡回バスです。

あとは、護佐丸バスなんですけれども、こちらは伊集線と登又線ですけれども、２系統あるんですよ。

こういうコミュニティバスと連携して、やっぱり相互連携でうまく活用して、住民が便利なことを、ぜひ、これを近隣との、やっぱり実証実験とか協議していただきたいんです。

中城村の場合は、通勤・通学の時間帯もわざわざ設けていて、昨日、おとといも質問がありましたけれども、今、スクールバスがあるんですけれども、この辺、高校生の場合は宜野湾行けるような形は護佐丸バスはあるんですけれども、一方、北中城高校へ行くとか。

あと、沖縄市に行く場合は運動公園で乗り入れするとか、こどもの国とか、徳州会、あとは中城公園との護佐丸の連携とか、そういうのも大いに検討していただきたいと思います。

せっかくのコミュニティバスですので、隅々まで行くということです。こちらで言えば、しおさい市場、北谷のコミュニティバスは北谷ニライ市場というのがあって、向こうのは７、８名乗りのバスが止まっていましたけれども、そういうふうな小さいバスでもいいんですけれども、やはりそういうのを活用してほしいなということの思いがあります。

あと、乗り合いバスとかいろいろあると思うんで、その辺も予約に応じて拾うとかいろんなシステムがあります。浦添とか、なんじぃって南城市にもあるので、その辺もやっぱり情報収集して、本当に交通空白地帯を埋めてほしいということで、地域によっても差がありますので、ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

再度、聞きますけれども、この有償実験を受ける場合に、この事業所、委託業者は決まっていますか。ちなみに沖縄市の場合は、琉球バスと東陽バス、中城村は東陽バスなんですが、その辺は決まっておりますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今回、便を増やすわけですから、また新たな契約になりますけれども、稲福議員がおっしゃっているとおり、バス会社に委託契約をしようと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

平和運動・推進についてなんですけれども、令和２年９月にも質問しましたけれども、沖縄戦は御存じのように記憶は風化の一途をたどっているということで、その辺、この戦争遺跡を文化財に指定できないかなということで、令和２年の９月にも質問しましたけれども、これ、マスコミからの資料なんです。沖縄戦の戦争遺跡は1,554か所、そして、都市開発や風化、埋没により確認できないものが201基、47か所と、だんだん姿を消しておりまして、本村にも基地内の御願山とか、名幸のガマというのが地中に

埋まっていると思うんですが、この辺、今、戦争編でこういう８か所の調査されています。避難壕とか、いろいろ避難場所とか。

こういうのが、貴重な資料があるんで、ぜひ、今後の平和教育の一環として、物は言わない語り部、それ見たらもう歴然と分かるということの、戦争遺跡、提案したんですけれども、検討するというお話になっていますけれども、村長は、今後、アメリカ統治下のいろんな資料作るとか、写真展を開くとかいろいろありますので、ぜひ、今、語り部という後継者がいないんで、これを育成されているということではなくて、やっぱりそういうのを、こういうのが戦争遺跡で文化財指定をお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

稲福議員の御質問にお答えします。

今、そこの文化財予定候補のところにおいて、しっかり行政が管理できるかどうかという、また問題もありますので、よその土地にそれがあって、じゃ、それを文化財指定。ただ行政は文化財指定したのかということも言えますので、しっかりした管理ができるところであれば、また、中身、内容をしんしゃくいたしまして、文化財指定等を考えられると思いますので、いずれにしてもまた文化財保護審議委員会とか、そういったものもございます。あるいはまたそれ以外の戦跡としての指定なのかどうかということもありますので、そこについては資源等ありますので、しんしゃくして決定したいと思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

前回は、教育委員会と調整して検討するという話はもらっています。県埋蔵文化財センターから７つぐらい、北中、上がっています。ほかの市町村、13市町村、24か所文化財指定しているんですよ。またこれ調べてください。いかに平和を伝えるかという話ですので、僕は平和を守る村民の会というのは、もう組織的な活動は厳しいと思うんです。厳しいというかそんなに、全村民が会員ということじゃなくて。

その文化財指定と、先ほどの写真展もやるわけですから、中城村みたいに民俗資料館とかそういったのは、やっぱり公共のあれで造れないのか。それの提案を含めて、まずは文化財の指定をするとかそういうのも考えてほしいんですがいかがですか。

文化センターから７件ほど、これ、教育委員会に資料を送っていますよ。ぜひ、僕はお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　２時２２分　休憩

午後　２時２３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの稲福議員の質問について、これは私もちょっと答弁等の準備をしておりませんけれども、今、提言された箇所がありますから、それについては文化財保護審議会のほうにかけるとか相談をして決めたいと思います。

ただ、資料館等について、今、非常に多くの、公共施設の維持管理運営委員会等に相当に要しますので、もう資料館等については、今は別に考えているものではございません。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

資料館といえば膨大なお金が必要だと思うんですが、先ほど13市町村、24か所の文化財施設、

これ、新聞に載っていますので、せめて物を言わない語り部ということと、村長、パネル展とかいろいろ結構考えていますよね。平和のもち方とか。それをちゃんと遺跡もありますよ、このいろんな構築場も、島袋小学校にもあるし、これ、近くにあるんですよ。それをまず調査して、県文化財センターが報告したものを入れて、まず検討してください。以前も検討すると言っています。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

指定とまではいかないですけれども、標示とか、そういったあたりをするということは十分可能だと思っておりますので、じゃ、まずそのほうから手がけるということは十分可能ですので、それをやっていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

さっき言ったように、風化とか埋没して、指定しないと管理できませんよね。どんどんなくなりますよということと、ほかの市町村もやっているんで、まず、いろいろ情報を得てください。

じゃ、次の質問に移ります。

シルバー人材センターです。先ほども答弁がありましたけれども、私のほうからは、このシルバー人材センターというのは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定により、国及び地方公共団体は、シルバー人材センターの育成に、定年退職者、その他高齢者等の職業、生活の充実と福祉の増進に資するために、職業に関する相談を実施し、希望に応じた就労機会の団体の育成とか、就業のために講ずるよう行政の義務化が明記されているということをまずお伝えして、先ほどシルバー人材センターの準備会において、いろいろと村がシルバーに対しての支援をしていただいております。これに感謝申し上げます。

これについて30年間議論になったことが、比嘉村政において実現したということは大変感謝申し上げます。

補助金は満足な回答を得られなかったんですが、今、言ったように自主・自立、協働・共助の趣旨により、会員も自ら十分検討して活動目標を立てて、議題解決に自主的に活動するめどをしております。次年度以降も行政との連携は欠かせませんが、高齢者福祉と居場所づくりと健康づくり、健康長寿のためにシルバー人材センターの活躍に期待したいと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

２時35分再開します。

午後　２時２７分　休憩

午後　２時３６分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

目の前にヒマワリなんです。元気いっぱい満開であります。今日、最後の一般質問に入りますけれども、ヒマワリのように元気に明るく質問をしてまいりたいなというふうに思いますので、あとしばらくお付き合いをいただきたい。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、４項目について質問をしてまいります。

１番目が、地域社会の構造変化に対応する行政基盤の強化についてであります。

２番目が、高齢社会は少子化問題とともにある現実だということについて質問をしてまいります。

３番目、平和学習であります。行政の取組に

ついて質問をしてまいります。

４番目、おくやみコーナー創設について質問をしてまいります。

地方行政の存立をなすものは、言うまでもなく地域社会である。地方行政の基盤である地域社会が、都市化の急激な進展に伴って顕著となった変化である。人口動態、家族構成、産業及び就業構造、交通、集落構造等の面で急激な変貌を遂げている。少子高齢化の中、人口急増減少と、さらに高齢社会現象などに端的に表現されるような構造変化を示しています。住民意識、価値観、生活感など、村全体にわたって均等の取れた発展の中で、魅力ある豊かな地域社会の実現を図っていくことが、今後の村政にとって最大の課題でなければならないと考えています。

１、地域社会の構造変化に対応する行政基盤の強化についてであります。

（１）ライカム地区に対する人口、産業等のこれ以上の集中を排除して、その適正な地域分散を図る必要があります。今後の地域政策の基本方向として、地域の育成、整備に重点を置き、これに焦点を合わせた政策体系の整備を図り、地域の一体性、連帯性を確立して、これを維持するための地域コミュニティーの形成が必要であると考えています。見解を伺います。

（２）ライカム周辺地域における人口流動の定住化、大量化に伴い、地域的一体性、連帯感の欠如が顕著となり、住民の居住自治体に対する帰属意識の希薄化、ひいては、自治意識の低調が憂えられる。一方において、被治者の立場に全面的に埋没する無関心型があり、さらに地域連帯感の欠如ないし希薄化であります。

例えば独り老人、寝たきり老人対策、障がい者、母子家庭、父子家庭等、ひいては大震火災対策等地域防災対策の推進などにも悪影響をもたらすため、コミュニティーの速やかな形成確立が必要であると考えます。

今後の取組についてお伺いいたします。

（３）住民の価値観の多様化に伴い、行政に対する需要も広汎多岐にわたり、行政の守備範囲と、私人の責任等負担において処理されるべき分野が混淆し、行政の適切な対応が困難になってきています。

行政は、地域レベルにおける広域化、計画化、均等化でコミュニティーの形成、発展を通して、地域住民の連帯意識の醸成、行政への積極的参加から防災体制の整備まで、救心的な行政への傾斜を強める必要があります。見解をお伺いします。

２、高齢社会は少子化問題とともにある現実であります。施政方針４の（２）に高齢者福祉の充実に関連して質問をしてまいります。

（１）高齢社会とは、高齢者が総人口に対して、一定以上の割合で存在している状態であります。本村においても急速な高齢化が進行しています。高齢社会や超高齢社会という言葉が使用されています。この高齢化率というのは、ゼロ歳から14歳を年少人口、15歳から64歳を生産年齢人口、65歳以上を高齢者人口としたとき、総人口に占める高齢者人口の割合のことであります。この高齢化率によって分類、定義されています。

①７％以上14％未満、高齢化社会と呼んでいるようであります。本村においては２自治会が該当いたします。

②14％以上21％未満、高齢社会、これも本村２自治会が該当をいたします。

次に、③21％以上、超高齢化社会、これは本村10自治会がそれに関連をしてまいります。

７％未満、１地区であります。これはライカムであります。かっこ内は本村自治会の人口構造状況の説明でありました。

この規定によると、日本は2018年時点で高齢化率は28.1％を記録し、超高齢化社会に分類されています。本村においても、高齢化は急速に進行しているものと考えられます。2020年調査

で、総人口の約22％、4.5人に１人は高齢者となっています。この状態が続けば、経済的あるいは社会的な影響などが懸念されるため、高齢化への対策が求められます。見解をお伺いいたします。

（２）健康・福祉・生活環境等であります。

豊かで安定した住生活の確保や、高齢社会に適したまちづくり総合的推進、交通手段の確保、犯罪・災害などからの保護などの取組であります。高齢社会に暮らす全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせるよう、村民が高齢社会での役割を担いながら、積極的に参加する社会を構築するための方策を推進する必要があると考えます。見解をお伺いいたします。

（３）令和３年12月31日現在における65歳以上の方のいる世帯状況についてお伺いいたします。

①65歳以上の方がいる世帯数。

②単独世帯数。

③夫婦のみの世帯数。

改めて村内高齢社会の現状や問題を知り、高齢社会への対策に取り組んでいく必要があります。見解をお伺いします。

３、平和学習、行政の取組について。

施政方針１ページの文中及び３の（４）平和活動に関連して質問いたします。

（１）終戦から77年、日本復帰50年の節目であります。第４次嘉手納爆音訴訟、提訴であります。比嘉孝則村長も、日米両政府に対して嘉手納飛行場の騒音軽減求めてコメントを発表しています。先輩方の戦争体験であります。人生の受難と試練の悲しみの連続の時代層を顧み、歴史の教訓を強く意識して、再びあの過酷な暗黒の時代を繰り返してはならないと強調しているのであります。このことは１人の人間の人生体験といえ、同時代の人々に共通する今日の戦争風化の危機のことであります。歴史の時代の刻印として深く考えさせるのであります。

そこで、沖縄戦を追体験できる平和学習の場として大きな役割を果たしている佐喜眞美術館、戦争の記憶をいかにして継承するかが問われています。佐喜眞美術館は、将来の世代をつなぐ優れた平和学習の場であると確信をしています。20万人余の犠牲を出した地上戦であります。沖縄戦の教訓を学び、継承して平和を発信することが大切と考えます。本村の将来を担う子どもたちの平和学習の場として、佐喜眞美術館の活用を提案するものであります。見解をお伺いいたします。

４、おくやみコーナー創設について。

議題の選定に当たり、ある村民から身内が亡くなったときの慣れない役場での手続が非常に大変だったと、もう少し円滑に手続ができないかと相談があったことから、このたびの一般質問に取り上げました。

住民の死亡に伴う行政手続に関する村民サービスについて。

日本は少子高齢化が進んでいます。平成30年人口動態統計によると日本の年間死亡者数は約136万人となっており、そのうち約90％が65歳以上、約76％が75歳以上となっているようであります。また、独り暮らしの高齢者の世帯数についても増加傾向にあります。厚生労働省の国民生活基礎調査を見ると、令和元年度の65歳以上の単独世帯数は約736万9,000世帯になっています。

今後、さらに高齢化によって、配偶者が高齢となるケースや世帯構成や家族形態の変化により、親戚が遠方、または疎遠になるケースが増え、遺族が行う死亡相続に関する手続の負担は一層大きくなるものと予想されます。

これらの課題に対して、市町村の中にはおくやみコーナーを設置して、住民の死亡に伴う手続をワンストップで担う窓口で、遺族の負担軽減を目的に多くの自治体で取り組む事例が増えています。遺族の今後の生活に対しても、必要

に応じた的確なサポートが必要な場合もあります。

役場の窓口業務が、利用者目線に立ち、遺族の心に寄り添う手続業務を円滑に進めるため、何ができるのか考えることが重要であります。死亡時の手続に関して、現状の窓口業務についてお伺いします。

また、およそ70の手続があるようですが、おくやみコーナーを開設した場合、何種類の手続が一括で対応が可能になるかお伺いします。

コロナ禍の行政の取組であります。

住民は、助けられる、支えられる、守られる有り難さを感謝する心を知っています。改めて全ての取組に、役場行政の皆様方に感謝を申し上げます。

以上、私見を申し述べました。壇上からの質問を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、１番目の（１）のほうですけれども、このことについてはライカムに限ったことではありませんが、都市化が進む中、多くの人が指摘しているように、人と人とのつながり、コミュニティーが衰退し、地域によっては近所同士でも挨拶しない。隣に住んでいる人もよく知らないという状況になりつつあります。それに伴って自治会の加入率も年々低下しています。

しかし、人は一人では生きられません。友達や周りの人とつながり、認め合うことで安心を得て生きています。子どもや高齢者の方、障害者の方はもちろん、私たち誰でも、周りの人たちの気遣いや見守りの中で支えられながら暮らしています。今後は、ますます地域のコミュニティーが必要とされていくだろうと考えます。

（２）地域コミュニティーの必要性は、前述したとおりですが、地域コミュニティー自治会は、地域に住む人々がよりよい環境の下で生活できるよう協動する組織です。村の下部組織ではありませんので、どのような形で組織し、運営していくかは、地域にお住まいの方々によって民主的に決定されることが大切であると考えます。村として、コミュニティーの速やかな形成のために積極的に協力してまいります。

（３）近年、自分の地域を自分たちで住み心地よくしていこうとする地域が増えてきています。自分の地域に直接関わる福祉や教育、そして、地域内の公園づくりなどの環境整備など、行政任せにせず、行政と地域住民が一緒に考え、相談し、一緒に取り組むことができれば大変効率よく、地域の実情に合った対応が可能になるはずです。

さらに、行政サービスだけでは不十分な部分を地域コミュニティーで補い、協力し合うことで、行政だけ、あるいは地域だけで取り組むよりも、より暮らしやすい地域づくりを上げていくことも可能です。そのためにも、地域コミュニティー形成、発展、連携は重要だと考えます。

続きまして、２番目の（１）から（３）まで一括して回答させていただきたいと思います。

国では、2040年（令和22年）には団塊の世代が85歳以上を迎え、高齢者人口がピークを迎えると予測しております。村高齢者保健福祉計画における推計では、2040年（令和22年）には、本村の高齢化率は26.3％と見込まれ、高齢者世帯や認知症高齢者の増加など、介護ニーズがさらに増加、多様化し、介護の担い手が不足すると想定しています。高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で社会参加をしながら生き生きと暮らしていける地域づくりに取り組んでいく必要があると考えます。

とりわけ、村が重点的に取り組んでおりますのが、自主体操サークル等の活動、活動支援やフレイルサポーターの推進などの介護予防、高

齢者の生活を支える地域づくりである生活支援体制整備とシルバー人材センター設置支援、認知症の方の増加や、親亡き後の障害者の権利擁護の要である成年後見制度利用促進に取り組んでおります。

議員御指摘のように、超高齢化社会における課題に立ち向かい、何よりも住民一人一人が自覚をもってこの問題に取り組んでいくことが大切であり、村でもしっかりと取り組んでまいります。

①のほうで65歳以上の方がいる世帯数2,891世帯、②高齢者単身世帯数1,108世帯、③高齢者夫婦のみの世帯数につきましては、詳細な数を把握しておりません。参考といたしまして、高齢者男女２人世帯数は685世帯でございます。

高齢社会、少子化問題等の（２）（３）は前ページで述べたとおりでございます。

続きまして、３番目の平和学習、行政取組についてです。

先月開催した村定例校長会において、佐喜眞美術館の令和４年度における平和学習での活用について説明し、ぜひ活用してほしいとお願いしたところでございます。

また、次年度は、平和を守る村民の会と連携し、平和学習の機会がつくれればと思います。以前から村民の会におきましては、佐喜眞美術館等についても利用しておりますので、今月のまた事務局会議等について、その事業計画等に盛り込めればと考えます。

４番目におくやみコーナー創設についてですけれども、現在、住民生活課におきましては、死亡届があった場合に、当課の担当する国民年金の手続のほか、身障者手帳等の福祉課での手続、国民健康保険や後期高齢者医療保険等の健康保険課での手続、村県民税や固定資産税に関する税務課での手続、法務局管轄の相続等の手続に関する資料をお配りしているところでございます。

おくやみコーナーを開設した場合に何種類の手続ができるかということですが、該当者にもよりますが、２種類から10種類くらいまで対応可能かと思いますが、説明はそれぞれ担当課の職員になるかと考えます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

ありがとうございました。

少子高齢化、これは時間かかるんです。

どう対応するか。時間がかかるんです。それをやっぱり頭に置いて対応していかないと、５年、10年のスパンになると思っております。そういう思いでまた再質問をさせていただきます。

まず、最初に１の２です。

協動と出てきましたが、協力して共に働くという範囲が広く、多方面にわたることということのようでありますが、行政において、住民に提供される公共サービスの担い手に関わる考え方の問題であります。公共サービスの担い手を行政にだけ限定するのでなく、住民側の様々な主体の力を活用して、住民と行政とが連携をする。帰属意識の希薄化という困難な状況の中で、公共サービスの質と量、どのように確保していくべきと考えているのか、改めて見解をお伺いしたいと思います。

休憩します。

午後　２時５９分　休憩

午後　３時００分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、帰属意識というのは非常に大事なことだと思います。行政も行政だけで行政を運営することについては、ちょっ

と身勝手な行政運営に走ってしまうおそれもありますので、基本的には住民と行政が一緒になってつくり上げていくまちづくりが一番理想かなと思っております。そういった意味でも、住民共同参画型のまちづくりというのは、命題として持っていきたいなと思っています。今後もそのように行財政運営を進めてまいりたいと考えます。

いずれにしましても、おっしゃっているコミュニティー意識、帰属意識、あるいは共同参画型、そういったことは非常に大事な要素かなと思います。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

難しい地域だと思いますよ、あのライカム地域。たくさんの方々、村外の方もいらっしゃると思います。県外の方もいらっしゃるかなという気がいたします。なかなか手ごわい地域かなという気がいたします。

そういう中で、村長の得意なコミュニケーションでぜひ連携を図り中心的な場所になるわけでありますから、そういう連携をお願いしたいなというふうに思っております。

次に行きます。

１の３について再質問をさせていただきます。

活動者の固定化と高齢化なんです。地域で一生懸命頑張っている方々、大体、決まっている。そして高齢化しつつあるわけです。そういう中で不特定多数の人たちのつながり、これがややもすれば、グループの範囲内になる可能性がある。そして、ほかのメンバーとは希薄化。仲間内という精神的構造の蔓延であります。そこにはやっぱり一定のルール、エチケット、これを尊重して交流する気配りが必要だろうと思います。

公民館活動行っても、大体、決まったメンバーなんです。同じ地域に住みながら、見ず知らずの人とも交流ができる場、必要と考えております。そのように不特定多数に開かれた気風を持つことが、地域コミュニティーにとっても第一と考えます。その具体的な取組、これ、地域公民館だというふうに私は考えております。交流拠点づくり、これは急務と思います。

今、ライカムに関連して質問しておりますので、その交流拠点、どのようにしていくか。どのようにして連絡するのか。非常に悩む地域だというふうに思っておりますので。我々が、今、地域で活動している、この公民館活動を参考にして、ライカム地区での交流地点、交流拠点づくりをどのように、今、検討されているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

今、ライカム地区につきましては、まちづくり協議会というのをつくっておりまして、行政が所管課というよりも、複数の課で、総務課、企画振興課、それから教育委員会、それから都市計画、建設課も含めた役場側。そして、向こうはまだ住民との話合いはやっていませんけれども、向こうの土地区画整理組合がございます。今、解散はしておりますけれども、向こうの役員など集めて、ライカム地区の公民館の建設とか、あるいは、次は何をするか。ここでまずは人を集めて何かをしないといけない。住民と一緒になってやらんといかんという話合いまで行っていますので、新年度につきましては、建設課のほうではまた公園づくり等のワークショップとか、そういったことも検討されていますので、そういった取っかかりをつくって、ライカム地区の皆さんとお話合いをしていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

非常にこれはもう急がないといけないと思うんです。あれだけのまちづくりが進んでおりますので。

そして、やはり接点がないんですよ、我々も。向こうの方々と。ですから、誰とどういう話をして相談していいのか僕も分かりません。それで、やはり向こうで中心的になる方、どのようにお願いをしていくか。これが非常に難しいんだろうというふうに。

そして、２地域間なんです。この居住の環境。こっちに住んでいますけれども、住所は向こうですよとかいう方々もいらっしゃるんではないかなという気がいたします。土曜、日曜はこっち来て、平日は戻っているような空間といいますか、特殊な場所だろうというふうに思っております。

そういう意味で、やはりもう出かけるしかないと思います。しかし、誰に会うのかな。誰に会えばいいのかというのは、また難しいことですので、行政としてこの、今、僕は地区と言っている。自治会と言っていないんですよ。そういう状況の中で、ライカム地区の取扱い、慎重に、そして、スピード感を持って取り組んでいただければなというふうに思っております。ぜひ、その辺の取組をお願いして、次にまいります。

次、２番目、２の高齢化社会の中の１に関連して再質問をいたします。

調べました。村内自治会の高齢者人口の割合。これを見ますと、もう本当に我が村の一番の課題かなというふうに思っております。16自治会としまして、これも米軍施設、もう全部省いております。そういう中で16自治会、比嘉地区も入っておりますが、65歳以上の男性1,737名、65歳以上女性2,088名、65歳以上の合計3,825、構成比率、村内世帯総人口１万7,487戸です。2022年の資料が基になっております。高齢化率23.2％、超高齢化にもう入っているわけですよ。そういう状況で、やはりもう待ったなしですから。それの解決策についての次の質問でやっていきます。解決になるか分かりませんが、提案としてやっていきたい。これが資料でありました。

人口減少、高齢社会の到来、人口の伸びが鈍化する自治会、世帯分離の傾向が今後も続くものと見込まれる。人間の生活の基盤は土地なんです。土地の効率利用によって地域の発展につながる重要な課題なんです。

じゃ、これ、どうする。これはもう三、四年前から、那覇広域から、都市計画区域から中部都市計画に移ろう。これは中城村長も、当時の北中城村長も、一体となって県に要請をしているわけであります。これがどういう形で進捗しているのか。それもさっきの恭秀議員の質問の中にもありました。

やはりこの中部広域にまず移ることが、この村の次なる大きな発展につながるものだと思っているわけであります。土地の有効活用であります。将来の人口や産業の動向である住宅地の円滑な供給と、地域の計画的な整備を進めなければなりません。住宅地の確保なんです。大きなこの村の課題は。

住みたくても住めない、土地はあっても農地ということで宅地化できない。これが現実であります。そうなると若い人たちはどんどん出ていく。役場の職員でもそうではありませんか。本村の出身であっても、結婚した、世帯持った。アパートがない。土地はあるんだけれども、農地法なんかで家が建てられませんよと。そういう人は村外に出ていく。これは大きな損失なんです。

これをどう、この村自体で環境を図れるか。早急に中城村と、単独ではなかなか難しいものですから、中城村と一体となって、この取組、強化していただければ、見直しができるんです。

今、我が村の面積の20%にしか住んでいないんです。全部開発するわけにはいきませんので、残すところは残す。そしてあと20%は、あるいは30%は宅地化に持っていけば、その地域、地域、さっき言いました東海岸地域、荻道、大城。バスも何も走っていないところですよ。そういうところの環境整備をして、若い人たちが住む環境を、住宅を整備する。僕は、宅地化が喫緊の課題であるというふうに思っておりますので、できるだけお隣の中城村と連携をして、中部広域、早く移る。これが、生産年齢人口をどう高めていくかというものに直結するものと、私はそういうふうに考えておりますので、その辺も参考にしてやっていただきたいと思います。

もし、これに御意見ありましたらお聞きいたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうから、中部広域の移行に関して、ちょっと皆さん誤解があるようなのでお断りをさせていただきたいんですが、中部広域になったら農振地域が自由に開発できると、そういうわけではございませんので、それはまた別な法律の規制があります。

ただ、そういったものも含めて、どのような開発をしていくのか。お互いの中で協動まちづくりとして、どういう方向に進んでいこうかというものの、今、協動のまちづくり。

ただ、中部に行ったらもうすぐに開発ができるとか、そういうことではございませんので、ある一定の規制は、今後とも考えていく必要があると。それは都市形成としてしっかり取り組む必要があるということがございますので、中部イコール自由ではないということは、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　３時１４分　休憩

午後　３時１４分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

僕は、高齢化、どう解消するかという前提で、この中部広域に移って、今の那覇広域では今の状態なんです。これを改善するためには、中部広域に移って、少しでも宅地の用地を確保できる方法がこの広域化で探せるんじゃないかという思いで、関連して質問させていただきました。分かりました。よく建設課長の思いも理解をいたしておりますので。

次にまいります。

次に、２の２、再質問です。

少子高齢化が進行して地域自治会の人口減少が進んでいる。集落の数はそれほど減少しないわけでありますけれども、単独世帯数、先ほどの報告にありましたように増加している。そういう中で、医療・介護・教育・交通・災害対策等の分野において、住民に身近な行政の役割が増え、住民１人当たりの行政コストも、これが増大する。人口減少、少子高齢社会の到来により、地域社会の状況が大きく変容する中、行政が人々の暮らしを支える住民サービスをどういう形で持続可能に提供していくか、今、問われているだろうと思うんです。

改めて、その対応に対して、もしお考えがあればお聞きをしたい。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

御質問にお答えいたします。

確かに、高齢化、高齢世帯もどんどん増えていく中で、支える人が少なくなる。そういった中で、答弁にもございましたとおり、村といたしましては、まず高齢者同士が支え合う地域づ

くり、自助努力、あるいは共助の仕組みづくりという部分を、しっかりと今、取り組んでいるところでございます。

特に、介護予防であれば自主体操サークル、自分たちで行政の手を借りずに体操サークル、健康づくりをやろうというチームをつくったり、あるいは、生活支援体制整備という事業につきましては、例えばコミュニティバスをつくって、これからまた整備していく計画ではございますけれども、それだけではどうしても足りない交通に関しての、個別のオンデマンドの仕組みを住民同士でできる方法はないかとか、そういった部分も、行政だけの力ではなくて住民の力を借りた仕組みづくりを、今、考えて展開しているというような状況でございますので、そういった方向性で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

ありがとうございました。ぜひ、その辺も含めてよろしくお願いしたいと思います。時間がなくなりましたけれども、あとは思いだけ伝えたいと思います。

平和というのは何だ。平和学習の１で関連なんですが、平和は大切です。戦前、戦後、道端に生えた草で糊口をしのいだという話、これもよく聞かされました。戦争の現場でないことが分かってくるので、戦争だけが戦争の現場ではない。終戦後、貧しさと飢えという新たな敵とも戦ってきたのであります。これが沖縄県民であります。全てさきの大戦の犠牲であります。そういう中で、命どう宝を合言葉に、先人たちが命を張ったこの沖縄なんです。

人類に制御できない、このまた原子力の恐ろしさであります。史上最悪の兵器であります。そういう核なき世界のためにも、佐喜眞美術館の活用を改めてお願いをしたいと思います。

次であります。

おくやみコーナー、これもうぜひお願いしたい。時間はかかっても将来的には。老々介護しているわけですので、どちらかが役場に来るわけです。もうやっと役場に来た。あっちに行きなさい。こっちに行きなさいでは困りますので。

第１と第２庁舎がありまして、住民生活課と税務課が１階なんです。第１庁舎の。それから、福祉課と健康保険課が２階、第２庁舎。あっち行ってください。こっち行ってください。大変なんです、高齢者。役場まで来るのが大変。そういう状況でありますから、その辺の将来のレイアウトといいますか、これも将来、検討する必要があるだろうと思います。

ワンストップ化に向けて、デメリットもあります。しかし、高齢者をどうするかですが、老々介護の中で、老々介護者の満足度を高めていただきたいなと思っておりますので、この創設に向けて、今後、時間をかけて議論をしていただければと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

議員各位、執行部の皆さん並びに傍聴者の皆さん大変お疲れさまでした。

午後　３時２１分　散会

令和４年第３回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和４年３月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和４年３月17日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和４年３月17日　午後４時32分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番		
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員	喜屋武すま子				
	１０番議員	比嘉義弘				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	仲村静香				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則	教育長	徳村永盛		
	副村長	大田繁	教育総務課長	玉栄治		
	総務課長	喜納克彦	生涯学習課長	與儀光敏		
	企画振興課長	仲本正一	建設課長	安次嶺正春		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武のり子	学校教育指導主事	島袋淳		
	上下水道課長	伊佐秀樹				
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第４号

令和４年３月１７日（木曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		一般質問	

一　般　質　問　通　告　書

順位	質問者	件名
5	比　嘉　義　弘	１．パークゴルフ場建設事業 ２．しおさい市場 ３．アリーナ建設等に関して
6	伊　集　守　吉	１．防災無線の設置場所について ２．都市計画区域の見直しについて ３．村公共施設の管理について
7	比　嘉　義　彦	１．令和３年度の成人式の開催について ２．令和４年度の成人式の年齢対象者について ３．公営墓地について
8	山　田　晴　憲	１．新型コロナウイルスについて ２．学童保育について ３．保育サービスについて ４．アリーナ建設問題について ５．北中城村非核宣言について

9	喜 屋 武 す ま 子	１．しまぶく学童保育クラブの待機児童解消の実現を問う ２．おくやみコーナーの設置について伺う

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第１．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

おはようございます。

これから、通告に従い一般質問をやらせてもらいます。

今回の３月議会では、大項別に３点の質問を行います。本来なら３月は予算議会とも言われているので、予算書から取り上げたほうが賢明かなと考えたが、若干気になる点があるため、３つの質問をしたいと思います。

その１つがパークゴルフ場建設の件、２、しおさい市場の件、３、アリーナ建設事業の３点の質問を行うことにいたしました。順次、質問をしていきたいと思います。

まず１点目、パークゴルフ場建設について。

前政権下において、たしかパークゴルフ場の建設計画を進めていたと思うが、いつの間にかその事業計画が話題にもならなくなった。そこで何点か質問をしたい。

①前政権下の公約ではなかったかと考えるが、もしその点を承知なら答えていただきたい。

②なぜ、その点にこだわるかというと、私は調査のために先進地の久米島村に調査に行ったからであります。その後の進捗状況を念のためパークゴルフ場建設よりも陸上競技場を優先させたいという考えでありました。

③久米島のコースは全国レベルの36ホールでした。大変広く感じました。ちなみにパークゴルフ場の弱点を承知か。

④役場の担当課にも伺い、パークゴルフ場について質問をしてみた。大きなスペースを必要とするのであれば、個人的には陸上競技場を造ったほうがよいと考えるがと答えておられました。担当課の方も同調し、ややこしい質問であるが、なぜ役場職員が私の答えに同調したかお分かりでしょうか。

⑤本土から観光客も多い時代ということもあり、経営面はいかがですかと聞いたら、それには正確には答えてもらえなかった。村長としての感想があれば。

⑥過去に当議会も久米島村に視察に行ったと思いますが、承知かどうか。

次、しおさい市場について質問いたします。

しおさい市場が指定管理者の下で機能するようになってから約１年経過しようとしています。村から1,100万の補助金があるため、村の農業振興に大きく寄与しているものと考えます。

①以前にも取り上げたことがあるが、基本的には村の農業を中心とした分野の発展を目的としてしおさい市場は存在しているのか。農家の皆さんに声かけし、野菜等の調達をしていると思うがどうでしょうか。

②４の野菜売場のしおさい市場の野菜商品の商札には北中城村地産地消協議会と記されているが、間違いないか伺います。

③時間があるときには農家の皆さんと畑で農業について話をするようにしております。役場の担当課やしおさい市場の職員は、農家の皆さんの要望等を聞いたりしていますか。

④しおさい市場については３か月に１回、経理的な面もチェックするのではないかと思うが、それは履行されていると思いますが、伺います。念のために領収書等もチェックする必要があると考えるが、単なる売上げの額だけでは事業内容は理解できないと思うのですが、どうでしょうか。

⑤しおさい市場はもともとアンテナショップの役も果たす必要があると思うが、その点はどうでしょうか。

最後に、契約書や覚書が交わされると考えるが、それを見せていただきたいがどうでしょうか。

最後の３点、アリーナ建設に関して。

アリーナ建設の事業については前政権が最も力を入れた事業であったように考えるが、しかし、現在もその形は見えない、そして、政権が変わった。

①アリーナ建設は現在でも極めて厳しい事業と考えているが、従来どおりの事業をそのまま継続する考えか伺う。

②さきの村長選でアリーナ建設は見直すとのことだったが、その構想は今現在、具体的に持っているか伺う。

③問題になっている地主との話合いはありますか。私は前政権のときは何度か地主に会いに行きました。地主は北中城村に対しては全く誠意を感じないとのこと。約２年ぐらい会ってないと。

④地主との交渉の予定はありますか。

⑤素人ではあるが、アリーナ建設のことについては３つの選択肢があると思う。１つは従来どおりの計画で進める。２つは規模を縮小して進める。３つ目はアリーナ建設を中止する。ただ、その３つの点で共通していることは、どっちに転んでも財政を圧迫する要因があるのではないかと思っています。その点はどう考えていますか。

⑥３点の選択肢の中からどっちを選択しても赤字を免れないと想像する。その事業計画の責任があると思うが、一定の事業のめどがついたら責任の所在を明確にしたほうがよいのではないかと考えるが、いかがですか。

⑦最近、沖縄県で自治体の不祥事が目立つようになっている。私は、調査の一環として伊平屋村に行ってきました。当初は、村民が当時の村長に住民監査請求を求めた。それを拒否したために住民が告発に切り替えた。結果が、その後の村長選で新しい村長が前村長を訴えることになった。新聞にも載っていたので村長も多少なりと知っていると思うが、感想があればどうぞ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉議員の質問にお答えいたします。

まず、１番目の前政権の公約ではなかったかというパークゴルフ場についてですけれども、パークゴルフ場建設は前政権の公約だったと認識しております。

２番目につきましては、現時点では建設に向けた何かしらの進捗はありませんし、建設する計画もございません。

３、建設費及び用地取得、維持管理費等に対して利用料金が低く、維持管理に多くの費用がかかる施設だと考えております。

４番目に役場担当職員としては、体協等で陸上競技場を使用する場合には近隣自治体と施設を借用している現状があり、その解消の意味でも自前の施設が必要だと答えたのだと思います。

５番目のほうですけれども、経営面についてですけれども、さきの質問でもお答えしましたが、経営面においてはかなり厳しいと考えます。

６番目は、議員数名の方が行かれたことは承知しております。

２番目にしおさい市場についてですけれども、①の質問に対して、農家の皆さんという言い方はそごが生じますので、正確には北中城村地産地消協議会の会員の方となります。ただし、しおさい市場として給食センターやイオンに納品する場合は安心・安全を担保できるもの、防除日誌を提出できるなどに限って取引を行っております。

②現在、イオンでは地産地消協議会と記載された値札が使われているとのことですが、しおさい市場として商品を陳列させていただいているので、記載をしおさい市場に変更してもらいたいとイオン側に申入れを行っているとのことです。

③北中城村地産地消協議会の会員の方を対象に村営農指導員が経営及び営農などの指導を行い、しおさい市場の職員と生育状況や販売状況等の情報交換を行いながら、会員の農家の方々と買取り交渉などを随時行っています。

４番目のしおさい市場のチェックですけれども、それについては実施をしております。

５番目、しおさい市場におきましては、経理は税理士事務所を介して行われており、定期的に報告されております。

６番目、しおさい市場のアンテナショップ機能についてですけれども、もともとアンテナショップという位置づけで創設されたものと理解しております。

⑦昨年３月10日に議会の特別調査委員会にて指定管理の御説明と併せ、契約内容についてもお示しし、議員が言われる資料も既に提供済みとの記録があります。

３番目にアリーナ建設等に関してですけれども、①と②と⑤、アリーナ建設の進捗、アリーナの見直しについて、それからアリーナの選択肢等について、今、①②⑤で質問されておりますので答えます。

アリーナ建設については、庁内検討会準備会の意見も踏まえ、事業中止とする場合は支出済み補助金に利子を含め返還金が高額となること及び未買収用地を実際価格で買収するとなれば大幅な事業費の増大となり、村財政を圧迫すること、何より取得済み用地の地権者の方々の事業に協力いただいた思いに応えるためにも規模を縮小し、施設内容、利用方法等について見直しを図り、村民の交流及び防災拠点にする施設整備として事業を継続することが最善の選択であると考えております。

なお、施設規模の縮小することにより、事業費、用地費、建設費は縮減され、村財政の影響は最小限にとどまるものと考えております。

３番目と４番目は一緒に答えたいと思います。

未買収用地の地権者とは今年度４回、うち２回は村長出席、交渉を行い、双方の所有地をそれぞれ等価交換により集約整理する方向で調整を進めております。

⑥自治体が整備する公共施設に関しては利益を追求する一般的な民間企業とは違い、住民福祉を増進する目的をもって整備するものであり、一概に収支だけをもって判断するものではないと考えます。

⑦今回の件を他人事とせず、公務員として法令遵守、管理監督体制を徹底し、村長をトップとして規律ある組織づくりを改めて認識しています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

再質問をさせていただきます。

正直、パークゴルフ場建設事業計画は私の記憶からは消えておりました。元役場職員からその件を問われて初めて、改めて、その件を認識いたしました。というのは、パークゴルフ場については、もう経営を断念されて終わったと勘違いしていましたので、そのまま時間を過ごしてきましたけれども、その元職員から言われて、それはまだ締められていませんので、そのあたり気をつけてくださいと。できれば質問で答えてもらったらどうですかということがあって、今回、質問に立ちましたけれども、この計画については前政権の公約だったと思いますが、結局断念したということですね。何で断念したかは分かりませんが、そのあたりも分かるのであ

れば教えていただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この件に関しましては、断念と申し上げるよりも、むしろ今の段階では実施計画にも入っておりませんし、村の計画としては入っておりません。

ただ、今後、そういう需要はあるはずですけれども、熟度ですね。そういった熟度があれば、それはまた取りかかる可能性はあると思います。ただ、今、陸上競技場とかそういった話もございましたので、その一環としてそれを計画に組み込むとか、総合運動公園とか整備する場合、そういった面も当然、計画の中に入ってくる可能性としては十分あると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

建設は今後ないと私も思いますが、それに替わる事業はありませんか。例えば、今、村長が申し上げた陸上競技場とか。私はパークゴルフ場先進地の久米島に視察に行ってきました。大分スペースを取っていたので、パークゴルフ場よりも陸上競技場といったほうがよいと思いましたが、その考えはありませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私も体協の役員を経験したことがございますので、中頭郡の陸上競技会とかスポーツ競技大会、夏季大会等におきまして、陸上競技場がない市町村は我が村だけでしたので、なかなか主催してその競技大会を行うことができなかった。そういった面では、陸上競技場は必要かなと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

確かにあの時代はどっちかいうと観光客誘致で非常に一生懸命で、久米島もプロ野球が来たりして非常にそういうのはムードとしてはよかったと思いますけれども、ただパークゴルフ場となるとちょっと若干、僕は意見を持っていました。

ちなみに担当の役場職員も同様の意見でした。理由は、陸上競技場は強いが、いかんせん400トラックがないので、久米島では強いが村外で実力が発揮できない。何か我が村と同じような気がしました。我が村も陸上競技場がないためになかなか、お隣の中城村は陸上競技場があるためか非常に陸上が強い。我が村はそんなに強くないという印象を持ちましたけれども、村長はその印象はどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

例年の陸上競技の成績からすると、中頭郡の成績からして、そんなに芳しい成績ではないと思っておりますけれども、ただ練習会場としては、大会こそ開けませんけれども、練習会場としては確保できるかなと思っておりますので、陸上競技場の必要性は感じますけれども、ただいかんせん、今、用地等の問題がございますので、なかなか造れるような面積を確保することが今、難渋しているところでございます。また物色中でもございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

確かに私も高校時代、この体で陸上部だったんですよ。それで陸上競技に対しては非常に関心があります。そういった意味で、ぜひ実現してもらいたいなと思います。

維持管理が大変だと思います。パークゴルフ場は雨に弱いと思いませんか。ゴルフとは似て

いるようで似ていない。ゴルフはボールが空飛ぶスポーツ、パークゴルフはいわゆる芝生の上を転がすスポーツ、そういった意味では雨に弱いと思っています。そういったことからも、パークゴルフ場は僕は悲観的ではありませんけれども、パークゴルフ場については後にしてもらって、陸上競技場を先にしてもらいたいと思いますが、それはいかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かにパークゴルフ場の効果というのももちろんございます。今、緊急性とか考えますと、どちらかというと陸上競技場が優先するかなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

役場職員も同様なことを、やはり地元に陸上競技場がないと雰囲気にのまれてしまう、実力が発揮できないとの意見でした。そういった意味からも、財政に余裕ができたら、ぜひパークゴルフ場よりも陸上競技場をよろしくお願いしたいと思います。

経営面から楽ではないとのことでしたが、どういった意味で楽ではないか、もしお分かりであれば教えてください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時２１分　休憩

午前１０時２２分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

私もちょっとうろ覚えですが、前政権下の頃、何名か久米島に視察に行かれたというような話を聞いたんですが、そのメンバーから別な意味での、パークゴルフ場を造りたいという意味の提案は聞いていませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

聞いてはおりません。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

じゃ、次にいきたいと思います。

しおさい市場についての質問をしたいと思います。

１、とりわけイオンの野菜は、イオンの場合、全部、北中城村地産地消協議会としてありますが、北中城村で取れた野菜でしょうか、伺います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

しおさい市場のほうの納品の担当に確認いたしましたけれども、現在、イオンモールに納品しているものに関しましては、北中城の村産品であるということで聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

私は以前から行っておりますが、イオンがオープンのときから毎日イオンには１回か２回は行っています、個人的な理由もありますけれども。

この野菜の、たまたま私の友人でもありましたけれども、今、北中城村のトップランナーになっているＺ農園さんの野菜も見ながら、また応援しながら行っています。ついでに隣も気になりますから、これはしおさい市場の野菜コー

ナーです。そして、どう見ても北中城村のいわゆる取れた野菜ではないんじゃないかという、ちょっと疑いを持ったというか。

そのために、私は農業も好きということもあって農家を時々回っています。その中でやっぱり聞いていますと、皆さん方はしおさい市場にこの野菜を出荷していますかと聞いたら、ほとんどないと。最近ではたまに声がかかるそうです、たまに。それも急に言われるから、我が村の農家はどっちかというと大企業じゃないから、急に言われても、明日すぐ準備してくださいということができないと。

そういったこともあって、僕は今回の質問になったんですが、今の答弁、はっきり聞えなかったので、私は圧倒的に村外の野菜が多いと見ています。それはどうですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉議員が今おっしゃられているのが、最近というふうなお話でおっしゃられているんですけれども、今現在、しおさい市場のほうに報告を求めたところほとんど、イオンに今、納品している野菜については村産品ということで聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

何で最近またそういうふうに言い出したかといいますと、御承知のとおり、熊本のアサリの件がありますよね。あれ、熊本のアサリとして全国に販売していますけれども、実際は97%、海外のアサリだったという虚偽のやり方があって、そこに今のイオンでやっているしおさい市場の件についても、何か似ているような気がして、心配で今回質問をしましたけれども、結果的には消費者をだますようなことになってしまわないか、その点も心配ですが、課長いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時２７分　休憩

午前１０時２７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

過去なんですけれども、しおさい市場で取り扱う商品で、イオンモールの展示するスペースが村産品で埋め切れなかった場合については、県内産品をもってしてでも満たすような品ぞろえにしてほしいというイオンモールからの要望がございました。そのとき、しおさい市場の管理運営する側としては大変苦慮したそうです。

そういったときに、やはりできたら村産品を品ぞろえしたいということもあったんですけれども、それでどうしても賄えない場合には県産品のものもしおさい市場経由で品ぞろえさせていただいたというお話は聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

課長はそういう御意見持っているようですけれども、僕から見たら、むしろ積極的に村外の商品を陳列しているように見えるんですよ。やっぱり、見えるということイコール、私は農家にも歩いて行っています。皆さん方は、そういうふうにちゃんとしおさい市場に出荷していますかと聞いたら、ほとんどない。ただし、あの８月まで務めていた職員の皆さん方は結構熱心だったそうです。しかし、指定管理者が替わって、それからの職員はあまり見えないと。

そういうことになると、やっぱり当然、指定管理の上からは、ある意味では、職員にもそんなに回る必要はないんじゃないかという、何かそんな雰囲気をつくっているんじゃないかと思っています。

課長がそんなに把握していなければ、ぜひ一度は聞いてもらいたい。ぜひ村内の農家の皆さん方のやる野菜を取って、そしてイオンに出荷すると、そういう形になればいいのかなと思っています。

それで、今申し上げましたように、課長ぜひ意見を聞く。あるいは聞く耳を持って聞いて、そして指導は指導としてやってもらえませんか、どうですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

先ほど村長からも御説明差し上げたとおり、今、村で営農指導員を２名、あとしおさい市場の職員が実際、今、稼動しているのが５名ですね。おりますけれども、彼らも日々、農家さんを、これは地産地消協議会の会員さんですね。この方々を回っております。

議員が懇意にされている農家さんが実際、この会員さんであるかどうか、まだ確認はできていないところなんですけれども、実際会員でない方のお話であればしおさい市場に納品することはできませんので、逆にこのあたりは議員のほうも私どもに情報をいただけたらと思います。

それで、私どもにやはりもっと指導ないしはそういった情報提供が必要というふうに思われるのであれば、ぜひ積極的にこのあたりは動いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

僕はほとんど会員のほうに回っているつもりです。今言ったように、念のため確かめます、会員ですかということについては。でも、私の意見というよりもその人たちからの意見があるんで、私は質問しています。

それで、次は３か月に１回は、いわゆる経営面、あるいは出入り等のチェックをしていると思いますが、それはどうですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在、指定管理している株式会社楽フードサービスさんのほうから３か月に１回、現在は令和３年度12月締めの分までの経理表のほうが提出され、報告されております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

具体的にどういった点をチェックしているか、もしこれが分かれば説明してください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

やはり経理面ですので出納関係ですね。と売上げ、あと仕入先の名簿などを重点的に確認しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

なぜ、そこまで聞いたかといいますと、さっきの村外と村内の野菜分かるためにはこの辺のチェック、領収書、請求書を見れば額も分かるし、それがどこから来たということも分かるし、そういった意味で３か月に１回はぜひチェック

してもらいたいと。また、そういう義務になっているんですから、お願いしたいと思います。そのあたりから見て、次の機会があれば、その割合の報告をしてもらえていればいいなと思っています。

次にいきたいと思います。

アンテナショップは基本的に大きく、やっぱり全国的に北中城村の特産品をアピールする機能や役目を果たすことが大事ではありませんか、その点はいかがですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

もともとしおさい市場という施設自体が、これはもともとスタートが漁協関係の施設としてスタートした施設だと認識しております。それを継続して、地産地消協議会が、今度は農業の面も含めて村内及び村外にアピールしていこうということで、そのままアンテナショップという位置づけを変更せずに継続してやっている施設だと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

私は一般的に大きく考えてしまうんですね。１回、東京のアンテナショップ、沖縄県のアンテナショップを視察しに行ったんですよ。そしたら、副店長さんにお会いしたら、「比嘉さん、我々はトイレも日に４回行かなくちゃいけませんけれども、２回しか行っていません」と。それぐらい頑張っていますよという。

確かに元、私の会社の近くでやっていたんで親近感もあったけれども、相当頑張っているなと。あのアンテナショップを想像して我が村のアンテナショップも考えていましたけれども、そういう意味ではないですよね。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時３６分　休憩

午前１０時３７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

議員がおっしゃられているのは東京にあるアンテナショップ。これは沖縄県が経営しているアンテナショップのことかと思われますけれども、恐らくこれだと県内の全市町村の産品を取り扱っていると思われます。これは全国にアピールするための一つの手段として県が実施しているものだと思われますので、目的というか方向性は近いものがあるかもしれませんけれども、規模的には全然、予算的にも全然違うものなので、これを同等として並べていただくのはちょっとおこがましいかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

確かに私もそう思いました。レベルが違うというような感じ、次元も違うのかなと思っていましたけれども、ああいう方向で村外に特産品をアピールするということも大事かなとは思いましたよ。ただし、実際、今そうなっているかどうかは分かりませんけれども。

次にいきます。

私はその企画書を勘違いしたと思いますが、もう一回、契約書は頂けませんか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

前回、契約する前に議員の皆様の前で前任の

課長のほうから説明をしたと思います。資料も全てお渡ししたというような記録もございまして、逆にそれを確認していただけたらと思ったんですけれども、これを紛失されたとか、そういったものであれば別に適用するのは問題ないと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

あのときは契約書というよりも企画書という感じで私は見ていました。ただし、その中に契約書も入っているんであれば、私のミスというか、何というかな。もう一度確認する必要があるのかなと思いました。

じゃ、次にアリーナ建設についていきたいと思います。

答えに１、２、５。村長はアリーナ建設を見直すとのことでしたが、その中で見直すとすれば、私は３つの方法しかないと考えています。

１、従来どおり、商業的体育館、アリーナ、沖縄市と同じように。やっぱりあれは商業的な雰囲気も入っていると思います。もう一つは規模を縮小する。もっと小さくして、何とか公的箱物を造るか。あと３つ目は何もない白紙に戻すと。

以上の３点しか私はないかなと思っていますが、私は規模を縮小しても余計な箱物になるような気がしてなりません。というのは、サウスプラザの広場、あれは公的施設を造るといっていますが、以前として屋宜原のサウスプラザにはいわゆる公的施設は造れていません。あくまでも沖縄県土地開発公社から購入したのか知りませんけれども、まだできていませんけれども、ある意味では財政の負担にもなると思っています。

そして、３点の共通点はやはり財政を圧迫する。マイナス数字が予想されます。そういった意味からも、個人的には非常に苦しいかもしれませんけれども、白紙に戻したほうがいいんじゃないかなと思いますが、村長はいかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今のアリーナのこれからの取組についてですけれども、今、まだ最終的な回答はしておりませんけれども、検討委員会から既に村長には報告されております。

そこで、検討委員会のほうからは規模縮小の案として私のほうに示されておりますので、これは関係課含めて全課長等の、副村長含めて検討しておりますので、議員がおっしゃったように、やめた場合の国庫補助金の返還とか、あるいは既に地権者等に対する、いわゆる公共用地を提供した地権者等に対する意味合い、あるいはまた、これから買収できない土地等についての意味合い等含めて、かなりクリアすべきハードルがございます。大変高いハードルですので、ある意味では、ここについては現行を見直しで、規模を縮小してやっていきたいなと今、考えております。

ただ、アリーナを計画した初期の目的がありますので、その初期の目的からできるだけ逸脱しないような計画として進めていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

村長がそうおっしゃるんであれば、私、大きな地主の方に何度かお会いしたんです。いわゆる奥様とＰＴＡの関係で仲もよかったということで行きやすかった雰囲気があります。そこで最後に聞いたのは、前政権の村長とはよく会っていますかと、いろいろと議論されていますかと聞いたら、あのときは１年半ですから、もう２年ぐらい会ってないと思いますけれども、会

っていませんと。本当にやる気があるかと疑いたくなるとも言っていたような気がします。

現村長もそうならないように、ひとつ努力してもらいたいが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４４分　休憩

午前１０時４４分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほども回答いたしましたように、私も何度か地主さんとはお会いしております。それで非常にここまで難渋したところがございますので、担当課も非常に気を使った用地交渉でしたので、まずは村長も一緒に会わんといけないだろうと。私も２回ほど、回答では２回お会いしているということになっています。電話等でもお願いをしたところでございます。

ですけれども、なかなか我々の意が酌み取れないところがございまして、この用地の取得が非常に小さくなる。そして、計画自体も規模縮小していく。そのことがまた、ある意味では、今年度の運営管理費等については軽減されるところがあると思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、この計画の初期の目的というのは、規模縮小であろうが、ある意味では目的にかなった施設にしないといけませんので、これが補助事業ですので、補助金も返すわけにはいきませんので、そのように初期の目的は達成するような規模縮小したアリーナで進めていきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

やっぱり、村長がそういう努力をするんであれば、相手方も僕はいい意味で軟化するんじゃないかなと思ったりもします。

私も、実は学校を卒業してすぐ、あの関西系の近畿日本ツーリストに務めております。企画と営業、添乗も、この３つやっていましたけれども、営業のときに先輩に、この企画書を持っていったけれども今日断られましたと。もう向こうへ行きませんと言ったら、お叱りを受けて、おまえ、比嘉君、沖縄を代表して仕事しているんだろうと。断られてから仕事が始まると、その印象、今でも残っていますよ、断られてから。しかし、その断られたところは成功しました、後に。

そういった意味からも、僕は村長にもお願いし、役場職員の皆さん方にもお願いしたいけれども、やっぱり誠意を持って、粘り強く努力してもらいたいなと思っています。

次にいきます。

昨日も上間議員からも話があったように、北中城村は、僕もそう思っています。若干、人がいい、甘いと。それを考えると今回、アリーナ建設等については計画性のない、本当にずさんな事業といっても過言でないと僕は思っています。村民体育館もしかりです。

そういった意味から、ぜひこの事業計画に一定のめどがついたら、この責任の所在も明確にしてもらいたいなと思いますが、これはお願いであります。

最近、本当に各自治体、沖縄県でも五、六か所ぐらいから訴えられたり、不祥事があったりして、非常に見苦しいような気がします。そういった意味からも、締める意味でも、我が村のこのアリーナ建設、特にアリーナ建設については住民からも監査請求を受けるような気がしてなりません。ぜひ、村長にはそのあたりも責任の所在を明確化する意味で考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（名幸利積）

換気のために10分間休憩します。

11時ちょうど再開します。

午前１０時４９分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

通告に従いまして３点ほど質問いたします。

まず１点目です。防災無線の設置場所について。

防災無線は地震、津波や台風と自然災害が想定される場合に、緊急避難を含めた防災情報をいち早く村民に知らせる役割以外、ふだんは村民向けの広報と幅広く活用されております。

北中城村では、令和元年より整備を進めていた防災無線のデジタル化が完了し、昨年６月より運用を開始しています。しかし、以前の防災無線より音声が届きにくいと一部自治会からの声があり、村からの大切な情報は確実に村民に届く必要があるとの考え、防災無線設置場所について村の対応を伺います。

①防災無線設置場所変更の理由と場所の選定について。

②無線放送が届かない場所に対する対応。

２点目に都市計画区域の見直しについて。

那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への見直しついて。令和２年３月議会で私は一般質問しました。質問に対して、村長の答弁は首長たちが集まる検討委員会の中で中城、北中城両首長が中部広域に移行したいんだということを明確に表明いたしました。

その後、県からはそれはできませんという回答は得ておりません。今後、継続して検討していくと、その代わり２村でしっかりとした計画をつくってもらいたいと。これをもって国に申請をして許可をもらえるかどうかということになっておりますので、これからの計画づくりに入っていくことになっておりますという答弁でした。

そこで下記のとおり答弁を求めます。

①中部広域の移行に向けての計画づくりに入っているか。

②中部広域の移行に向けて、現在まで両村での協議はあるか。

次、３点目です。

村公共施設の管理について。

新型コロナウイルスの感染状況の収束が見えない中、日々の生活にもいろいろな制約を受け、ストレスを抱えている皆様も多いと思います。それを少しでも解消するため、自由に楽しく遊び、活動できる公園の役割は大きいものがあると考えます。

私が住んでいる近くの屋宜原公園でも、保育園児や親子連れが楽しく過ごしている姿を見かけます。この公園で昨年の10月頃、トイレの中、防災無線のボックスに多くの落書きがありました。公園は多くの人々が屋外で楽しく活動できる憩いの場です。その公共施設にこのような行為が行われたことは本当に残念であります。

そこで、下記について伺います。

①村公園を含む公共施設で過去に落書きや施設の破損があったか伺います。

②村の公共施設にこのような行為があった場合、どのような対策をしているか伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、伊集議員の御質問にお答えいたします。

まず、１番目の防災無線の設置場所についてですけれども、①防災無線設置場所変更の理由と場所の選定についてですけれども、平成28年度防災情報システム基本計画、平成29年度に北中城村防災情報システム整備実施設計を実施し、音達シミュレーション、電波伝搬調査に基づき

スピーカーの再編を行っています。

また、現地の状況、村有地であること、建柱車の作業の可否や、公民館については自治会長へヒアリングを実施して一応決定しております。

②の無線放送が届かない場所に対する対応についてです。

子局の音量調整やスピーカーの向きの調整、スピーカーの増設などにより対応しています。また今回の整備に合わせて、聞き取れなかった場合には電話で確認できるシステムに整備しています。

２番目の都市計画区域の見直しについてです。

①中部広域の移行に向けての計画づくりに入っているかと。そして、２番目の中部広域の移行に向けて現在まで両村での協議はあるかということの御質問に対しては、一括して回答したいと思います。

現在、中部広域への移行に向けた取組として、本村と中城村の両村による共同まちづくり検討を進めているところであり、その作業において、両村の担当者間での連絡調整を頻繁に行っております。

３番目の村公共施設の管理についてです。

①のほうで、村公園を含む公共施設で過去に落書きや施設の破損があったか伺うということですれども、村内での公共施設への落書きや破損の状況として、公園内ではトイレ等への落書きをはじめ、扉の損壊、配水管の異物の投入、燃えかすがあったほか、村道においても反射鏡への落書き等が多く確認されています。特に今年度は例年よりも多く発生している状況がございます。

②の村の公共施設にこのような行為があった場合、どのような対策をしているのか伺うということですけれども、公共施設に汚損や破損が確認された場合は注意看板を設置するほか、警察署に通報するとともに、パトロールの強化をお願いしているところであります。

なお、原因者が特定された場合は原因者に対し、原形復旧の措置を請求しております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

実は村民の方から防災無線からの放送が聞こえないとの情報がありまして、今回質問いたします。

防災無線の設置場所は、平成29年度に実施した北中城村防災情報システム整備実施設計及び各字自治会長へのヒアリングで決定したとの回答ですが、それで理解してよろしいでしょうか。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

当、第一答弁でもありましたが、音達シミュレーションや実際に現地で車両に集音器具をつけて、本当に聞こえているかどうかのテストを行って、場所の選定はしてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

まず、設置場所の変更の理由をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

設置場所の変更につきましては、まず村有地ではなかったこと、民有地に建柱をしていた場合や近所に住む人からの苦情などのため変更した場所もございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

これまでに村民から音声が届かないとかの意

見が寄せられたことはありませんでしたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

昨年の６月に整備が完了して現在まで４件、聞こえないという問合せがありました。また、１件、うるさいという苦情もございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

担当課の職員が音声が各方面に届くかどうか、これ確認してから設置場所は決められたんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

直接、職員が出向いて聞き取りを行っているわけではなくて、専用の器械を持って調査してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

近くの防災無線から近いところは大丈夫なんですよ。だけど、離れていればもう全然聞こえないところもあれば、近くはやっぱり聞えますよ。だけど、あまり遠くに離れていたら全然聞こえないと、そういう話が聞こえましたので。

自分が思っていることですけれども、設置場所が間違っていたんじゃないかなと。自分はそう思っています。何でかといいますと、自治会の各班のちょうど真ん中あたりに設置していた防災無線ですね。今の場所は全て各班の端っこのほうに移してあるんですよ。これでは防災無線から離れているところはなかなか音声が届かないと。スピーカーとかですね。これは増やして、また音量を上げるだけで大丈夫なんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

聞こえないという問合せに関しては、実際に職員が業者とともに現地に赴き、本当に聞こえないかどうか確認して、スピーカーの増設や向きの調整、音量の増減の確認などを経て対処しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

自分は屋宜原区に住んでいるものですから屋宜原区でいいますと、今の設置場所は屋宜原公園になっているんですよ。それが、この屋宜原公園の近くは３班になるんですけれども、多くの住民は北側に住宅はあるんですよね。ほとんど北側なんですよ。そこには屋宜原病院もあります。防災無線が設置された場所からちょっとしか離れてないです。屋宜原病院もあります。防災無線の音量を上げると、この病院への影響とかは考えられませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

安静にされている方が入院している場合には、もしかしてうるさいという影響はあるかもしれません。ただし、まだ病院からそういった問合せ、苦情あたりはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

じゃ、音声が届かなかった場合、これには回答にあるんですけれども、電話で確認できるシステムに整備しているということですが、そのシステムとはどういうものですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

例えば防災無線から何かしらの情報が流れて、聞きづらかったという住民がいらっしゃいましたら、特定の電話番号に電話していただいて、現在、流れた防災情報が確認できるようなシステムを構築してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

防災無線は村民にいち早く知らせる防災無線なんですよね。それが聞き取れなかった場合、電話で確認するなど自分はあってはいけないと思っています。

緊急の場合など電話もつながらなくなると思います。村行政として、全村民に声が届くよう防災無線の管理はしっかりやってもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

議員がおっしゃること、ごもっともです。いち早く、全ての村民に対して情報が行き渡るように私たちも努めています。また努めなければならないと思っています。その管理には徹底して取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

じゃ、この防災無線の管理はしっかりやってください。この防災無線がちゃんと全村民に届かないような防災無線では何の意味もありませんから。特に緊急の場合は大変ですよ。よろしくお願いしますね。

あと、もう一つだけお願いします。放送するとき、音量の関係かもしれませんけれども、ピーピーとマイクを押すとすぐハウリングがします。それ、担当課で各防災無線、確認しましたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

納品される際には担当の者、一緒に確認してございます。ただし、その後、なかなか音量が聞こえませんよという問合せがあって、さらに調節しに行って、ボリュームを上げたケースもございます。そのボリュームを上げた結果、ハウリンクが起こっている可能性もございますので、そういったことがあれば教えていただければ再度調整いたしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

ハウリングしますよと課長にも言ってありますけれども、実は昨日、帰ってから確認しに行ったんですよ。公民館の敷地内に立っている防災無線ですね。公民館の中からの放送は大丈夫なんです。だけど、公民館の外の防災無線のボックスの中にあるマイクですね。あれを使うと、もうすぐ、押すと同時にピーピー始まるんです。これ、ぜひ確認してちゃんとやってくださいね。お願いします。

では、２番目のほうにいきます。

２番の都市計画区域の見直しについてです。

村行政の説明では、中部広域への移行に向けた取組として中城、北中城両村による共同のまちづくりの検討を進めているところである。その作業において、両村の担当者間で連絡調整を頻繁に行っているとのことですが、どのような調整、検討を行っているか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この中部広域の移行に当たって、そもそもなぜ中部に移行しなければならないのか。その理由、要は必要性について、しっかり中身を詰めなければいけないということが、これまで県との調整の中でも、いわゆる宿題と申しますか、課題がございます。

そのためには、ではお互いの中でどういった都市計画整備が必要なのかということをしっかり考えていかなければいけないということで、そのために両村での共同まちづくりということで、具体的にどういった施策を展開するのか、何が必要なのかというところを詰めていかなければいけないということで今、その業務を執り行っております。

そのほか、昨日の一般質問、答弁もさせていただいておりますけれども、昨年11月頃だったかなと思いますけれども、住民アンケートを取らせていただきました。共同まちづくりに対して、一体住民の方はどのような希望、意見があるのかということを取らせていただいて、集約の作業を今、行っているところでございます。

その中で、お互いとして両村での取組の課題というものをこれから絞り出していって方向性をつけていくと。その作業で必要な都市計画の見直しに反映させるものがあるかというところも含めて、その業務の中で検討をしていく。どのような進め方をしていくのかといった内容とか、その調整で両村の担当者間でいろいろその内容の調査、確認をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

実はこの中部広域への移行ですね。前村長からの事業ですね。これ、前村長は中城村と連携し、ほかの市町村に認めてもらって県に申請をし、最終的に国の許可が必要だから説得する材料をつくらないといけないと言っていました。

中城村との話合いで、今、これ進んでいますか。前村長が言った、お互い国を説得するためにはこういう材料をいろいろつくって、整理して、これを村に上げるとか。最初は市町村とか県だと思いますけれども、この話合い、中城と進んでいますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

その作業を行うために、先ほど申しました業務を実施して今、取り組んでいるというところでございますので、まだ具体的に何をするとか、県・国との調整につきましては、それを提案していくための今、整理をしていくということで、有識者も含めた委員会を開催して、その意見も踏まえて今後整理していくというふうに考えております。

まだ具体的な内容というのは今のところできてないというところで、その両村で共通のテーマを絞り込んでいくとか、そこまでまだ熟度は達してないという状況でございます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

やはり今から、この話合いとかはこれからということですよね。分かりました。

やっぱり、中城、北中城のまちづくりですね。これ、自分も本当に大事だと思っています。中部広域への移行というのもこれは絶対必要だとは自分は思っています。

ただ一つ、課長さんに確認しておきたいんですけれども、今ちょっとした自分が疑問持っているもので。以前に中古居住用住宅の開発許可

が緩和された地域がありますよね。それはちゃんと役場として視察したことありますか、緩和された地域です、開発する。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

緩和を受けた場所の一つ一つを確認しているということではありませんけれども、全体的なものとして見ていると。まず、私の理解としましては、例えば屋宜原地区では集落内一周道路がございますけれども、その道路の沿線については今、緩和されたというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

今、課長さんが言われたところなんです。実は、私は北中城村は道路整備が他市町村より遅れているんじゃないかと思っています。今言われた屋宜原のところですね。ここは一周道路になっているんですよね。それが道路沿いは家が建ち始めているんですよ。建ち始めているから、この道路沿いは、そうやって道路沿いからちょっと中に入ってしまうと、全て袋地になり、何も使えないような土地になり始めているんですよ、今、現在。

だから、中部広域への移行の話合いの前に道路整備をやるのが自分は先だと思っています。今のままだと使えない土地ばかりが増えて、税金だけの負担ばっかりでいくような感じがしますけれども、それはどう思いますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今の部分的なところで見ると、その袋地。ほかに比べたら不利になっているというふうに感じられるかもしれません。しかし、村内ほか、全く別なところでも、沿線は接道があって建築がしやすいと。その奥の土地については接道を取るために御自身で進入路を確保して、そこで建築を行う。これが一般的に行われているやり方です。

今回の場所もそういう意味では、袋地ではございますけれども、その中を活用しようという場合には一定の個人単位での努力も必要であるというところでございます。全てに対応できるように道路を整備していくとなってくると、えらい村内、道路だらけになってしまうということになると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

課長さんは今、そういうふうに言っていますけれども、課長さん、屋宜原の地域、今言われた緩和されている地域ですね。そこ、確認したことありますか。先ほどないとは言っていましたけれども、いちいち、全ては。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

緩和区域だからということで現場を見ているわけではなくて、何度かその付近の状況については以前からの業務でも見させていただいて、おおむねその現地の状況ということは理解しているつもりでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

お願いします。ぜひ見てください、視察してください、どういう状態になり始めているか。

見ればすぐ分かると思います。１か所だけじゃないんですよ。屋宜原は何か所もあります、これが、袋地になりかけているのが。ぜひ、自分も説明しますので、行きますので。ぜひお願いします。

じゃ、次ですね。

３番目の村公共施設の管理についてですね。

屋宜原公園で地域の方々、ウオーキングしているとか、近くの保育園児や親子連れが楽しく遊んでいるのをよく見かけます。中学校のソフトボール部の生徒たちが練習しているのもよく見ます。

多くの村民が利用している公共施設に落書き等の行為はあってはならないと思っています。特に今年度は例年より多く発生しているみたいですね。公共の施設に落書き等やっている方がいるということですね。村当局として、注意看板設置やパトロール以外に何か対策を考えていますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今時点で、例えば強化するという意味では監視カメラの設置だとかというものも考えられると思うんですけれども、それにもコストもかかってまいりますので、今時点で具体的に対策というところまでは至っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

落書きがあった昨年の10月頃だと思いますけれども、約半年がたっていますけれども、修復する予定はありますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

一定期間は証拠を保存というつもりで、取りあえずそのまま置いていたんですけれども、あまり長期になると模倣犯ということが出てくる可能性もありますので、適宜、その落書き箇所をペイントし直すといったものは対策していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

実は昨年の10月頃にまた落書きがあって、先ほども言いましたけれども、半年たっているんですよね。向こうはほんと子どもたちとか親子連れ、いっぱい遊んでいる方々いるんですよ。そのトイレの中ですよ。あんなにたくさん子どもたちがいる中で、あんなにたくさんの落書きがあるって、子どもたちにも影響を与えると思うんですよ。なるべくこれ、早く修復してほしいと思っていますけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

できるだけ早めに修復、改善できるように、ちょっと予算状況も見ながら対応してまいりたいと存じます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

では、なるべく早くよろしくお願いします。

この公園はたくさんの方々が利用する公園ですよね。みんなが楽しく活動ができる公園であってほしいと自分は思っています。村当局にはしっかりした管理をお願いしたいと思いますけれども、当局としてどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

我々も職員もその公園、月に何度か往復はしてございます。また清掃員さんとか警備員さんのほうで発見された場合はその都度、報告をいただいているということです。さらに強化をしようとすると、例えば夜間パトロールをするのかとか、先ほど申しました監視カメラの設置までしていくのかというふうなことになると、また一層、その負担が増してまいりますので、どこまで対応すべきかというところを今、かなり悩んでいるところでございます。その辺はまた地域の皆様にも、自治会をはじめ御協力いただけたらというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

なかなか難しいんですけれども、監視カメラとかはどうですかね。取付けとかやったらまずいですか、どうですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

プライバシーの侵害というところにどの程度かかるのかという問題あるかと思いますが、広く公園を監視するというところでは可能であろうというふうに思います。ただし、それを全ての公園に設置するとかとなりますとそれなりのコストがかかってまいります。維持管理も結構出てまいりますので、そのあたりは財政状況も含めながら今後の課題とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○３番（伊集守吉議員）

じゃ、しっかり、公園というのはたくさんの方々が利用する公園ですので、ぜひ公園管理だけはしっかりやってもらいたいと思っています。

時間はまだまだありますけれども、私の一般質問は終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後１時に再開します。

午前１１時３６分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

では、通告に従いまして、一般質問、３点行います。

まず、１点目に、今年１月に開催しました令和３年度の成人式について質問をいたします。

４度目の緊急事態宣言が、昨年９月末に解除になり、一時期は感染者の数も１桁台で推移し、そのまま落ち着いてくることを全県民が期待したと思います。

しかし、新年を迎えますと、オミクロン株の感染者は一気に広がりを見せ、１月15日には、1,829名の感染者を出し、最悪な状況に陥りました。

このような状況下で、成人式開催の判断は大変苦労したことと推察いたします。予定どおり１月に開催する自治体、中止の自治体、延期の自治体と、その判断が自治体によって異なりを見せ、マスコミが注目し大きく取り上げたことから、当初、中止を決定した自治体が延期に変更した事例もあります。

本村は、このような厳しい状況の中で、予定どおりに１月開催を決定しましたが、次の点について、所見を伺います。

①１月開催の判断に至った理由について。

②開催後の総合的な所見について。

２点目に、令和４年度の成人式の年齢対象者について質問いたします。

国の法改正により、今年の４月１日からは、成年年齢がこれまでの二十歳から18歳に変わります。このことを受けて、国は成人式の次期や在り方については、各自治体の判断に委ねるとしていますが、本来成人式の定義に照らし合わすと、二十歳を迎え、大人の仲間入りを果たしたことを、祝福、激励するために行われるのが成人式のお祝いとなっております。それからすると、当然、成人年齢に達した18歳が成人式への対象年齢になります。よって、令和４年度の成人式の年齢対象について、所見を伺います。

３点目に、公営墓地について質問いたします。

規制区域が制定される以前の本村においてのお墓建設は条件も緩くて、他の市町村の人も、墓地を求めて多くのお墓が建設された。お墓はそんな至る所に存在し、景観的にもよいとは言えない。このようなことを規制するために、平成20年に北中城村都市計画マスタープランを作成し、お墓が建設できる区域とできない区域に区分した。

本家のお墓のそばに建設を予定していた人も、区域設定により建設ができなくなり、心配する声が地域で聞こえるようになった。

墓地の購入については、坪単価や場所の条件等も厳しく、相当の負担があるので、村が進める公営墓地事業に対し、高い関心を持っている村民が多い。特に高齢者の皆さん。

公営墓地も完成し、３月28日から第１期の募集が始まります。よって、下記の点について所見を伺います。

①第１期募集の詳細について。

②村民から募集についての問い合せ等はないか。件数と内容について。

③何期に分けて募集を予定しているか。

④第二期募集の予定時期と詳細について伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

１番目の成人式、２番目の成人式の年齢対象等については、教育委員会のほうから回答していただきます。

私のほうでは、３番目の公営墓地について回答いたします。

公営墓地について、①第１期募集の詳細についてでございます。

墓地用地を対象に50基の区画を募集します。対象者が多ければ抽選で決定し、少なければ該当基数の場所を抽選で決定いたします。既に要項もホームページで載っておりますので、これからの募集に入ります。

②村民から募集についての問い合せ等はないかということですけれども、件数を記録しているわけではありませんが、広報３月号配布後の２月28日あたりから問合せがあり、３月10日までに約90件、１日平均10件ほどの問合せがありました。内容としては、条件の確認等が多かったとのことです。

③の何期に分けて募集を予定しているかということですけれども、今のところ、第１期の募集を終了した後、50基になるまで随時受け付けるのか、数十基にまとめて次年度以降第２期の募集を行うのか判断していきます。

④第二期募集の予定時期と詳細について。

第２期募集の予定時期と詳細については、墓地の建設状況も確認しながらになるかと思います。詳細内容、予定期日はまだ決めておりません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

まず、質問要旨１点目、令和３年度の成人式

の開催についてでございますが、①１月開催の判断に至った理由についてでございますが、新成人により構成される実行委員会において、開催への強い要望と対策への協力が得られる。そして、かつ、安心・安全な開催に向け、対策を講じることで開催は可能であると判断いたしました。

２点目の開催後の総合的な所見についてでございますが、開催に当たっては、年初からの急激な感染拡大を受け、さらなる対策として、出席者全員の抗原検査を実施し、式典でのクラスター発生もなく、オンライン配信の閲覧による参観も可能としたことで、対象者及び保護者にとっての大切な式典が、安心・安全に開催できたと考えております。

質問２点目の令和４年度の成人式の年齢対象者についてでございますが、周辺市町村へのヒアリングや内閣府が行いました成年年齢の引下げに関する世論調査の結果を参考に、二十歳の集いとして開催することを予定しております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

これから再質問に入りますが、議長、再質問は、３番目の公営墓地について、それから質問していきたいと思います。

まず、第１期募集の詳細を掲載した広報を配布してから、問合せが３月10日までに90件、１日平均10件あった。内容としては、条件の確認等が多かったとの答弁ですが、募集の記載誌には条件に当たる使用資格が掲載されております。

ですが、私は、あえてその条件の確認ではなく、生前予約、その件の問合せが多くなかったかとを思うんですね。

その件いかがですか。そして、具体的な内容を説明していただきます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

３月10日までの約90件につきましては、今言ったように、条件等は確かに要綱等ホームページに載っていたと思うんですけれども、その詳しい内容が文章では多分分からなかったということもありまして、実際うちがそこを募集できるのかとか、そういった内容が多くて、生前予約等に関しては、ホームページ等にも載っていませんでしたので、その件に関しては、あったということは一応お伺いはしておりませんけれども、ほとんどが条件等の中身についてということをお伺いしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

生前予約はできませんということは、皆さんが村民に配布した公営墓地募集のお知らせ、その中でこういうのはしっかりと使用資格、北中城村に住所有し、引き続き村内に住所を有する者、そして２点目に、祭祀を主宰する者、そして焼骨を所有していること。その下に赤く、生前予約ができませんということは記載されているんですね。ですから、その問合せの内容を皆さんはいろいろと、例えば生前予約は何件入っているかというそのものの把握をされていないんですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

担当のほうで受けたことを一応お伺いしたんですけれども、生前予約について聞かれたということは回答は得ていません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

３月10日時点で、約90件の問合せがあるということですが、今日まで、また、その問合せ等は増えているのか、内容はどんなものがあるかお聞きします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ちょっとその後の件に関しては、電話のお問合せに関しては、ちょっと聞いておりませんけれども、その後、募集要項、配布始めております。その件に関して、一応、担当のほうにどれくらいあったかということでお伺いしたところ、14日までに58件、募集要項の確認、受け取りですね。14日までに58件。それから15日までしか聞いていないんですけれども、15日だけで24件。計82件の募集要項の確認等含めて受け取りがあったということをお伺いしています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

村民からこれまで、生前予約ができないということで、苦情等々何かはなかったですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

その件に関しましては、私のところにはそういった苦情があったということは届いていません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

地域でも、やはりそういう生前予約ができないということで、今いろんな方々が、問合せが我々議員にはあるんですね。それで今、特に高齢者の皆さんが関心を持っているんですよ。じゃ、これまでの件数であって等々というのは、私は今後のこの公営墓地の検討委員か何かで、検討議題として、何か行くたるものがあるかと思うのですが、そのようなものもなしでは、何の声も拾い上げていないんですか。まとめていないんですか。確認します。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

特にまとめてはおりませんけれども、今回公営墓地の検討委員会におきましては、この募集の方法とか、それから今言ったこのチラシ等に載っている内容等にかなりいろいろ時間を割きまして、検討委員会の中でも、今言ったように生前予約の話は出たんですけれども、取りあえず、那覇、浦添等も生前予約はあるんですけれども、合葬室のみという項目があって、そういう話はいたしました。

ただ、当時進めているときに、このような墓地用地とは切り離していただきたいと思うんですけれども、生前予約というのはどういうものかというのはあって、その説明をしました。

生前予約する方というのは、子どもたちに迷惑をかけたくないとか、それからいろいろな事情はあると思うんですけれども、それで自分で申込みして、合葬室に入れてもらえば、あとは市町村が何とかなるというような形で捉えているかと思うんです。

ただ、この生前予約した場合、子どもたちに迷惑をかけたくないという方が多くて、実際子どもたちに生前予約入れているからとかいうような話をしていない方も結構いらっしゃるということをお伺いしています。そのときに、この方が亡くなったときに、本当に生前予約した方が、合葬室に入れられるかということを考えると、ちょっと厳しいかなというのがあって、墓地検討委員会の中で諮って、生前予約は外したということになっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

今の答弁、私は今、納骨室の生前予約をして墓地建設する予約、今私は、その墓地を建設する土地について質問をしています。その検討は後でやりましょう。

その件について、村は生前予約できないということで決定してそのようになっているんですが、どういう考えの下でできないようにしたのか、もう一度伺います。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

今議会でも何回かそういったお話出ているかと思うんですけれども、沖縄の風習としては、亡くなって告別式終わると、その日のうちに普通は納骨ということでお墓に納めるとか、そういったことになっています。現状としては。

それで、そういった中で、生前予約している方が、本当に亡くなったかどうかというのは、担当の係では知ることができないんですね。亡くなったというのは、当然死亡届というのがあるんですけれども、これも提出できる条件が３つありまして、亡くなった方の本籍地、それから亡くなった病院所在地、あとは申請者の住所地というのがありまして、全く関係ないところで届出が出される場合もあります。

そういうときは、１週間後とか10日あとぐらいに手続をすることになるので、もうそのときには既に何らかの形で終わっているという状況が考えられるんですね。そういうことになった場合、じゃ、村としてどうするのというのがあって、納めたところから持っていくのかとか、そういったのがあるので、これはできないでしょうということで、その確認が難しいということで、生前予約をやらないということで決めた実情がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

村長にお聞きしますが、今、私の質問に対しては全て課長が答えています。

課長が答えたことにつきましては、村長の考えとして受け取ってよろしいわけですよね。もし、訂正文があったら、訂正した答弁をしてほしいと思うんですが、そうでなければ、最高責任者は村長ですから、全て村長の考えということでよろしいですね。

じゃ、お聞きしますが、今、亡くなった方が予約をして、じゃ、亡くなりました、家族のそういうことをお話をされていないということなんですが、これは皆様は全体の何％ぐらいがそういうのに該当すると思いますか。

予約した人の中に、こういうことが起きるというのを想定しているわけでしょう。何名ぐらいの方が、こんな難しい問題になると思っていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

何名というわけではないんですけれども、戸籍等の担当課でもありまして、実際死亡届を受けている自分の感覚ですね、それでちょっと厳しいだろうという判断で、生前予約を抜くということも含めて、公営墓地検討委員会に諮って、あと条例等も含めて、実際は最終決裁には村長へのお伺いを立てて、そういった形で今やっている状況です。

以前に保証人とかつければいいんじゃないのという話もありました。それも例えば、今世の中ちょっと分からないんですけれども、保証人、

１人ないし２人入れることも可能なんですけれども、その保証人が先に亡くなることもあり得ますので、それは100％担保できないということで、ちょっと厳しいのかなという判断の下で、条文から外して掲載を図ったというわけです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

以前の答弁の中で、この生前予約をしなかった理由について、今、課長が答弁したとおりなんですが、生前予約を緩和した場合に、予約をした本人が、家族や知人、友人、例えばに、最初生前予約したことを話さずに亡くなったときには、そういうのも追跡、調査等々が必要になってくると。その業務の煩雑を軽減するためにという理由だったんですね。しっかりとメモされています。

昨日の比嘉盛一議員の質問に対して、この納骨室の随時受付について、課長はやっていきますということだったんですが、村長はその条例や要綱に照らし合わせてということで、答弁が食い違ったんですね。そして、村長は、担当課が大丈夫であれば、対応ができるんだったらいいですよという答弁をされていたんですが、本当の狙いでは、職員の業務を軽減するためにこれはなくしているんですか。これは明確にお答えください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時２２分　休憩

午後　１時２３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

義彦議員の御質問にお答えいたします。

村の考え方として、まず、生前予約の必要性、なぜ、生前予約がやっていないのかということですけれども、これは、墓地は緊急性が高い人に優先的にそれを与える、割り当てる、そういう趣旨があると思います。生前予約については。

ただ、そうしますと、当初から生前予約する方々が結構いて、それを埋まるんじゃないかと、そういう危惧もされたわけです。ただ、私今、ちょっとそのように職員の軽減とか言っているかどうか分かりませんけれども、そうではなくて、こういう危惧をされるために生前予約をやめた、しかし、この生前予約はやめてはいるんですけれども、納骨堂は期限付のそれがありますね、その間に預けるとして、その亡くなったあと、本墓地の申込みをしてやるということは可能なので、それをまた改葬をする手もありますので、それを活用するということはできると思いますので、ただ、生前予約はうたっていませんけれども、それを救済する措置として、そのようなことを考えたわけです。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

村長この前のこれまでの条例の中でも、この納骨室については、これは生前予約できなかったですよ。今、課長の答弁もありましたが、浦添もやっていないと。なかったです。

それで、今の村長の答弁では、この亡くなって、納骨室に一時預けて、それから墓地を建設するという答弁なんですが、ちょっと矛盾するんですよね。

この受付というのは、随時やるということでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

勘違いしていると思います。

私が納骨堂と、生前予約するというのはそういう意味ではなくて、亡くなったら納骨堂に納

めると、そのあと墓を造るということも可能じゃないですかと。そこで、納骨堂からその後改葬するという手もあるということで、そこの生前予約できない救済がそこにあるということから、生前予約はできないということを認めたわけです。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時２６分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

休憩します。

午後　１時３０分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

昨日、担当課長からは納骨堂を随時受付をやります、予約ができるようにしますという答えでしたが、村長のほうは、その条例であったり、要綱に照らし合わせてやるということの答弁ですね。何か答弁が一致しない、そういうことなりますが、それはできるできない、明確に答弁を求めます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には全て例規に従ってやることが当然だと思っています。それは、要綱説明したかもしれませんけれども、課長は説明したかもしれませんけれども、例規に基づいた要綱ですから、要綱と例規は整合するわけです。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

今全然かみ合っていないんですよ。

これまで例規にないから議員が質問していて、昨日、たまたま課長がその答弁したんですね。だから、もし例規がそうなっていなければ、例規は改正するんですか。すぐ改正しますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

多分公募のことを言っているのかなと思うんですけれども、墓地に関しては今回50基ということで、数を決めて募集をやっています。ただ、納骨堂に関しては、そうではなくて随時やっていこうかなということでやっています。

何でかというと、盛一議員からもありましたけれども、浦添市の状況で、問合せを送ったけれども、実際納骨室、最初に許可が下りたのが７件だったということもあって、そんなに急に増えることはないだろうということで、随時募集をやることになっていますけれども、これは村の公営墓地条例、去年12月に一応議案で出したものですけれども、その中の５条の中で、５条の２ですね。公募することができるということがあるんですけれども、その２に、前項の規定にかかわらず、村長は公募によることが適当でないと認めるときは、当該公募をしないことができるというのがあるので、それを元に納骨壇は随時受付という形で進めているということです。

それでよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　１時３３分　休憩

午後　１時３９分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

墳墓地に関しては、期間を設けて今募集をしているということですよね。納骨堂の場合は、一応随時受け付けるということは間違いないです。この納骨室の場合は、焼骨を有する者とはあるんですけれども、火葬許可書でもって判断しますので、例えばこの火葬許可書をもらってから、それと同時に今言った納骨室への手続をすれば、翌日に間に合うこともあります。ただ、時間的なものがあって、夕方とか、そういう場合も翌日になるかもしれないんですけれども、受け付けて入ることはできるということです。この期間内であれば、主宰する者がその焼骨の返還を受けることも可能ですので、過ぎた場合はもう自動的に一応合葬室ということになっていますけれども、期間内であれば受け取ることは可能ですので、その間に墓地の申込みなりやってオーケーであれば改葬という形も取れますので、その辺の救済にはなるかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

じゃ、この納骨室につきましては、随時受付をするということで、そして沖縄の風習では、告別式が終わった頃には、ほとんどの人がお墓にすぐ納骨するんですね。そういう事情では、お墓がまだできていないということで、納骨堂を利用できるということでよろしいですか。

答弁を求めます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

そういうことでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

先ほど村長が、その墳墓地については、緊急性の高い人を考え、その生前予約は組み入れていないということなんですが、私はその墓地を求める人たちはいろんな事情あると思うんですね。

例えば、私よく耳にするのが、親が高齢になり、施設や病院に今入院したり入所している。そして、もう年齢も高齢だし、本家から分家してお墓もないと。今、本村でも規制があって、なかなか個人で造ることもできないようになった。そういう村が、今公営墓地事業を進めていて、それを期待していたのに、またそれにも予約ができないということで、もうとても心配でたまらないと言っているんですね。

答弁の中で、家族に話していないとか、そう言っているんですが、私は全くそういうことないと思うんです。家族であったり、本人であったり、誰かが予約するときは、そしてそれは土地を予約してもお墓を造る、また高額のお金が必要になります。だから、どうしても家族にはそういう話は、話をされていると思うんです。だから、課長のさきの答弁では、僕は全体の何％かなと疑うんだけれども、そういう人たちは、村長は緊急性の高い人と思わないですか。

今高齢で、施設に入院したり、また病院に入っている方もいる、そしてお墓はない。そして家族は心配している。高齢で健康の方であっても、自分が元気なうちに、ちゃんとこのお墓の土地も求めたい。そういう方々、沖縄の人は多いんですよね。そういう皆さんのこの声を、もう少し聞くべきではないんですか。要するに、年齢を制限するなど、何歳以上は生前予約認めますよとか、全体だったら年齢がもういろいろな年齢になって、業務が大変だと思うんですが、高齢の皆さん、どうですか。今心配するのはこの方たちですよ。

答弁お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、例規に定めた３要件、住所要件とか、主宰する祭祀をする者、焼骨を所有する者、そういった３要件がございまして、そこにまず該当する者、そしてその人が北中城村の人で、よその人が御親戚、御家族の方が墳墓地を申し込むことが可能ですけれども、生前予約ができないということになっていますよね。当然それは今できないんですけれども、今、村長が別に定めるといるとか、そして緊急性の高い者からそれを優先的にやるというような生前予約のそれについては、ですから、村長が別に認めるという、まず、例えば、我々も今、ちょっと具体的なことを持ち合わせていませんけれども、それが村長として認めたら、それは可能だと思いますけれども、まだそこまで例規の判断基準等まだまとめてはおりませんので、今月中にはそれをまとめてつくりたいと思います。

ただ、今のところ、義彦議員がおっしゃったことがそのまま認められるというとかそういうものではなくて、判断基準等についてこれから定めるということです。まだそこまでいっていませんので。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

自分はその件については、早いうちに検討委員会で検討してもらいたいと思います。

要するに、村長が特別にそれを認めるということになったときには、こういう高齢の方というのは、もう予約をできれば、すぐもうお墓建設したいという方々だと思うんです。じゃ、亡くなって、村長が認めるということになったら、それからいろんな墓地建設の時間かかりますよね。そういうややこしいことを村民にさせるんですか。そして、お墓というのは、いつでも造れるものじゃないですよ。その辺をしっかり酌み取って、検討会議で検討して、早めに決めてほしいと思います。年齢基準も年齢も。

そうしないと、その公営墓地ができたことで、村民を大変不安に陥れている。行政が事業を進める中には、村民にそういうような不安を与えるべきではないと思うんです。しっかり対応できる形で進めていくのが行政だと思うんですが、僕はしっかりやってほしいと思うんですが、いかがですか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

また、そういった判断も大変難しいと思います。

じゃ、施設に入って非常に高齢だと、非常に緊急性を要するというのは、じゃ、若い人たちはできないのに、その年齢いった方々は、あるいは病気の人たちもできるという判断というのは、その基準というのは、つくるのは非常に難しいかなと思うんです。じゃ、施設に入っているとか、あるいは高齢であればみんな認めるのかということも、申請があればということもありますので、そこはもう少し慎重に考えるべきかなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

いろいろ今、村長も自分の意見も述べているのですが、やはり私はその墓地が造成してもう今募集が来ているんですが、じゃ、この募集の申込みが少ないようであれば、この墓地はそのままの状態でしておくのか、どういうお考えなんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には募集要項で何基として今計画してつくって募集をしていって墓を埋めていくんで

すから、もしその期間、非常にまだ空きが相当なことがあった、あるいは50基を募集として基数を持っているのに、10件しかなかったとかそういったあたりのを見たら、状況を勘案して、それはまた要項を変更をして、要項変更というのは、次の第２期、同じ年度内第２期募集とか、そういったことは検討できると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

自分が今質問したことは、地域の住民の困っている皆さんの声ですから、検討委員会等で議題として上げてください。

昨日の稲福議員の質問の、ちょっと私は納得できないんですが、お墓の散在防止化に関しましては、村外で規制区域外、規制区域外といったらお墓が造れる場所に当たる地権者のお墓の建設については、公営墓地の利用案内を促す予定と答弁しているんです。していますね。

要するに、造れない場所と造れる場所を線引きして、この人は造れる場所に建設をしようとした。それは本村のマスタープランにのっとって、まちづくりであったり、その景観的配慮と形でこの線引きはされたと思うんです。造れる場所に造ろうとする者を、あえて公営墓地に案内する。今、私が高齢者のそういうものを生前予約入れたほうがいいんじゃないですかと言ったらできませんと言うのに、矛盾しないですか。この線引きというのは、できる場所とできない場所、引いたこの根拠は何ですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

今回のこの公営墓地を造った一番の目的は、墓地の散在過多ということは一応御存じだと思います。そのために、本来墓地の規制区域というのがあるんですけれども、平成20年のマスタープランを基に、26年度にこの墓地の規制区域の地図を作成しています。その後、ライカムとか、そういった市街化区域、調整区域とかなり都市化しております。その後、そういった見直しもやられていないので、今後はこの今の規制区域外も、本来狭める必要があるんですね。要するに、今造れるところも、もう少し狭めて、本当に墓地の散在化を図らないといけないということがありますので、今後、そういった見直しも含めて、取りあえずは墓地の散在化を考えております。

先ほど言われた、村外の人が墓地を規制区域外に造るということであれば、確かに認めないといけないと思います。ただ、散在化を防ぐ意味で、公営墓地利用しませんかという問いかけはやっていこうかなというのが趣旨です。

どうしても自分の土地に造るというのであれば、それはそれで構わない。その後、村長が認めるというのは、そういった３つの３条項以外に、土地があるんだけれども、散在化を防ぐために、公営墓地に案内するとか、そういった特殊な事情が出てくるので、条文にはそういった形で入っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

その規制が線引きされる前にできた墓地いっぱいありますね。県道であったり村道だったり、景観上もよくないと私も思います。そういうもろもろからその線引きをされたと思うんですが、その線引きの中で、出来る場所、出来ない場所をより分けして、できる場所に建てようとしたら向こうに促す。じゃ、みんなこの墳墓地を予約しようと待っている方々多いんですよ。そこが先じゃないですか。僕はそう思います。じゃ、線引きした意味は全くないとも思います。

村長どう考えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かに今おっしゃるような趣旨と、今、課長が散在化を防ぐためのそれと、もうひとつが規制区域外に建てるのであればいいんじゃないかと、確かにそうです。

我々の答弁は、ある意味では目的に忠実にやったようなものでございますので、要するに散在化を防ぐための。もう一つは、村内の人が亡くなって、指定区域外に造ろうとしているところを、それを公営墓地に誘導するというのは、確かに今まで待っている人については、それは申し訳ないというところもあるかもしれませんけれども、しかし同じような手順を踏みます。それでも同じように。ただ、そこは、亡くなった方というのは、当然その３要件を満たしている方です。しかし、それが、家族が、娘、息子がその自分の祭祀を主宰をする方が村外にいる場合、それも可能だということを申し上げておりますので、その救済のためでもあります。

今、義彦議員がおっしゃるとおりの疑問のところは当然感じていると思います。ただ、行政側からすれば、あくまでも原則論で散在化を防ぐためにそれを持っていたと、公営墓地に誘導するというその手段を取ると、そういうことでございますので、これはもう御理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

全く理解できないですがね。全く理解できない。

この景観上ちょっと好ましくないところに建設されている以前できたもの、そういうものを公営墓地に促すとかは分かりますよ。できる場所のものを、相手からこういうことがなくても、村がお願いしていくということですか。じゃ、村民にみんなに、希望する人に足りますか。希望する人に。

そのために、もう時間がないから、このことも検討委員会で検討してください。僕は全然理解できない。

じゃ、次へ行きます。

昨日の盛一議員の質問で、平成28年から令和２年までの５年間で、102基のお墓が建設されたということを答弁されました。そして、その中で、建設ができない区域に３基建設されたと。

どういうことなんですか、これ。できない場所に３基できたということは、どういうことですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

これは島袋区域なんですけれども、本来墓地を造るときには、昨日も申し上げました墓地等の経営の許可に関する条例及び条例施行規則にのっとって、墓地を建設させてくださいという申請をしないといけないんですけれども、この３か所については同時に造ったもので、墓がほぼできた状態で後から申請ができて分かったということです。

その中で諮って、本来であれば村長の判断でこれもう全部取り壊して現状に戻すのも大変だろうということで、そのときは、その墓業者のいろんな始末書みたいなのも書いて、その墓の地権者とか周囲の墓に関係する人たちの署名、印鑑ももらって、何かあった場合は、自分たちの責任を負いますというのをいただいて認めたということをお伺いしています。認めたのではなくて、既に墓を造れないところに造ってしまったということになっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

これはもう、間違いなく違法の建設ですよね。

僕は絶対許されるものではないと思います。それは始末書で、村はもう許したと。

その理解でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

当時はそういう判断したということをお伺いしています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

私はもっとしっかりやるべきだと思います。じゃ、今後そういう事例が増えたらどうしますか。こういう形で許してしまえば、どんどん増えていくんじゃないですか。

その辺について、村長どのようにお考えですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当然法令にのっとって処置すべきだと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

幾つか私は問題点を指摘しましたが、早急に検討委員会議でしっかり議論をされて、村民の声に応えるような形で、私はこの事業を進めてほしいと思います。

じゃ、次の質問に移ります。

次の質問は、成人式の次年度の質問に移らせていきます。

周辺市町村へのヒアリングや内閣府が行った調査の結果を参考に、二十歳の集いとして、令和４年度の成人式を開催を予定しているとですが、周辺市町村の意見と内閣府の内容というのは、どのような内容になっているかお聞きします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

義彦議員の質問にお答えします。

周辺市町村、例えばこちらから言うと、中城とか西原、宜野湾、沖縄市、北谷町とかですね。ちょうど私たち生涯学習課の課長会とか、また、社会教育主事の研究会とかがあるものですから、その中で、各市町村の情報交換をやって、直接の北中城村はアンケートは取っていないのですが、そういう今おっしゃるような内閣府の世論調査であって、その結果として二十歳で式典を望む意見が70％を超えていたということが報告されています。

18歳で式典を開催した場合は、受験勉強とか就職活動、将来に関わる大切な時期であり、子どもたちの負担が大きくなることが予想され、また、従来どおり二十歳を対象とした式典を実施することで、二十歳は飲酒や喫煙も全ての年齢制限がなくなる区切りの年齢と思い、引き続き重要な節目であることから、社会教育の一環として改めて自分に責任を持ち、自立した成人としての自覚を促し、行政としても励ます場として開催をしたほうがいいんじゃないかということで計画しております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

今、内閣府の調査の結果で70％が二十歳の式典を望むという回答でございますが、この70％の回答というのは、この成人式の対象者になるのか、それとも保護者であるのか、その辺、ちょっとお聞きします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

御存じのとおり民法で、今年の４月１日から

は18歳で成人になるということでもう決められているものですから、この二十歳のときにやるというのは、その対象年齢が二十歳になって、成人式とは言わずに二十歳の集いという形での開催が望ましいんじゃないかということで、今、中部の研究会の中でもみんなの意見がそういう形で進んでいます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

18歳で開催した場合に、今、受験のことやら問題点指摘していたんですが、これは解決策というのは、方法はなかったのかな。

ちょっとお聞きします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

直接北中城村としてアンケート、その対象者に今、今年成人になる方々にアンケートを取っておりませんけれども、例えば、既にもう今年の４月１日が施行になるものですから、19歳の方も成人になります。

そういった場合も考えて、近隣で言えば、宜野湾市、沖縄市が調査、抽出でのアンケートになっているんですけれども、ほぼ沖縄県では80％以上が二十歳でやりたいという、高校生を対象にした宜野湾市の調査があって、そういう形で出ているものですから、その研究会の中でも、そういうまた市町村の意見が大半でしたので、北中城村も、決定ではないんですけれども、そういう形での方向がいいんじゃないかということで、今のところは予定しています。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

今、成人式の18歳開催につきまして、反対する声というのは、18歳で実施した場合には、ちょっと今、課長の答弁であったように、高校３年で大学の受験シーズンであるということであったり、18歳成人でも、飲酒や喫煙はこれまでと同様禁止されているんですね。そういうものから式典後に、飲酒で飲んだりした場合には、大変心配されるという意見もあります。それから、また中には、賛成する意見もあるんですがね。

じゃ、質問いたしますが、本村は二十歳の集いということで変更するんですが、これまでの成人式の定義にはそぐわないと思うんですが、皆さんはこの二十歳の集いの趣旨、目的は、どのように考えていますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

確かに今までは二十歳になって成人式ということでやっていますけれども、今年度、令和４年度からは18歳での成人になっているんですが、今年20歳に達する人たちを対象に、名称は成人式から二十歳の集いということで、村としてもそういう社会も、じゃ、実質には社会に出ているんですけれども、お酒とか、たばことかが許される本当に刑事責任とかも問われる年齢になるものですから、そういう励ます意味でも、また激励してやっていけたらと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

ただ、賛成の声からしますと、何か大人の自覚を持たすということなんです。ですから、今、全国では、そのまま18歳の開催、実施する自治体もあるんですが、これまでそういう反対意見であったり賛成意見でありますが、大人の仲間入りをしても飲酒や喫煙、競馬などの公営競技には同様禁止と、一方では契約関係等々が親の

同意がなくてもできるようになるということがあるんです。ですから、国民の祝日である成人の日というのは、そのまま残ると思うんですよね、成人の日は。そうなると、本来は大人の仲間入りをしたその節目の年に実施し、そういう賛成意見、親の意見も、自覚を持たすべきという意見もあるんですよね。

そして、開催について、大学受験の時期を、今１月開始ですね、それを３月あたりに変更もするという自治体もあるし、そうしたら、18歳に開催した場合には、19歳、二十歳の成人式も必要になってくるわけですよね。

そうなると、１月は二十歳の成人式、３月は19歳の成人式、５月は新成人、そして翌年からは18歳の成人式にするという考え方もあるんですよ。

そういうものも少し、研究会で検討もされましたか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

今、義彦議員がおっしゃるように、年３回ですか。１月が今までどおりの成人式、５月に19歳を対象、次の月が18歳とか、そこまでの話合いは今、こういう話は出ていません。

ただ、これまで二十歳になる人たちを一度にしようか、どうしようかという話は出ましたけれども、これ、経済的効果とか、そういう式典会場の問題とか、今現状でなかなか厳しいんじゃないかということで、やっぱり大人の仲間入りということなもんですから、男でしたらスーツとか、女、例年どおり着物とかが多いもんですから、そういうのも対応できないということで、年齢は成人しているんですけれども、二十歳の集いにしたほうがいいんじゃないかという、そういう話も宜野湾市さんのほうから、経済的にもそういうお店からの意見もあったということは聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

この意見は商売人の話であって、我々はその成人式用に対象者の立場で考えれば僕はいいと思います。

ですから、じゃ、本村は二十歳の集いということで今は予定ですよね。

全国は18歳で開催する自治体もあって、そこには今、先ほど申したとおり、１月に二十歳の成人式、３月には19歳と５月に18歳、これはもう初年度だけです。これをクリアやれば次年度からは18歳だけになるわけですが、そういう形で、今、ネット上では、18歳開催、二十歳の開催というのは、いろんな情報が飛び交っているんですね。その中で、我々北中城村のその18歳、19歳の対象する皆さんも、我々は何歳で成人するのかという、恐らくいろいろと関心持っているかもしれない。

そういうことで、情報というのは早めに発信しないといけないんですよね。周知はどのように考えていますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

確かに、当該に対象になる今19歳、今年18歳になる方々は、家族も含め、心配していることと思いますので、まだ私たちも二十歳の集いでやる決定ではないです。希望をしているわけですから、これから教育委員会に諮り、また、長の決裁を仰いで、早めにホームページとか広報に載せたり、掲載して、早めに周知を図っていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

これは決定ではないと。

じゃ、もう少し、皆さんまたいろんな意見を聞いて、これを変更する可能性があるかなという気がするんですが、でも、それは、要するに、成人式に参加する皆さんは、着物だったり袴というのは、１年前から予約をするということを聞いているんです。その後皆さんがこれを決断を遅くなると、これまた支障を来してしまう。早めに判断しないと、今度18歳、19歳、二十歳の皆さんが、皆さんが全て予約をしてしまったら、またキャンセルに、いろいろと問題が発生するんです。

だから、そのことについては、しっかりと早いうちに決断をして、村民には周知してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

皆さん、対象の方々は不安になると思いますので、早めに、４月、教育委員会もすぐ４月の頭にはありますので、そこで議案として話合いをして、また長の決裁をもらいたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

では、この質問は終わりまして、今年度の成人式の開催について再質問したいと思います。

式典に参加した新成人は、陰性が確認された110人ということを新聞記事で確認しましたが、今年度の新成人の対象人数と例えば入場前に抗原検査を行っていますが、そこで陽性が出た成人もいたのか、人数もお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

はい、お答えします。

今年の新成人の対象者は182名でした。

当日式典に参加したのが110名です。率にすると60.4％ほどですね。コロナが発生する前は80％ぐらいでしたけれども、やっぱり若干当日参加者が減っています。

これについては、教育長からも答弁があったように、ライブ配信とか同時でやっていたものですから、用心の意味とか、家族の者の迷惑かけたらいけないとかというのがあったから、若干参加者が例年よりは減ったのかと思います。

当日、参加者全員、受付スタッフ、青年会とかも含め、全員に抗原検査は実施しております。その当日にはコロナの陽性者は出ておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

陽性者が出なかったことは大変いいことだと思います。

私も今回の参加者が110人ということで、例えば例年より少ないなという気はしていました。そして、教育長が答弁したように、今、オンライン配信で参加できるということで、恐らく各家庭、パソコンなので参加をされていたかなと思います。

今回は、コロナの影響で、そういう形を取られたんですが、例えば、今後、今、学校であったり、例えば職場であっても、コロナの影響を受けてオンラインで会議する等々の、これ増えてきたんですよね。ですから、今後またそれが成人式の持ち方が少しずつ変わっていくかもしれない、そういうときに、今回の、例えばオンラインで参加された新成人の皆さんの声というのは拾っていますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

直接の声は聞くことできませんでしたけれども、当日ライブの視聴をした瞬間で90名、式典最中に90名の方が視聴していることは報告が出ています。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

できましたら、そういうオンラインで参加された皆さんの声を拾って、どういう意見があるのか、例えば言えれば、ちゃんと着物着て正装しなくても参加できると思うんですよね。ふだん着で。そのままで参加してオンラインなのか、今後の成人式の持ち方に活かされると思うんですが、ぜひ、これは声を拾って、今後に生かすようにしてほしいと思います。

新聞記事には、成人式参加者の中から１人陽性が出たという報道がありまして、その後は特に何も増えたことはないですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

はい、お答えします。

確かに新聞報道で１名出たという報道がありましたけれども、これ、成人式が９日にありまして、翌日が祭日になるもんですから、11日に母親のほうから電話がありました。それを受けて私たちも直接本人に、全部成人式参加者の名簿と返信の健康チェック表に携帯番号とか書いてあるものですから、直接本人に電話することができて、確認しています。

その後、ホームページを活用して、体調不良が出た場合には、医療機関を受けるように新成人に対して周知を行っています。ホームページにすぐその日で載せております。その後、陽性者が出たという報告はありません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

こうして新聞記事の北中城村のそういう成人式の様子も記事になったんですが、各自治体がいろんな苦労をしながら取組をされていて、その日１月開催やっている自治体があるんですね。

そういう面からして、そういって教育長の所見についても、出席者全員の抗原検査を実施して、式典のクラスター発生もなく、オンライン配信の閲覧による参加も可能にしたことで、対象者及び保護者にとって、大変大切な式典が安心・安全に開催できたと、もうとてもすばらしいことです、これは。

ということで、私も、これは答弁を聞いて安心したんですが、式典を開催する側にとっては、式典を開催して、もしクラスターが発生した場合にはまたいろんな批判を受ける、そして、じゃ、中止や延期にした場合には、またその対象者の新成人の気持ちを考えない、いいのかという批判を浴びる、とっても苦しい立場だったと思うんです。でも、そういう中で、１月、とても患者さんが増えている中で、その決断をして、しっかりできたことは、私はもうこの保護者、対象者の皆さんにとても感謝されていると思います。

本当にすばらしい判断だったと私は思っています。

大変お疲れさまでした。

以上です。

議長、終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

２時30分再開します。

午後　２時１８分　休憩

午後　２時３０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

１、新型コロナウイルスについて。

１、感染者について。

①直近の詳細な感染者状況は。

②自宅療養者世帯等への詳細な支援を伺う。健康観察・フォローアップ等は十分か詳細を伺う。

２、ワクチン接種について

①直近の３回目ワクチン接種の村接種状況の詳細は。３回目のワクチン接種の今後の計画詳細は。

②高齢者（施設入所者含む）、基礎疾患を持っている方、障害のある方の接種状況は。個別の対応、相談等々の支援は大丈夫か。

③かかりつけ医での個別接種・県の広域接種希望への柔軟な対応の考えは。

④福祉関係者等のワクチン接種状況は、ワクチン接種に無理のある方への偏見差別は、ＰＣＲ検査はどうか。

⑤事前予約なし３回目接種は可能か、村民への周知は。

⑥子どもワクチン接種状況は、対応はいかがか。

３、副反応・後遺症について。

①対象者の方からの相談等は、村の対策対応の状況は。

４、広報啓発について。

①役場ロビー公共施設等、感染者状況表示等の村民への危機意識周知は。

②ＦＭ北中城を活用した村民広報啓発は十分か。

③第６波オミクロン株死者急増の高齢者・基礎疾患者用、子ども、若者世代の感染拡大、妊婦の皆さんへのワクチン接種努力義務等の丁寧な特段の広報啓発は、計画について伺う。

申し訳ございません10になっております。これ④の間違いですね。それから「今後第６波」になっています。これも「第７波」の間違いですので、訂正よろしくお願いします。

④今後第７波が危惧されるが、今後の村の対策対応と村民への周知啓発、特に村民への支援策等を伺う。

５、給付金について。

①住民税非課税世帯（離婚したひとり親世帯含む）に対する臨時特別給付金の詳細な現況は。

６、教育、学校現場について。

①直近の詳細な感染者状況は。

②学校現場のワクチン接種状況は。

③ワクチン接種に無理のある方への偏見差別は、ＰＣＲ検査その他のケア等の対策対応は大丈夫か。

④子どもたちのワクチン接種、そのほかの副反応・後遺症の際の休暇等の取扱いは。

⑤給食は、黙食で15分で食べるか。15分ルール。子どもたちへの対策対応は大丈夫か。

⑥オンライン授業の現状は。ＧＩＧＡスクール構想課題問題は、今後の対策対応は、マンパワーは大丈夫か。

⑦新型コロナ禍、子ども達の不登校の詳細は。

⑧ヤングケアラーの現況詳細は、調査は。

７、事業者支援について。

①現状と今後の対策対応は。

②事業者の皆さんからの納税等の相談は、対策対応は。

８、清掃作業の現場について

①ワクチン接種の現状は。現場の現状と対策対応は大丈夫か

９、村長について

①第６波の新型コロナ、オミクロン株の感染拡大の最大要因は不平等な日米地位協定の見直し徹底が絶対と思うが中部または沖縄県市町村会での一致した抗議要請取組の議論は。

②ネット上での第７波への危機意識報道、村民への村長メッセージは絶対と思うがいかがか。

③議会と自治会との情報の共有は絶対と思うが、村民の安全・安心を守る手法として、携帯電話等への配信は。

申し訳ございません。次も10じゃなくて④の間違いです。ごめんなさい。

④今後第７波が危惧されるが、今後の村の対策対応は。

２、学童保育について。

①直近の待機児童数の詳細な現状は。

②村民からのニーズ要望等は。

③子育て世代の皆さんの諸事情による場合と昨今の新型コロナ禍等と学童保育の一時預かりの完備可能な、安全・安心して仕事に専念可能な環境づくりは大丈夫か。

④しまぶく学童クラブ保護者会要請署名のその後の進捗状況は（回答説明は）、今後の対策対応は。

３、保育サービスについて。

①直近の待機児童数の詳細な現状は。

②村民からのニーズ要望等は。

③新年度の入所申込状況の詳細は。

④２次調整後の入所申込人数の詳細は。

⑤現状から希望どおりすぐに入所できない子育て世代もいると思うが、対応策についての考えは。

⑥他市町村でも小規模保育所を施設が自主整備し、その後認可申請を行い認定を取る事例がある。このような対応が施設側からあった場合、入所待ちの児童がいるときでも、村としては断る権限はあるのか。

⑦今後の子ども課（仮称）の進捗状況は。

４、アリーナ建設問題について。

①村民の皆さんへの前任者の選挙公約である説明責任の皆無に、当初与党の一議員として責任を痛感している。タカノリ村政１年を経過した今日、村民の皆さんへの真摯な、丁寧な説明の場、詳細な進捗状況等が絶対と考えるがいかがか。

②村民の皆さんの生の声を真摯に、丁寧にかたむける第三者委員会、パブリックコメント等々の村民のための取組が必要と思うがいかがか。

５、北中城村非核宣言について。

①軍事強国ロシアがウクライナへ大軍をして軍事侵攻。プーチン大統領の核の脅しに世界各国に恐怖と震撼が走った。同時に怒りと抗議の行動が全世界に広がった。地上で唯一の被爆国日本、地上戦の恐ろしさを知る沖縄県、そして、我が村は歴代の首長が継承してきた北中城村非核宣言、1982年５月３日、翌年、平和を守る北中城村民の会を結成し、今日まで真の平和を希求してきた。

2022年、北中城村の真のリーダー、１万8,000人村民の思いを全世界へ発信の考えを伺う。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、１番目に、新型コロナウイルスについて。

感染者について。①で直近の詳細な感染者状況ですけれども、まず、３月８日時点で1,048人です。

②についてですけれども、自宅療養者の健康面については、県が主体であり、食料等の支援は福祉課が担当し、希望がある方に実施しております。

２番目にワクチン接種についてですけれども、①として、３回目の接種状況、３月８日、高齢者68.01％、18歳以上28.74％、実施計画では、２回目完了し、６か月以上経過した方に随時予診票を送付しています。

②高齢者施設、障害者施設は既に完了しています。基礎疾患や障害のある方は、初回接種の

際優先的に接種をしたため、３回目も早い時期に接種ができます。個別対応は福祉課と協力していき、相談等に関しても、保健師等が丁寧に対応しています。

③かかりつけ医での個別接種、県の広域接種の希望者には、柔軟に対応しています。

④接種を希望する社会福祉協議会職員等は、キャンセルバックアップに御協力いただき、接種が完了しております。また、同調圧力や偏見が生じないように配慮しながら、接種環境を整えています。ＰＣＲ検査につきましては、国が福祉施設従事者向けに定期的に検査を実施しており、村では、村内の福祉事業所への検査容器の配付や、検体の回収業務を担っております。

⑤ワクチン本数の準備もありますので、接種は原則として予約制となっておりますが、当日のキャンセル枠などで、余裕があれば、予約なしの接種にも柔軟に対応しています。

⑥子どもワクチン接種状況についてですけれども、５歳から11歳までの接種対象者の保護者に往復はがきで接種意向調査を行い、希望する方への接種を実施します。時期等は中部地区医師会と調整中で、４月初旬を予定しております。

続きまして、３番目の副反応・後遺症についてですけれども、①対象者の方からの相談等についてですけれども、対象者の方からの相談等は、村の対策対応の状況はということですけれども、感染症の後遺症に関しては、県の専門相談窓口を御案内しています。副反応に関しての相談は、これまでに電話等で67件あり、主に、発熱や頭痛、倦怠感、腕の痛みなどが多く、保健師が丁寧に対応しています。接種時の予診の際に、副反応や対応方法についても、前もって説明をしています。

４番目に広報啓発についてです。

①感染者の状況は、村のホームページにグラフ付きで随時情報提供をしています。公共施設当への掲示につきましては、施設を訪れる村民の数も限られ、効果的とはいえないと推察されるため、予定していません。

②ＦＭ北中城はないため、利用は考えていません。村のホームページ及び広報紙等で情報の提供に努めます。

③第６波オミクロン株死者急増関係についてですけれども、高齢者や基礎疾患者には優先枠を設け、妊婦に特化した接種日を設定しての広報を行いました。今後も有効性のある広報に努めます。

④第７波についてですけれども、今後の第７波についても、感染症の基本である感染予防の啓発をホームページや広報紙、防災無線等で喚起し、予防接種の実施をすることで備えていきます。

続きまして、５番目に給付金についてです。

①住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の詳細な現況はということですので、３月10日時点、確認書の発送件数2,131件、内返信申請が1,249件です。

また、初回支給日は３月15日で、1,073件の支給を予定しております。

６番目に教育、学校についてです。

この質問については、教育委員会から回答させます。

この中で、⑧のヤングケアラーの現況詳細については、こちらで説明いたします。

ヤングケアラーの現況詳細、調査はということですので、県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課による令和３年11月に実施されたアンケート結果が、２月末日までに各市町村宛に情報を提供するとの回答を得ておりましたが、３月９日時点でまだ頂けておりません。

７番目、事業者支援についてですけれども、まず、①で現状と今後の対応ということです。事業者支援として、１、事業継続に支障が生じている村内事業者に対し、10万円の支援金の支給、中小・小規模事業継続支援事業。②沖縄県

感染防止対策認証制度の認証を受けた村内飲食店等に一律５万円等の支給。③地域経済に与える影響を緩和等のため、電子地域通貨アプリ等を活用したプレミアム付電子商品券の導入などの支援を行ってきました。

②事業者の皆さんからの納税等への相談等についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者からの相談件数は13件、対策対応としては、事業者と相談した上で、徴収猶予及び分割納付を行っています。

８番目は清掃作業現場についてです。

①ワクチン接種の現状は。現場の現状と対策対応は大丈夫かということですけれども、現場の現状と対策への対応については、直接住民と接触する業務ではございませんので、ごみの回収の仕方に関しては、十分注意を払うよう指示いたしました。また、業務外で人と接触するような場合は、極力行かないなどの国・県からの配付された注意喚起のチラシを配付、マスク、ゴーグル、ゴム手袋等の消耗品を村が購入いたしまして、配付いたしました。

続きまして、９番目、私、村長についてということですので、①第６波の新型コロナ、オミクロン株の感染拡大の最大要因等についてですけれども、在沖米軍におけるは新型コロナウイルス感染症対策に関する要請として、軍転協において、令和３年12月23日付にて、内閣総理大臣を初めとする国の関係機関並びに駐日米国大使、在日米軍司令官等宛に行っております。その中で日米地位協定の抜本的な見直しについても触れております。

②ネット上での第７波への危機意識報道等についてですけれども、村ホームページ及び防災無線を利用して、注意喚起を行っております。

③議会と自治会との情報の共有は絶対と思うがということですけれども、予防接種受付や、空き状況に関しては、現在ＬＩＮＥで発信しています。その他の情報等はホームページや、防災無線を利用して行っています。また、議会及び自治会との情報共有は議会事務局、自治会長会を通して直接お伝えすることが可能だと考えます。

④今後第７波が危惧されるがということですが、これにつきましては、今後の第７波についても、感染症の基本である感染予防の啓発をホームページや広報紙、防災無線等で喚起し、予防接種の実施をすることで備えていきます。

それから、学童保育についてです。

学童保育について、①で直近の待機児童数についてですけれども、２番目の村民からのニーズ要望等、①②まとめて回答いたします。

今年度の村内の放課後児童クラブ、学童クラブの待機児童数は把握できておりませんが、村内全体で28名の空きがございます。令和４年度の利用申込状況につきましては、村内の学童クラブ定員271名に対して、約285名の利用申込みがありました。特に高学年児の利用や島袋小区内でのニーズの高まりを受けて、待機が発生する状況が見込まれております。

③学童クラブにおける一時預かりにつきましては、夏休み等の一時利用を受け入れるクラブもございましたが、定員の空きがない状況となれば、一時預かり利用ができなくなると考えられます。

④番目にしまぶく学童についてですけれども、しまぶく学童クラブ保護者会からの要請につきましては、昨年12月２日付で回答いたしました。さらに、保護者の皆様への説明や、意見交換を持ちたいと考えておりましたが、コロナの影響を鑑み、実現にいたっておりません。引き続き受入可能な学童クラブの案内を行い、ニーズの高まりを踏まえた事業計画の見直しを検討してまいります。

続きまして、３番目の、保育サービスについてでございます。

①で、今年度の待機児童の状況につきまして

は、去った10月１日現在、７名の待機がございます。

②から④につきましては、まとめて回答いたします。次年度の入所に関しては、大幅な申込数の増加はありませんが、複数の施設で、保育士の確保ができないため、待機が増えると見込まれます。引き続き入所利用調整を続けている状況に当たり、２次調整後の入所待ち人数はまだ確定しておりません。

⑤番目に、待機児童に対する対応策といたしましては、各施設の保育士確保のための支援を継続し、他市町村施設への広域利用を含め対応してまいります。

⑥保育所の認可に関する御質問に関しましては、小規模保育所は、地域型保育施設として市町村が認可することにより、通常の認可保育施設と同様に子ども・子育て支援事業計画に基づいて整備されることとなります。村では、現時点では、保育士不足による待機が生じている状況下にありますので、事業計画に基づく地域型保育施設の整備計画はございません。

また、村が地域型保育施設を整備する場合、原則として、公募による事業者を選定することになります。これらのことから、御質問のある場合であっても、認可できないこととなるケースがございます。

⑦今後の子ども課の進捗についてですけれども、（仮称）子ども課に関しましては、現在取り組んでおります行政診断に基づき検討されるものであります。

４、アリーナ建設問題について。

①の回答ですけれども、村行政の執行に当たり、村民の情報提供は大切であると認識しており、適宜村広報等を活用しつつ、情報発信に努めてまいります。

なお、現時点においては、建設予定区域の地権者及び補助事業関係機関等との調整未了の状況であるため、しかるべき段階に達した際に実施したいと考えております。

②施設規模を縮小しつつ、現事業計画の目的から逸脱しないような補助事業との適合性を図る必要があり、新たな提案を反映させることがなかなか厳しい面がありますが、イベント等利用の方法について、住民意見の反映に取り組みます。

５番目に非核宣言についてですけれども、施政方針でも述べているとおり、沖縄戦の実情や、米軍の施政権下にあった沖縄の状況を次世代に伝えるため、米軍統治下における当時の状況や駐留軍用地の跡地利用に至るまでの歴史パネル展などを実施し、村独自の視点から、沖縄が歩んだ歴史を伝えてまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、山田議員の御質問にお答えいたします。

質問６点目の教育、学校についてでございます。

①点目、直近の詳細な感染状況についてでございますが、３月の幼児・児童・生徒の陽性との報告は、３月９日までに28名となっていますが、14名となっております。教職員については、感染者はおりません。

②点目、学校現場のワクチン接種状況について、お答えいたします。児童・生徒の接種状況につきましては、学校では把握することはできませんが、教職員においては、約９割の職員が２回目接種を既に終えており、３回目接種についても、接種時期及び案内が届き次第、積極的に接種するよう県の通知を基に各学校に通知をしているところでございます。

③点目のワクチン接種に無理のある方への偏見差別等についてででございますが、９月議会でもお答えしたとおり、各学校における幼児・児童・生徒の個人情報の取扱いについて、細心

の注意を払い、授業を含む学校生活全般において、いじめや差別が生じないよう指導を行うよう、各学校に対して、助言や指導を行っております。

④点目、子どもたちのワクチン接種についてでございますが、ワクチン接種その他の副反応・後遺症の際の休暇等の取扱いについては、出席停止の扱いとなります。

⑤点目の給食についてでございますが、給食時間については、小・中学校とも食をする時間が20分程度となっており、コロナ対策としての黙食、そして、食べ終わったらマスクを着用するなどの感染防止対策が定着しつつあります。

⑥点目のオンライン授業の現状、ＧＩＧＡスクール構想の課題等についてでございますが、児童・生徒一人一人への情報機器の端末の配付を終え、授業内での活用も増えつつあり、これから報告されるであろう課題の検証を行っていく準備を進めているところでございます。

⑦点目、新型コロナ禍、子どもたちの不登校の詳細についてですが、新型コロナが原因で不登校児童・生徒になったという報告は、今日までございません。

以上で御説明を終わります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

それでは、改めて再質問させていただきます。

大変新型コロナ禍連日大変御苦労さまだと思います。また、この度は、ちょっと質問が多くて、大変恐縮しております。

こういった面で、皆さんには、なかなかコロナの感染関係が、私たち議員もそうなんですけれども、自治会もそうです、皆さんにはなかなか、危機意識が皆さんおありかと思いますけれども、なかなか行き届かないものですから、こういう場を通して、事務方の皆さんには、大変御労苦かけますけれども、ぜひとも御協力のほど、そういった面で、そういった形で、村民の方からも、ぜひこういった感じで公にしてくれと、そういったこともありましたんで、ちょっと難儀かけて申し訳ないなと思いますけれども、改めて再質問します。

２番目になりますけれども、ちょっとこれも、私も聞いて大変御苦労だなと、自宅療養者世帯の方への説明の中で、食料等については、福祉課の方が、希望がある方には実施しているというになっていますけれども、ちょっと具体的にどのような形でやっておられるか、差し支えのないところでお答えいただきました。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

自宅療養者、あと濃厚接触者ということで、外出ができない方たちが、本来であれば、自宅療養者であれば、県の食料配付、配食サービスが活用できるんですけれども、殺到した場合、実施までに二、三日かかるということで、それを救済する意味で、配食サービスが実施されるまでの間の数日間、２日程度の分の食料を村が配付するという事業となっております。

これまでの実績といたしましては、15世帯67名の方に食料配付を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

すみません、ちなみにちょっと今回の、大変申し訳ありません。この辺の対応はどういった形で、職員の方がやっておられるのか、もしくは委託になっているか、あとその財源といいますか、予算的にはどんな形でなっているか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

基本的に、簡単なレトルトのような食品が中心になるんですけれども、そういったものを村のほうで購入いたしまして、直接この療養者と接触しないような形で、玄関先に置いて、電話連絡をして取ってもらうというような、対面しないような形での対応を職員が直接やっている状況でございます。

財源につきましては、当初どれくらいの規模になるか把握できない部分もございましたので、単費で、もともと持っている食糧費等で、現在対応しているところでございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　３時０１分　休憩

午後　３時０２分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ありがとうございました。

正直言って、職員の皆さんがここまでやっているのかと、この辺もそういった面では、ちょっと私も、たまたまある方が対象者だったものですから、そういった面で役所の方にお世話になったと大変感謝しておりましたんで、この場をお借りしてお話しさせていただきました。

次に、これはワクチン接種のほうで、高齢者基礎疾患をお持ちの方、障害のある方等々に、福祉課と保健師の皆さんですか、丁寧にやっておられるということなんですけれども、恐らく、とりわけ高齢者もそうかと思いますけれども、障害のおありの方は個人差があっていろんな症状持っているかと思いますけれども、差し障りのないところで、どんな感じで対応されているか、お聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

特に一番懸念されていたのが、施設におけるクラスターの発生が一番危惧されておりました。そういった意味で、福祉課と健康保険課連携いたしまして、優先的にそういった施設の入所されている方々、利用されている方々に対して、この施設で集団接種を受けていただくというふうな形で対応しておりました。

また、個別の方の接種につきましても、それぞれ保護者の方から相談等があれば、個別の対応の仕方をいろいろ検討して、支援してきたというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

どうも大変御苦労さまです。いろんな面で困難もあるかと思いますけれども、ぜひとも、そういった面では御尽力いただければ大変ありがたいなと思って、ぜひとも頑張ってください。

次に、ちょっと質問移らせていただきます。

ちょっと飛んでしまって申し訳ないんですけれども、４番目の広報啓発のほうで、私も一応注視して、皆さんの啓発等々については、大変御労苦かけているなと拝見させていただいております。

今回の件で、言うまでもないと思いますけれども、第６波のオミクロン株の死者が、亡くなった方が急増したということで、とりわけ高齢者、基礎疾患等々の方が亡くなったという事例、事案、同時にまた子どもたち、若者世代にも感染拡大が随分広がってしまったと。同時にまた、妊婦の皆さんにも、大変そういった面では、広報啓発も難儀しているかと思いますけれども、

とりわけちょっと第７波に向けて、またちょっと危惧される部分があるんで、特段何か広報関係でお考えがありましたら、教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

山田議員の御質問にお答えいたします。

感染症の基本は、第１波からずっと、もう２年以上たちますが、全然変わってはおりません。なので、今後とも、真新しいものは本当に出尽くしていると思うので、これまでのものをやっぱり気を引き締めるという感じで、新たに皆さん自己努力のたまもので、しかもこれは収束しないと考えられますので、それぞれの方たちで、予防接種を受けるなり、感染予防するなりで備えていっていきたいということは、これまでどおり広報紙等で広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

この私の質問の中にも入れているんですけれども、いろいろと注文して申し訳ないなと思っていますけれども、実は何でこの質問を出したかと言いますと、私のうちが近くで、沖縄市役所に行くたびに、たかがと言えばたかがなんですけれども、感染状況表示ということで、本当に簡単なものです。そのインパクトがとてもありまして、ちょうどロビーにでかでかとやっているものですから、それは言うまでもなく、市民の感染状況こんなになっていると、それから県全体もですね。こういった面では、結構私が見る中では、村民の方が、新庁舎にもなっているせいもあるかと思いますけれども、そういった面では、かなりちょっと足を運んでいらっしゃっているんで、どこもかしこも、僕は公設施設につくれとは言いませんけれども、とりわけまた第７波のどうなるかなと、第８波はどうなるかなと、そういった面では、子どもたちの件もありますし、そういったもので、差し当たって、やりやすいのは、管理次第ではあります。村長にお聞きしていいのかどうかは分かりませんが、これは即というわけにはいかないかと思いますけれども、状況等もちょっとお考えいただいて、そんなに私予算的には無理がないかなと思いますんで、ちょっと提案という形で、御検討と思いますけれども、いかがなものでしょうか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

啓発等で、ビジュアル系の啓発、デジタルサイネージ等についてもあると思います。そういった面でも、エントランスホールにそれがございまして、それについては、また、一応検討させてもらいます。すぐにそこでできるという回答は申し上げられませんけれども、検討いたします。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ぜひとも、これがいいのかどうかというのはちょっと、ただ、私が行くたびにはとてもインパクトがありまして、そういった面では、ちょっと先ほども言いましたけれども、予算的にはそんなにかからないんじゃないかと、その辺ちょっと御検討いただいて、あと、ぜひとも、これも村長やっておられると思いますけれども、ホームページに村長のメッセージ等々ありますんで、その辺でも、ぜひとも、なければいいんですけれども、また、第７、第８とどうなるかと、そういった面では、お聞きするところによると、子どもたち学校のほうでも学級閉鎖があ

ったという話をちょっとちらほら聞いていますし、保育園関係もそんな話聞いていますんで、ぜひともその辺は、もちろん意識はされていると思いますけれども、これも候補の一つかなと思いますんで、御労苦かけますけれども、ぜひとも検討のほどよろしくお願いします。

次にちょっと飛んでしまいますけれども、学校現場の、御回答もいただいていますけれども、オンライン授業の件で、お答えも答弁もいただいていますけれども、ちょっととても気になっているのは、学校のほうも、説明の中で順調にやっておられると、授業もそうですし、子どもたちの配付も行き届いていると、やっておられるかと思いますけれども、そこの中で、先ほど言った学級閉鎖のこともちょっと心配もございます。これからどうなるか分かりません。

それとあとは、ＧＩＧＡスクール構想の件でも、おありになるということも、私承知しておりますけれども、とりたててちょっと気になるのは、現場の先生方がどうなのかなと。もちろん日々の授業もございます。それから、学級閉鎖等々の心配とか、日々のコロナの関係で私は相当御努力されているんじゃないかなと。それでなくても先生の皆さんは、ストレスどうのこうのということでお休みになっている方もいらっしゃるということもちょっと聞き及んでいますんで、本当にそういった面では、子どものオンラインの支援に対しては大丈夫なのかなと、そういうところ、ちょっと私の考え過ぎでいいんですけれども、その辺のマンパワーも含めて、現場のほうの対応、状況等々お聞かせいただけましたら、いかがなものかと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋　淳）

お答えいたします。

マンパワーとそれから、教員の負担感等々と思っていますが、その点についてちょっとお答えいたします。

まず、ＧＩＧＡスクール等々がありますが、これはもちろんコロナがあってからのものではないということを御承知だと思いますが、授業でも、先ほど答弁があったように、もちろん新しいことがスタートするときには、負担感、混乱とかありますけれども、今、先ほどの答弁にもありましたが、教育長からありましたが、落ち着いたら、逆に子どもたちのほうが乗ってきて、今、授業改善という視点で言えば、非常に有効なツールであるということは、浸透し始まっております。

それから、学級閉鎖等々に関しても、持ち帰りで学習を保障したいということを今すぐスタートできるかというのは、もちろん業者とか、関係関連業者、それから、補償の関係、いろいろなものでありますので、その辺をクリアするために話合いを継続して検討しているところです。

それから、教員の負担感ということでありますけれども、それはもう学習指導要領が変わって、新たなことを取り組むときには、やはり負担が生じますが、実は、今やっているこの感染症対策に関したり、ＧＩＧＡスクールの取組というのは、将来、今、世の中がどんどん変わってきているところに送り出す側の学校としては、そういうニーズを捉えた指導をしていかないといけない。教員の当たり前の職務であるというところで、先生方は頑張ってもらうというふうに、教育委員会は指導、助言する立場でございますので、そういうところは理解を求めて、実は、コロナが始まる前から、子どもたちの安全を最優先にいろんな指導をしてきているわけですので、そこと同じだよと、新しい世の中、新しい社会生活様式になじんで、社会に送り出すという点では、教員が非常に重要な役割を担っているかなと思いますので、確かに負担感あるかもしれませんが、それは、教育委員会のほう

でも、サポートしたり、指導したりといった、新たな学校生活ということで、シフトしていけたらなと思って取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

私の取り越し苦労であればいいなと思っていますけれども、実は何でこんな質問したかと言いますと、皆さんもお目に届いたかなと思いますけれども、２月でしたか、早くにマスコミ報道がございまして、学力の低下で2,000兆円の損失ということで、新型コロナ禍で生涯収入減、これ、世界銀行が警鐘を鳴らしているという報道がございまして、それに対してやっぱり国内の学識経験者というんですか、やはり同じような声明を報道に掲載されまして、コロナが発生してから、世界教育経済学者の間で懸念されていますと。全体が不利益を受けるだけでなく、オンラインに対応できる富裕層の子どもたちは教育レベル確保できる一方、所得が低い世帯では、教育が受けられず、格差が広がることが懸念されますと。日本政府においても、コロナが教育に与える影響を考えてほしいということで、やっぱり文科省等も、この辺は深刻に受け止めていただいているのかなと。

ましてややっぱり我が村は教育立村ということで、私も県外に行くたびに、そういった意味で、必ず発信させていただいております。今、先生からお聞きしたら、大丈夫かなと思うんですけれども、いかんせんやっぱり子どもの環境、もちろん先生の環境も私は一番かなと思いますので、いい環境であれば、子どもたちやっぱり僕は、立派にと言ってしまっていいのかどうか分かりませんが、この辺はやっぱり我々大人の責務じゃないかなと思いますんで、先生はそういった面では、対応は当然といった感じでおっしゃっていましたけれども、将来北中城村をしょって立つのは、これからの子どもたちだと思います。ぜひとも、その辺のこれも私はすぐにとは言いませんので、村長のほうに、マンパワーを含めて、場合によっては特別の支援体制とか、やっぱり必要もあるのかなと。そうすれば、私たちは、将来の村の後継者も自然と育ってくるんじゃないかなと、そういった面では、ちょっと無理かとは思いますけれども、予算とか、人事面でやっぱり村長にお聞きした方がいいかなと思いますんで、村長の思いと、できるできないはちょっと難しいか分かりませんけれども、検討も含めて、御返答いただければ、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員がおっしゃったように、教育が世界経済に与える影響というのは、それほど大きいものだと。当然地域経済に与える影響、あるいは、国や県の経済に与える影響も大きいということになると思いますので、ぜひこれは教育委員会の教育計画の中に則した事業等であれば、私たちもまた、行政側もしっかり予算を所管する部としても、しっかり支援していきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ぜひとも、教育長も本席には同席されていますので、現場教育長含めて、村長とぜひとも御検討のほどよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

これも、ちょっと広報関係になるか分かりませんけれども、村長のほうに、これもちょっと御質問と思っていますけれども、これも実は、ちょっと本土の、たまたま我々議員仲間でちょっといろいろと情報を交換する中で、確かに皆さん広報等々で御労苦されているのは、私も承

知おきしているつもりですけれども、皆さんだけで難儀するんじゃなくて、やっぱり自治会のほうにも、もちろんプライバシー等々もありますんで、無理もあるかなと思いますけれども、やはりこの危機意識というのは、常時やっぱり発信することによって、もちろん我々議員もそうだと思いますし、やっぱり自治会長さんも地域のそういった情報をお持ちかと思いますんで、御回答の中では、自治会とか議会という形では可能だという答弁ちょっといただいていますけれども、実は、先ほど言った本土の市議会のほうが、やっぱり行政の窓口と連携して、個人の方に、スマホですか、そういったもので直で危機管理対策じゃないでけれども、そういった面で配信できるようなシステムづくりしてくれていると。そうすることによって、当然やっぱり議員の方にもすぐ情報が入ってくる。もちろん自治会長さんもそうですよね。そういった面では、これもちょっと御無理もある部分あるか分かりませんけれども、御検討でもしていただけるものかなと思いますけれども、これは村長にお聞きしちゃってよろしいんですかね。担当がよろしいのかな。その辺ちょっと御検討いただければ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

一方で自治会というのは、行政の末端ともいわれるくらいですので、私たちも自治会と一緒になって行政を進めていくということについては、考えは同じだと思っています。それをしっかり周知啓発をいたしまして、最も行政として身近な組織というのは自治会かもしれませんので、自治会と協働していくというのは、非常に理にかなったものだと思っておりますので、その件については一緒になってやっていけると思いますので、周知啓発等についても、自治会は活用していきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

その辺ちょっといろいろハードルが高いか分かりませんけれども、ぜひともちょっと御検討いただいて、もちろん、皆さんだけで難儀するんじゃなくて、私は議会と皆さんは両輪だと思っていますんで、そういった面では、情報入ってくることによって、議員の皆さんも、やっぱり地域のことは議員の皆さんも掌握していると思いますんで、御協力は皆さんやぶさかじゃないと思いますんで、ぜひともその辺御検討していただければ、ありがたいなと思います。

次の質問に移ります。

次は、学童保育の件で、ちょっと質問と思っています。

これもちょっと言うと、御答弁いただいて、一番目のちょっと待機児童の件なんで、学童もお聞きしましたら、待機の発生ということで、御回答いただいていますけれども、ちょっとこの辺再度確認になりますけれども、今日現在というのはちょっと無理があるかと思いますんで、ここ何日かの中で、もしその辺の状況お分かりいただけましたら、学童の詳細、説明いただければと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

次年度、４月からの待機という形での回答をさせていただきます。３月１日時点で、各学童のほうに調査を行っておりまして、見込みといたしましては、現在約33名分ぐらいの申込みを受入れができていないというような状況でございます。

一方で、１施設につきましては、受入れがさらに14名ほど追加で受入れできますよというふうな回答をいただいております。こういった状

況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

それじゃ、ちょっといろいろと御労苦もありますけれども、頑張っていただければと。

次の質問に移ります。

次に、これもちょっと回答をいただいていますけれども、③番目の子育て世代の皆さんの諸事情により、いろいろと一時預かりといいますか、そんな感じでいかがなものかなと聞きましたら、空き状況がないとなかなか難しいということで答弁いただいていますけれども、ちょっとこの辺でいろいろと事情は皆さん掌握しているかと思いますけれども、具体的にちょっと解消策も含めて、何か御検討でもされていましたら、御回答いただけませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

学童に空きがありましたら、こういった一時的な利用も可能ではありますけれども、現時点でもう既に待機が出る状況も見込まれますので、今、受入可能な施設も１施設はございますけれども、そこを除いたら厳しい状況かなと思っております。

対策といたしましては、例えば、児童館におきまして、夏休み中とか冬休み中、長期の休業期間中においてお昼時間の受入れ等を行うなど、特に低学年を中心に、学童の補完となるような事業をこれまでもやってきてございますので、そういったもので、現時点ではカバーしてく策になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

申すまでもないんですけれども、現在の新型コロナ禍の事情もございますし、やはりお父さん、お母さん、保護者の皆さんにしてみれば、現場というか、担当課が一番承知おきしていると思いますけれども、緊急に学校から呼出しされるとか、そういった面でも、仕事を休まないといけない。それが仕事が１日であればいいんですけれども、２日、３日と、そういったちょっと窮状の訴えがかなりちょっと私のところにも入っていっていましたものですから、ぜひとも、その辺は、今お話聞いたら、児童館の話もされていましたんで、ぜひともその辺は、子どもたちのことを一番に御検討でもいただければ、今後の課題として、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、これは４番目のしまぶく学童の要請の件ですけれども、御回答いただきました。12月２日付で回答したということを聞いておりますけれども、ちょっとその辺、内容等々についてお答えいただければ、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、保護者会のほうからは、令和３年11月26日付で、村長室での要請をいただきました。それに対しまして、12月２日に、書面でもってのまず回答を行っております。内容といたしましては、学童クラブにつきましては、まず、事業計画に基づき実施していると。今回島袋小学校区内において、利用者の増加があり、今後計画の見直しを行っていく予定でありますという回答と、あと、令和４年４月の待機児童が生ずる状況につきましては、既存の村内学童での受入れ調整を初め、待機児童が発生しないよう検討を進めておりますと。

また、保護者会から提案がありました、公的施設内における施設整備については、令和４年４月受入れまでの施設整備は困難な状況でありますけれども、今後の事業計画の参考とさせていただきますというふうな内容で回答させていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

それで、一番の本題になりますけれども、これもちょっと今回の回答でいただいて、近々説明会といいますか、意見交換会もちょっと今検討しているということなんですけれども、その辺ちょっと予定等々もお考えいただいているんでしたら、お答えいただければ。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

当初から、村長のほうからも、ぜひ保護者会の方と引き続きこの話合いの場を持ちたいというふうな意向ございました。村といたしましては、対応策の検討がある程度時間を要したという部分もございます。そういった意味で、現時点での方向性などを含めた、保護者会との意見交換を含めた、説明も含めて、そういったものについては対応可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

どうしても、私はやっぱり村長から、思いといいますか、いろいろと御労苦されているのは、私は村長かなと、いろいろと御思案されていて、なかなか答えと思いはなかなか出ないということで、心労かなと。いろいろと担当課からも事情を聴きながら、我々も掌握しているつもりですけれども、一番は村長が皆さんらとぜひそういった場をつくりたいということをおっしゃってくれましたんで、ぜひともそういったことも含めて、すぐ明日やるということはちょっと難しいと思いますが、村長の思いをまたお伝えいただけましたら、ぜひとも皆さんは村長の生の声を、私はお聞きしたいなという思いが強いと思いますんで、村長の思いでもございましたら、ぜひとも、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の御質問にお答えします。

先ほど福祉課長からも回答ありましたように、基本的に私たちの行政の推進につきましては、今、計画に基づいてやっております。その計画の見直しをするということ、子ども・子育て支援につきましての計画について、また見直しをしますので、その中で、その対応ができると。

ただ、私たちも保護者会の皆さんとお話合いをした、その二、三日後には、教育委員会も伴って、関係課も伴って、島小周辺の視察を行いました。ただ、その中で、また、施設整備等については、また、厳しい面もございましたので、この計画でしっかり見直し、児童館もありますので、そういった面で、いろんな計画に盛り込まれることは十分可能だと思いますので、取りあえず計画に基づいて、彼らとの話合いをしたいなと思っております。

計画だけで、もし可能であれば、提案があれば、またその対応も検討したいと思いますので、いずれにしましても、保護者の皆さんとの話合いは不可欠だと思っていますので、ぜひ実施したいと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

今後とも多忙かと思いますけれども、今はまた議会もまだ真っ最中ですので、ぜひとも早々に、話合いの場を設定いただければ、ありがたいなと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次の質問として、これも答弁の中でちょっとございました。近々事業計画の見直しの検討ということの答弁ございましたけれども、具体的にその行動日程といいますか、内容等々も含めて、もし現時点でお考えになっている部分がありましたら、お答えいただければと思いますけれども。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

事業計画の見直しにつきましては、この学童の問題だけではなくて、待機児童も含めた形での検討になるかと思います。そういった意味では、まず今年度の申込状況、改めて精査いたしまして、学童の問題につきましては、対応策を検討した後に計画の見直し委員会を開いた上での策定、見直しというふうな流れになりますけれども、現時点で、保育ニーズも含めた数の精査というものは、なお時間を要しますので、具体的にどの時期に開催するかというふうなスケジュールにつきましては、まだ未定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

福祉課におかれましては、新型コロナ等々でも大変だと思いますけれども、ぜひともその辺は、障害というかハードル高いと思いますけれども、ぜひとも早々にちょっと御検討いただければと思います。

ちょっとこの関係で、これもちょっとまた提案と思いますけれども、子育てプランの計画会議のメンバーの中で、ぜひとも子育て世帯の皆さんをそのメンバーに。というのは、やっぱり一番生の声が聞けるのは、この方たちをおいてほかにいないんじゃないかなと、ぜひともこういったお母さん方の声を聞けるようなメンバー構成といいますか、御検討と思いますけれども、課長にお聞きしてよろしいんですかね。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

子ども・子育て会議につきましては、委員の再構成をまた検討しておりますので、その上で、議員御指摘のような、当事者の声が聞けるような委員の選定にも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ぜひともよろしくお願いします。

次に、保育サービスについて、ちょっと質問させていただきます。

これも御答弁いただいていますが、②番目から④番目まで、今２次調整後の入所待ちの人数が不確定ということなんですけれども、この辺ちょっと再度お答えできる部分で、もし改善されておるという情報をお持ちでしたら、お聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現状といたしましては、答弁いたしましたとおり、保育士不足の施設が幾つか出ております。

そういった意味で、受入れができない状況がございまして、また確保できましたという連絡も入っておりますので、その調整を、今、している段階です。

現時点で申し上げられる状況といたしましては、特に１歳児につきましては、かなりの人数が今、受入れができない状況となっておりますけれども、それ以外の年齢枠につきましては、ある程度待機は抑えられている状況かなと思いますので、１歳児につきましては、ある程度、かなり出そうというふうな状況だけお伝えしておきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

今、課長のほうからいただいたように、私も実は何名からか御相談受けていまして、待機待ちが20番とか40番とか、果ては60番台の方までいらっしゃいまして、ちょっとこれ聞いてびっくりしまして、ぜひともちょっとその辺、大変かと思いますけれども、御検討をして頑張っていただければと、ちょっと次の質問にさせていただきます。

あとは、⑤番目ですかね。御回答いただいて、保育士の確保とか、そういった面では広域利用で対処したいということなんですけれども、この辺、本当に解決、クリアできればよろしいんですけれども、保護者の皆さんがここで御納得いただけるのかなと、ちょっとそういった面では、これからまた保護者の方待機で、また認可外探さんといけないとか、そういったところもあると思いますんで、その辺、特に保育所問題は、積年の課題だと私思いますんで、その辺何か取組等々ございましたら、教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

答弁いたしましたとおり、まず定員をしっかり受入れできるように、各園含めてこの保育士の確保については、引き続きお願いと、村ができる支援については、検討していきたいと考えております。

また、広域利用につきましては、近隣市町村もある程度待機児童が解消してきている状況にございまして、園によっては定員割れを起こしている園もあるというふうな状況もございます。そういった意味で、県のほうからも、積極的に市町村間の広域利用を促して、なるべく施設の無駄にならないように、空きが出ないような調整を各市町村間でやってくださいというふうなことございますので、そういった取組は、今後は増えてくるかと思います。

もう一つは、村内におきましても、認可外施設、特に企業主導型で新たに設置した、整備された保育所も増えてきてございます。そういったものも活用の一つかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

次に、もう最後になりますけれども、小規模保育所の施設の自主整備についてということで、答えは認可できないということになっていますけれども、実は、ちょっとこの辺も私お互い議員間の勉強会の中で、そういった面では、自主整備に向けて、その後許可申請しているといってしまっていいのかどうか分かりませんが、自治体と交渉して、申請して、実績をつくったという話をちょっと聞いていますが、この辺ちょっと整合性といいますか、お答えはできないということなんですけれども、どんなものなのかなと。ちょっとその辺、継ぎ足しで申し訳ない

んですけれども。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認可外の認可化移行につきましては、村では、今現在、第２期の事業計画になっているんですけれども、第１期の計画を策定する以前に、優先的にこの施設整備をする上では、まず村内の認可外施設が認可に移行する意向があるか、そういった調査を行いまして、実際、村の認可外、当時の認可外の保育施設の方々については、認可化移行する意向は、希望はありませんということがございましたので、それを踏まえて、第１期計画では、新たな施設整備という形で、認可保育所を増やしてまいりました。

第２期計画では、ある程度定員数が満たしている状況でもございましたので、新たな施設整備というよりは、定員の見直しとか、そういった部分での補正といいますか、調整をすれば、ある程度待機が解消できるというふうな計画になっておりますので、現時点で新たな、例えば認可外から認可に移行する希望があったとしても、新たな施設を整備するほどの待機は今は発生しませんよというふうな計画になっておりますので、そういった状況では、御指摘のような状況では認可に移行できない。逆に言えば、約四、五年前ぐらいの待機が多い状況であれば、この認可化移行というというものを、県としても率先して支援する事業ございましたけれども、現時点では、ある程度認可の待機が減ってきている状況でございますので、新たな施設整備を希望されたとしても、すぐに認可に移行できますよ、認可できますよというふうにはなりませんという計画であります。

ただし、今後またさらに村の人口、保育ニーズが増えて、新たな施設整備が必要だというふうな計画の見直し、あるいは新たな第３期計画がございましたら、その場合には、もちろん村内の認可外保育施設のほうにもある程度意向確認して、施設整備の意向があるか、認可に移行する意向があるかというふうな希望調査はやっていくことになるかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

先ほど課長答弁で、１歳児の方がかなりなんかというような話も、私も聞いた中では、ゼロ歳、１歳、２歳がちょっとかなり皆さん大変しているなと、見つからないという話も聞いておりますんで、今後のこれも課題になるか分かりませんけれども、ぜひともその辺もよろしくお願いしたいなと思います。

次の質問に移ります。

ちょっと時間の関係で、アリーナ問題については、先ほど義弘議員のほうからもございましたけれども、私も一与党の議員として、痛切に寝られない日もございました。はっきり言って。そういった面では、ぜひとも、村長が御労苦されていること、私も分かっているつもりです。ぜひとも、この質問の中にも、私申し上げさせていただきましたけれども、しかるべきときが来ましたら、ぜひとも村民の皆さんに、村長の生の声で、私を公にしていただきたいなと。

それと、あとは、村民の皆さんの声を、ぜひとも吸い上げていただいて、村長もいろいろと思案されているかと思いますけれども、ぜひとも村民の皆さんに寄り添っていただいて、思いのこもった建設にしていただければと思いますけれども、ぜひともその辺村長の御答弁でもいただけましたら、よろしくどうぞ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の村長の生の声とおっしゃいました

けれども、声でいいのか、あるいは広報でいいのかというのもあるんで、広報も生の声になるかもしれませんけれども、これはまだ、今、今後進めれば、また基本設計とかそこに入っていきますので、実施設計、そして、また事業計画、執行、また数年かかりますので、今のところ、まだ未買収の地権者と話合いをして、等積交換という話を今、建設課長のほうから説明ありました。そういう状況ですので、ただ、基本的には、我々村の考え方としては、もう規模を縮小して、年期の目的を達成する。それに近いようなものになると思います。

ただ、これから、もうどういう施設かとか、ある意味では、従前の基本計画の中で、ある程度定まっておりまして、それはもう十分そこに練り込んだものだと思っております。ただ、これからは、まだそれをまたどういうふうに基本設計に生かす、実施設計に生かすかというふうになりますんで、補助先の防衛との話合いも、規模設計等についてもこれからですので、ある意味では、前段のものについては、規模決定等についてもヒアリング終わっていますので、それをどう変えていくかということになりますので、そのように防衛の補助金をいただくか、そして、防衛との信頼関係を維持する、そういった視点からも、また、せっかく頂いた補助金ですので、有効に活用させていただくという視点からも、これは見直しをしてやっていくということ。そして、これについては、また、もし今後住民の意見を聞くということになれば、また、別の今度は計画になる可能性もありますので、ただ、私が住民に申し上げることは、もうこれまでの計画を規模を縮小して、ある意味では、許される範囲での規模決定の変更等もあるかもしれませんけれども、そのように進めてまいりたいと思います。基本的には、先ほども申し上げましたように、現行の計画を規模縮小して進めていきたいなと考えております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

答弁書も頂いていますが、せっかくホームページに村長のメッセージのところもございますんで、その辺も活用されながら、ぜひとも村長の思いを村民の皆様に御報告いただければと思います。

それで、最後になりますけれども、北中城村非核宣言の件で、これもちょっと質問したいと思います。

皆さん、御承知のとおり、あろうことか強国ロシアが、本当に女子どもまでかわいそうに、最近テレビを見ていつもワジワジしています。ぜひともこの辺、せっかくうちのほうにも、我が村にも非核宣言とそれから平和を守る会という組織ございますんで、こういった面では、村長はやっぱりうちのしかるべきリーダーでございますんで、この辺のメッセージの配信と、それからもう一つこの場をお借りして……。

○議長（名幸利積）

山田議員、時間です。

○１１番（山田晴憲議員）

ウクライナ国民の皆様への救援救済資金募金箱等々の設置等々もお考えいただければと思いますけれども、御検討のほど、もし伺えましたら、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

終わりです。休憩します。

３時50分再開します。

午後　３時４１分　休憩

午後　３時５１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

一般質問を始めるに当たりまして、一言挨拶申し上げます。

執行当局には、コロナ禍の中、村民福祉の向上に奮闘されていることに敬意を表します。また、議員各位の一般質問には、誠意を持って御答弁いただき感謝申し上げます。一般質問も終盤に入りましたが、先の議員と被る質問もありますが、確認のため質問いたしますので、よろしくお願いします。

私の一般質問は２点です。

１点目は、しまぶく学童クラブの待機児童解消の実現についてです。

２点目はおくやみコーナーの設置についてです。

それでは、１点目のしまぶく学童クラブの待機児童解消の実現を問います。

私は、令和３年12月定例議会において、しまぶく学童クラブの待機児童解消について一般質問しました。しまぶく学童クラブは、小１の壁が起きています。12月の一般質問では、行政と指定管理者、父母会が知恵を出し合い、学童クラブを必要とする全ての児童が利用できる環境整備が必要であることを訴えました。また、最善の努力を尽くす必要があるとただしました。

それに対し、当局の答弁は、次年度の申込状況を確認しつつ対策を検討しているとの答弁でありました。

それでは、現状はどうなっているのでしょうか。お伺いします。

（１）２月末現在の村内各６か所の定員数、入所人数を伺います。

（２）各クラブの４月１日の入所申込数以外に供給人数はありますか。

（３）令和４年度４月１日にしまぶく学童の待機児童数は解消されますか。

（４）これまで学童クラブの対策についてどのように検討されましたか。

（５）しまぶく学童クラブ保護者会から要望書をどのように受け止めておりますか。

２点目は、おくやみコーナーの設置について伺います。

私は、去った２月21日に、那覇市役所のハイサイ市民課とハイサイ市民課管理グループの担当者から、おくやみコーナーが設置された経緯について、聞きに行ってきました。

那覇市では、ハイサイ市民課においておくやみコーナーを設置し、住民が死亡後の諸手続を各課が協力し合い市民の利便性を図っています。本村でも、多くの村民が望んでいるところであります。住民サービスに大いに寄与するワンストップサービスの実施の可能性について所見を伺います。

以上です。

○議長（名幸利積）

一般質問の時刻を４時以降延長いたします。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

まず、しまぶく学童クラブの待機児童解消の実現を問うということですけれども、（１）２月末現在の村内各６か所の定員数、入所人数を聞くということでございます。村内放課後児童クラブ、学童クラブの利用状況は次の表のとおりでございまして、学童ふれあいクラブが定員70名に対して、利用児童数66名、アリス学童クラブ、定員30名に対して34名の利用児童数、すてら学童クラブ、定員30名、児童数28名、大空子どもくらぶ、定員40名に利用児童34名、はにんすキッズ学童クラブ、定員40名に児童数24名、しまぶく学童クラブ、定員61名に利用児童61名、定員数合計が271名で利用児童数で247名となっています。

（２）各クラブの４月１日の入所申込数以外の供給人数はありますかということですけれども、令和４年度の学童クラブの空き状況につきましては、２月１日時点において、１施設に空きがございます。

（３）令和４年度４月１日にしまぶく学童の待機児童数は解消されますかということですけれども、しまぶく学童クラブでは、次年度定員を超える申込みがあり、受入れできなかった児童が20名おり、待機が発生すると見込まれます。

（４）これまで学童クラブの対策についてどのように検討されたかと。

学童クラブの対策につきましては、平成31年２月実施のニーズ調査結果を踏まえた第２期村子ども・子育て支援事業計画に基づいております。令和４年度の利用見込数226名に対し、定員数271名。定員につきましては、最大約311名の受皿の整備がされておりますが、約285名の利用申込みがありました。学童クラブの整備が進み、島袋小区内及び高学年児の利用など、新たな利用ニーズの掘り起こしにつながったと考えられます。これらの実績を基に、同計画の見直しを行ってまいります。

（５）しまぶく学童クラブ保護者会からの要望書をどのように受け止めておるかということですけれども、令和２年４月に開設した同学童クラブの指定管理者として選定された一般社団法人千和については、県内でも先駆的な取組を実践するなど、事業運営面でも優れており、保護者の皆様からも高く評価されているものと考えております。

一方、村第２期事業計画の見込みを超える利用ニーズにより、希望者の受入れができない状況となりましたことは、大変申し訳なく思っております。村内の学童クラブの紹介や事業計画の見直しを行い、島袋小地区の受皿の拡充について検討してまいります。

２番目のおくやみコーナーの設置についてですけれども、財政上の課題、担当課の連携や人員の配置、コーナーの設置場所の確保によっては、可能性はあると考えますが、現在本村ではワンストップとはいかないまでも、死亡届があった場合に、住民生活課の担当する国民年金の手続のほか、身障者手帳等の福祉課での手続、国民健康保険や後期高齢者医療保険等の健康保険課での手続、村県民税や固定資産税に関する税務課での手続、法務局管轄の相続等の手続に関する資料を配付し、今後必要となる手続についてお知らせをしています。

また手続のため来庁された際には、必要に応じてお話を伺いながら、担当窓口に案内したり、できるだけスムーズな手続が行われるよう努めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それでは、順を追って質問をいたします。

問（１）の学童クラブの利用状況を見ると、アリス学童クラブにおいては、定員30人に対し利用児童数は34人となっています。定員を超えていますが、つまり保育所定員の弾力化と同じように、学童クラブにおいても、待機児童解消のための弾力化は可能ということですか、教えてください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

アリス学童クラブにつきましては、定員については、30名ということになっております。面積基準で１人当たりの面積決まっておりますけれども、まず基準を満たしていることと、あと、１園単位の人数というものがある程度決まっておりますけれども、その範囲内ということで、認められるものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

そうすると、ほかに５か所の学童クラブがあ

るんですけれども、ほかにもそういう対象になる学童クラブはあるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ほかの学童クラブについて、詳細を把握しているわけでは、申し訳ございません、ありませんけれども、下から２番目のはにんすきっず学童クラブにつきましては、現在１クラス40名を運用しておりますけれども、最大２クラス80名程度の運用ができる面積を要しておりますので、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

例えばしまぶく学童クラブについてはどうでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

しまぶく学童クラブにつきましては、面積基準いっぱいいっぱいの定員61名ということになっておりますので、これ以上の受入れはできないということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

今、弾力化というんですか、面積基準で結局は２施設は受入れが可能ということで、特にはにんすきっず学童クラブにおいては、かなり空きはあると思うんですけれども、それはまた後で質問をさせていただきます。

次に（２）の４月１日から始まる村内６学童クラブ、既に２月１日時点においては１施設のみに空きがあるとの答弁でありましたけれども、先ほどちょっと山田議員の質問と被るかもしれませんけれども、その施設の空きは何人ですか。お願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

最新で３月１日時点の待機の状況の調査の集計まとまりまして、まず空いている施設が１施設14名の受入れが可能というふうになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

この14人で具体的にどのクラブが空いているのかという、教えていただければありがたいんですが。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

はにんすきっず学童クラブのほうが１施設14名の空きがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

じゃ、もうほかは定員で全然入れないということなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

そのような状況となっております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

（３）ですけれども、令和４年度４月１日のしまぶく学童クラブの待機児童数は解消されま

すかということに対して、しまぶく学童では、次年度定員を超える申込みがあり、受入れができなかった児童が20名おりということの答弁があったんですけれども、さっきの33という数字もあったんですけれども、確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、しまぶく学童につきましては、当初の利用申込みが定員を20名超える状況がございました。３月１日現在の後追い調査では、20名のうち残り14名がまだ施設を希望しているんだけれども、まだ学童が決まっていないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それでは、20名中今のところは14人が待機ということでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

待機という使い方がどういう定義になるかというのは、こちらもまだ難しいところございますけれども、現時点では14名が待機になるというふうな今現在の見込みでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

そうすると、14人ではあるんですけれども、この14人の方たちは、しまぶくにも入れない、はにんすしか空いていないという話になると、どうしても待機児童を解消したいということがあるんですけれども、子どもさんが希望する園とか、保護者会が希望する園とか、いろいろあると思うんですね。それが、やはりしまぶく学童の父母あるいは子どもたちというのは、かなりしまぶく学童のほうが非常にサービス向上に努めておりまして、非常に気に入っておりまして、この方たちをどういうふうに説得しても、しばらくの間そこに行きなさいという話になるのかなと思ったりもするんですけれども、村としては、どういうふうにしてこの方たちに現状でどうしても島袋の地域でいろいろ児童館とか公民館とかにも利用はできないかということで、いろいろ相談をなさったと思うんですけれども、現状ではなかなか難しいということがあるので、やはり学童クラブに入りたい、入れないというこの葛藤の中で、行政はこのしまぶく学童のこの14人に対して、どのように今後、まだ４月１日まで時間はありますので、今後どのようにしたいと思っているのか。にっちもさっちも行かない状況なのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、村といたしましては、利用の空きがありますはにんすきっず学童クラブさんのほうに島袋小までの送迎についてお願いしたところ、一応対応は可能ということで、受け入れいただける意向は示していただいております。さらに、先ほど申しましたとおり、施設としてはさらに40名程度のもう１クラス増やす余地はございますので、大幅な利用ニーズがあれば、職員の確保さえできれば、対応できる状況とはなっておりますけれども、現時点で待機が発生しております状況といたしましては、一つは慣れ親しんだ学童をまた去って、別の学童にこれから入り直すというのに対してのちゅうちょといいますか、保護者さんの意向、御本人の意向等も踏まえた上での現状だと思いますので、どうしても、

先ほど申しましたとおり、しまぶく学童クラブ面積基準で、これ以上の受入れはできない状況でございますので、現時点では、北小校区の空いている施設の案内であるとか、あるいは児童館を活用したものが提案という形になろうかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

やはり、子どもの心に沿ったやり方がいいんですけれども、やはり現実的な対応がどうしても難しいんであれば、もうそこも考えないといけないのかなと思っておりますけれども、送迎バスもあるということですので、実際に島袋の児童館というのは、かなり利用者が多くて、私はコロナになってからは行っていないんですけれども、そこで受入れが可能なのか、ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

島袋児童館、仲順児童館含めて、コロナにおきまして、ある程度の利用児童数の状況を見ながら、場合によっては利用制限をかけるということも頭に入れて運用しているところではございますけれども、現時点で過度な密をつくるような状況とはなっておりませんので、ある程度の10名、20名単位での利用というものは全然問題ないかと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

保護者の方にもぜひそこら辺を当局のほうが言っていただいて、やはり村当局の現状、いろいろ模索したけれども、今のところそういう対応しかできないと説明をしてほしいんですね。やっぱり子どもが入れないということがもう決まってしまっているので、４月１日に。今まで入れたところが入れないとか、そういうことも出てきているので、やっぱり親としても不安ですよね。やっぱりこれは共働き家庭、あるいはひとり親世帯もいらっしゃるわけだから、やはり子どもを安心して、子どものちゃんと安全な場所に子どもを置きたいというのもあるし、入れない場合は、じゃ、子どもを一人残して仕事をするかというと、そうもなかなか経済的な理由もあってできないと思うんですね。

ですから、村当局のほうで、もう早めに言って、こういう事情を説明して、例えばはにんすきっずも利用できますよとか、あるいは児童館も子どもたちを迎えて、そこでいい環境で午後の時間を過ごせるようにやっていただきたいんですけれども、いつ頃これ大体想定して、できたら、４月１日入る前には、やっぱりやってほしいんですけれども、どういうふうにそこら辺は考えているでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先の山田議員の回答でも、村長のほうからありましたとおり、保護者会のほうとのまた意見交換会、面談の場を持ちたいということで、村長からもありましたとおり、こちらといたしましては、まず、しまぶく学童クラブを通しまして、保護者会の方々への意向をまた聞きまして、日程調整等をこれから進めてまいりたいと思います。議員おっしゃるように、今月中にやるべきものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

この学童クラブなんですけれども、学童クラ

ブには障害児であるとか、要支援の児童もいらっしゃるかと思うんですね。そこら辺の方たちは、入れているのかどうか、４月１日に。漏れがないように入所できるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ある程度支援が必要なお子さんの枠について、現時点で村である程度把握ができておりません。各学童のほうに任せている状況でございます。中には、系列として、そういった障害をお持ちのお子さんを受け入れている事業所を持っている学童さんもあったりしますので、そういった特化したところもございますので、その特別な支援が必要なお子さんの状況については、また村でも把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

こういう困難な子どもたちは、ぜひ子ども、小さい幼児から、やはり児童・生徒の支援をしていただけたらと思っています。よろしくお願いします。

次に、学童クラブの対策はどのように検討されましたかということがあるんですけれども、私先ほどちょっと、やはりいろいろ情報を得まして、例えば島袋の公民館を利用した学童クラブの受入れはできないかとか、児童館、先ほど申し上げましたので、そこはいいんですけれども、他にも何か、村のほうでいろいろ考えたことはあるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

答弁にもございますとおり、最大受入人数311名程度の枠は確保できている状況ではあるんですけれども、小学校区でのアンバランス、ミスマッチが出ているのが今の現状でございます。

特に島袋地区では、しまぶく学童クラブしかございませんので、現時点で61名の枠しかないというふうになっております。その島袋小学校地区での学童クラブの整備については、さらに検討していく必要があるということでの検討を行っておりまして、これについては、方向性としては、もしそういったまず事業計画のニーズが果たして１施設をつくるべきものなのかというものをまず精査した上で、事業計画の見直し等図った上で、さらに施設が必要ですよということになれば、施設整備を検討していくことになります。

同時進行で我々としては、施設整備についても検討しているところではございますけれども、具体的な案といたしましては、今、新たな整備をする場合であれば、島袋児童館が現在38年の築年数を迎えておりまして、建て替えの時期になってございますので、他市町村の例でありますように、児童館併設型の学童クラブの併設というものを含めて、現在検討案として考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

全国にもやっぱり児童館と併設した学童クラブもあるので、これは非常にいい方向性だと思っております。それとか、あと70名定員いる、ライカム煌というんですか、そちらのほうなんかも、そういう学童クラブというのを考えているんでしょうか。それは村のほうで把握はしていないということですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

そのような計画があるということは聞いておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それでは、課長、先ほど見直しをしていくということでしたんですけれども、すぐには回答がでなくても、やはりこの子ども・子育て支援計画というのは、今、令和、あと４年、５年、６年と残っているわけですね。あと３年間残っていますので、やっぱり子育て世代にとっては、この３年間の計画というのは、３年後にその計画をつくるということで、非常に厳しいと思うんですね。やっぱり施設整備をするか、あるいは、保育所が整備できたらどうなるのかと、放課後児童とか、やるのかというのもあるんですけれども、これをやはり計画が令和６年まであるからということではなくて、やっぱり１年でも早く進めてほしいなと私は考えておりますけれども、これについては、早めるといったって、一、二年早めるのかどうか、少なくとも今年から考えを着手して、きちんと来年は計画を立てていくとか、そういうのができるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

第２期の子ども・子育て支援事業計画については、来年がちょうど中間年になりますので、見直しについては、令和４年度中に見直しを終わらせる考えでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

もう一刻も早く、非常に待機児童がこれだけたくさんの人がいるということは、村当局も強く受け止めてほしいと思います。

あと、北中城村子ども・子育て会議要綱を見ますと、第２条のほうに、子育て会議は法第77条第１項各号に掲げる事務を処理するため、必要な事項に関して意見を述べ、または調査審議するものとするとあります。子ども・子育て会議の会長には、現状報告とか、今、村のほうではこういうふうになっていますよということは、連絡なりあるいはその情報提供なりしているんでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現時点において、村の子ども・子育て会議の委員の方々につきましては、任期が切れておりまして、その旨会長への報告等現在行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それは、任期が切れるというのは大きな問題だと思うんですね。やはり早めにこれをまた選任していただいて、設置していただきたい。補正予算でも組んでいただきたいんですけれども、村長どういうふうにお考えでしょうか。予算はあるんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

予算措置としてはありますので、委員を、会を設置するということは即可能であります。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それは年何回を組んでいるんでしょうか、予算上は。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

通常年２回程度例年組んでおりまして、その都度必要であれば、そういった会議の回数を増やしたり、予算を調整したりということはやってございます。さきの山田議員の質問にもございましたけれども、今回からまた当事者、保護者の声を聞き入れるという意味では、委員の構成も改めて見直していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

やはり子ども・子育て会議の子ども支援というのは、やはり本人、子ども自体、そして、保護者会、その人たちが非常に主人公になり得るものなので、ぜひ意見を反映して、その構成メンバーも再度また検討していただきたいんですけれども、そこら辺は、もう一度再度お願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

御指摘のような意見を踏まえて、また再度委員の構成を検討してまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それから、子育て会議なんですけれども、通常年２回組んでいるということなんですけれども、本当に必要であれば、これ非常に大きな危機だと思うんですね。これだけの待機を出すというのを、お母さんたち、それから、お父さんたちにとって、本当に安心して働ける状況にないので、子どもをほったらかして仕事をするということもできないので、やっぱり受入れのところが必要かと思いますので、本当にこの会議も２回でいいのかどうか、再度検討していただきたいんですけれども、議員さんも理解を深めると思いますので、補正でも組めると思いますけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

会議の必要性があれば、予算措置を行っていくよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

次に（５）番目にいきたいと思います。

しまぶく学童クラブ保護者会から、先ほど山田議員のほうからもありましたけれども、要望書が提出されて、既に回答も頂いているんですけれども、これまでの現状と、皆さんがこれまでやってきた努力も重ねながら、ぜひお互いに理解を深めてほしいと願っております。いい方向でいくように、ぜひ村当局はこの待機児童の、これだけ発生していること受け止めて、ぜひ努力をして、理解を深めるように、ぜひやっていただきたいと思いますけれども、再度決意をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この件については、山田議員のほうにも回答しておりますので、ぜひ保護者の皆さんとはお話合いはしっかりしたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それでは、次に、２点目のおくやみコーナーの設置について伺います。

先ほど御答弁がありましたけれども、財政上の課題、担当者の連携や人員の配置、コーナーの設置場所の確保によっては、可能性はあると言っているんですけれども、これやる気があるのかどうか聞きたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現時点では、那覇市とか宜野湾市が施行しているようなおくやみコーナーの設置は検討されてございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

これは、必要性を感じていないということですけれども、住民と非常に隔離していると思います。私たち議員さんもみんな聞いているんだと思うんだけれども、告別式をしたときに、もうあっち行ったこっち行ったと、１回では済まないんですよ。ですから、やはり今できる分で、例えば、昨日大城議員からもありましたけれども、例えば住民課、死亡届とか年金の手続がありますね。第１庁舎だと住民生活課、それから税務課がありますね。向かい合わせであっても、非常にあっち行ってこっち行って。それから、第２庁舎だと国民健康保険課、それから、福祉課ですね。例えば身体障害者手帳とか、そういうもののものがあった場合に起きるわけですね。あとは、税務もあるんですけれども、下水道課行って、水道止めないといけないというのもあるんですね。これは電話１本でもできないことはないんだけれども、水道を止めないといけないよということはかなり忘れるんですよ。後になって、あいっと思うことも多いものですから、そういう少なくとも今、こういう早急な手続が必要なんですね。

ですから、那覇市においては、企画関係の部署が関係課を集めてやろうやということで取り組んだわけなんですよ。ですから、ここは第１、第２庁舎に分かれているから、第１庁舎行って、第２庁舎行ってという感じになってやるものですから、やっぱり手間暇かかるんですよ。１回には恐らくどんなに説明しても難しいと思うんですね。

ここで、おっしゃっているのは、そういう後期高齢者医療とかあるんですけれども、できるだけ、スムーズに手続を行えるように努めていると言っているんだけれども、例えば住民生活課に来て、お年寄りが来て、連れ合いが亡くなったとします。お年寄りは子どもがいなければとても困るんですよ。例えば事例ですけれども、住民生活課行って申請しますね。そして、この答弁によりますと、例えばそういう手続、法務局管轄の相続等の手続に関する資料を配付し、今後必要となる手続についてお知らせしていますとなっているんですけれども、当事者にすれば大変なことなんですよ、これ。あんた法務局に行ってちょうだいと言ったりして。ですから、やっぱりもうちょっと、法務局は別問題ではあるんですけれども、やはり各担当が一斉になって住民サービスをやっていこうと、住民にあまり負担をかけないようにしようと言えば、鶴の一声でできると思うんですよ。これはもうやる気の問題だと思うんですね。要するに住民があっち行ってこっち行ってじゃなくて、一遍に、例えば、そこは主導権がどこが握るか分かりませんけれども、例えば住民生活課だったら住民生活課、那覇市の場合だったら、ハイサイ市民課というのがあって、この方が、電話来て、役所に行きたいんだけれどもと言ったら、じゃ、いついついらしてくださいと言って、この人が

来て、そうして、こういうこの人の話を聞いて、じゃ、あなたはこういう申請が必要ですよということで、じゃ、３日後に来てくださいということで、そして、またこの方３日後に来たら、もうこのハイサイ市民課というところは、ハイサイ市民課のおくやみコーナーの窓口なんですけれども、３日後に来て、全部書類を各課から取り寄せて、そして、そこでちょっと説明をして、その人は持ち帰って、再度来て、もう全部申請は終わるという形になるということなんですよ。

ですから、これは絶対住民サービスとして、基本的なことだと思うんですね、重要性。皆さん、これやる気がないと言ったら大変なことになりますよ。住民がこれ、誰のために仕事をしているんですかと言われますよ。

ですから、やはりこれを真剣に考えてほしい。やっぱり村民に負担がかからんように、そして、今言ったように、別に住民課がそばにあって、市民課がそこにあって、あっちの庁舎に移れば、国民健康保険課があって、福祉課があるでしょうという感じでやるんじゃなくて、やっぱりこれもどこかでまとめて、一括して説明もして、できるだけ早めにスムーズにするように、やっぱり悲しみの中にいたら、なかなか思いがつかないんですよ。心が重いんですよ。自分の親の戸籍がなくなるとか、すごい国民健康保険とか、そういうものから切り離されていくと本当につらいんですよ。書面上も。だから、やはり住民に寄り添うというのは、もうちょっと考えてほしい。

村長、これをぜひ私今すぐとは言いませんけれども、やる方向で考えてほしいんですけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変心の痛い提案でございます。ただ、いろんな使用頻度とか、そういったことも出てきます。那覇市の手法、北中城の手法とかあると思います。例えば今、那覇市のおくやみコーナー、課を設けてそこに人を配置する。じゃ、我々には、そこができなければどういった手法があるのかといった場合に、あれはコンシェルジュとか、そういったあたりも配置とかそういったことも可能だと思いますので、今、ちょっと大変な亡くなっていろんな手続等が出てきますので、確かにおっしゃるとおりで、それについて、我々が行政として、北中城村の規模として、どういったことが可能なのか、今、じゃ、関係課を集めてそういう話合いはしっかり持っていきたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

ぜひやる方向で、やるかやらないかを検討するんではなくて、やる方向を検討してほしいんですけれども、再度お伺いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

北中城のスタイルで、やれる方向で進めていきます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それぞれの各市町村では事情もあるでしょうから、できる範囲でできるだけ村民に負担をかけないように、ああ、役所に来てよかったと言えるような、福祉の向上、住民サービスに努めてほしいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって一般質問は全て終了しました。

議員諸君、執行部の皆さん、並びに傍聴の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

午後　４時３２分　散会

令和４年第３回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和４年３月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和４年３月24日　午前10時17分		議長	名幸利積	
	閉会	令和４年３月24日　午後０時03分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番		
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員	喜屋武すま子				
	１０番議員	比嘉義弘				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	仲村静香				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則	教育長	徳村永盛		
	副村長	大田繁	教育総務課長	玉栄治		
	総務課長	喜納克彦	生涯学習課長	與儀光敏		
	企画振興課長	仲本正一	建設課長	安次嶺正春		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武のり子	学校教育指導主事			
	上下水道課長	伊佐秀樹				
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第５号

令和４年３月２４日（木曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１	議案第４号	北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	委員長報告、質疑、討論、決定
２	議案第７号	北中城村公営墓地基金条例の制定について	〃
３	議案第１１号	北中城村通学バス基金条例の制定について	〃
４	議案第１７号	令和４年度北中城村一般会計予算について	〃
５	議案第１８号	令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算について	〃
６	議案第１９号	令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について	〃
７	議案第２０号	令和４年度北中城村水道事業会計予算について	〃
８	議案第２１号	令和４年度北中城村下水道事業会計予算について	〃
９	同意第１号	北中城村教育委員会委員の任命について	質疑、委員会付託省略、討論、決定
１０	報告第３号	専決処分事項の報告について（安谷屋第２地区ファームポンド施設整備工事第２回変更契約）	報告
１１	陳情第4-4号	県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情について	委員長報告、質疑、討論、決定
１２	意見書第２号	県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書について	即決
１３	決議第２号	ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議について	〃
１４	意見書第３号	ロシア連邦のウクライナ侵攻に対し、日本政府に外交努力と人道支援を求める意見書について	〃
１５	決議第３号	閉会中の議員派遣に関する決議について	〃
１６		閉会中の継続審査及び調査の申し出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時１７分）

日程第１．議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第１．議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。

令和４年３月７日、本委員会に付託されました議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月７日、９日、22日に開催され、７日、22日に稲福恭秀委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長、担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

第２条中の（１）、（２）、（３）のそれぞれの金額と根拠はとの質疑に対し、賠償責任となった行為の日を含む会計年度に支給される扶養費、住居手当、通勤費を除く給与の一会計年度当たりの相当額。現在の村長に対していえば仮に月給額が55万円とすると、この額に12か月を乗じ、さらに６を乗じた額が免責の金額となる。根拠としては地方自治法施行令第173条第１項第１号の規定にあるとの答弁。

第２条中の重大な過失がないときとあるが、明確な規定等はあるのかとの質疑に対し、明確な規定はない。一般的には裁判所の判決、監査委員の勧告等を踏まえケースごとに判断していくとの答弁。

この条例の制定は任意となっている。村が今回提案する理由はとの質疑に対し、住民監査請求や住民訴訟をめぐる課題として、長や職員の損害賠償責任について、個人責任として過酷である等の問題を解決し、萎縮効果を軽減させ、軽過失における損害賠償責任の追及の在り方を見直す必要があるためとの答弁。

損害賠償請求が起こらないようにするために村はどのような対策を行っているのかとの質疑に対し、公務員の法令遵守や倫理観に対する研修は採用時、中堅職員、管理職員に対し常に行っているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第４号　北中城村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２．議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第２．議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定について。

令和４年３月７日、本委員会に付託されました議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月７日、９日、22日に開催され、７日、22日に稲福恭秀委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長、担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

第２条中のその他収入金とはどのような収入かとの質疑に対し、公営墓地条例第18条第３項にある使用許可証の書換えや再交付のときの事務手数料、第24条の過料に当たるとの答弁。

この条文中全部または一部としている。一部とする理由はとの質疑に対し、収入が多ければ一部、少なければ全部。また、今後の支出で消耗品や光熱水費等がある。この費用に充てるため全部または一部としているとの答弁。

第７条中の村長が別に定めるとはどういったものを定めるのかとの質疑に対し、現時点においては特に定める予定はないが、金融機関へ預けるほかに安全でかつ確実な管理の方法があれば規則等で定めていくことになる。第３条の管理に関する委任を表しているとの答弁。

第３条の管理だけではなく、第２条の積立てに対しても曖昧な部分がある。職員が明確な判断で事務ができるように規則で全部または一部の要件を明確にすべきではないのかとの質疑に対し、新しい基金条例なので今後数年は使用料全てが基金に入ると想定している。今後のために財政担当とも相談しながら検討していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で附帯意見を付して原案を可決すべきものと決定いたしました。

附帯意見。

条例の制定に関しては地方自治法の規定に照らしても問題ない。しかし、規則で定めないと今後の管理運用に対し曖昧にならないか危惧するところがある。委員会で指摘された内容や、もう一度各条文に対し規則で定める必要がないか精査検討を行い、早急に規則を制定する必要がある。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わりま

す。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

本案は委員長の報告のとおり附帯意見を付して決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第７号　北中城村公営墓地基金条例の制定については、委員長の報告のとおり附帯意見を付して可決されました。

日程第３．議案第１１号　北中城村通学バス基金条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第11号　北中城村通学バス基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

読み上げて報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

議案第11号　北中城村通学バス基金条例の制定について御報告いたします。

令和４年３月７日、本委員会に付託されました議案第11号　北中城村通学バス基金条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月７日、９日、22日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

第１条、今回基金を設置しているが目標額と期間を設定しているかとの質疑に対し、中学校通学バス理事会における積立金及び令和２年度までの運営費残額を会の解散に伴い基金に積み立てることを想定し、現時点では目標額と期間を定めていないとの答弁。

目標額を設定しないと今後の運営の仕方が変わってくると思うが、どのように考えているのかとの質疑に対し、スクールバス検討委員会の中でいろいろな方法等を考えていく上で、今後答申という形になる。まだ検討段階で、有償か無償かも含めた形で検討を進めているとの答弁。

島袋地区の解散に伴い残額を基金に積み立てるとの答弁だが、実際は幾らあるのかとの質疑に対し、残高は1,371万4,612円との答弁。

島袋地区の運行は１年でどれくらいの経費がかかるのかとの質疑に対し、400万円程度かかっているとの答弁。

運転手の報酬、バスの修繕など維持管理費も含めての金額なのかとの質疑に対し、全て含んでいるとの答弁。

第２条、基金として積み立てる額は毎会計年度の一般会計歳入歳出予算で定めるとあるが、積み立てる金額は幾らか。また、ほかに基金に充てられる収入等があるかとの質疑に対し、通学バス（スクールバス）運行については現在検討委員会において審議中であるため定期的な基金の積立額及び収入については決まっていないとの答弁。

村長の提案理由としては、村立幼小中学校児童生徒の交通の利便を図り、通学の安全を確保すると言っていたが、実際には島袋地区だけが運行している。村長は議会でも村全体を網羅していくと答弁しているが、検討委員会ではいつ

までに答申を出すのかとの質疑に対し、令和４年度は検討委員会を３回予定している。３回の中で委員の皆様が回答を出せるのであれば、令和５年度の予算にはスクールバスの何らかの予算検討ができると思う。最終的な期間は定めてない状況であるとの答弁。

村長の政策の公約でもある島袋地区のスクールバスについて議会でも質疑があり、村全体を進めていくという答弁もあった。４年間の任期の中で答申時期を定めるべきだと思うがとの質疑に対し、令和４年度の検討委員会３回目で答申を出せるよう努力していきたいとの答弁。

実際検討委員会ではどういうものを議題として取り上げているのかとの質疑に対し、無償か有償か、そして運行する地域はどこにするか、利用する生徒の人数の把握、それに必要なバスの台数等を検討しているとの答弁。

令和４年度は３回の検討委員会を開催するとあるが、回数を増やして村長が任期のうちにどういう判断をするのかとの質疑に対し、運行について調査研究しながら会を開いている。３回で結論が出なければ、報酬等を補正予算で上げて回数を増やせるようにしたいと考えているとの答弁。

現在の検討委員会のメンバーは何人でどういう人たちかとの質疑に対し、人数は12人で、委員は美崎自治会長、熱田自治会長、屋宜原自治会長、瑞慶覧自治会長、大城自治会長、北中城団地自治会長、北中城中学校校長、北中城小学校校長、北中城小学校父母教師会会長、北中城中学校父母教師会会長、教育総務課長、主任指導主事を委員としているとの答弁。

第６条、村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとあるが、利率の算定方法は決まっているのかとの質疑に対し、第６条の趣旨のとおり、財政上必要がある場合に備えての条文ですので現時点では利率の算定方法等の運用については決まっていないとの答弁。

過去に村で基金を使って利息をつけて返した事例があるのかとの質疑に対し、事例は聞いたことがないとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号　北中城村通学バス基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第11号　北中城村通学バス基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４．議案第１７号　令和４年度北中城村一般会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第17号　令和４年度北中城村一般会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員長。

○一般会計予算審査特別委員長（喜屋武すま子議員）

それでは、読み上げて報告したいと思います。

議案第17号　令和４年度北中城村一般会計予算について。

令和４年３月７日、本委員会に付託されました議案第17号　令和４年度北中城村一般会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月８日、３月10日、３月11日、３月23日に開催し、８日に稲福恭秀委員、山田晴憲委員が欠席、23日に稲福恭秀委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、１款２項１目固定資産税が対前年度比で1,939万5,000円減額の理由はとの質疑に対し、固定資産税の減額の主な要因は、事業閉鎖による償却資産税の減少や新型コロナウイルス感染症に係る特例措置による減免によるものとの答弁。

７款１項１目１節消費税交付金が対前年度比で7,480万円の増額になっている理由はとの質疑に対し、県からの通知を基に計上しており、増となった要因は、次年度の地方消費税の税収見込額が増となったことによるものと思われるとの答弁。

13款１項１目地方交付税、特別交付税が対前年度比で500万円の減額になっている理由はとの質疑に対し、特別交付税の当初予算計上においては、前々年度（令和２年度）の実績額１億600万円を基に計上しており、単純に令和元年度実績額１億1,100万円との差額となるとの答弁。

15款１項１目３節保育費負担金が対前年度比で1,079万円減額になっている理由はとの質疑に対し、当該負担金の対前年度比1,079万円の減の内訳については、３節保育費負担金が860万7,000円の減、５節介護保険事業費負担金が218万3,000円の減となっている。主な項目としては、保育所利用者負担金（保育料・法人）が893万8,000円の減となっている。保育費負担金については、村が徴収する保育料である。認可保育園のつなぐ保育園及びライカム煌保育園が令和４年度より認定こども園へ移行する予定であり、移行後の保育料は各園が保護者から直接徴収するため当該予算の負担金が減額されているとの答弁。

23款３項２目１節村民体育館土地賃貸料が対前年度比で増額になっている理由はとの質疑に対し、体育館土地賃貸料に消費税相当額を計上したことにより増額となっている。あわせて歳出も消費税を含めて計上しているとの答弁。

23款３項２目１節諸収入の雑入32万5,000円の内容はとの質疑に対し、しおさい市場のパソコン賃借料及び建物火災保険料の返金分。指定管理料に含まれている項目であるが、両契約とも契約先の事情により村が契約者となっているため、指定管理者名では契約者の変更ができなかったことから村が代払いし、その分を指定管理者が村へ支払うこととして雑入として計上しているとの答弁。

歳出、２款１項５目12節コミュニティバス運行業務委託料の内容はとの質疑に対し、コミュニティバス運行業務委託料2,680万4,000円は、バス運転手に係る人件費や車両の燃料費、自動車任意保険料、維持管理手数料が主な内容との答弁。

２款１項５目16節キャンプ瑞慶覧ライカムロウワープラザ地区用地取得費の内訳はとの質疑

に対し、用地取得費2,333万3,000円は、特定駐留軍用地に指定されているキャンプ瑞慶覧ライカムロウワープラザ地区の公共用地先行取得に必要な費用を計上している。内訳として、先行取得する面積として公表している１万1,000平方メートルのうち、残り425平方メートル相当分の取得費用となっているとの答弁。

２款１項５目18節北中城村地域公共交通会議負担金の内容はとの質疑に対し、次年度に地域公共交通計画の策定を計画している。当計画は、地域公共交通会議において策定しなければ国交省補助の対象とならない。計画策定業務委託料相当額を負担金として計上しているとの答弁。

２款１項14目１節会計年度任用職員報酬（米国統治期調査）の調査内容はとの質疑に対し、本事業は、本村が米国の統治下にあった時期の資料、主に公文書類の統計情報、図面等を含んだ調査をし、その成果をまとめて冊子を発刊するものである。当該期の資料収集については、これまでに断続的に実施してきたが、まだ村役場書庫や沖縄県公文書館に本村に関する公文書類が相当量収蔵されていることが分かっている。これらの収集、分析、活用などは従前からの課題となっている。今回、一括交付金を活用し実施するものであるとの答弁。

この調査は村史編さん業務の流れで行うのかとの質疑に対し、今回この事業で上がったものは村史の戦後編へ活用する。また４年後に戦後80周年、その翌年には立村80周年を迎えるので、その周年事業に活用する予定であるとの答弁。

３款１項１目27節社会福祉総務費、その他繰出金8,000万円の内容についてとの質疑に対し、当該繰出金については、国民健康保険における赤字解消のため、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰出金となっているとの答弁。

３款１項３目18節北中城村シルバー人材センター運営補助金740万円の内容はとの質疑に対し、当該補助金については令和３年12月21日付で北中城村シルバー人材センター設立準備会会長からの要請に基づき村で内容を精査し、当該センター設立後の運営費として補助する予定の予算である。主な内容は、事務局職員２人分の人件費、刈払機やチェンソー等の什器備品及び機器のリース等に係る賃借料であるとの答弁。

３款２項２目13節保育所費、賃借料24万9,000円の内容はとの質疑に対し、当該賃借料については、喜舎場保育所における老朽化した調理設備ガス式スチームコンベクションオーブンの入替えに伴う賃借料となっている。これまでは、当該調理設備を備品購入し、メンテナンスや修理が必要な際には、その都度予算措置を行っていた。定期的なメンテナンスの実施や修理が無償で受けられるほか、次期の設備入替えの際にも速やかな更新が可能となるため、リース方式へ移行するものであるとの答弁。

３款２項２目14節保育所費、日よけ屋根設置工事の工事箇所と工事内容はとの質疑に対し、当該工事については、喜舎場保育所における本棟と別棟保育室の間の通路に新たに日よけ屋根を設置工事するものである。これまで別棟との往来には屋根が設置されていなかったため、雨天時には転倒の恐れがあり、令和３年度沖縄県による保育所指導監査においても入所児童の健康面及び安全性の確保のため雨よけ対策を施した通路を整備するよう改善が求められていたとの答弁。

３款２項２目18節特定教育・保育施設運営負担金（施設型給付）が対前年度比で２億1,043万1,000円の大幅増になっている理由はとの質疑に対し、特定教育・保育施設運営負担金については、認可保育施設、地域型保育施設、認定子ども園の運営に係る負担金である。施設型給付に係る負担金の増額については、認可保育園のつなぐ保育園及びライカム煌保育園が令和４年度に認定こども園へ移行するのに伴い、当該負担金も認可保育所の区分より施設型給付へ組

み替えたためであるとの答弁。

４款１項６目12節公営墓地管理委託業務の内容はとの質疑に対し、公営墓地管理委託業務の内容は、施設の鍵の開け閉め、来園者の管理、パンフレットの案内、環境整備、公営墓地利用者の対応、担当課との調整を想定しているとの答弁。

委託料の積算内容はとの質疑に対し、１人4,999円掛ける２人掛ける308日で積算しているとの答弁。

勤務体制はどうなっているかとの質疑に対し、月曜日休日で午前９時から午後５時までの勤務。１日１人５時間で途中交代の２人体制であるとの答弁。

４款２項１目12節北中城村資源ごみ収集業務委託料積算要領作成業務の内容はとの質疑に対し、資源ごみの収集業務委託料積算業務要領とは、人件費、維持管理費やその他経費、ごみ量等を総合的に判断してごみ収集に係る歩がかりを算出し、どれくらいの経費がかかるのかを判断するための資料を作成する業務であるとの答弁。

５款１項３目12節しおさい市場指定管理委託料について、経営状況はとの質疑に対し、指定管理期間３年のうちの２年目の委託料であり、税込1,000万円を計上している。指定管理者は年度途中に５人の継続雇用者のうち４人が希望退職したことにより、新規に４人を雇用し運営している。令和２年度においては、販売網や取扱品目（酒類販売許可取得等）の拡大、拡充を図っている。併行して移動販売にも力を入れ、この取組により会員農家の方より不定期もしくは少量であっても買取りできるように努力している。しおさい市場職員も会員農家の方の畑を訪ね、市場情報の交換等も村営農指導員と協力しながら行っている。現在はまだコロナの影響もあり、当初計画していた地域に接する販売、広報活動等がまだ十分に行えていないため、新年度は会員の方から要望のある６次商品開発についても検討していきたいとの答弁。

指定管理委託する際に、規則で４半期ごとに地産地消出品者協議会の運営委員会へ経理報告を行うことになっていると思うが、報告されているかとの質疑に対し、継続して農林水産課へ報告されているが、運営委員会の要綱にはいまだ方針がなくて、情報提供できてない状況である。要綱の更新も含めて早期に対応するとの答弁。

５款１項５目16節公有財産購入費、補助事業3,000万円の内容はとの質疑に対し、安谷屋第２地区かんがい施設整備事業（貯水池工事）における貯水池予定地の未取得用地の購入費。貯水池に必要な用地の一部で相続登記作業が必要となったことから購入できていない状況である。海外を含めて14人の相続関係人と調整を行い、国内９人の方とは相続の了承を終え、残り国内１人、国外４人と交渉を継続しているとの答弁。

５款２項１目12節森林環境保全委託料の内容はとの質疑に対し、村社協の近く、仲順側斜面のふれあいの森の育樹事業約2,400坪であり、下草刈りを行う業務である。森林環境譲与税を北中城村森林整備促進基金に積み立てて事業に充てているとの答弁。

５款２項１目12節アカギ褐変被害対策委託料の内容はとの質疑に対し、村の名木に指定されているアカギの伐採及び害虫防除。県内で広がっているヨコバイによるアカギの褐変被害について、村の名木に指定されている３箇所（仲順児童公園、島袋区内、安谷屋区内）についても被害が確認されており、その対策として枝の伐採、薬剤注入を予定しているとの答弁。

５款３項１目12節ＥＭブロック作成設置業務（アーサ養殖場環境対策）、アーサ養殖場環境モニタリング調査業務委託料の内容はとの質疑に対し、ＥＭによる土質改善効果でアーサ養殖場の底部に堆積する砂層に混在する不純物など

を軽減、浄化し、アーサの収穫量の増加に寄与できるかを調べ、その効果を検証するための業務であるとの答弁。

６款１項３目18節ウェルネスツーリズム委託料の内容はとの質疑に対し、女性長寿日本一の北中城村の地域ブランドを活かしたウェルネスツーリズムの構築を目的に次の取組を行うことで村内誘客の促進を図っていく。１．世界遺産中城城跡を活用したウェルネスイベントの開催年２回、２．ウェルネスワークショップ開催年５回、３.ウェルネスモニターツアーの実施との答弁。

６款１項３目18節北中城村観光協会補助金の補助内容はとの質疑に対し、補助金の内訳として事務局長、事務局次長人件費、観光協会事務所賃借料、税理士、弁護士顧問料となっているとの答弁。設立から５年経過し、補助金1,400万円に加え、事業委託も請けているが、経営収益の推移は確認できているかとの質疑に対し、経営の中身に関しては確認できていないとの答弁。

収益によって自立を促し、後に補助金の減額につながると思うが、担当課として今後どう考えるかとの質疑に対して、令和３年度の４月から観光協会との情報共有を図る目的で月１回定例会を設けている。今後はその定例会の中で経営状況も含めて話し合いしながら、よい状況に持っていけるように努めるとの答弁。

７款２項１目12節村道除草作業委託料が対前年度比で95万1,000円増額になっている理由はとの質疑に対し、前年度まで補正予算により対応していた分を当初予算の範囲で確保したもので、実施内容の対象範囲等は従来と同じであるとの答弁。

７款２項２目12節村道仲順ライカム線調査測量設計、村道喜舎場荻道線歩道設計業務、熱田地区排水路実施設計業務の内容はとの質疑に対し、村道仲順ライカム線のうち、路面の凹凸などにより車両の走行に支障があると思われる区間約300メートル、沖縄中央療護園入り口付近から居酒屋吉嶺付近で舗装及び路盤の補修工事を行うほか、その附帯工事として、補助事業対象外の排水施設の集水ますの補修を合わせて実施する。また、工事に先立ち状況調査及び測量、設計を行う。村道喜舎場荻道線では、一部歩道が未整備約30メートルとなっていたが、用地取得の目途がついたことから整備に向けて設計業務を行うものである。熱田地区排水路については、村道熱田30号線熱田公園から国道329号までの間にある横断水路５箇所で劣化が生じており、水路の改修工事を行う。また、工事に先立ち実施設計を行うとの答弁。

７款３項１目12節ライカム地区用途及び地区計画変更支援業務、アリーナ用地取得支援業務の内容はとの質疑に対し、アリーナ建設予定区域内に散在する買収済用地と未買収用地をそれぞれ集約整理するための作業を用地取得支援業務として実施する。また、未買収用地については、今後民間開発が行われることになるのを踏まえ、適正な都市計画が図られるよう用途及び地区計画、都市計画の変更を行うため、その手続に必要となる資料の作成等について支援業務を実施するとの答弁。

７款３項１目12節令和４年度大規模盛土造成地変動予測調査業務の内容はとの質疑に対し、国土強靭化の取組の一環として、大規模盛土造成地等において安全性の確認、把握等を実施することが国から求められており、県による一次スクリーニング（地形の改変状況等）の結果、村内ではライカム地区の一部で二次スクリーニングの対象とされたことから、現地状況や地質情報等を基に整理を行うと答弁。

７款３項３目14節しおさい公苑バックネット改修工事、イームイ公園遊具設置工事の内容はとの質疑に対し、しおさい公苑のバックネットは支柱の腐食が確認され、安全性が確保できな

いことから令和３年度に撤去した状況で、野球競技等の利用に支障が生じているため、早期の復旧を図るものである。イームイ公園の遊具についても、点検の結果、腐食等による危険性が危惧されたことから撤去しており、早期に復旧を図るものである。なお、新たな遊具としては、現在、複合型すべり台とブランコの設置を予定しているとの答弁。

９款２項１目12節小学校費、学校施設維持管理(剪定・除草・営繕)業務委託の内容はとの質疑に対し、父母教師会の美化作業で処理することが困難な木々の剪定等や学校施設に係る修繕等を想定しているとの答弁。

９款３項１目12節中学校費、スクールバス運行委託料の内容はとの質疑に対し、島袋地区中学校通学バス運行に関する業務を外部委託するものとなっているとの答弁。

９款３項１目13節中学校費、校務支援システム使用料の内容はとの質疑に対し、校務支援システムは、校務情報を集約し共有することにより効率的な校務処理が可能となる。システム導入により多忙な教職員の業務負担を軽減し、児童生徒に必要な指導を行うことができるツールとして活用されるものであるとの答弁。

令和４年度各種団体補助金（全般）について、令和２年度決算審査報告の附帯意見を令和４年度に活かせているかとの質疑に対し、附帯意見を受け、各種団体に対し各団体の会則及び規模などを精査し、補助金額の根拠を明確にすること及び未執行分については返還を求めることを伝えているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号　令和４年度北中城村一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第17号　令和４年度北中城村一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第17号　令和４年度北中城村一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５．議案第１８号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算について。

令和４年３月７日、本委員会に付託されまし

た議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月９日、14日、22日に開催され、22日に稲福恭秀委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、１款１項１目一般被保険者国民健康保険税が対前年度比1,573万2,000円減額の理由はとの質疑に対し、節で見ると各項目で増減があり、主な減額の要因として所得割額の約1,700万円の減額となっているとの答弁。

所得割額が減額した理由はとの質疑に対し、所得に対して聞き取りは行っていないので明確な理由は分からないとの答弁。

所得が下がり保険税も減額した、国からの手当はあるのかとの質疑に対し、令和４年度の赤字見込額の算定は２年後の特別調整交付金で補塡されるとの答弁。

国民健康保険特別会計の一般会計からの赤字補塡は、コロナ渦の中で赤字になったわけではなく、今まで続いている。この状況を解決するために各市町村の状況はどのようになっているかとの質疑に対し、平成30年度に県の統一化により県から各市町村に標準税収額が示されているが、村はこの標準額より低く抑えて徴収している。試算等準備はしているが、今後社会状況など難しい課題もあり、動いていない現状である。近隣市町村では宜野湾市が令和４年度から上げると聞いているとの答弁。

６款１項１目保険給付費等交付金が対前年度1,552万9,000円減額になっている理由はとの質疑に対し、１節の普通交付金が約320万円の減、２節の特別交付金の保険者努力支援が約835万円の増、特別調整交付金が約1,975万円の減、県２号繰入金が約119万円の減、特定健診負担金が27万円の増となっているとの答弁。

内訳の項目の詳しい内容はとの質疑に対し、保険者努力支援は特定健診の受診率、重症化予防の取組などどれだけ多くの事業を行っているかでもらえる金額が変わる。特別調整交付金は村民の総所得額の基準があり、基準額が全国平均より低ければ交付されるもので、令和元年度は1,000万円、令和２年度はゼロ円。この交付金は読めない部分が大きいので、令和４年度はゼロ円とした。ほかには、未就学の子どもの医療費等が影響される。県２号繰入金は県の交付金で県全体の事務処理で余ったお金が配分されるが、これも不明確な収入なので削減した。特定健診負担金は実績に応じた負担金になるとの答弁。

10款１項１目７節その他一般会計繰入金の内容はとの質疑に対し、赤字補塡のための繰入れ。例年は当初予算で減額され、９月の補正予算で計上していたが、令和４年度は当初予算からの計上であるとの答弁。

歳入欠かん補塡収入との違いはとの質疑に対し、予算調整の一つである。各市町村のやり方はばらばらで、北中城村では一般会計からの繰入金は決まっており、以前は療養給付費負担金という国から大きな補助金があった。それで歳入歳出を調整していたが、それがなくなり、最近は歳入欠かん補塡収入でも足りない分を９月の補正予算で計上していたが、今回は当初予算で計上しているとの答弁。

他会計繰入金と歳入欠かん補塡収入を足したものが赤字額と捉えてよいかとの質疑に対し、歳入欠かん補塡収入は予算作成時の調整額で、５月に専決処分する前年度繰上充用金とその他一般会計繰入金が単年度の赤字額になるとの答弁。

歳出、１款１項１目11節レセプト２次点検処理手数料が対前年度比33万2,000円増額の理由はとの質疑に対し、令和３年度は１か月分のみ

計上し、その後補正予算で修正している。令和４年度の計上は通年の金額であるとの答弁。

３款１項１目18節一般被保険者医療給付費分の財源内訳が対前年度比で国・県支出金が減額、一般財源が増額になった理由はとの質疑に対し、基準年度の総所得額が全国平均より低いと交付される退職者医療制度廃止に関する交付金が約1,000万円の減額。一般会計の交付税措置が減額したことにより、財政安定化支援事業繰入金が805万1,000円の減額。これら特定財源の減額により一般財源が増額になったとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第18号　令和４年度北中城村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６．議案第１９号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第６．議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告します。

議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について。

令和４年３月７日、本委員会に付託されました議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、３月９日、14日、22日に開催され、22日に稲福恭秀委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、１款１項後期高齢者医療保険料の今後の見込みはとの質疑に対し、75歳到達人数が令和５年度188人、令和６年度215人、令和７年度221人、令和８年度216人、令和９年度215人と予測され、保険料の見込額も増加傾向になると見込んでいるとの答弁。

歳出、１款１項１目11節負担割合の変更による保険証の再交付、発送、広報によるとの説明だが詳しい内容はとの質疑に対し、全世代型対

応の社会保障制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、令和４年10月１日より一定の所得のある方の窓口負担割合が１割から２割に変更になる。そのため例年の年次切替え時の７月と負担割合変更時の９月の２回保険証の送付があり、リーフレットの作成も行う。全額後期高齢者医療広域連合の負担金として措置されるとの答弁。

１款１項１目12節委託料の内容はとの質疑に対し、納入通知書等の封入封緘委託料。今回の予算書に委託料のみの記載で内容が不明な状態になっている。今後不備がないよう注意するとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第19号　令和４年度北中城村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第７．議案第２０号　令和４年度北中城村水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第７．議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

読み上げて報告したいと思います。

議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算について御報告申し上げます。

令和４年３月７日、本委員会に付託されました議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月９日、14日、22日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

収入、１款２項３目消費税還付金が対前年度比172万5,000円減額の理由はとの質疑に対し、消費税還付金が前年度より減額となったのは、前年度営業費用に対して本年度営業費用が減少したことによるもの。水道事業会計においては、例年、課税仕入れ（費用）に係る消費税が課税売上（収益）に係る消費税より上回ったことにより還付となっている。令和４年度は課税仕入れ（費用）が減少したため、消費税の還付金も

減額を見込んでいる。なお、消費税の申告については会計事務処理が複雑なため税理士に委託しているとの答弁。

支出、１款１項２目配水及び給水費、委託料中、水道修理当番待機業務255万円の業務内容と積算方法はとの質疑に対し、平日夜間及び土日祝日閉庁日の水道施設漏水や破損事故等に速やかに対応するため、村内水道業者７社が輪番制により半月交替で待機することになっている。ただし、修繕があった場合は別途修繕費として考慮している。積算の方法として、沖縄県公共工事労務単価を基に算出しており、近隣市町村と比較しても平均的な単価となっているとの答弁。

１款１項２目配水及び給水費、賃借料中、その他賃借料59万5,000円の内容と積算方法はとの質疑に対し、その他賃借料については、土木積算システム賃借料33万4,000円と関連する積算用パーソナルコンピューター賃借料６万3,000円及び台風時等停電に備えて発電機賃借料19万8,000円となっているとの答弁。

１款１項３目総係費、委託料中、窓口業務310万3,000円の内容はとの質疑に対し、主に水道料金収納に関する窓口業務、開閉栓に関する業務を派遣業者と委託契約をし、派遣契約社員が行っているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第20号　令和４年度北中城村水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第８．議案第２１号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算について

○議長（名幸利積）

日程第８．議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

読み上げて報告したいと思います。

議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算について。

令和４年３月７日、本委員会に付託されました議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、３月９日、14日、22日、23日に開催し、全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

支出、１款１項４目総係費、委託料中、嘱託業務委託料613万8,000円の業務内容はとの質疑に対し、宅地から公共下水道ますへ接続するための排水設備工事申請に係る窓口業務及び書類審査、工事完了時における検査員補助と住宅建設等に伴う公共ます設置による設計、積算業務である。上記の業務については排水設備に関する知識、経験が必要なため、会社と委託契約を締結し、下水道排水設備責任技術者の資格を持った職員を派遣してもらうとの答弁。

１款１項１目管渠建設改良費、北中城村内汚水枝線工事の進捗状況はとの質疑に対し、令和４年度は、昨年度同様、島袋地内汚水枝線工事を実施する予定である。村内の公共下水道整備率は、全体計画面積611ヘクタールに対する共用開始済面積417ヘクタールであり、令和２年度末（令和３年３月）時点で68.2%となっているとの答弁。

場所はどの辺になるのかとの質疑に対し、今年度については美島通りの沖縄市寄りを予定しているとの答弁。

１款１項１目管渠建設改良費、島袋浸水対策事業の進捗状況はとの質疑に対し、島袋浸水対策事業については、令和２年度において３号調整池及び関連する比嘉雨水幹線改良工事が完了し、令和３年度から５号調整池整備に向け現在ある仮設調整池付近の２筆の用地買収及び地盤改良予定箇所の磁気探査（鉛直探査）を実施した。令和４年度については、５号調整池予定地にある住宅の物件移転補償を予定し、不動産情報も提示し交渉を行っているとの答弁。

５号調整池の土地はもう全て買収済みかとの質疑に対し、必要な土地は４筆で、２筆は令和３年度において買収済みである。残りの２筆については住宅移転が伴うので、それを先に保障しなければ買収できないとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第21号　令和４年度北中城村下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第９．同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第９．同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）　　について。

同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命

同意第１号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住　　所　　北中城村字荻道

氏　　名　　城　間　健　二

生年月日　　昭和３０年生

令和４年３月２４日　提出
北中城村長　　比　嘉　孝　則

提案理由

北中城村教育委員富永一也氏の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、令和４年４月１日付けで教育委員を任命するため。

略　　歴　　書

住　　所　　北中城村字荻道
氏　　名　　城　間　健　二
生年月日　　昭和３０年生

学　　歴

昭和５５年　３月　　国立琉球大学教育学部　卒業

職　　歴

昭和５５年　４月～平成１５年　３月　　沖縄県内公立小学校教諭
平成１５年　４月～平成２１年　３月　　沖縄県内公立小学校教頭
平成２１年　４月～平成２８年　３月　　沖縄県内公立小学校校長

その他の経歴
平成２８年　４月～平成３０年　３月　　北中城小学校学習支援ボランティア
平成２９年　４月～平成３０年　３月　　北中城小学校学校評議員
平成３０年　４月～令和　２年　３月　　北中城小学校学校関係者評価委員
令和　２年　４月～現在　　北中城中学校個別学習支援ボランティア
令和　３年　４月～現在　　普天間第２幼稚園学校評議員

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第１号　北中城村教育委員会委員の任命については、同意することに決定されました。

日程第１０．報告第３号　専決処分事項の報告について（安谷屋第２地区ファームポンド施設整備工事第２回変更契約）

○議長（名幸利積）

日程第10．報告第３号　専決処分事項の報告について（安谷屋第２地区ファームポンド施設整備工事第２回変更契約）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第３号　専決処分事項の報告について（安谷屋第２地区ファームポンド施設整備工事第２回変更契約）。

報告第３号

専決処分事項の報告について
（安谷屋第２地区ファームポンド施設整備工事　第２回変更契約）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告する。

令和４年３月２４日　提出
北中城村長　　比　嘉　孝　則

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和４年３月１５日
北中城村長　　比　嘉　孝　則

記

１　工　　事　　名：安谷屋第２地区ファームポンド施設整備工事

２　原 請 負 契 約 額：￥７６，１２０，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥６，９２０，０００－）

３　第２回改定契約額：￥７７，０６６，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥７，００６，０００－）
原請負契約額を９４６，０００円増額する。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥８６，０００－）

４　契 約 の 相 手 方：北中城村字島袋６０２番地の１
有限会社　向陽技建
代表取締役　糸　満　俊　也

専決処分の根拠、それから改定契約の契約書、そして理由等については別添添付しております。お目通しをお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

今回、安谷屋第２地区ファームポンド施設整備工事におきまして94万6,000円の増額ということで専決処分されておりますが、その中身、詳細について、今改定契約書の中には工事変更の数量表であったり、そして横断図等々も添付されております。そして、この改定契約に至った主な理由を答弁求めます。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉議員の御質問にお答えいたします。

安谷屋第２地区ファームポンドの施設を今工事している場所につきましては、議員の皆様御存じかと思うんですけれども、その場所がもともと石灰岩の物質が表面を覆っているような場所でございました。もともと、設計におきましては床掘掘削工という工種で土工事を計画しておりましたけれども、土砂掘削として計上していた分が、実際現場を施工した際に岩、固い岩層が、予想以上に厚みがあって、これの岩掘削に通常の土砂掘削を変更したというのが一部ございます。それと併せまして、現地の施設におきまして電気の引き込み工事において引き込み柱、電柱です。これの施工が必要であるということで着工後に沖縄電力より申出がございまして、これを現地のほうで建柱を行う必要が出てきたのが主な増額の変更要因でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

今工事箇所におきまして、当初の想定されていない岩盤ということがあって、その工事について混乱を来しているという答弁だと思いますが、その設計の段階で、例えばそこを地質の調査するなり、いろいろと、ボーリングもですけれども、恐らくボーリングはこちら必要ないかと思うんですけれども、いろんな、鉄パイプを利用して、その土かぶりですか、それの調査等々というのは行っていないんですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

設計の前に、やはりこういった大きな躯体を設置する場所についてはボーリング調査を行って土質調査を行います。ただし、ボーリング調査というのは点で調査を行うものですから、このボーリング調査を行った以外の場所で掘削予定の場所のところに厚い岩層が確認できて、このために変更を余儀なくされたということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○１２番（比嘉義彦議員）

もちろんボーリング調査は点という形で、全てするわけではありませんよね。ですから、それとまた並行して、鉄球みたいなのを利用して、土かぶりというんですか、土かぶりの調査等々ができると思うんですが、その調査は行っていないということでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

この面積に対しての鉄筋の差し込みというか、

土質の調査につきましては、通常今私どもでは採用していないものですから、今回この現地においても行われてはおりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第１１．陳情第４－４号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情について

○議長（名幸利積）

日程第11．陳情第４－４号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

１．審査事件

陳情第４－４号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情について

２．審査経過

同陳情は、令和４年第３回３月定例会において、本委員会に付託された案件です。本委員会は、令和４年３月７日、１８日、２２日に開催し、７日、２２日に稲福恭秀委員が欠席の他は全委員出席のもと審査を行い、１８日には陳情者の「沖縄県腎移植患者ま一みの会」会長から陳情書提案の説明及び聞き取りを行いました。

３．審査結果

採　択

４．質疑内容及び審査意見

「来年度から泌尿科の医師が減員になるということだが理由は」との質疑に対し、「待遇や設備、環境が整った病院が県内にありそこに移っていく状況」との答弁。

「待遇などの違いとは」との質疑に対し、「給与の面では民間との比較は行っていない。勤務時間については医師の時間外勤務が１ヶ月５８時間で年次有給休暇も取りにくい状況」との答弁。

「看護師など医師をサポートする専門職の充実も大切だと思うがその状況はどうなっているのか」との質疑に対し、「看護師に限っての状況であるが２９人足りない状況、医師も看護師も負担が大きいのではないかと思う」との答弁。

「中部病院は医師の募集は行っているのか」との質疑に対し、「当然募集は行っているが、応募がないと聞いている」との答弁。

「軽症な患者を中頭病院、徳洲会病院、琉大付属病院やかかりつけ医等、逆に紹介し中

部病院の負担を抑える取組は行っているのか」との質疑に対し、「中部病院は基幹病院ということで症状の落ち着いた患者は内科を紹介していたが、患者の方が今まで見てもらっているからということでなかなか転院に応じてくれないことはよくある」との答弁。

「中部病院は赤字経営という話もあるこのようなことから縮小に向かっているのではないのか」との質疑に対し、「このような話も県議会議員の方にも話をしており委員会で質問してもらうことになっている」との答弁。

「県議会にも陳情を提出したと聞いているが何か情報はあるか」との質疑に対し、「３月１日の一般質問での回答ではロボット支援手術に関しては前向きな回答があったが、職員体制については食い違いが多いような印象」との答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本件については、採択し、沖縄県に医療体制の強化・充実を求める意見書を提出することを、全会一致で決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第４－４号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第４－４号については、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第４－４号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第１２．意見書第２号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書について

○議長（名幸利積）

日程第12．意見書第２号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

それでは、読み上げて意見書を提出いたします。

意見書第２号

県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和４年３月２４日　提出

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者：北中城村議会議員
喜屋武　すま子

賛成者：北中城村議会議員
山　田　晴　憲
伊　集　守　吉
上　間　堅　治

県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書

県立中部病院は沖縄県本島中部医療の基幹病院となっている。県民の命を守るセーフティーネットとしての役割は非常に高く、経済的困窮者に対しても分け隔てなく高度な医療、質の高いサービスを提供している。そのような中、令和４年４月より泌尿器科医が減員し１人体制になることになっている。泌尿器科は腎臓がんや前立腺がん、尿路結石等多くの手術や治療診察を抱えている。特に医療費の高額な腎不全による人工透析患者は全国的にも高い水準にあり、北中城村内においても国保加入者の人工透析患者が２１人、予備軍である慢性腎臓病該当者が１０６人おり見過ごすことの出来ない状況である。基幹病院である県立中部病院泌尿器科の医師が１人体制になることは、医師への負担が増すことは明白であり、夜間や休日、緊急の対応が困難な状況になり県民の命を守るセーフティーネットとしての役割が疎かになることを危惧して止まない。また、現在泌尿器科の標準治療となっているロボット支援手術も全国公立病院で唯一導入されておらず、充実した医療の提供や後進の育成も困難な状況である。

よって本村議会は県民、村民が安心して医療サービスが受けられるよう、下記の事項を強く要望する。

記

１．泌尿器科の医師の増員
１．ロボット支援手術の導入

１．機能強化に必要な財源は県の責任で確保すること

令和４年（２０２２年）３月２４日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

沖縄県知事

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第２号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第２号　県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第１３．決議第２号　ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議について

○議長（名幸利積）

日程第13．決議第２号　ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

決議第２号

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和４年３月２４日　提出

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者：北中城村議会議員
上　間　堅　治

賛成者：北中城村議会議員
安　里　道　也
喜屋武　すま子
比　嘉　盛　一
伊　集　守　吉
比　嘉　次　雄
比　嘉　義　彦
山　田　晴　憲
大　城　律　也
金　城　高　治

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期
停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

去る２月２４日にロシア連邦はウクライナへ軍事侵攻を開始した。市街地でも軍事作戦を展開し、多数の民間人にも犠牲が出るなど各国から非難が相次いでいる。

北中城村は、村民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。

そのような中、世界では今なお紛争や戦争が絶えず過ちを繰り返し続けており、今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻は許し難い蛮行で、強い憤りを覚えるものである。

また、国連常任理事国であるロシア連邦は国際紛争の平和的解決を実現するために尽力すべき立場にありながら、核の脅威のもとに武力行使を継続しており、国際法違反及び国連憲章に反する軍事行動は、国際社会の秩序を乱す脅威として強く非難するとともに、このような自国主義を推し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が世界に波及することを強く憂慮するものである。

よって、本村議会は先の大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の平和と

発展を希求し、非核宣言をおこなった北中城村の責務と、今回のロシア連邦のウクライナ軍事侵攻により、ウクライナの主権及び国民の命が脅かされている事態を憂慮し、強く抗議すると同時に、国際法にのっとり、国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求めるとともに、ロシア連邦が一刻も早く国連憲章に立ち返り、早期停戦し、ウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国としての義務を果たすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和４年（２０２２年）３月２４日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日ロシア連邦大使

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第２号　ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。決議第２号　ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議については原案のとおり可決されました。

日程第１４．意見書第３号　ロシア連邦のウクライナ侵攻に対し、日本政府に外交努力と人道支援を求める意見書について

○議長（名幸利積）

日程第14．意見書第３号　ロシア連邦のウクライナ侵攻に対し、日本政府に外交努力と人道支援を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

意見書第３号

ロシア連邦のウクライナ侵攻に対し、日本政府に外交努力と人道支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和４年３月２４日　提出

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者：北中城村議会議員
上　間　堅　治

賛成者：北中城村議会議員
安　里　道　也
喜屋武　すま子
比　嘉　盛　一
伊　集　守　吉
比　嘉　次　雄
比　嘉　義　彦
山　田　晴　憲
大　城　律　也
金　城　高　治

ロシア連邦のウクライナ侵攻に対し、日本政府に外交努力と人道支援を求める意見書

２０２２年２月２４日ロシア連邦はウクライナに対して軍事侵攻を開始し、現在もウクライナの多くの地域で戦闘が続いていることは、世界の人々の心に大きな影をおとしている。

ウクライナ国民を含む全世界のあらゆる人々は等しく平和に生存する権利を有しているが、この間ウクライナでは女性や子どもたちを含む多くの民間人が犠牲になり、ウクライナから近隣諸国に逃れた難民はすでに３００万人を超えたとされる。

北中城村は、村民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、世界にむけ恒久平和を希求し発信してきた経緯もあり、今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻は許し難い蛮行で強い憤りを覚えるものである。

日本国憲法前文に「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達することを誓う」とある。

本村議会は日本政府に対し、日本国憲法の理念を踏まえ戦争の停止終結に向けた積極的な外交努力とウクライナに対する人道支援及び周辺国に対する避難民支援に尽力されることを要望する。

同時に在日ロシア人を含めロシア政府の侵略に関わらないロシア人が偏見と差別の対象になることがあってはならない。日本政府及び国際社会に対し、ウクライナ人同様にロシア人の人権尊重に万全を尽くすことを求める。

令和４年（２０２２年）３月２４日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　内閣官房長官　外務大臣　法務大臣

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第３号　ロシア連邦のウクライナ侵攻に対し、日本政府に外交努力と人道支援を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第３号　ロシア連邦のウクライナ侵攻に対し、日本政府に外交努力と人道支援を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第１５．決議第３号　閉会中の議員派遣に関する決議について

○議長（名幸利積）

日程第15．決議第３号　閉会中の議員派遣に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

比嘉義彦議員。　　**○１２番（比嘉義彦議員）**

決議第３号

閉会中の議員派遣に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和４年３月２４日

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者　北中城村議会議員
比　嘉　義　彦

賛成者　北中城村議会議員
比　嘉　次　雄
伊　集　守　吉
比　嘉　盛　一
大　城　律　也
金　城　高　治
喜屋武　すま子
安　里　道　也
上　間　堅　治
山　田　晴　憲

閉会中の議員派遣に関する決議について

本議会は閉会中に、下記の諸研修会へ議員派遣することを決議する。

記

１．沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
（令和４年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）
２．中部地区町村議会議長会主催による議員研修会

（令和４年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

３．全国市町村研修財団が実施する市町村議会議員向け研修会

研修科目：議会議員特別セミナー

期　　間：令和５年１月１０日から１月１１日まで

場　　所：市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

４．本村議会主催による議員研修会

（令和４年度中に開催される諸研修会等）

令和４年３月２４日

沖縄県中頭郡北中城村議会

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第３号　閉会中の議員派遣に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。決議第３号　閉会中の議員派遣に関する決議については原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された閉会中の議員の派遣に関する決議の内容について及び日程等に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。日程変更等を要するときの取扱いは議長に一任されました。

日程第１６．閉会中の継続審査及び調査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第16．閉会中の継続審査及び調査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、建設文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程を全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には、長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長して心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって令和４年第３回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後　０時０３分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北中城村議会

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和４年第４回北中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　３月３０日（水曜日）
閉　会　　３月３０日（水曜日）　　会期　１　日間

月日	曜	会議別	開議時刻	摘　　要
３．30	水	本会議	午前10時	開　会 会議録署名議員の指名　会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉　会

令和４年第４回北中城村議会臨時会会議録

招集年月日	令和４年３月３０日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和４年３月30日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	閉会	令和４年３月30日　午前10時22分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番		
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	１１番議員	山田晴憲				
	１２番議員	比嘉義彦				
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	比嘉直也				
	議事係長	仲村静香				
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	比嘉孝則		教育長	徳村永盛	
	副村長	大田繁		教育総務課長		
	総務課長	喜納克彦		生涯学習課長		
	企画振興課長	仲本正一		建設課長		
	会計課長			農林水産課長兼農委事務局長		
	住民生活課長			健康保険課長		
	税務課長	喜屋武のり子		学校教育指導主事		
	上下水道課長					
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第１号

令和４年３月３０日（水曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１		会議録署名議員の指名	
２		会期の決定	
３	議案第２４号	令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）について	説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和４年度第４回北中城村議会臨時会を開会します。

開　会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、山田晴憲議員及び比嘉義彦議員を指名します。

日程第２．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第２．会期決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日１日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日１日間に決定しました。

日程第３．議案第２４号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第24号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第24号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）について御提案申し上げます。

議案第２４号

令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）について

令和３年度北中城村の一般会計補正予算（第９号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和４年３月３０日　提出

北中城村長　　比　嘉　孝　則

令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）

令和３年度北中城村の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１６，３９３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，９２５，０４６千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		14,457	25,638	40,095
	3　地方税等減収補てん臨時交付金	0	25,638	25,638
21 繰入金		301,348	△12,000	289,348
	2　基金繰入金	301,018	△12,000	289,018
23 諸収入		101,581	2,755	104,336
	3　雑入	99,580	2,755	102,335
歳入合計		9,908,653	16,393	9,925,046

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3　民生費		3,739,982	16,314	3,756,296
	2　児童福祉費	1,972,776	16,314	1,989,090
13 予備費		31,509	79	31,588
	1　予備費	31,509	79	31,588
歳出合計		9,908,653	16,393	9,925,046

詳細については、副村長が説明をいたします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田　繁）

それでは、私より、議案第24号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、過年度分の国庫支出金及び県支出金の確定通知による歳入及び歳出の増減と、それから新型コロナ対策関連の地方特例交付金の確定通知による補正となっております。

まず歳入につきまして、事項別明細書で御説明いたします。５ページをお願いいたします。

12款地方特例交付金、３項地方税等減収補てん臨時交付金、１目地方税等減収補てん臨時交付金2,563万8,000円の増につきましては、追加で交付されるものでありまして、固定資産税減収補てん交付金でございます。これは、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の減収の措置の減収分について全額交付されるもので、令和３年度限定の交付

金でございます。

続きまして、21款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金1,200万円の減額につきましては、歳入歳出差額を基金へ積み戻すための補正でございます。

続きまして、23款諸収入、３項雑入、２目雑入275万5,000円の増につきましては、令和元年度子育てのための施設等利用交付金の実績確定による追加交付分となります。内訳といたしまして、国庫分、国負担分が183万7,000円、県負担分が91万8,000円となっております。子育てのための施設等利用交付金は、幼児教育無償化に係る認可外保育施設利用分であります。事業費に対しまして、国が２分の１、県が４分の１交付されるものであります。

続きまして、歳出でございます。６ページをお願いいたします。

３款民生費、２項児童福祉費、２目保育所費、22節償還金利子及び割引料1,631万4,000円の増につきましては、先ほど歳入の諸収入で御説明いたしました子育てのための施設等利用交付金の令和２年度分の実績確定による返還金となります。内訳といたしまして、国庫分が1,087万6,000円、県負担金分が543万8,000円の返還となります。

７ページをお願いします。

13款予備費、１項予備費、１目予備費の補正につきましては、歳入歳出補正額の100万円未満の端数調整といたしまして７万9,000円の増としております。

今回の補正予算の内訳については以上となります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは質問いたします。

５ページ、歳入のほうです。

12款３項１目１節の地方税等減収補てん臨時交付金なんですけれども、これは確認なんですけれども、法人のみ、個人はそういった減税とかはなかったのかというのを確認です。

それと次に、同じページで23款諸収入、３項雑入、２目雑入、１節雑入です。実績ということで、収入、子どもの人数が増えたからということなんですけれども、これは令和元年度のなんですよね。先ほど、副村長の説明では、国２分の１、県４分の１、そうしたら、あと北中城村も４分の１負担しないといけないということなんですけれども、これがどこにどういうふうに処理されるのか。もう令和元年度は決算が終わっているんですよね。どういう処理になっているのかお聞かせください。

それと６ページ、これも同じような、歳出の３款民生費、２項児童福祉費、２目保育所費、22節償還金利子及び割引料なんですけれども、これ、５ページの収入のほうを含めてなんですけれども、新しく元年度に創設された制度ということではあるんですけれども、なぜ今この時期にそういった確定になっているのか。これは本来、月ごとなのかな、年ごとなのかな、ちゃんと保育所に対しての補助金という形で多分出ていると思うんです。大体の大まかな数字というのは、多分分かると思うんですけれども、この辺なぜ、元年度が今になっているのか。また２年度もまた今年になっているのか。３年度はどういうふうに処理されるのか。この辺もお聞かせください。

以上です。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

上間議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、固定資産税減収補てん特別交付金なんですけれども、こちらのほうは、新型コロナウ

イルス感染症対策地方税に関わるものでして、こちらは、中小企業等の家屋や償却資産並びに先端設備に該当する事業に供する家屋の固定資産税に関する特例措置なんですけれども、中小企業等という対象なんですけれども、法人だけではなくて、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人の事業主さんも対象にしているものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、５ページと６ページにございます子育てのための施設等利用交付金追加及び返納金に関する御質問に対してお答えいたします。

この制度は、議員の御質問にもございましたように、令和元年10月からスタートいたしました幼児教育・保育の無償化に係る分でございます。主な内容といたしましては、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用されている方は、認可という形を取っておりますので、精算とかその辺の数が把握しやすい状況ではございますけれども、今回の子育てのための施設等利用交付金に関する方たちにつきましては、認可外保育所であるとか、あるいは一時預かり、あるいは私立の幼稚園等を含めた形の、あくまで御本人というか、施設あるいは保護者からの申請に基づいて初めて把握できる状況でございまして、対象といたしましては３歳から５歳までのお子さんに関しては、上限３万7,000円まで無償化ということになりまして、ゼロ歳から２歳までは非課税世帯のお子さんが上限４万2,000円までを無償化とする制度でございます。

こういった令和元年10月にスタートした制度ではございますけれども、実績報告につきましては、特に令和２年度につきましては、令和３年６月に実績報告を行っております。その確定通知が来たのが、令和元年と令和２年度の確定通知が届いたのが、今月３月24日に村に届いたということになっております。それを踏まえまして、今回の補正予算の計上となっております。

財源といたしましては、国２分の１、県４分の１、市町村が４分の１ということになりますけれども、これに関しましては既に多くもらった分についてはまたお返しする、足りない分については補塡するという形になりますので、一般財源分については、既に一般財源のほうで補塡されているというような流れになっております。

いずれにいたしましても、今回の県からの確定通知が今月ということではございましたけれども、財源でありますように、元年度の実績報告確定が今年度に来たり、２年度の確定が今年度に来たりというような、新たに始まった制度で我々としても混乱して、どこで予算を組んでいいのかというのが、少々確認が遅れたというところは否めないところがございますので、本来であれば、県としっかりその状況を連携を取りながら対処していくものであったと思いますので、以後気をつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

まず初めに、固定資産のほう再質問しますけれども、個人の所有の中小企業さんが個人の所有なのか、会社の所有なのか分かりませんけれども、ただ、私が気になるのが、国保に入っている方も個人なんですよね、大体。北中城村は資産割も入れてやっていると思うんですけれども、先週の一般会計の予算のほうで、健康保険課の課長は、こういった税金は、収入が減ったからというのとか、そういった税金に関しては、税務課とは相談していないから、どういった形

で減収になったのか分からないということだったんです。だからこの辺、分かるかな、ちゃんと税務課と健康保険課としっかり連携を取れてやっているのか。もし、この補塡税がコロナに関係していて、そういった減税が健康保険加入者に対しても減税措置される可能性というのも多分あるのかなというのが、私ちょっと今気になって、対象が個人なのか、事業者なのかだけという形で聞いたんですけれども、この辺は、分かるかどうか分からないんですけれども、この辺ちょっと、できる範囲でお願いします。

あと、子育て施設等のものなんですけれども、本来、だから言っているように、単年度、１会計年度でしっかりやらないといけないというのが本来の在り方だと思うんですけれども、それができていない。ましてや元年度に関しては増えているから、本来、北中城村も払うべきお金がもっと増えていると思うんですよ。じゃないかな。この辺はちょっと分からないんですけれども、取りあえず、３年度もしっかりできるような形、１会計年度でできるような形で、しっかり決算が、今年度の出納機関の間にしっかりできるような形で県ともしっかり相談をしてやっていただきたいなというふうに思っていますので、この辺も少し、お答えください。お願いします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

上間議員の御質問にお答えいたします。

まず、国保での税率が下がったから、影響しているというお話なんですけれども、実際、国保との連携というのは実際はなく影響があるかもしれませんよという話合いは、してはいません。実際、給料とかを頂いている事業者さんとか、給与所得者の方は、村民住民税のほうが上がって、増収になっています。国保の課長とも話をしたんですけれども、国保に加入している方は、給与をもらっている方とかではなくて、実際に自分で事業をしてというところなので、村民税が上がっているから、国保も上がるというふうにはならないだろうという話もしています。給与以外の個人で仕事をしている方は、給与の所得には入っていないので、多分そこの、給与の所得じゃない方の収入が下がったというところで、国保のほうも下がったのではないかということは、考えられるんですけれども、実際どういった原因でというのは、把握はしていないです。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、子育てのための施設等利用交付金に関する御質問でございますけれども、特に福祉に関する補助金あるいは負担金事業につきましては、当初、ある程度の件数、金額を見込んで、年度単位での申請を行います。それで、３月までの実績分を確定いたしましたら、翌年度に実績報告という形を取るのが通常でございますので、その確定が、じゃ、いつになるのかというのは国・県の判断になりますので、正式に、我々がいつ確定されて、それの足りない分を補塡されるのか、あるいは多くもらい過ぎた分をお返しするのかという部分を、いつ返すのかという部分が、今回曖昧なまま、こういった形で予算確保が遅れたというような状況でございます。

ですので、国２分の１、県４分の１の財源につきましては、もう既に決まっておりますので、村が負担する４分の１に関しましては、実績報告に基づいて行われますけれども、状況としては変わらない。足りない分は国・県から補塡されますし、多くもらい過ぎた分は返すという形になりますので、実績に基づくという考え方からすれば、市町村の負担が増えたり減ったりす

ることはございませんので、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第24号　令和３年度北中城村一般会計補正予算（第９号）については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。これをもって令和４年第４回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前１０時２２分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北中城村議会

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿